

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年6月24日

【中間会計期間】 自 令和6年10月1日 至 令和7年3月31日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)
エイドリアン・ウェント (Adrian Went)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands, Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善
弁護士 海江田 光
弁護士 奥村 文彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注)1. 別段の記載がある場合を除き、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「当行」および「ANZBGL」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行 (Australia and New Zealand Banking Group Limited) を意味し、「ANZ」、「当グループ」または「ANZBGLグループ」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行とその子会社を意味し、「ANZGHL」とはANZグループ・ホールディングス・リミテッド (ANZ Group Holdings Limited) を意味し、「ANZGHLグループ」とはANZグループ・ホールディングス・リミテッドとその子会社 (ANZ BH Pty Ltd、ANZBGL、ANZ Group Services Pty LtdおよびANZ NBH Pty Ltdを含む。) を意味する。別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、「ANZグループ」とは、() 2023年1月3日以前については、オーストラリア・ニュージーランド銀行とその子会社、および() 2023年1月3日以降については、ANZGHLとその子会社を意味する。
2. ANZBGLの事業年度は9月30日に終了し、半期は3月31日に終了する。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、2024年9月30日に終了した事業年度は「2024年度」、「2024事業年度」、「2024会計年度」、「2024年9月終了年度」または「2024年9月30日終了年度」、2025年3月31日に終了した半期は「2025年3月半期」、「2025年3月31日終了半期」または「当期」と言及される。その他の事業年度および半期についてもこれに対応する記載によって言及される。暦年に関する言及はその通りの意味を持つ。
3. 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「ドル」「セント」「豪ドル」または「オーストラリアドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ドル=94.74円の換算率(2025年6月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場)により換算されている。本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「米ドル」とはアメリカ合衆国ドルを、「ニュージーランドドル」はニュージーランドドルを、また「ユーロ」はユーロ圏の公式通貨を指す。
4. 本書の情報の一部は、当グループの実際の業績および財務状態を本書に提示される情報から大幅に異ならせる可能性のあるリスクおよび不確実性に左右される、事象または傾向に関する「将来に関する記載」を構成する。本書において、当グループとその経営陣に関連して、「予測する」、「推定する」、「目的」、「目標」、「指標」、「計画(プラン)」、「パスウェイ」、「展望/野心」、「モデリング(モデル化)」、「計画する」、「意図する」、「予想する」、「確信する」、「期待する」、「することがある」、「見込みである」、「リスクがある」、「予定である」、「追求する」、「だろう」、「可能性がある」、「すべきである」およびこれらに類する表現が使用されている場合は、将来に関する記載を示すことが意図されている。本書に含まれている将来に関する記載はいずれも本書提出日現在においてなされた記載であり、今後提出されることのある本書の訂正報告書または臨時報告書ならびに発行登録書、訂正発行登録書および発行登録追補書類の参照書類の補完情報およびそれらの添付書類においてなされた記載により、かかる記載は更新、修正、訂正または置き換えられることがある。そのため、投資判断を行うにあたってこれらの記載に依拠すべきではない。当グループは、本書日付以後に事象や状況を反映するために、または予期しない事態の発生を反映するために、これらの将来に関する記載の修正結果を公表する義務を負わない。
5. 本書中の表において、係数が四捨五入されている場合、合計は係数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2024年10月1日から本書提出日までの期間中、有価証券報告書（令和6年12月17日提出）の「第一部 企業情報 - 第1 本国における法制等の概要」に記載の内容につき、重要な変更はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結財務情報

(単位：百万ドル(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、比率、および 従業員数を除く。)) (下段括弧内は円換算額(1)(百万円(ただし、発行済株式数、1株当たり情報、 比率、および従業員数を除く。))) (-はマイナスを表す)					
	2024年9月30日 現在/ 2024年9月30日 終了年度(8)	2023年9月30日 現在/ 2023年9月30日 終了年度	2025年3月31日 現在/ 2025年3月31日 終了半期(8)	2024年3月31日 現在/ 2024年3月31日 終了半期	2023年3月31日 現在/ 2023年3月31日 終了半期
収入(2)	65,162 (6,173,448)	53,839 (5,100,707)	35,070 (3,322,532)	32,080 (3,039,259)	24,502 (2,321,319)
税引前利益	9,446 (894,914)	10,146 (961,232)	5,222 (494,732)	4,899 (464,131)	5,040 (477,490)
税引後純利益 (非支配持分を除く)	6,595 (624,810)	7,173 (679,570)	3,663 (347,033)	3,450 (326,853)	3,576 (338,790)
当期包括利益合計 (非支配持分を除く)	6,676 (632,484)	7,962 (754,320)	4,493 (425,667)	3,701 (350,633)	5,136 (486,585)
普通株式資本	27,065 (2,564,138)	29,082 (2,755,229)	27,028 (2,560,633)	29,033 (2,750,586)	29,054 (2,752,576)
発行済株式総数 (普通株式)	3,003,366,782	3,003,366,782	3,003,366,782	3,003,366,782	3,003,366,782
株主資本(非支配持分 を除く)(3)	67,989 (6,441,278)	68,563 (6,495,659)	69,948 (6,626,874)	69,434 (6,578,177)	68,071 (6,449,047)
資産合計	1,229,585 (116,490,883)	1,106,064 (104,788,503)	1,302,971 (123,443,473)	1,090,138 (103,279,674)	1,111,642 (105,316,963)
非支配持分を除く1株当たり の株主資本 (単位：上段 豪ドル、 下段 円)(3)	22.64 (2,145)	22.83 (2,163)	23.29 (2,206)	23.12 (2,190)	22.66 (2,147)
配当金支払額(4)(5)(6)	5,267 (498,996)	5,559 (526,660)	2,472 (234,197)	2,771 (262,525)	3,172 (300,515)
資産合計に対する非支配持分 を除く株主資本(3)	5.53%	6.20%	5.37%	6.37%	6.12%
平均株主資本に対する純利益 (7)	9.7%	10.7%	5.3%	5.0%	5.4%

	2024年9月30日 現在/ 2024年9月30日 終了年度(8)	2023年9月30日 現在/ 2023年9月30日 終了年度	2025年3月31日 現在/ 2025年3月31日 終了半期(8)	2024年3月31日 現在/ 2024年3月31日 終了半期	2023年3月31日 現在/ 2023年3月31日 終了半期
営業活動(に使用された)によるキャッシュ・フロー	11,046 (1,046,498)	6,195 (586,914)	47,507 (4,500,813)	-15,578 (-1,475,860)	39,131 (3,707,271)
投資活動(に使用された)によるキャッシュ・フロー	-42,067 (-3,985,428)	-10,042 (-951,379)	-10,262 (-972,222)	-20,687 (-1,959,886)	-7,835 (-742,288)
財務活動(に使用された)によるキャッシュ・フロー	16,755 (1,587,369)	4,034 (382,181)	2,824 (267,546)	6,752 (639,684)	8,815 (835,133)
現金および現金同等物残高	150,965 (14,302,424)	168,154 (15,930,910)	195,788 (18,548,955)	137,696 (13,045,319)	208,800 (19,781,712)
従業員数 (フルタイム換算)(FTE) (単位:人)	42,142	40,119	42,898	40,041	39,603

注:(1)円換算額は、全報告期間について、1ドル=94.74円の換算率(2025年6月2日現在の株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場)により換算されている。

(2)受取利息およびその他営業収入を含み、支払利息および大手銀行税は考慮しない。

(3)非支配持分を除く。非支配持分を含む株主資本合計は、次の通りである。2024年度:687億6,000万ドル(約6兆5,140億円)、2023年度:690億8,500万ドル(約6兆5,450億円)、2025年3月半期:707億1,200万ドル(約6兆6,990億円)、2024年3月半期:702億200万ドル(約6兆6,510億円)、2023年3月半期:685億9,600万ドル(約6兆4,990億円)。

(4)取締役会は、ANZGHLの完全子会社で直接持株会社であるANZ BH Pty Ltdに対して、2025年7月1日に21億900万ドル(1,998億700万円)の2025年度中間配当金を支払うことを提案している。

(5)2023年3月半期は、本再編(「2 事業の内容-(1)概要」に記載される。)の一環としてANZ BH Pty Ltdに支払われた10億ドル(約947億4,000万円)の特別配当が含まれる。

(6)ボーナス・オプション制度調整(2024年度ゼロ、2023年度:4,100万ドル(約38億8,400万円)、2025年3月半期:ゼロ、2024年3月半期:ゼロ、2023年3月半期:4,100万ドル(約38億8,400万円))を含む。

(7)純利益は、税引後利益と定義される(非支配持分を除く)。平均株主資本は、当該期間についての平均株主資本(非支配持分を除く)と定義される。

(8)当グループは、2024年7月31日にサンコープ・バンクを買収し、その結果、2024年9月終了年度について報告された業績には買収日から2か月間のサンコープ・バンクの業績が含まれている。2025年3月半期について報告された業績には6か月間のサンコープ・バンクの業績が含まれている。サンコープ・バンクの買収についての詳細については、「第3 事業の状況-3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析-A. 作成基準-(1) サンコープ・バンクの買収」を参照のこと。

2【事業の内容】

本半期中の更新事項

本半期中（2024年10月1日から2025年3月31日）に、有価証券報告書（令和6年12月17日提出）の「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 3 事業の内容」に記載の内容につき、以下のような変更があった。

(1) 概要

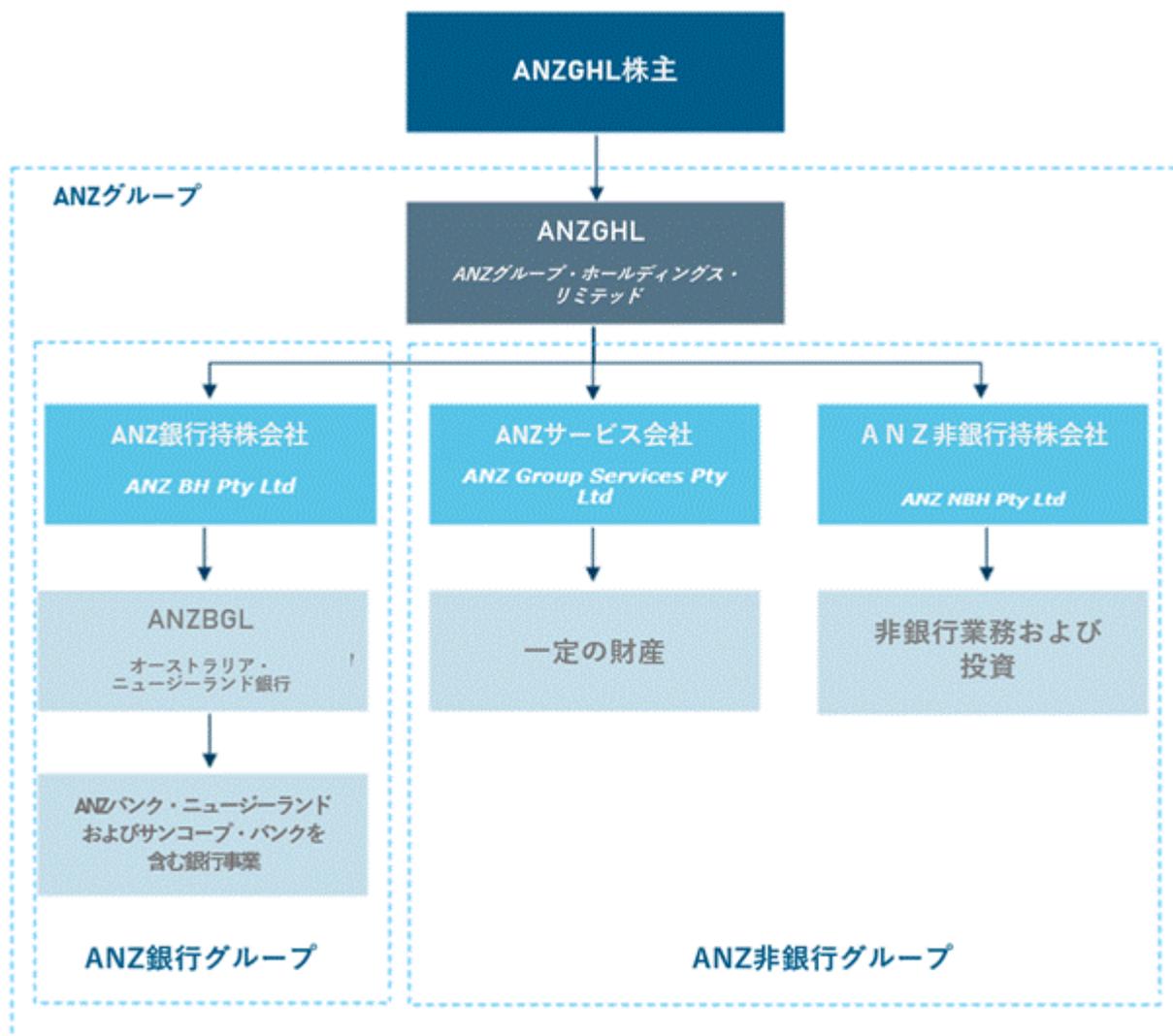
当グループは、オーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZBGLは、オーストラリアで設立されオーストラリアに所在する公開会社であり、その社債は証券取引所に上場されている。ANZBGLの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階に所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZBGLのオーストラリア企業番号はABN 11 005 357 522である。

当グループは、幅広い銀行業および金融商品およびサービスをリテール、小規模企業、コーポレートおよび法人顧客に提供する。地理的には、オーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域の複数の他の国々、英国、フランス、ドイツおよび米国にかけて営業を行っている。

2025年3月1日現在、当グループの資産合計は1兆3,030億ドルであり、当行の株主に帰属する株式資本および準備金は699億ドルであった。当グループは、銀行グループのうち資産合計の面で、2025年3月31日現在オーストラリアで第2位⁽¹⁾、ニュージーランドで第1位⁽²⁾であった。

-
- (1) 出典：オーストラリア・コモンウェルス銀行の2024年12月31日終了中間事業年度に関する業績発表。ナショナル・オーストラリア銀行の2025年3月31日終了中間事業年度に関する業績発表。ウエストパック・バンキング・コーポレーションの2025年3月31日終了中間事業年度に関する業績発表。
- (2) 出典：2025年3月31日終了の四半期に関するニュージーランド準備銀行（RBNZ）の銀行財務カダッシュボード（<https://bankdashboard.rbnz.govt.nz/summary>）。

当グループは、ANZグループの一部であり、ANZグループは、ANZGHL（ANZグループの究極の親会社）、ANZ銀行グループおよびANZ非銀行グループから構成される（以下の図のとおり）。



ANZGHLについては以下の事項に留意されたい。

- ・ ANZGHLは、ANZBGLの債務を一般的に保証したり、ANZBGLの発行した債券に関してこれを保証したりするものではない。
- ・ ANZGHLは、ANZBGLの発行した債券の要項に基づく債務を負うものではない。
- ・ ANZGHLは、ANZBGLが発行したTier 2資本証券またはその他Tier 1資本証券について、当該証券の要項に従って当該証券がANZGHLの普通株式に転換可能であることを除き、当該証券の要項に基づく債務を負うものではない。

(2) ビジネス・モデル

当グループのビジネス・モデルは主に、顧客預金およびホールセール債券市場を通じて資金を調達し、当該資金を顧客に貸し出すことからなる。さらに、当グループは、セールス、トレーディングおよびリスク管理業務から収益を得るマーケティング事業を営んでいる。当グループはまた、支払および決済ソリューションも提供している。

当グループの主な貸付業務は、居住用住宅ローン、クレジットカードおよび当座貸越を扱う個人ローンならびにコーポレートおよび法人顧客への貸付である。

当グループの収入は多数の収入源によるものであるが、主なものは以下のとおりである。

- ・ 純利息収益 - 当グループが貸付業務で得た受取利息と顧客預金およびホールセール資金調達に関して支払った利息との差異を示す。
- ・ 手数料およびコミッション収益（純額） - 貸付で得た手数料収入ならびに金融商品およびサービスに関連した貸付以外で得た手数料収入を示す。資産運用収入を含む。
- ・ その他収入 - セールス、トレーディングおよびリスク管理業務から生じた収益、外国為替収入純額、関連会社投資の持分利益、経済ヘッジ損益ならびに収益および費用ヘッジ損益ならびに事業の売却および閉鎖による損益を含む。

(3) 戦略

ANZグループの戦略は、その顧客の財務的安定および持続可能性を改善することに注力しており、そのために、顧客を獲得して維持し、顧客の行動の変更を支援する優れたサービスおよび手段と洞察を提供している。

とりわけ、ANZグループは、次のことを支援したい。

- ・ 顧客が貯蓄をし、住み心地のよい住宅を購入および所有すること
- ・ 顧客が事業を開始または買収して成長させ、持続可能な形で成長させること
- ・ 顧客が地域内で資本および物品を流通させ、持続可能な形で顧客のビジネスを成長させること

ANZグループの目標は、よりシンプルで、より優れた、目的主導型の銀行を構築することである。

- ・ 経済的な豊かさ、住宅へのアクセス、および対象セグメントの持続可能性を向上させる目的主導の提案とパートナーシップ
- ・ よりオープンで回復力があり、法令に準拠した最新のクラウドベースのテクノロジーに支えられた自動化されたビジネスサービス
- ・ イノベーションを推進し、従業員が顧客に迅速に価値を提供することを容易にするアジャイルなオペレーティング・モデル
- ・ リソースの規律ある配分、デリバリー能力の強化、およびシステムとインセンティブの調整

(4) 当グループの主な活動

当グループは、オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門、法人部門、ニュージーランド部門、サンコープ・バンク部門、パシフィック部門、ならびにグループ・センター部門の7つの部門からなる部門構造で事業を営んでいる。

下記に報告される部門は、AASB第8号「事業セグメント」に定義される事業セグメントおよび事業の最高経営意思決定者が最高経営責任者であるために提供を受ける内部報告と一致する。

2025年3月31日現在、当グループの7つの部門の主要な活動は以下のとおりであった。

オーストラリア・リテール

オーストラリア・リテール部門は、オーストラリアの個人顧客にあらゆる銀行サービスを提供している。これには、住宅ローン、預金、クレジットカードおよび個人ローンが含まれる。商品およびサービスは、支店網、住宅ローン・スペシャリスト、コンタクト・センターおよび様々なセルフサービス・チャネル（デジタルバンキングおよびインターネット・バンキング、ウェブサイト、ATMおよびテレホン・バンキング）、および外部のプロローカーを通じて提供される。

オーストラリア商業

オーストラリア商業部門は、SMEバンキング（小規模事業主および中規模商業顧客）ならびに多角的スペシャリスト事業（大規模商業顧客ならびに富裕層の個人顧客および同族グループ）という顧客セグメントにわたり、あらゆる銀行商品および金融サービスを提供する。この部門は、ランオフ事業（セントラル・ファンクション）も含む。

法人

法人部門は、機関顧客および法人顧客ならびにオーストラリア、ニュージーランドおよび国外（パプアニューギニア（「PNG」）を含む。）の政府に、以下の事業ユニットを通じてサービスを提供する。

- ・ 「トランザクション・バンキング」は、荷為替取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを顧客に提供する。
- ・ 「コーポレート・ファイナンス」は、ローン商品、ローン・シンジケーション、スペシャライズド・ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよび買収関連ファイナンスならびにサステナブル・ファイナンス・ソリューションを顧客に提供する。
- ・ 「マーケット」は、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティおよびデット・キャピタル・マーケットに係るリスク管理サービスを顧客に提供する。
- ・ 「セントラル・ファンクション」は、法人部門およびその周辺事業に対して決済サービスおよびオペレーション・サポートを提供する支援機能で構成されている。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、以下の事業ユニットで構成される。

- ・ 「パーソナル」は、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人およびプライベート・バンキングの顧客に提供する。また、インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューションおよび支店網、モーゲージ・スペシャリスト、プライベート・バンカーおよびコンタクト・センターを通じてサービスを提供する。
- ・ 「ビジネスおよび農業」は、デジタル、支店およびコンタクト・センターのチャネルを通じたあらゆる銀行サービス、ならびに専任のマネジャーを通じての従来のリレーションシップ・バンキングおよび高度な金融ソリューションを提供する。これらは、未上場の小規模、中規模、大規模企業、農業事業セグメント、政府および政府関連企業を対象としている。
- ・ 「セントラル・ファンクション」には、トレジャリーおよびバックオフィス支援機能が含まれる。

サンコープ・バンク

サンコープ・バンク部門は、オーストラリアのリテール、商業、中小企業、農業関連の顧客に対して、銀行業務および関連サービスを提供している。

パシフィック

パシフィック部門は、リテールおよび商業顧客（多国籍企業を含む。）、ならびに太平洋地域（法人部門の一部であるPNGを除く。）の政府に商品・サービスを提供する。

グループ・センター

グループ・センター部門は、技術、資産、リスク管理、財務管理、トレジャリー、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務およびシェアホルダー・ファンクションズなど、オペレーティング部門をサポートする。アジアにおける少数持分投資も含まれる。

(5) 最近の進展

2025年4月3日、当グループは、ANZBGLがオーストラリア健全性規制庁との間で、当グループ全体の非財務リスク管理慣行およびリスク・カルチャーに関連する事項に関して、裁判所執行可能確約（「CEU」）を締結したことを確認した。CEUには、オペレーショナル・リスクRWAを31億ドル増加させる2億5,000万ドルのオペレーショナル・リスク自己資本の上乗せが含まれており、2025年4月30日以降、レベル1およびレベル2の両方に適用されている。詳細については、「(6) 監督および規制 - オーストラリア-規制上の動向 - その他 - 非財務リスク管理」および「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 法的規制リスク - 16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

上記の事項のほかは、2025年3月31日以降、本書日付までに、重要な進展はない。

(6) 監督および規制

主要な銀行グループとして、当グループ（ANZBGLグループおよびその各子会社）は、事業を行う各主要市場において規制当局および証券取引所による広範な規制の対象となっている。当グループは、ANZグループ（ANZGHLおよびその各子会社）の一部である。ANZGHLは、銀行法に基づきオーストラリアのオーストラリア健全性規制庁（「APRA」）の認可を受けた純粋持株会社（「認可NOHC」）であり、ANZグループの上場親会社である。本項は、オーストラリア、ニュージーランドおよび米国における当グループならびにANZグループの規制および監督の概要を示す。本書で記載される場合を除き、「(6) 監督および規制」の項の記載情報は当グループに関するものである。

概要

APRA

ANZBGLおよびANZGHLは、APRAの規制対象事業者であり、銀行法およびAPRAの健全性基準および報告基準上の義務を負う。

APRAによるANZグループに対する規制の概要は以下のとおりである。

- ANZGHL：認可NOHCである。ANZGHLは、下記に要約した認可条件（特定の資本要件を含む。）を遵守することが求められる。認可NOHCとして、銀行法およびAPRAの健全性基準に基づく規制にも服する。レベル3のグループの最上位の法人としては、ANZグループ（ANZ銀行グループおよびANZ非銀行グループの関連メンバーを含む。）全体に、APRAの一定の健全性基準が適切に適用されることを確保することが要求される。
- ANZ銀行グループ：銀行業務を行うANZグループの事業体（ANZBGL、サンコープ・バンク、ANZバンク・ニュージーランドおよびその他の当グループの事業体を含む。）を含む。ANZGHLとサンコープ・バンクは公認預金受入機関（ADI）であり、ANZ銀行グループは、自己資本比率や流動性に関する基準など、ADIにかかるAPRAの健全性基準や報告基準全般の適用を受ける。ANZ銀行グループに適用のあるAPRAの役割についてより詳しい情報については、下記の「オーストラリア」の項を参照のこと。
- ANZ非銀行グループ：ANZグループのうち、ANZ銀行グループ以外の事業体で構成される。銀行法に基づくAPRAによる認可NOHCとしてのANZGHLの認可に関する要件に従うことを条件としつつ、かかる事業体には、ANZBGLに現在適用のある銀行の自己資本比率規制や流動性規制といったADI特有の規制は適用されない。前記のとおり、ANZGHLは、ANZグループやその顧客を保護するために適切であるとANZGHLが判断した場合、またはAPRAがANZGHLに要求した場合、ANZ非銀行グループの関連メンバーも含め、APRAの一定の健全性基準をANZグループ全体に適切に適用することが求められる。

ANZGHLは、ANZ銀行グループとANZ非銀行グループの両方を含むANZグループ全体のリスクを反映した十分な資本を保有することが要求される。ANZBGLに適用される所要自己資本を含め、ANZ銀行グループの所要自己資本は、現行のAPRAの要件によって決定される。

APRAによるANZGHLの銀行法上の認可NOHCとしての認可は、以下の事項を含む一定の条件付きのものである。

- ANZ BH Pty Ltd（「ANZ銀行持株会社」）およびANZBGLは、ANZGHLまたはANZ非銀行グループの事業体のいずれの取締役会メンバーでもない独立取締役を最低でも一名有しなければならない。

- ・ ANZGHL自身は、例えば、ANZグループ全体に対する経営指導、子会社への投資の保有、子会社への投資や支援、自己の活動または健全性義務を遵守するために必要なその他の活動を行うための資金調達、その他APRAが承認した活動以外の活動を行ってはならない。
- ・ ANZGHLは、ANZ非銀行グループにおいて重要な活動を開始する前に、APRAから異議がない旨の確認を得なければならない。
- ・ ANZBGLは、自身の運営に必要なすべての機能の保有を維持するかまたは利用可能なものとしなくてはならない。
- ・ ANZグループの非規制業務は、ANZBGLとは、財務上も運営上も分離可能なものとしなくてはならない。
- ・ ANZGHLは、ANZ非銀行グループがADIに過度のリスクをもたらす活動を行わないことを確保しなければならない（また、APRAがADIに過度のリスクをもたらすと書面で通知した活動については、ANZ銀行グループがANZ非銀行グループに移転することを確保しなければならない）。

APRAは、適切と判断した場合にはいつでもこれらの条件を見直し、変更することができる。

RBNZ

ANZBGLおよびANZバンク・ニュージーランド（またはANZバンク・ニュージーランドの子会社）に対するRBNZの規制については下記の「オーストラリア」および「ニュージーランド」の項を参照のこと。

その他

多くのその他の規制当局がANZグループ（ANZ銀行グループおよびANZ非銀行グループの両方を含む。）に対する監督および規制を継続する。オーストラリアでは、これらの規制当局には以下のものが含まれる。

- ・ オーストラリア証券投資委員会（「ASIC」） - 会社および証券の事項に関連するもの
 - ・ オーストラリア競争消費者委員会（「ACCC」） - 競争、公正取引および消費者保護の事項に関連するもの
 - ・ オーストラリア取引報告分析センター（「AUSTRAC」） - マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法に関連するもの
 - ・ オーストラリア情報コミッショナー事務局（「OAIC」） - 情報法に関するプライバシーおよび自由に関連するもの
- 米国では、これらの規制当局には米国連邦準備制度および通貨監督庁が含まれる。

オーストラリア

健全性および規制の監督

APRAの監督上の役割

1998年7月1日以降、APRAが、銀行（ANZBGLを含む。）、信用組合、ビルディング・ソサイエティ、保険会社および退職年金基金を含むオーストラリアのADIの健全性および規制の監督に責任を持っている。それ以前は、オーストラリアの銀行業界はオーストラリア準備銀行（「RBA」）による規制を受けていた。RBAは、引き続き金融政策、金融システムの安定性および支払システムの規制に対して全体的な責任を持つ。APRAは1998年オーストラリア健全性規制庁法によりその権限を付与されている。APRAは、認可NOHC（ANZGHLを含む。）のような様々な規制対象事業体の健全性規制および監督についての責任も負っている。

APRAはADIに、様々なAPRAの健全性基準の範囲内の一定の健全性要件を満たすよう要求する。

APRAは、その監督下にあるADIに、財務状態についての財務上および統計上のデータならびに健全性およびその他事項に関する情報を含む広範囲な情報を記載した報告を定期的に提供するように要求することによりその責任の一部を果たしている。APRAは、自己資本比率、流動性、利益、信用の質および関連する貸付損失の履歴、リスクの集中、資産および負債の満期構成、オペレーショナル・リスク、市場リスク、銀行勘定における金利リスク（「IRRBB」）、関連会社に対するエクスポージャー、外部委託、資産運用、ガバナンス、事業継続性の管理、回復と解決の計画、監査およびその他の関連事項、証券化業務、ならびに国際銀行業務に特別な注意を払っている。APRAはまた、ADIがその財務状態についての情報の提供を怠った場合、一定の調査権限を行使することもできる。APRAが、ADIが債務不履行に陥る可能性があるまたは（その他の状況の中でも）支払い停止に陥る可能性があるときとみなした場合、APRAは（銀行法上の法定支配人の任命を含め、）ADIの事業を管理することができる。APRAはまた、ADIがその債務に関して支払いを行わないよう指示する権限を有する。加えて、APRAは、1999年オーストラリア金融部門法（譲渡および条件緩和）の下で、一部もしくはすべてのADIの資産および負債またはその株式を、APRAが指定する第三者（すべての場合にADIであることは必要とされない。）に強制譲渡させる権限も有する。大まかに言えば、APRAは、オーストラリアにおける担当大臣が譲渡すべきであると宣明した場合、または銀行法、規制もしくは規制上の措置への違反があり、もしくはADIが債務不履行に陥る可能性が高い旨もしくは支払い停止に陥りそうである旨をAPRAに対して通知し、一定の他の基準に適合するとAPRAが認める場合（金融部門全体の利益を考慮すれば譲渡が適切であるとAPRAが認める場合を含む。）などに、かかる強制譲渡をさせることができる。ADIとの契約の相手方は、ADIへの債務の否定のため、または当該契約に基づく債務の繰上げのため、当該契約に関する取引の終了のため、もしくは当該契約に基づく担保の実行の根拠として、銀行法上の法定支配人がADIの事業を管理しているという事実または指示もしくは強制譲渡命令のみに依拠することはできない。

その監督の役割を果たすため、APRAは、各ADIから収集した統計データの分析を、選択的な「現場」訪問ならびにADIの上級経営陣および外部監査人との正式な会議により補完する。APRAはまた、ADIの同意を得て各ADIの外部監査人との協議関係を正式なものとした。外部監査人は、ADIの会計記録から得られた情報で、ADIのAPRA報告に含まれているものが、すべての重要な点において、信頼でき、関連するAPRAの健全性および報告基準に従っていることをAPRAに対して追加保証する。外部監査人はまた、APRAが選択した特定のリスク管理分野を対象とした検査を行う。加えて、ADIの取締役会は、適用ある健全性基準が指定する様式により、ADIのリスク管理に関してAPRAに対して年次宣言書を提出しなければならない。

その他のオーストラリアの規制

APRAならびにその健全性および規制の監督に加えて、ANZBGLおよびそのオーストラリアの子会社はいくつかの点においてASIC、ACCC、AUSTRAC、OAICおよび様々な証券取引所を含むその他の監督機関による監督および規制を受けている。

ASICはオーストラリアにおける会社、市場、金融サービスおよび消費者信用の監督機関である。ASICは投資、退職年金、保険、預金受入および信用の取扱および助言を行うオーストラリアの会社、金融市場、金融サービス機関および専門家に対する規制を行っている。ASICは、消費者信用の監督機関として、消費者信用業務に従事する人々および企業（銀行、信用組合、金融会社ならびにモーゲージ・ブローカーおよび金融ブローカーを含む。）に対してライセンスを付与し、規制を行っている。ASICは、オーストラリアの2009年国家消費者信用保護法が定める消費者に対する責任についての要求基準等にライセンスが適合することを確保する。ASICは、市場の監督機関として、公認の金融市場が公平で秩序および透明性のある市場を運営する法的義務をいかに効果的に遵守しているかについて調査している。2010年8月1日より、ASICは、オーストラリア国内の認可されたエクイティ市場、デリバティブ市場および先物市場における取引を監督する責任も有している。ASICは、金融サービスの監督機関として、金融サービス企業に対し、それらが効果的で誠実かつ公平な運営を行うことを確保するために、ライセンスを付与し、監視を行っている。それらの企業は、概して、退職年金、管理されたファンド、株式および社債、デリバティブならびに保険を取り扱っている。ANZBGLはASICが監督する市場に商品を提供し、また参加している。

ACCCは、消費者、企業および社会に便益をもたらすべく、オーストラリアの市場における競争および公正取引を促進する独立した連邦法定機関である。同機関はまた、いくつかの国家のインフラ・サービスを監督する。その主要な任務は、個人およびグループを含む企業が、オーストラリアの競争、公正取引および消費者保護法を遵守することを確保することである。

AUSTRACは、オーストラリアの金融情報機関であり、マネーロンダリング防止およびテロ資金対策の規制当局でもある。2006年オーストラリアマネーロンダリング防止およびテロ資金対策法（「AML/CFT法」）を含むオーストラリア法に基づき、一定のマネーロンダリング防止およびテロ資金対策の法規制を遵守する義務を負っている。AML/CFT法は、AUSTRACにより運用されている。

OAICは、オーストラリア司法長官の所掌する独立機関である。OAICの主な役割は、プライバシー、情報公開および政府の情報政策であり、調査の実施、決定の見直し、不服の処理ならびに指導および助言の提供などを担当する。

適用法令（マネーロンダリング防止、内部告発、銀行業および健全性にかかる法令規則を含むがこれらに限定されない）の下でまたはこれらに関連して、秘密保持義務が随時適用されうる。かかる秘密保持義務の対象となる情報は公に開示されない。

自己資本および流動性

自己資本

銀行の自己資本規制の適切な水準を決定する共通の枠組みは、一般に「バーゼル3」として知られる枠組みに基づいてバーゼル銀行監督委員会（「BCBS」）により設定される。

バーゼル合意の第1の柱に基づく最低自己資本要件（「自己資本要件」）を計算するために、当グループは、APRAより、信用リスク加重資産について先進的内部格付手法を使用し、およびオペレーショナル・リスク加重資産についてAPS第115号*自己資本規制：オペレーショナル・リスクの標準的計測手法*（「APS 115」）を使用する認可を受けている。

APRAは、オーストラリアにおいてバーゼル3自己資本改革の大部分を採用した。APRAはバーゼル3改正を最低要件とみなし、そのためバーゼル3規則で提案された譲歩のいくつかを組み込まず、他の分野でより高度な要件も定めている。その結果、オーストラリアの銀行のバーゼル3で報告される自己資本比率は、国際的な同業他社と直接的には比較できない。APRAのバーゼル3改正は、CET1資本からの資本控除の増額、自己資本比率の引上げ（2023年1月1日から全面的に実施される規定最低資本バッファを含む。）、新規のその他Tier1（「AT1」）およびTier2証券についての要件の厳格化ならびに新規に合致しない既存のその他Tier1およびTier2証券の移行措置を含む。

自己資本規制の動向に関する詳細については、下記「規制上の動向 - 自己資本および流動性」を参照のこと。

流動性

ANZBGLの流動性および資金調達リスクは、ANZBGLの取締役会により承認された詳細な方針枠組により管理されている。流動性および資金調達ポジションならびにリスクの管理は、グループ資産負債委員会によって監督されている。ANZBGLの流動性リスク選好は、ANZBGLの取締役会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力で定義される。指標は、異なるデューレーションおよび深刻度水準の様々なシナリオに渡る。この枠組みは以下に役立つ。

- ・ より短期だがより極端な市場の混乱およびストレスに対して保護を提供する。
- ・ 適切な額の長期資産の調達をより長期の資金調達にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持する。
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保する。

この枠組みの主要な要素は、流動性カバレッジ比率（「LCR」）である。LCRは、APRAを含む銀行規制当局によって義務付けられる深刻な短期の流動性ストレス・シナリオであり、流動性リスクの測定、基準およびモニタリングのためのパーゼル3国際的枠組みの一部として導入された。

さらに、当グループは、2018年1月1日の導入時より、APRAの安定調達比率（「NSFR」）の要件を遵守している。2025年3月31日において、当グループのレベル2 NSFRは117%であった（2024年9月30日は116%）。ANZBGLは、APRAのAPS第210号流動性（「APS第210号」）が要求する流動性および資金調達リスクに関する健全性義務、ならびにANZBGLのオフショア業務に係る海外規制当局の健全性要件を厳守することに努める。

APRAの規制における自己資本管理および流動性

当グループの自己資本管理および流動性に関する詳細については、「第3 事業の状況 - 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 - G . 流動性および資本資源 - 「(1)流動性リスク」から「(4)レバレッジ比率」までを参照のこと。

金融説明責任体制

オーストラリアの2023年金融説明責任体制法（「FAR法」）は、APRAの規制対象である銀行業、保険業および退職年金事業を行う一定の事業者、ならびに当該事業者において一定の地位または責任を有する人員の説明責任のフレームワーク（「金融説明責任体制」または「FAR」）を設定するものである。FAR法は、FARの目的上「説明責任を負う主体」の定義に該当しFARによって直接規制され様々なタイプの主体に適用される。

FARは、以下の説明責任を負う主体に適用される。

- ・ ANZGHL（ADIの認可NOHCとして）
- ・ ANZBGL（ADIとして）
- ・ サンコープ・バンク（ADIとして）
- ・ ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュランス・ピーティーワイ・リミテッド（保険会社として）
- ・ ANZスタッフ・スーパーアニュエーション（オーストラリア）ピーティーワイ・リミテッド（登録可能な年金機関免許保有者として）

FARは、APRAとASICにより共同で執行されるものである。

FARでは、上位役員および取締役を含む、説明責任を負う主体およびその一定の人員は、説明責任の義務を負い、その影響を受ける。例えば、FARは、説明責任を負う主体が、とりわけ下記を実施することを要求する。

- ・ 説明責任を負う主体としての自社および説明責任を負う主体の事業や活動に重要かつ実質的に影響を与える子会社（「重要な関連主体」）の説明責任者を特定し、登録すること
- ・ APRAおよびASIC に対し、重要な関連主体ならびにすべての説明責任者の氏名、責任および報告系統を明確に示す説明責任マップを提供すること
- ・ 以下を実施するための合理的な措置を講じること
 - ・ 適切な技能、注意および精励をもって、誠実かつ真摯にその業務を行うこと
 - ・ オープンで建設的、協力的な方法で、APRAとASICと取引すること
 - ・ 健全な地位または健全な評判に悪影響が及ぶことを防止すること

- ・ その説明責任者が上記の行為基準を満たし、適用のある法律を遵守するための合理的な措置を講じることを確保すること、ならびに
- ・ 重要な関連事業者（もしあれば）が、説明責任を負う主体と同様にFARを遵守することを確保すること
- ・ 一定の事項を定め、説明責任者の説明責任の不履行により説明責任者の変動報酬の一部が減額される場合にその減額額が支払われないことまたはその他の方法で移転されないことを保証する報酬の方針を導入していること
- ・ 自社または自社もしくは重要な関連主体の説明責任者が一つ以上の説明責任を遵守していないと信じるに足る合理的な根拠がある場合、APRAおよびASICに通知すること

説明責任を負う主体は、それぞれのFARの義務を遵守しなかった場合、多額の罰金を課される可能性がある。説明責任者が説明責任を果たさない場合、APRAとASICは、裁判所の命令なしに上級役員または取締役としての資格を剥奪する権限を与えられている（ただし、FARに従った行政審査の権利の対象となる）。

危機管理

銀行法の下では、APRAは、規制対象法人（およびその子会社と持株会社の一部）の経営難の際に秩序ある破綻処理を促進する権限を保有している。当グループに影響を与える可能性がある権限には、ANZBGLおよびその他のANZグループの法人（ANZGHLを含む。）との関係での監視、管理および監督権限が含まれる。銀行法には、ANZグループ内の規制対象法人（ANZGHLを含む。）に対する法定管理権限の強化、ならびに規制された資本商品の転換または償却を法的に認めるための条項（「法定転換および償却条項」）が含まれる。

法定転換および償却条項は、一定の金融セクターの事業体（ADIを含み、ANZBGLもその1つである。）が発行した規制された資本商品に関して適用され、APRA健全性基準に適合するための転換または償却条項を含む。ある商品に法定転換および償却条項が適用された場合、当該商品はその条項に従って転換されうる。これは、いかなる（特定の法律の他、現時点では、ある者がオーストラリアの企業または金融セクターの事業体の持分利益を取得する能力に関する法律以外の）法令、発行者もしくは当該商品の転換先事業体の定款、発行者もしくは当該商品の転換先事業体が当事者となっている契約、ならびに当該商品に適用のある上場規則、業務規則またはクリアリングおよび決済規則にかかわらずそうなる。加えて、銀行法には、法定転換および償却条項の運用に関する理由による一定の措置（義務の否定、債務の繰上げ、取引の終了、担保の実行など）のモラトリアムが定められている。

規制上の動向 - 自己資本および流動性

RBNZの自己資本要件

RBNZは、ニュージーランド国内で設立、登録された銀行に適用のある自己資本要件を改定した。その結果、ANZバンク・ニュージーランドは、2021年10月から2028年7月までの移行期間中その保有する資本の水準を大幅に引き上げている。RBNZは、主要な資本構成の再評価を実施中であり、2025年末までに最終決定が行われる予定である。かかる将来の評価の結果は未知であるが、ANZバンク・ニュージーランドにおいて実施されている既存の主要な要件は、以下のとおりである。

- ・ ANZバンク・ニュージーランドのTier 1資本要件はリスク加重資産（「RWA」）の16%に増加し、そのうち2.5%まではAT 1資本で構成することができる。
- ・ ANZバンク・ニュージーランドの自己資本合計の要件は、RWAの18%に増加し、そのうち2%まではTier 2資本とすることができる。
- ・ AT 1資本は永久優先株式によって構成することが必要であるが、これは償還可能なものでもよい。Tier 2資本は長期劣後債務で構成することが必要である。

RBNZの自己資本要件の変更が当グループに与える財務上の影響は、現時点では不明である。当グループのレベル1のCET1資本への正味の影響は、2028年の移行期間の最終日までは、資本要件の増加を遵守するためにANZバンク・ニュージーランドが必要とする追加資本要件に依存する。ANZバンク・ニュージーランドの追加自己資本要件が当グループに財務的な影響を及ぼすかどうかは、2028年に当グループのレベル1 CET1 比率がレベル2 CET1 比率を下回るかどうかにもよる。

詳細については、「ニュージーランド - ニュージーランドの規制上の動向 - 銀行の自己資本要件」を参照のこと。

自己資本規制-問題なく強固なフレームワーク

APRAは、2023年1月1日、ADIに対する自己資本十分性および信用リスクに関するバーゼル3の最終要件を実施し、さらに2024年6月に改正を行った。

2024年7月、APRAは2025年10月からの実施に向けたIRRBB基準の最終版を公表した。当グループへの最終的な影響は、当グループのIRRBBモデルがAPRAから承認されることを条件とするため、現時点では最終的な影響は不明である。

さらにAPRAは、市場リスクおよびカウンターパーティー信用リスクなど、残された多数の健全性基準の修正について協議と最終化の作業を継続している。APRAがまだ最終化していない項目が複数あることを前提とすれば、ADIの「問題なく強固」に関する自己資本フレームワークの見直しに関連して行ったAPRA健全性基準へのすべての変更による総合的な最終結果は、依然として不明である。

APRAの総損失吸収力要件

2021年12月2日、APRAは、ANZBGLを含むオーストラリアの国内のシステム上重要な銀行（「オーストラリアのD-SIB」）の損失吸収力に関する要件を最終化し、これはオーストラリアのD-SIBに対し、2026年1月までに最低自己資本合計をRWAの4.5%引き上げるよう要求している。AT1ペーパー（下記の「APRAのオーストラリアにおけるその他Tier1（AT1）資本に対するアプローチ」を指す。）に対するAPRAのアプローチによる自己資本要件の変更を除くと、総Tier2比率は6.5%に増加する。APRAは、主にその他Tier2資本によってこの要件が充足され、上位の資金調達において相当額の減少があると予想している。追加の所要自己資本合計額は、2026年1月時点での当グループの実際のRWAに基づいて決定される。

APRAのオーストラリアにおけるその他Tier1（AT1）資本に対するアプローチ

2024年12月に、APRAは、危機時における銀行資本の簡素化と有効性の改善を図るため、AT1資本商品の使用を段階的に廃止することを確認した。APRAの発表にあるように、APRAのアプローチでは、当グループのような国際的に活動する大規模な銀行で、信用リスク資本要件に対する内部格付に基づくアプローチの使用についてAPRAの承認を受けた銀行（「先進的な」銀行）には、以下のことが可能となる。

- ・ AT1資本1.5%という現行の要件を、CET1資本0.25%およびTier2資本1.25%に置き換えること
- ・ CET1資本要件の下限を4.5%から6.0%に引き上げるが、資本保全バッファ（CCB）の先進的な部分1.25%を削除すること
- ・ APRAのバッファを含む、資本要件の下限総額を18.25%（全損失吸収力（TLAC）要件を含む。）に据え置くこと
- ・ Tier2要件（TLACを含む。）を6.5%から7.75%に引き上げること

APRAは、健全性枠組みを結果的に改正することについて、引き続き業界と協議する意向を示している。APRAは、2025暦年末までに健全性基準の改正事項を最終決定し、2027年1月1日から改正後の枠組みを発効させる意向である。

現段階では、かかる改正が当グループにどのような影響を与えるか現時点では不明である。その影響には、当グループの資金調達コストへの影響および/または劣後債務の信用格付けへの影響が含まれるが、これらに限定されるものではない。より詳細な情報については、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 法のおよび規制上のリスク - 16 . 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 当グループの財政状態に関するリスク - 12 . 当グループの信用格付は変更される可能性があり、資本およびホールセール資金を調達する当グループの能力に悪影響を与え、新規貸付を抑制する可能性があり、これにより当グループのポジションに悪影響を受ける可能性がある。」ならびに「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 当グループの財政状態に関するリスク - 13 . 流動性および資金調達リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

ANZBGLが財政支援を提供する能力の制限

APRA健全性基準による効果

APRAが課す現在または将来の要件は、ANZBGLの事業、業績、流動性、資本の源泉または財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。APS第222号は、関連会社の関与に起因するリスクの監視、管理および統制に関してANZBGLを含むオーストラリアのADIが遵守すべき最低要件を設定するとともに、グループ内の財務上のエクスポージャーに係る上限を含んでいる。

APS第222号の下で、ANZBGLが関連会社（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）に財政支援を提供する能力は以下の制限に服する。

- ・ ANZBGLは、関連会社の事業の支援を主要な目的とするいかなる第三者取引も行ってはならず、
- ・ ANZBGLは、関連会社に対して、合計または個別の会社レベルのいずれにおいても、特定の時間または金額による限定がない無制限のエクスポージャーを持ってはならず（例えば、関連会社のいかなる義務をもカバーする一般的保証を提供してはならず）、
- ・ ANZBGLは、関連会社の債務不履行（財務的な債務であるか否かを問わない。）がANZBGLの債務不履行を引き起こすかまたは引き起こすとみなされる内容のクロス・デフォルト条項に合意してはならず、
- ・ 自己資本から除かれるエクスポージャーを控除後のANZBGLのレベル1 Tier 1 のエクスポージャーの水準は、以下を超えてはならない。
 - (i) ANZバンク・ニュージーランドなどの関連ADIもしくは同等の事業体に対し、個々のエクスポージャーベースで25%、またはすべての関連ADIもしくは同等の事業体に対するエクスポージャー合計で75%
 - (ii) その他の関連会社に対し、
 - 規制された関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで25%、または
 - その他の（規制されていない）関連会社の場合、個々のエクスポージャーベースで15%、および
 - すべての非ADIまたは同等の関連会社に対するエクスポージャー合計で35%

2025年3月31日時点のANZBGLのANZバンク・ニュージーランドに対するエクスポージャーは、APS第222号の上限を遵守したものととなっている。

加えて、APRAは、2021年1月1日からは、ANZBGLの通常時におけるニュージーランド業務

（ANZバンク・ニュージーランドなどのニュージーランドにおいて設立された子会社およびANZBGLのニュージーランド支店を含む。）への非株式等エクスポージャーを、ANZBGLのレベル1のTier 1 資本基盤に対する比率で5%以下に収めることができることを確認した。この上限は、資本商品の保有または金融ストレス時にANZバンク・ニュージーランドおよびその子会社（ANZバンク・ニュージーランドとその子会社を総称して「ANZバンク・ニュージーランド・グループ」）に対して提供される適格担保付きの偶発的な資金調達の支援を含まない。

APRAはまた、金融ストレス時におけるANZBGLによるANZバンク・ニュージーランドへの偶発的な資金調達の支援は、APRAが承認可能な条件に基づいて提供されなければならないことを確認した。現在、カバード・ボンドのみが偶発的な資金調達に係るAPRAの基準に該当している。APRAはまた、ANZBGLのニュージーランド業務に対するエクスポージャー合計は、ANZBGLのレベル1のTier 1 資本基盤の50%を超えてはならないことを要求する。

レベル3 枠組みによる効果

加えて、特にグループ・ガバナンスおよびリスク・エクスポージャーに関連するAPRAのレベル3 枠組みは、当グループが子会社（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）に対する財務上および業務上のエクスポージャーを制限しなければならないことを要求する。

子会社に対するエクスポージャーの許容水準を定めるに当たり、ANZBGLの取締役会は以下を考慮する。

- (a) 信用度が概ね同等である第三者について承認されるであろうエクスポージャー、および
- (b) ANZBGLの自己資本ポジションおよび流動性ポジションに対する潜在的な影響、ならびに子会社が破綻した場合にも営業を継続できるANZBGLの能力

これらの要件は、ANZBGLがANZバンク・ニュージーランドを含む子会社に対して財務上または業務上の支援を提供する能力にさらなる制限を課すとは予想されていない。

規制上の動向 - その他

非財務管理

2018年の銀行・スーパーアニュエーション・金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会を受けて、ANZグループは、リスク耐性、プロセスおよび報告の標準化の強化など、ANZグループ全体で非財務リスク（「NFR」）の管理を強化するための大規模なプログラムを開始した。実際的には、NFRは、ANZグループが、その業務、プロセス、システムおよびその活動の管理において直面するリスクを指す。

2022年、ANZ取締役会は、NFRプログラムの進捗と説明責任の見直しを強化した。その際、執行委員会の説明責任を強化すること、新しいプログラムを支える技術プラットフォームをアップグレードすることなどがそのステップに盛り込まれた。また、ANZの取締役会は、進捗状況の監視および報告を行わせるため、独立した外部専門家を任命した。

2025年3月11日に終了した半年間、進展させ、主要なマイルストーンを達成するため、NFRプログラムが継続された。

しかし、ANZBGLのマーケティング事業（「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 17. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと）に関連した出来事により、ANZグループのNFRプロセスを継続的に改善する必要性が浮き彫りになり、APRAからオペレーショナル・リスク資本の追加保有の要求などの反応があった。2025年4月3日、APRAは、ANZBGLからNFR管理慣行とリスク文化の継続的な弱点に対処するためのCEUを受理した。APRAはANZグループ（レベル1およびレベル2）に対して、2億5,000万ドル（総額10億ドル）のオペレーショナル・リスク資本を追加で保有することを要求しており、これは2025年4月30日から適用されている。

APRAと合意したCEUの一環として、ANZBGLのNFR実務とリスク文化の欠点の根本原因と行動要因を特定するため、独立した調査人が任命された。ANZBGLは、ANZBGL取締役会の承認と独立した評価を受け、3か月ごとの報告される独立した調査人の調査結果に基づいて改善計画を策定することを約束した。

ANZBGLの作業プログラムの多くの要素はすでに進行中であり、追加的なリソースが必要となるものの、当グループの費用の見通しに重大な影響を与えることはない予想されている。

ANZグループはまた、2025年4月3日、ANZグループ取締役会が委託したグローバル・マーケティング事業に関する独立した企業文化とリスク・ガバナンスの見直しの勧告をすべて受け入れたと発表した。オリバー・ワイマン氏の起用とその調査の範囲は、APRAとの協議と承認を経て行われたものである。この調査は、ANZのグローバル・マーケティング事業における活動、職場における行動およびNFRのガバナンスに関する懸念に対応するものであった。

ANZグループは、オリバー・ワイマン氏の報告書およびCEUを受け、ANZグループ全体のNFR管理慣行とリスク文化を強化するための上級管理職の任命など、多くの直接的措置を講じている。かかる活動には以下の事項が含まれる。

- ・ チーフ・エグゼクティブ・オフィサーにレポートする執行役員の役職として、非財務リスク・プログラム・デリバリー担当のグループ・ヘッドを新設したこと。この役職には現シンガポールのヘッド兼東南アジア・インド・中東のヘッドであるマーク・エバンス氏が任命された。エバンス氏は、ANZの前チーフ・コンプライアンス・オフィサー兼法人部門の戦略立案および実行部門のヘッドである。この役職は、ANZグループ全体で一貫した持続可能な方法でNFR管理慣行とリスク文化を強化するためのCEUに対するANZグループの対応を主導する責任を担うものである。
- ・ 最高リスク責任者（CRO）である ケビン・コーバリー氏にレポートするグループ・ゼネラル・マネジャー・オペレーショナル・リスクにダン・ウォン氏を任命したこと。ウォン氏は、IAGのエンタープライズ・リスクの担当から異動してきたもので、オペレーショナル・リスクを戦略的意思決定プロセスに統合し、ANZグループ全体のリスク管理により全体的なアプローチが行えるようにする責任を負う。
- ・ ANZグループ取締役会は、オリバー・ワイマン氏の調査による19の勧告と53のサブ勧告の実施を監督することを、グループ法人部門執行役員のマーク・ウィーラン氏に要求する。また、ANZグループの対応を推進するため、専任のワーキンググループと事務局のサポートを受け、進捗状況をANZグループ取締役会に報告する。

これらの措置は、マーケット・シドニーのディーリング・ルームにおけるマーケット・オーストラリアのヘッド、マーケット・オーストラリアの副ヘッド、マーケット・リスクのヘッド、タレント&カルチャーの担当シニア・ビジネス・パートナー、コーポレート&コマーシャル・セールスのヘッドの最近の任命を含む、従前の業務に基礎をおくものである。

住宅モーゲージ貸付実務

APRAは、住宅モーゲージ貸付実務を厳しく監視し、また銀行業界全体での住宅モーゲージ貸付基準の強化を狙いとした数々の手段をとっている。

APRAが概要を示した最低金利バッファは、住宅ローン申請にかかる実行性を評価する際に、ローンの金利に追加されるものとして最低3%のバッファを使用することをADIに要求するものである。APRAは、ADIに対して、ADIは以下の種類の貸付に該当する貸付の程度を制限する能力を有しなければならない旨通知した。

- (a) 返済負担率が4倍または6倍以上の貸付
- (b) 貸出金比率が80%または90%以上の貸付
- (c) 投資目的の貸付
- (d) 利息のみの貸付
- (e) (a)から(d)のいずれか2つを組合せによる貸付

住宅モーゲージ・ローンの分類の変更

ANZBGLの住宅モーゲージ・ローンの現行の分類は一般に、監督機関および市場に報告している通り、顧客から提供される情報または顧客が事後的にローンの変更を申請する際に提供される情報に基づき、ローンの組成の過程（すなわち、与信申請、審査および貸付実行）で決定されている。

住宅用モーゲージ・ローンの分類は、以下を理由に変更される可能性がある。

- ・ 組成段階での誤分類：組成段階で顧客が自己の身上についてANZBGLに誤った情報を通知する範囲で、ローンは誤って分類されるリスクがあり、かかるローンは再分類される可能性がある。
- ・ 顧客の状況の変化：与えられた分類の継続的な妥当性は、顧客が自己の状況の変化についてANZBGLに情報を通知する義務、および顧客から提供される情報を独自に検証するANZBGLの能力に依存する。顧客が自己の状況の変化を通知する範囲で、またはANZBGLがその検証プロセスに基づきその旨を決定する場合において、ローンは再分類される可能性がある。
- ・ 規制その他の変更：ローンの分類基準およびその解釈は、1または複数の報告上の目的により変更される可能性があり、このことは一定のローンの分類に影響を及ぼす可能性がある。

・ ANZBGLのシステムおよびプロセスの変更

ローンの誤分類または再分類は、持ち家居住者向けの不動産担保ローンがより金利の高い投資用不動産ローンに再分類されるなどの場合において、顧客の返済義務を履行する能力に影響を及ぼす可能性がある。顧客が再分類後のローンの返済義務を履行する能力を欠けば、かかるローンにつき債務不履行を生じるリスクが増す可能性があり、このことは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

その他

当グループにもたらされるリスクも含む規制上の動向に関する詳細については、下記「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2)主なリスクおよび不確実性 - 法のおよび規制上のリスク - 16 . 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

ニュージーランド

RBNZの監督の役割

1989年銀行健全性監督法（「BPS法」）は、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）が以下の目的で、銀行登録および登録銀行（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）の健全性監督の権限を行使することを求めている。

- ・ 健全で効率的な金融システムの維持を推進する。
- ・ 登録銀行の破綻から生じる可能性のある金融システムへの重大な損害を防止する。

RBNZの監督的役割の主要な要素は以下を含む。

- ・ すべての銀行が一定の健全性最低要件を遵守することを求め、これは登録条件を通じて適用される。これらは、関連当事者エクスポージャーに対する制約、最低自己資本比率要件および流動性リスク管理最低基準を含み、以下にさらに詳細に記載される。
- ・ 各登録銀行の財務状況および登録条件遵守を、主に公表される半期開示書類およびRBNZに対して非公開で提出される月次報告書に基づいて監視する。この監視は、RBNZが各銀行および銀行業界全体の財務状況に引き続き精通し、必要となった場合危機管理の権限を行使する準備状態を維持することを確実にするよう意図されている。
- ・ 登録銀行の上級経営陣と協議する。
- ・ BPS法に基づいて利用可能な危機管理の権限を用いて、銀行の経営難または破綻の状況が金融システムの健全性を脅かしている場合介入する。
- ・ 銀行が健全に業務を行っているかを査定する。
- ・ マネーロンダリング防止および対テロ資金要件に係る指針を発行し銀行による遵守を監視する。
- ・ 銀行の外部委託契約を、外部委託に関連する登録銀行のリスクが適切に管理されているかを判断するために監視する。
- ・ 銀行の内部自己資本十分性プロセスおよび流動性方針に係る指針を発表する。
- ・ コーポレート・ガバナンスに係る指針を発表する。
- ・ 銀行特有の問題、政策問題ならびにニュージーランドおよび親銀行が所在する国々での金融システムの状況に関連する一般事項に関して親銀行の監督機関（オーストラリアのAPRA等）との密接な業務関係を維持する。

登録銀行は、半期ごとに、包括的な詳細情報ならびに、通年については完全な財務書類、半期については未監査の半期財務書類を含む開示書類を発行することを求められる。財務書類は、各会計年度末には全面的な外部監査の対象となり、各半期末には限定された範囲のレビュー対象となる。各銀行取締役は、銀行の開示書類に署名し、一定の保証を行わなければならない。銀行およびその取締役は、銀行の開示書類中の情報が虚偽または誤解を招くものであることが発覚した場合、刑事上および民事上の罰則を課せられる可能性がある。

RBNZは、登録銀行の主要な情報の四半期ごとの「ダッシュボード」をそのウェブサイトで公表している。ダッシュボードは、公衆および市場参加者が登録銀行の財務力およびリスク・プロファイルに関する情報を理解し、当該情報に基づいて行動する能力の向上を目指している。情報は、銀行がRBNZに非公開で行う報告に基づく。ダッシュボードで公表されたANZバンク・ニュージーランド・グループに関する情報は、本書の参照情報ではなく本書の一部を構成しない。場合によっては、それらの情報は、ANZバンク・ニュージーランドの連結財務書類中の表示とは異なる分類または表示がなされている。

ニュージーランドで設立された銀行（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）は、ニュージーランドの状況を反映して修正されたパーゼル3自己資本比率要件を遵守することを求められる。2025年7月1日から、RBNZはまた、ANZバンク・ニュージーランドを含む国内のシステム上重要な銀行の大半に、最低比率をRWAの5.5%を上回る健全性資本バッファを維持することを求めるとしており、これに従わない銀行は販売を制限されることになる。このCET1健全性資本バッファは、2028年7月におけるRWAの9%まで、段階的に引き上げられる。詳細については、下記「ニュージーランドの規制上の動向 - 銀行の自己資本要件」を参照のこと。

ニュージーランドで設立された銀行（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）は、RBNZの流動性方針（「BS13」）を遵守することが求められる。BS13は、銀行の資金調達のうち少なくとも最低限の割合が顧客預金、期限付ホールセール資金調達およびTier1資本によって満たされることを確保し、ニュージーランドで設立された銀行として75%の最低コア資金調達比率（「CFR」）を満たすことを要求している。

RBNZは、すべての登録銀行に対し、承認された機関からの信用格付を取得および維持し、かかる格付を開示書類で公表することも求めている。

さらに、RBNZは、その監督機能に関連して、さらなる情報、データおよび見通しを取得し、ならびにかかる情報、データおよび見通しを監査させる広範な権限を有している。

RBNZはまた、いくつかの危機管理権限も有している。これらの権限には、銀行登録の取消勧告、登録銀行の業務の調査、登録銀行のRBNZとの協議の要求、登録銀行への命令、登録銀行の取締役の解任、交替もしくは指名、または登録銀行を法定管理下に置く勧告が含まれる。

登録銀行が法定管理対象になると宣言された場合、いかなる者も、特に以下の行為をしてはならない。

- ・ 銀行に対する反訴による手続きを含む、訴訟またはその他手続きを開始すること、または継続すること。
- ・ 執行命令を出すこと、債務を差し押さえること、または当該銀行に関して得られた判決および命令を執行し、もしくは執行することを求めること。
- ・ 当該銀行を清算する手段を講じること。
- ・ 当該銀行に対して相殺権を行使すること。

RBNZの監督権限の一環として、ある者が登録銀行への「重要な影響力」を獲得するまたは増大する結果となる取引を生じさせる前に、その者はRBNZの書面による同意を取得する必要がある。「重要な影響力」とは、登録銀行の取締役会の25%以上を指名する能力またはその議決権株式の10%以上の適格持分（例えば、法的または受益所有権）を意味する。

ニュージーランドの規制上の動向

銀行の自己資本要件

RBNZは、ニュージーランド国内で設立登録された銀行に適用される自己資本要件を改定した。これにより、ANZバンク・ニュージーランドは、2021年10月から2028年7月の移行期間中に、その保有する自己資本のレベルを相当程度増加させている。2025年3月、RBNZは主要な資本設定の再評価を実施すると発表し、2026年7月1日に予定されている引き上げに先立って変更が通知される見込みである。将来的な評価結果は不明であるが、現段階でANZ銀行ニュージーランドに対して実施中の主要な要件は以下のとおりである。

- ・ ANZバンク・ニュージーランドの総資本要件は、Tier1資本をRWAの最低16%まで引き上げることを含め、RWAの18%まで段階的に引き上げられる。Tier1資本のうち2.5%まではAT1資本で、残りはCET1資本のTier1資本要件で構成することができる。AT1資本は、償還可能な永久優先株式で構成されなければならない。総資本要件は、RWAの2%までTier2資本を含むこともできる。Tier2資本は、長期劣後債務で構成されなければならない。

- ・ 資本要件は、RWAの9%のCET1健全性資本バッファを含む。これには、2%の国内のシステム上重要な銀行の資本バッファ、1.5%の「早期設定」カウンターシクリカル資本バッファ（金融危機後においては0%まで一時的に引き下げることが可能であり、または一時的に引き上げることができる。）、および5.5%の保全バッファが含まれる。
- ・ 条件付資本商品は、今後適格規制資本として取り扱われない。2025年3月31日現在、ANZバンク・ニュージーランドは9億3,800万ニュージーランドドルのAT1商品を保有しているが、2028年7月までの移行期間中に段階的に適格規制資本としての取扱いの対象から外れることになる。

ニュージーランドの銀行に対する健全性資本バッファのRWAの1%という資本要件の引上げは、2025年7月1日に予定されている。

BPS法の代替

1989年から、銀行の健全性監督規制は、BPS法に基づいて行われてきた。

しかしながら、BPS法については、2つの別個の法制により代替する手続が進行中である。

- ・ 2021年ニュージーランド準備銀行法は、RBNZのハイレベルでの目的、権限、役割、ガバナンスと資金調達方法に関してBPS法の一部を代替するもので、2022年7月に施行された。2021年ニュージーランド準備銀行法は、とりわけ、以下の事項を規定している。
 - 金融政策委員会が行うべき事項を除くすべての決定に責任を負う法定のガバナンス・ボードを設置すること
 - ニュージーランドの金融システムの安定性を保護し増進させる包括的金融安定性目的を（経済目的および中央銀行の目的に加えて）導入すること
- ・ 2023年預金受入機関法（「預金受入機関法」）は、とりわけ、以下の事項を規定することが見込まれている。
 - すべての銀行およびノンバンク預金受入機関向けの単一の規制制度を創設すること。
 - 払戻事由が発生した場合に、一預金受入機関につき、適格預金者一人当たり保護預金10万ニュージーランドドルまで保護する預金者補償制度（「DCS」）を創設すること。
 - 預金受入機関の取締役の説明責任要件の強化。
 - RBNZの監督および執行方法の拡充。
 - RBNZの危機破綻処理の枠組み（BPS法から主要な管理権限を実質的に引き継ぎ、当該権限を（実際的である場合には）破綻処理機関としてのRBNZに付与するもの）の強化および明確化。

預金受入機関法が開始されるまでは、銀行に対する現行の規制の枠組みはBPS法の下で継続される。

DCSは、ANZバンク・ニュージーランドを含む預金受入機関から徴収する賦課金で賄われ、預金補償制度は、2028年の預金受入機関法の他の条項の発効に先んじて、2025年7月1日の実施が目標とされている。

DCSは、ANZバンク・ニュージーランドにとって重大なコスト増にはならないと予想されている。

金融機関の行為規制

2022年金融市場（金融機関の行為）改正法（「FMCIA法」）は、2025年3月31日に施行され、金融機関の広範な行動規範（「CoFI制度」）を導入するものである。CoFI制度は、一定の金融機関（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）に対して以下を要求する。

- ・ 2013年金融市場行動法（「FMC法」）第6部に基づく認可を取得すること。
- ・ （顧客の利益を正当に考慮するなど、顧客を公平に取り扱うことを要請する）公平性原則を遵守すること。
- ・ 公正性原則を運用可能にするための効果的な公正性プログラムを策定、実施、維持および遵守すること、ならびに公正性プログラムの要約を発行すること。
- ・ 関連サービスの提供に従事するスタッフその他の人員に対する販売奨励金に対する規制を遵守すること。

CoFI制度は、広範な行動制度を導入するものであり、かかる制度は、時とともに拡大し、規制対象事業体に義務の拡大をもたらし得る。2025年3月、ニュージーランド政府は、金融市場行動改正法案を国会に提出した。改正法案が通過した場合、同法案は金融機関の公正行動プログラムの要件を変更し、金融市場庁により広範な調査権限を与え、市場サービスのライセンスを統合することになる。CoFI制度は、2026暦年中に開始する予定である。

RBNZによるBS13のレビュー

RBNZは、BS13の包括的レビューを行っている。

これまでのRBNZの主要政策決定事項には以下のものが含まれる。

- ・ バーゼル3の流動性フレームワークの採用ではなく、RBNZの既存の量的流動性指標、1か月のミスマッチ比率およびコア・ファンディング比率に修正を加えたものの維持。1週間のミスマッチ比率は廃止される予定である。
- ・ ニュージーランドにおける流動性資産の適格要件の厳格化。
- ・ 新しい適格要件を満たさない現存の適格流動性資産にかかるRBNZによる流動性確保手段の構築。

新しい方針は2028年中頃まで実施されないものと予測されている。

サイバーレジリエンスに関するガイダンスおよび情報共有の協議

2024年3月、RBNZは、新しいサイバーレジリエンス報告要件を公表した。

この要件により、ANZバンク・ニュージーランド（総資産が20億ニュージーランドドル以上の規制対象事業として）は、以下を要求される。

- ・ 重要なサイバー事件を検知後72時間以内にRBNZに報告すること
- ・ 6か月ごとに、重要性のいかんにかかわらず、すべてのサイバー事件をRBNZに報告すること
- ・ RBNZのサイバーレジリエンスガイダンスに基づき、規制対象事業体のサイバー能力に関するRBNZの調査に毎年回答すること（2024年9月を期限とする最初の報告は提出済み）

債務返済能力に関する制限

2024年7月から、新しい収入負債比（「DTI」）制限が、ニュージーランドにおける住宅資産のための新規貸付について、登録銀行（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）に適用されている。DTI制限は、住宅貸付の借主の収入比で銀行が提供できる融資の割合に（すなわち、DTI比率が一定の閾値を超える場合として）制限を設けるものである。借主（個人または世帯）のDTIは、借主の負債総額を年収総額で除して算出される。RBNZは、DTIが6を超える持ち家居住者に対する銀行の住宅貸付はその住宅貸付の20%を超えてはならず、DTIが7を超える投資家に対する銀行の住宅貸付はその住宅貸付の20%を超えてはならないとするDTI制限を設定した。

ローン資産価値比による制限

DTI制限（上記「債務返済能力に関する制限」を参照のこと）に関連して、2024年7月1日から、更新後のローン資産価値比（「LVR」）制限が、ニュージーランドにおける住宅用資産のための新規貸付について、登録銀行（ANZバンク・ニュージーランドを含む。）に適用になる。LVRの制限は、銀行が住宅貸付の借主に対して、担保として提供される住宅用資産の価値に応じて提供できる貸付額に（すなわち、LVR比率が一定の閾値を超える場合として）制限を設けるものである。借主（個人または世帯）のLVRは、貸付総額を担保として提供される不動産の総額で除すことにより算出される。更新後のLVR設定の下で、銀行は以下の場合に貸付が可能である。

- ・ LVR80%超の借主に対して新規の持ち家居住者向け貸付総額の最大20%まで
- ・ LVR70%超の借主に対して新規の投資家向け貸付総額の最大5%まで

気候関連開示

ANZバンク・ニュージーランドは、「気候変動に関する報告対象事業体」であり、FMC法およびアオテアロア・ニュージーランド気候基準に基づき、毎年グループ気候報告書を作成することが義務付けられている。ANZバンク・ニュージーランドは、2024年9月30日に終了した会計年度について、FMC法およびアオテアロア・ニュージーランド気候基準に基づき、初の義務的気候報告書を発行した。

ESASアクセス基準の見直し

2025年3月、RBNZは、為替決済口座システム（「ESAS」）のアクセス基準の見直しを完了した。ESASは、RBNZが運営する決済システムで、銀行やその他承認金融機関が利用するものである。新たなアクセス基準は、ESASへのアクセスを拡大することが期待される。2025年4月、RBNZはESASへのアクセスを求めるノンバンクの預金受入機関への適用を開始した。RBNZは、2025年後半には他の種類の事業体（決済サービス業者、海外預金受入機関、指定金融市場インフラ運営者など）にも適用を開始する予定である旨表明している。改定されたESASのアクセス基準がANZバンク・ニュージーランドに与える影響は、現段階では不明である。

その他

ANZバンク・ニュージーランド・グループにもたらされるリスクも含む規制上の動向に関する詳細については、下記「第3事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 当グループの事業の活動および業界に関するリスク - 2 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」ならびに「第3事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 16 . 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

アメリカ合衆国（米国）

ANZBGLは、ANZGHLの間接子会社であり、ANZ銀行持株会社の直接の子会社である。ANZGHLは、ANZBGLの純粋持株会社である。ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社は各々米国連邦準備制度理事会（「FRB」）から金融持株会社（「FHC」）として取り扱われることを選択した。FHCは、FRBおよび米国財務省が本質的に財務的である、あるいはそれに付随していると決定した活動、ならびに（FRBが承認した場合は）FRBが財務活動を補完すると判断した活動に米国内で従事し、あるいは従事する企業を買収することを認められている。

1956年銀行持株会社法（「BHC法」）の下で、FHCの活動は、当該FHC（米国の支店および代理店ならびに米国の預金受入機関子会社を含む。）がFRBの規則の定義にしたがい「良好に経営されている」あるいは「資本が充実している」と言えなくなった場合、FHCが特定の資本水準を維持することを求める執行措置の対象となった場合、または、FHCの米国の預金受入機関子会社が地域再投資法上「並」以上の格付けを維持できなくなった場合に、制約の対象となる。FRBは、ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社を含む、FHCを管轄する「包括的な」監督者である。

ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社は各々1978年国際銀行法（「IBA」）を含む米国連邦法令に従う。IBAに基づき、ANZBGLのニューヨーク支店（「ニューヨーク支店」）を含む、在米の外国銀行のすべての支店および代理店は、米国銀行持株会社により所有または支配されている国内銀行に課せられているものと同様の報告および審査要件に従うものとする。連邦政府の認可を受けた支店は、主に米国通貨監督庁（「OCC」）の規制を受けることから、ニューヨーク支店は、国内銀行に許可されている業務に従事することができるものの、ニューヨーク支店はリテール預金を受け付けることができない。ニューヨーク支店はリテール預金を受け付けられないため（法人預金および企業預金は受け付ける）、連邦預金保険公社（「FDIC」）の監督対象ではない。ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社は、BHC法の規制を受けている。FHCが「良好な経営」または「十分な資本」の規制に合致しなくなった場合または特定の資本水準の維持を求める執行措置の対象となろうとした場合には、FHCのFHCとしての活動は制限を受けることになる。

IBAの下で、FRBは、ニューヨーク支店を含む、外国銀行の米国支店および代理店が保有している預金に対する準備金要件を課す権限を有している。ニューヨーク支店は、一般的にその会計と記録をANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社のものとは別に維持する必要があり、OCCが規定するそのような追加要件に従う必要がある。IBAおよびBHC法は、ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社の米国におけるノンバンク業務に従事する能力にも影響する。

IBAの下で、非米国銀行の在米支店は、国内銀行と同じ範囲でOCCにより管財人の管理対象となる。監督官は在米支店の事業と財産を占有することがある。監督官は、法律や規制の違反および安全と健全性の違反に対処する広い範囲の監督および執行手段を自由に使うことができ、それは在米支店に対して課される場合がある。監督官は、在米支店の経営者を解任し、民事上の罰金を課することもある。状況によっては、監督官は自ら、あるいはFRBの勧告を受けて、在米支店の免許を剥奪することもある。

ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社の各々は、2010年のドッド-フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法（「ドッド-フランク法」）の一定の規定に従っている。ドッド-フランク法は、米国および世界の銀行業務の多くの側面を規制する。

BHC法のセクション13およびその施行規則は通称を「ボルカー・ルール」といい、とりわけ、銀行およびその関連会社が一定の「自己勘定取引」に従事することを広く禁止し（ただし、引受け、マーケット・メイキング関連、リスク緩和ヘッジ業務などの一定の業務は許可する。）、一定の重要な例外および免除はあるが、一定のプライベート・ファンド（プライベート・エクイティ・ファンドおよびヘッジファンドを含む。）への資金提供ならびに投資を制限する。

その他のドッド-フランク法の規制は、非清算集中スワップおよび有価証券関連スワップについて最低限の証拠金の要件を課し、規制された取引プラットフォームおよび決済機関において標準店頭（「OTC」）デリバティブを集中約定および集中決済することを要請し、特定の種類のデリバティブについてポジションの規模に制限を課し、取引データを規制されたスワップおよび有価証券関連スワップのデータ蓄積機関に報告することを要請し、ならびにディーラーおよびデリバティブ市場の主要な市場参加者の監督強化を規定している。ANZBGLは、商品取引法および商品先物取引委員会（「CFTC」）規則に基づく登録スワップ・ディーラーであり、全米先物協会の会員である。ANZBGLは、米国証券取引委員会（「SEC」）に登録された有価証券関連スワップ・ディーラーではないが、登録が必要となった場合または登録が適切と判断された場合は、登録を行うことがある。さらに、当グループ内の他の関連会社は、米国人であるカウンターパーティーまたはその他の特定の種類のカウンターパーティーとのスワップまたは有価証券関連スワップ取引の水準次第で、スワップ・ディーラーまたは有価証券関連スワップ・ディーラーの登録の対象となる可能性がある。CFTCまたはSECへの登録が必要とされなくても、そのような企業は、米国人であるカウンターパーティーまたはその他の特定の種類のカウンターパーティーとの取引に関連して、CFTCまたはSECの規制要件の一部の対象となる可能性がある。

CFTCは、クロスボーダー取引に関する規則を採択し、これは特に、CFTCがCFTCのものに相当すると決定した規制制度を有する非米国法域に所在するスワップ・ディーラーによる「代替的コンプライアンス」を許容する。CFTCは、自らが発行したガイダンスに基づいてオーストラリアの法令の一定の側面に関してかかる決定を行っており、かかる決定は、2020年の規則の下でも有効に存続する。かかる決定に基づき、ANZBGLは、相当するCFTC規則の遵守の代わりに一定のオーストラリアの規則の代替的遵守に依拠することができる。

米国の健全性規制機関、CFTCおよびSECは、決済されないスワップおよび有価証券関連スワップの取引に当初および変動証拠金要件を課す規則を実施した。ANZBGLは、FRBの監督に服するスワップ・ディーラーであり、OCCにより規制されるニューヨーク支店を運営していることから、FRB、農業金融局、FDIC、連邦住宅金融庁およびOCCが公布した非清算集中スワップの証拠金に関する規則を遵守する必要がある。これらの規則により、対象のカウンターパーティーとの対象の取引に関して当初および変動証拠金を収取および預託することを求める要件が課されている。健全性規制機関およびCFTCの規則はまた、ANZBGLのような非米国スワップ・ディーラーが、一定の分野の取引およびカウンターパーティーに関して、健全性規制機関が非米国法域について同等性の決定を行った場合には健全性規制機関およびCFTCの証拠金に関する規則の代わりに当該非米国法域の適用ある法律を遵守すること、またはその他の方法で米国の証拠金に関する規則を遵守しないことを認めている。

ドッド-フランク法およびその施行規則に従い、ANZBGLは、本再編前に、FRBとFDICに対して直近の3年毎の米国破綻処理計画を2022年6月に提出した。現在、本再編後は、ANZグループが、外国の銀行組織の米国での事業規模およびリスク・プロファイル次第でそれらに適用される破綻処理計画の策定についての個別適合的な要件に基づいて、FRBとFDICに対して直近の米国破綻処理計画を提出する。したがって、ANZグループは、2025年7月1日までに破綻処理計画の提出を求められることになる。ANZBGL、ANZGHLおよびANZ銀行持株会社の各々は、レギュレーションYYのサブパートNに基づく「強化された健全性規制」の対象になり、これはドッド-フランク法第165節に基づき導入され、財務およびリスク監視要件の遵守を求めている。

ANZGHLは、ANZセキュリティーズ・インク（「ANZSI」）を通じて米国における債券資本市場の活動を行っている。ANZSIは、SECの認可を受けたブローカーディーラーであり、SECおよび金融業規制機構（「FINRA」）の監督下にある。また、ANZSIは、事業を行っている州および地域でライセンスを取得している。SECおよびFINRAにおいては、ANZSIに適用ある広範な遵守事項があり、これには、記録の維持、取引および通信のモニタリング、ANZSIの従業員の監督、内部方針および手続、ならびにANZSIの日常業務を規律するその他多くの事項が含まれる。ANZSIは、その業務についてSECおよびFINRAによる定期的なレビューを受けている。

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）は、金融機関に、特定の顧客デュー・デリジェンスを実施し、米国市民または課税上の米国居住者である口座保有者（一定の者についてはその実質的所有者を含む。）の情報を、直接または現地税務当局を経由して、米国連邦税務当局である内国歳入庁に提供することを求める。必要な顧客データ収集デュー・デリジェンスおよび口座保有者情報の提供が実施されず、適用ある要件を満たす方法および形式で提供されない場合、当グループおよび/または当グループ内のメンバーの口座に資産を保有する者は一定の金額に関して30%の源泉徴収の対象となる可能性がある。かかる源泉徴収は現在、米国内の源泉からなされた一定の支払に対してのみ適用される可能性があるが、「外国でのパススルーの支払」という用語を定義する米国の最新の規則が制定された日の2年後の日より前に行われた米国外の源泉からなされた支払にはかかる源泉徴収税は課されない予定である。現在、「外国でのパススルーの支払」の定義案または最終の定義は存在せず（法令上の要件および時間枠は変わりうるが）、そのため一定の支払が外国でのパススルーの支払として扱われる可能性があるか否かは不明である。

以上の議論は、一定の手取金総額の支払について源泉徴収を行わず、米国外からの支払に対する源泉徴収の発効日を遅らせる米国の規制案を反映したものである。米国財務省は、納税者は規制案に依拠できる旨を述べている。以上の議論は、現在の内容で規制が最終化され、遡及的に適用されることを前提としている。

FATCAに加え、米国は、一定の状況において当グループに一定の情報を米国支払人（源泉代理人、カストディアンなど）に提供することを求める可能性があり、当グループおよび/またはその顧客は、当グループが当該情報を適用ある規則および規制を遵守して提供しなかった場合、源泉徴収の適用を受ける場合がある。さらに、当グループが求められた情報を提供したとしても、一定の米国からの支払に対してはなお源泉徴収の適用がありうる。

当グループはまた、ANZBGLが営業を行う国が米国との政府間協定の締結および施行を行わず、その国においてFATCAの遵守を妨げる現地法上の障害がある場合には、多大な源泉徴収エクスポージャーおよびその他の営業上の影響といったより広範なコンプライアンス上の問題に直面する可能性がある。

金融機関に影響を及ぼしている米国政府政策の主な焦点の1つは、マネーロンダリング、テロリストの資金調達および米国の制裁への違反に対抗することである。2001年テロリズムの阻止と回避のために必要な適切な手段を提供することによりアメリカを統合し強化するための法律（「愛国者法」）は、著しいコンプライアンスとデュー・デリジェンスの義務を課し、犯罪を確認し、罰則を規定し、米国外における管轄権を拡大することによって、米国マネーロンダリング防止法の範囲を大幅に拡大した。米国財務省は、愛国者法の様々な要件を実施する数々の規制、および制裁に関するその他の米国法を公表し、それはANZSIおよびニューヨーク支店などの外国銀行の一定の米国非銀行子会社および米国銀行子会社ならびに支店を含む米国金融機関に適用される。

それらの規制は、米国内で事業を行っている金融機関に、マネーロンダリングとテロリストの資金調達を特定、阻止、報告するとともに顧客の身元を確認する適切な方針、手続き、管理を維持するよう求める。それらの規制はまた、米国内の金融機関に対して、米国の制裁制度を遵守して業務を行うよう求める。さらに、米国銀行規制機関は、より高い基準を課し、米国法執行機関は、より積極的な役割を果たしてきており、その結果、当該事項の執行が強化されている。他のグローバルな金融機関に対する執行処分決定には、多額の罰金の支払、将来の事業運営に関する合意、関係者の処分などが含まれている。金融機関が、マネーロンダリングとテロリストの資金調達に対抗する適切な方針と手続きを維持、実施できず、また米国の制裁制度を遵守できない場合、金融機関にとって法的および評判上深刻な結果を招くことがあり、さらに民事上、金銭上および刑事上の罰則処分を課される結果となることもある。

2021年1月、2020年マネーロンダリング防止法（「AMLA」）が米国において立法された。AMLAでは、米国マネーロンダリング法制を包括的に改革し最新化することが企図されている。とりわけ、AMLAは、金融機関のマネーロンダリング防止のコンプライアンスについてリスクベース・アプローチを条文化し、マネーロンダリング防止コンプライアンスのための評価技術および内部手順の基準を米国財務省が発展させることを要請し、執行および調査に関連する権限の拡大（一定の違反に対して適用可能な制裁措置の大幅な拡大を含む。）を行うものである。AMLAの多くの条文は、追加的な規則制定、報告その他の措置を必要としており、AMLAの効果は、とりわけ、規則制定および施行ガイダンスの影響を受けるであろう。米国財務省の一局である金融犯罪執行関連連絡室は、AMLAで義務付けられているマネーロンダリング防止およびテロ資金供与対策政策の優先事項を発表した。優先事項には、汚職、サイバー犯罪、テロ資金供与、詐欺、国際犯罪、麻薬取引、人身取引、拡散金融が含まれる。

その他の監督機関

当グループには、ASXおよびロンドン証券取引所に上場している負債証券を含め、オーストラリアおよび同国外の一定の証券取引所に上場している証券がある。当グループは、これらの証券取引所に上場している証券の発行者に適用される上場の要件を遵守しなければならない。

APRAがANZBGLおよびその支店業務を対象に行う健全性自己資本監督ならびに上記の監督および規制の詳細に加えて、すべてのANZBGLのオフショア支店および銀行子会社の現地での銀行業務は、それぞれの監督機関による現地国の監督に従う。例えばRBNZ、OCC、FRB、英国健全性規制機構（「PRA」）、シンガポール通貨監督庁、香港金融管理局、中国の国家金融監督管理総局（従前は中国銀行保険規制委員会）ならびにこれらの諸国および他の関連諸国のその他の金融監督機関である。これらの監督機関は、とりわけ、それぞれの管轄法域におけるこれらの業務に対し、最低自己資本金要件を課す可能性がある。

当グループはまた、営業を行うすべての国の現地法における、マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する一定の法規制を遵守することを求められる。

(8) 競争

オーストラリア

オーストラリアの銀行業界は集中しており、競争が激しい。2025年3月31日現在、オーストラリアの4つの主要な銀行グループ（ANZグループ、オーストラリア・コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行およびウエストパック・バンキング・コーポレーション）がオーストラリアで営業を行うADIのオーストラリアの貸付資産総額の約72%⁽¹⁾を保有していた。規模の小さい地方銀行の業務運営は、リテールおよび事業（商業）銀行業務に重点を置いている。多くの国際銀行もオーストラリアで銀行サービスを提供しており、一般的にこれらの銀行はリテール、事業または法人市場の特定の部門に重点を置き、かかる部門において若干のシェアを占めている。

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、選択的な市場で競争する銀行金融機関および非銀行金融機関の急増につながった。住宅金融組合や信用組合などのノンバンク仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手住宅金融組合のうちいくつかは、オーストラリアの1959年銀行法（「銀行法」）の下で、銀行業免許を付与されている。専門的な銀行以外の住宅ローン貸付業者および直接的な（支店以外の）銀行業者も、担保付住宅ローン分野において競争している。

競争は歴史的に住宅ローン市場においてより激しい。競争は、当初は担保付住宅ローン・オリジネーターの増加、その後は担保付住宅ローン・ブローカー業界の成長および非ADIの貸金業者（ノンバンクの貸金業者）の活動の増加からもたらされた。ADIを含む住宅ローンの提供者は、新規貸付市場およびリファイナンス市場のいずれにおいても、広告された料率を下回る大幅なディスカウントおよび住宅ローンの乗換えキャンペーンを行うことにより活発に競争している。

オーストラリアのリテール預金市場もまた、資金調達を支えるための信用の伸び増加および貸付需要増の時期には特に、競争が激しい。リテール顧客の銀行預金に対するオーストラリア政府保証は、世界金融危機の最中の2008年に導入され、大手オーストラリア銀行への預金の増加およびその他預金ファンド提供者への預金の減少をもたらした。オーストラリア政府保証は、オーストラリアの預金受入機関の預金およびホールセール資金調達に係る保証の提供を可能とするためにオーストラリア政府によって発表された一時的措置に依拠している。さらに、金融サービス・セクターの変化により、ノンバンクでも、従来銀行が様々な（物理的およびオンラインの）流通チャネルを通じて提供してきた商品およびサービスを提供することが可能になっている。

商業銀行業分野においては、大手および地域の銀行ならびにその他の商業銀行業務提供者全体で依然として競争が激しく、そこでは、顧客とのリレーションシップ維持および推進に注力がなされ、貸付け、預金、その他の銀行業の商品およびサービスの提供において競争が行われている。

法人市場において、競合他社はその顧客基盤の質、認知された技術の組合せ、体系化されたソリューションおよび価格設定、顧客の洞察力、デジタル機能、評判およびブランドにより評価を獲得する。オーストラリア国内市場においては、大手中堅企業および大企業の顧客レベルでの競合他社は一般に、オーストラリア大手銀行、少数の世界的な投資銀行ならびに少数のアジアの銀行およびニッチ分野に力を入れている巨大多国籍銀行コングロマリットのプティック型事業である。

銀行業界は、顧客のニーズおよび変化する顧客の選好に応えるために、引き続き新しいデジタル商品およびデジタル・サービスのソリューションとともに進化を続けている。革新的なデジタル・ソリューションへの需要は、特にリテール銀行業において、銀行業界への既存参入者と新規参入者とのさらなる競争に寄与している。

さらに、将来の経済状況は、当グループが中期的に事業を展開する市場における金融仲介業者の数にさらに影響を与える効果をもたらす可能性がある（詳細については、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 当グループの事業の活動および業界に関するリスク - 2 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。）。ただし、中期的な競争水準の低下にはつながらない可能性がある。

オーストラリアのオープン・バンキング法は、商品とサービスを比較し切り替える消費者の能力を向上させることを目的とする。これにより、オーストラリアの銀行業界への新規参入者に対する障壁が削減され、競争が激化する可能性がある。当グループに与えるリスクを含む、オープン・バンキング法の詳細については、「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性 - 法的および規制上のリスク - 16 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

(1) 出典：APRA2025年3月の月次公認預金受入機関統計（2025年4月30日公表）。

ニュージーランド

当グループが営業を行うニュージーランドの金融サービス・セクターは非常にさらされている。ANZバンク・ニュージーランドの主な競合他社は、ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウエストパック・バンキング・コーポレーション/ウエストパック・ニュージーランド、およびキウィ銀行である。

ASB銀行、ニュージーランド銀行、ウエストパック・バンキング・コーポレーション/ウエストパック・ニュージーランドは、それぞれオーストラリアの大手銀行の子会社または支店であり、個人から大企業まであらゆる顧客層を対象としている。当グループがキウィ銀行と競合する主な分野は、リテール及び事業顧客セグメントである。

競争はまた、その他銀行の特定のセクターにも存在する。ラボバンク・ニュージーランドは、リテール預金および農業貸付市場において活動する。ハートランド・バンク・リミテッド、TSBバンク・リミテッドなどの地方銀行は、リテール・セクターでの競争力がある。香港上海銀行、株式会社三菱UFJ銀行などの国際的な銀行は、法人市場で競争している。2013年末以降、ニュージーランドではまた、中国工商銀行、中国建設銀行および中国銀行が、ニュージーランドにおいて登録銀行として子会社を設立した（2017年以降、各銀行は、ニュージーランドで銀行業務を行うための支店も開設している）。これらの銀行の重点は住宅貸付および事業貸付に置かれているようであるが、当該セグメントにおけるこれらの銀行の市場シェアは、依然として小さい。

歴史的に、ニュージーランドの預金市場は競争が激しい。しかし、ニュージーランドのCOVID-19のパンデミックからの景気回復を支えるためにRBNZが導入した大規模な資産購入（「LSAP」）プログラムにより、ニュージーランドの銀行業界内の資金量が増加したため、預金獲得競争は緩和された。2022年、RBNZはLSAPプログラムの漸減を開始し、その結果、LSAPプログラムが徐々に縮小するにつれ、預金獲得競争が激化する可能性がある。2025年3月31日現在、住宅ローン市場が登録銀行によるニュージーランドでの貸付の半分以上⁽¹⁾を占めており、この市場が競争における主要分野である。

近年、ニュージーランドではノンバンクのオリジネーターの活動が活発化しているが、総資産における成長率はオーストラリアなどのオフショア市場と比較して低くなっている。顧客の実店舗からオンラインやデジタル・サービスへの移行が継続しており、これにより金融サービス・セクターにおける新たな競合他社の出現が促される可能性がある。2025年3月31日現在、ノンバンク・セクターは金融制度の資産合計の約3%⁽¹⁾を占めていた。

将来起こり得る経済的混乱またはインフレ圧力に対応する個人財務管理への顧客需要の高まりは、規制および金融政策の変更、資金調達コストおよび信用供与の増加、流動性のレベル、ならびに事業戦略の変更により、ニュージーランドの金融サービス・セクターにおける競争に中期的な影響を与える可能性がある。

ニュージーランド商業委員会は、ニュージーランドのパーソナル・バンキングに関する市場調査を実施し、2024年8月20日に最終報告書を公表した。最終報告書には、新規参入と事業拡大を支援し、競争に対する規制上の障壁を軽減し、消費者がより良い価格とサービスを受けられるようにすることを目的とした14の勧告が含まれている。これらの勧告は、ニュージーランドの銀行セクターにおける競争を促進する規制の実施につながる可能性がある。ニュージーランド政府は14の勧告すべてに対応する予定であり、ニュージーランド政府、RBNZ、金融市場庁および業界にまたがる横断的な作業を通じて対応が進められることが期待されている。商業委員会は、ほとんどの勧告が2025年8月までに実施されることを期待しているが、いくつかの対策は大幅に時間がかかりうる。

ニュージーランド国会の財政・歳出委員会と第一次産業委員会は、銀行業における競争に関する調査を進めている。その付託事項には、銀行業における競争の状況（収益性を含む）、銀行業における競争を阻む障壁、ならびに規制環境が競争や融資への効率的なアクセス、地方の銀行業、マオリ族の資産家、組織、企業および個人への融資に与える影響についての検討が含まれる。書面の提出は2024年9月に締め切られ、公聴会は2024年10月から12月ならびに2025年3月および4月にかけて開催された。財政・歳出委員会は、ニュージーランド政府の今後の政策決定のための情報を提供する報告書を作成する。報告書は、2025年6月に発行される予定である。

2025年3月、RBNZは主要な資本設定の再評価を実施すると発表した。この見直しは、既存の作業（財政・歳出委員会による銀行業における競争に関する調査を含む。）を基礎とし、準備銀行の預金者に対する健全性資本要件が、安定した金融システム（回復力のある金融市場、金融機関および金融インフラが、生産的で持続可能な経済を可能にし、最終的に全てのニュージーランド国民の繁栄と福利を促進するもの）を支えるために適切な水準に設定されているかどうかを評価するものである。2025年7月に予定されている資本の引上げは実施され、RBNZは、2025年後半には、見直しにより生じる主要な提案について公開協議を行う。RBNZは、今後予定されている引上げよりもかなり前に、かかるプロセスによる資本要件の変更については示唆を与える予定である。

(1) 出典：ニュージーランド準備銀行 2025年3月（2025年4月30日公表）。

アジア

アジアにおける銀行業は、非常に競争が激しい。多数のグローバル銀行ならびに地域銀行が、各市場の地方銀行に加えて本地域で営業している。

当グループは、現在、アジアの多数の国において、法人銀行業ならびに地域のトレードおよび資本フローによる顧客への金融ソリューションの提供に焦点を絞って営業を行っている。当グループは、地理的対象、オーストラリアおよびニュージーランドの国内市場における強み、ならびに顧客、産業および商品に係る専門化（マーケットおよびトランザクション・バンキングを含む。）への的を絞った集中により、地域を超えて競合他社との差別化が可能になると確信している。

競争は引き続き活発であり、多数の銀行がこの地域の成長機会を支援するためにバランスシートの一部を投じたいという意欲を示している。このことは、アジアにおける法人貸付の純預貸利鞘が、オーストラリアおよびニュージーランドにおける類似の貸付における純金利マージンよりも一般に低水準であることに寄与している。

当グループは、法人顧客に対して幅広い一連の金融サービスを提供するが、アジアにおけるリテール市場または商業市場における銀行となることは目指していない。

3【関係会社の状況】

(1) 親会社

2025年3月31日終了の半期中において親会社について重要な変更はなかった。

(2) 被支配法人

2025年3月31日終了の半期中に重要な被支配法人の買収または処分はなかった。

(3) 関連会社

2025年3月31日終了の半期中において関連会社について重要な変更はなかった。

4【従業員の状況】

2025年3月31日現在、当グループは世界全体でフルタイム換算（FTE）基準で4万2,898人（2024年9月：4万2,142人、2024年3月：4万41人）の従業員を雇用していた。

フルタイム換算従業員

部門	期末現在			増減率	
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年	2025年
				3月期末 対2024年 9月期末	3月期末 対2024年 3月期末
オーストラリア・リテール	10,950	10,832	11,383	1%	-4%
オーストラリア商業 法人	3,361	3,294	3,442	2%	-2%
ニュージーランド サンコープ・バンク	6,460	6,272	6,310	3%	2%
パシフィック グループ・センター	2,791	2,798	-	0%	該当なし
	1,014	985	972	3%	4%
FTE合計	11,642	11,205	11,401	4%	4%
平均FTE	42,898	42,142	40,041	2%	7%
	42,379	40,379	40,168	4%	6%

地域	期末現在			増減率	
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年	2025年
				3月期末 対2024年 9月期末	3月期末 対2024年 3月期末
オーストラリア	21,283	21,062	19,114	1%	11%
ニュージーランド	6,903	7,003	7,185	-1%	-4%
その他の地域	14,712	14,077	13,742	5%	7%
FTE合計	42,898	42,142	40,041	2%	7%

労使関係

2025年3月半期中、労使関係に重要な変更はなかった。

オーストラリア

オーストラリアにおいては、一部またはすべての従業員について、雇用条件は給与を含めて団体企業労働協約（「EBA」）の一部として労働組合と経営陣との間で交渉することができる。ただし、従業員の過半数の賛成を条件とする。オーストラリアにおいてANZBGLは長年にわたってEBAを取り入れており、オーストラリアにおいて約91%を占めるグループ4、5および6の従業員（すなわち中間管理職および非管理職従業員）の最低雇用条件を定めている。

2023年8月、ANZBGLは、2017年9月に修正され、2023年ANZ EBAが開始されるまで適用されていた従前のANZ労働協約2015-2016年（オーストラリア）に代わり、ANZ労働協約2023-2027年（オーストラリア）と称される新たなEBA（「2023年ANZ EBA」）について金融部門組合（「FSU」）との間で合意に達した。2023年ANZ EBAは、同じ従業員層を対象としているが、オーストラリアにおける新たな雇用法を反映して更新されており、従業員の休暇およびその他の給付が改善された。2023年9月に2023年ANZ EBAに対する従業員投票が行われ、投票した91%の従業員により支持を受けた。2023年ANZ EBAは公正労働委員会により承認され、2023年10月26日に適用開始となった。2023年ANZ EBAの名目上の有効期限は2027年9月30日である。同日を過ぎても2023年ANZ EBAは引き続き適用されるが、ANZBGL、FSUおよびオーストラリアにおけるANZBGLの関連従業員は新たな代替のEBAについて交渉を開始することができる。

2024年7月31日、サンコープ・バンクの買収が完了し、約3,000名の従業員がサンコープ・グループ・リミテッドからオーストラリアのANZグループ（具体的にはノルフィナ・リミテッド）に移籍した。2015年のサンコープ・グループ労働協約は2018年に失効した。2024年11月、ノルフィナ・リミテッドは、FSU、従業員の交渉代表および関連従業員との間で代替協約について交渉を開始した。代替協約は2025年後半に適用開始される予定である。

オーストラリアにおいて、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

ニュージーランド

ニュージーランドの従業員の過半数は個人の雇用契約によりカバーされている。FIRSTユニオンとANZバンク・ニュージーランドの団体労働協約は、ニュージーランドの従業員の約12%をカバーし、2024年8月1日付で更新され、2026年7月31日まで有効である。かかる協約の更新のための交渉は2026年6月に開始される。

その他の地域

世界のその他の地域にあるいずれかの国において、経営陣と労働組合との間の重大な紛争はない。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

上記「第2 企業の概況 - 2 事業の内容」および下記「2 事業等のリスク」を参照のこと。本項は、本書の表紙（注）4．に記載の「将来に関する記載」に関する説明とあわせて検討されるべきである。

2【事業等のリスク】

（1）リスク

本「（1）リスク」に記載される情報は、当初ANZBGLの2024年度についてのオーストラリアの年次報告書において公表されたものである。かかる情報は、ANZBGLにより継続的に見直され、オーストラリアの年次報告書において年一回公表される。

マクロ経済環境の絶え間ない変化と不確実性、気候変動および地政学的緊張の高まりは、当グループの事業環境に引き続き課題を投げかけている。当グループの顧客も同様に、不正行為や詐欺行為の増加などのさらなる課題と共にこれらの影響を受けていることを当グループは把握している。当グループは、かかる課題に対応するため、リスク管理の枠組みと手法の強化を続けている。

当グループのリスク管理の枠組み（「RMF」）

取締役会は、ANZグループの基礎となるシステム、構造、方針、手順、プロセス、および人材を支柱に据えたRMFを設定し、かつ監督することに最終的な責任を負う。取締役会は、当グループのリスク管理方針の遵守を推進し、監視する権限を取締役会リスク委員会（「BRC」）に対して委任している。

BRCは、その活動について取締役会に定期的に報告を行う。当グループのRMFの主柱となるものには以下が含まれる。

- ・ リスク管理戦略（「RMS」）は当グループのRMFの重要な要素である。RMSには、当グループの目的と戦略を支援するリスク機能部門の構造、金融説明責任体制（FAR）に基づく説明責任者としての当グループ最高リスク責任者の所定の責任の遂行、戦略的優先事項を実現する際のリスクに関する意思決定を支援する価値観、態度および行動、取締役会が承認した目標とするリスク文化、重要リスクのそれぞれの内容、ならびに関連する方針、基準および手続きに準拠した重要リスクのそれぞれに対するRMSにおける対処方法についての概要が含まれる。また、重要リスクの当グループによる特定、測定、評価、監視、報告の方法およびそれらのリスクの管理または軽減の方法、ならびに監督の仕組みおよび/もしくは所定の委員会に関する情報も含む。
- ・ リスク選好報告書（RAS）は、重要な各リスクについて、株主、預金者および顧客の利益を考慮の上、当グループが戦略的目標および事業計画の達成に向かうにあたって受け入れる意思があるリスクの最大レベルを記載している。
- ・ リスク原則はRMFを支援し、リスク管理の指針として適用されることが期待される行動および慣行を概説するとともに、当グループ全体に適切なリスク文化を浸透させるのに役立つ。

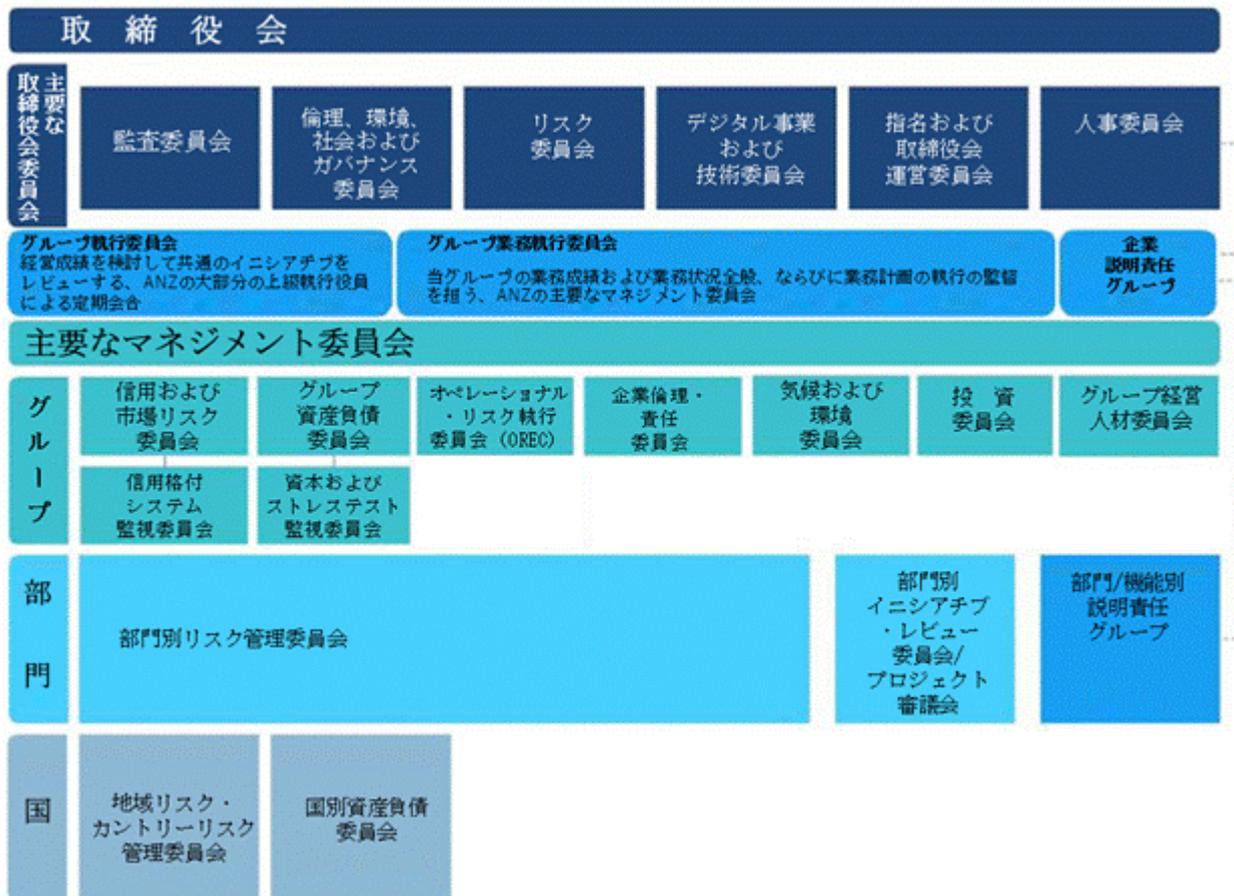
当グループは、3つの防衛線モデルに基づき事業を行っている。それぞれの防衛線において、効果的なリスク管理を支えるために、役割、責任およびエスカレーション・パスが明確に定められている。これらの3つの防衛線モデルは、「リスクは全員の責任」という文化を根付かせるものである。

事業および実行機能部門が1番目の防衛線となり、リスクと統制の日常的な管理を含め、RMFの実施と継続的な維持のために責任を負う。

2番目の防衛線はリスク機能部門であり、当グループのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼす活動および決定に対する的確な異議の提起を含め、当グループのリスク・プロファイルおよびRMFに対する独立した監視を行い、1番目の防衛線と協働して、RMSの策定と維持にあたる。

3番目の防衛線は内部監査であり、当グループのRMFの妥当性、有効性および適切性に対する独立した評価および保証を与える。

リスク管理のガバナンスおよび監視は、日々の活動に組み込まれている一方で、当行にわたって委員会および定期的なフォーラムにおける重要な取り組みとなっている（下図を参照のこと）。委員会およびフォーラムにおいては、既知の問題の対処にあたっての管理プランの見直しと進行状況の監視を行い、既知および新規のリスクについての議論と監視を行う。



重要リスク

以下は、当グループのRMSに基づく当グループが直面する重要リスクと、これらのリスクの管理方法の要約である。

リスクの種類	内容	リスク管理
自己資本充実リスク	当グループの連結業務およびリスク選好度を支援するための、健全性規制当局およびその他の主要な利害関係者（株主、債券投資家、預金者および格付会社等）が要求する自己資本水準を当グループが維持できない場合に発生する損失に関するリスクである。	当グループは、主要方針目標に照らした資本基盤の水準と構成の継続的な審査および取締役会の承認を通じて、預金者、債権者および株主の利益の保護を目的とした自己資本管理に対する積極的な取組みを進めている。
信用リスク	以下の結果生じる財務損失に関するリスクである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ カウンターパーティーが債務履行を怠る。 ・ カウンターパーティーの信用の質が低下し、そのことにより損失が生じる。 	当グループの信用リスクについての枠組みはトップダウン構造で、信用原則、信用指針および信用要件により定義づけられている。与信の政策、要件および手続きは、初期承認およびリスクのグレード化から継続的な管理および問題債権の管理まで、与信のライフ・サイクルにわたってあらゆる面を網羅している。
流動性および資金調達リスク	以下を含む、期日が到来した支払債務を当グループが履行できないリスクをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 預金者への返済またはホールセール債券の満期償還 ・ 資産を増額する資金調達を行う当グループの能力が不十分 	当グループは、バランスシートにおいて内在する流動性および資金調達リスクを認識しており、流動性および資金調達リスクを軽減および管理する一連の主要原則を確立している。当グループの枠組みはトップダウン構造で、流動性原則および方針により定義づけられている。流動性制限の枠組みが導入され、流動性制限が流動性ストレステストの枠組みに基づき設定されている。
市場リスク	当グループのトレーディングおよびバランスシート取引に起因するリスクであり、以下に起因する当グループの利益に対するリスクをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 金利、外国為替レート、信用スプレッド、ボラティリティおよび相関関係の変動、または ・ 債券価格、コモディティ価格もしくは株価の変動 	当グループは、詳細な市場リスク管理および統制の枠組みを有しており、この枠組みには、トレーディングおよびバランスシートのポートフォリオにおける市場リスクの大きさを定量化するための独立したリスク測定アプローチを組み込むことが含まれている。このアプローチは、一定の期間に予想できる、可能性のある結果が及ぶ範囲を特定し、それらの結果の可能性を確定し、これらの活動を支援する適正な額の資本の割り当てを行う。
戦略リスク	戦略リスクとは、内部または外部要因により、当グループが戦略変更を図ったこと、戦略を効果的に遂行することができないこと、または環境および要件の変化に対応して戦略を調整することができないことから、その事業の中核となる主要な戦略目標の達成を妨げられるリスクと定義される。戦略リスクは、環境状況の変化、戦略目標の未達成、戦略の調整による新たなリスクの発生やリスクの増大などの要因から生じる可能性がある。	戦略リスクは、当グループの戦略計画策定プロセスを通じてグループ執行委員会（ExCo）により、検討および管理される。さらに、当グループは、インパクトが大きい変革イニシアティブに伴うデリバリー・リスクを監視し、戦略変更の遂行前にリスク評価を行う。

<p>気候リスク</p>	<p>気候リスクは気候変動から生じる財務および非財務のリスクで、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物理的リスク - 長期的な気候変動（慢性リスク）のほか、異常気象の頻度および規模（急性リスク）により生じる。物理的慢性リスク要因の例としては、海面上昇、平均気温の上昇、海洋酸性化などが挙げられる。物理的急性リスク要因の例としては、熱波、洪水、森林火災、サイクロンなどが挙げられる。 ・ 移行リスク - 低排出経済への移行により生じる。これには、国内および国際的な政策や規制環境の変更、技術革新、社会適応および市場の変動が含まれる。 ・ 責任リスク - 気候変動の影響を十分に検討することまたは対応することができないことにより、潜在的訴訟または規制措置という形で生じる可能性がある（物理的リスクおよび移行リスクを含む。）。これには、例えば事業体とその気候関連リスク、事業の信頼性または戦略について虚偽の説明をしたとされる場合に生じ得るグリーンウォッシング・リスクが含まれる。 	<p>2023年11月に気候リスクが重要リスクに格上されたことを受け、現行の方針、プロセスおよびガバナンスの枠組みを通じて、当グループのリスク管理の枠組みに気候リスクを統合し組み込むための作業が進められている。</p> <p>気候リスクは、顧客への貸付を通じて信用リスクの要因となる可能性がある一方で、（市場リスクなど）他の財務リスクも引き起こす可能性がある。また、気候リスクは、コンダクト・リスク、規制上のリスク、オペレーショナル・レジリエンス（業務の回復力）リスクを含む非財務リスクを引き起こす可能性もある。</p> <p>気候関連の財務および非財務リスクは、これらのリスクに関連したリスク管理戦略を通じて管理される。</p> <p>2024年には、当グループは新たなリスクとして保険リスクを特定し、潜在的なリスクと顧客への影響をさらに把握するよう努めている。</p>
<p>非財務リスク</p>	<p>非財務リスク（「NFR」）は、不適切または機能不全の内部プロセス、人員、システムおよび/もしくはデータ、または外生的事象に起因する損失リスクおよび/または法の不遵守リスク（法律、規制、業界基準および規範、ならびに内部方針を遵守して行為を行わないことを含む。）である。当グループは、業界共通のオペレーショナル・リスク・エクステンション（ORX）のタクソノミ（分類）である16の「リスク・テーマ」に従いNFRを管理しており、コンダクト、データ、金融危機、情報セキュリティ（サイバーを含む。）、規制およびテクノロジーなど、そのうちのいくつかは当グループにとってより高リスクの内在するリスクである。</p>	<p>NFR管理を発展させる当グループの戦略は、当グループのNFR管理を改善するための計画的かつ積極的なアプローチを提供する。NFR戦略は、当グループがNFRの特定、評価、是正、監視およびNFRに関する報告を、総体的に一貫性をもって効果的に行うことができるように策定された、NFRフレームワークを通じて運用されている。</p>

サンコープ・バンクのリスク管理の枠組み

サンコープ・バンクは、ANZBGLとは別のADIであるため、独立したリスク管理の枠組みを有している。

(2) 主なリスクおよび不確実性

序論

当グループの活動は、当グループの事業、事業モデル、業務、業績、レピュテーション（評判）、見通し、流動性、資本の源泉、財務実績および財務状態（「当グループのポジション」と総称する。）に重大な悪影響を与える可能性のあるリスクおよび不確実性に左右される。これらのリスクと不確実性は、財務上でも非財務上でも発生し得るもので、当グループがほとんどもしくは全く制御できない外部的要因から生じる可能性がある。以下に記載するリスクおよび不確実性は当グループが直面する可能性のあるすべてのものではない。当グループが認識していないまたは当グループが現在重要であるとみなしていないさらなるリスクおよび不確実性も影響を与える重要な要因になる可能性がある。以下に記載する、または記載していないリスクおよび不確実性のいずれかが（個別または集会的に）実際に生じた場合、当グループのポジションが重大な悪影響を受け、その結果当グループの株式および債券の取引価格や価値が下落し、投資家はその投資の全部または一部を失う可能性がある。

下記のリスク要因は、本書の表紙(注)4.に記載の「将来に関する記載」とあわせて検討されるべきである。

当グループの事業の活動および業界に関するリスク

1. 政治および経済の情勢の変化（とりわけオーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域、英国、ヨーロッパおよび米国（「関連法域」）におけるもの）は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの財務実績は、当グループ、その顧客およびカウンターパーティーが事業を展開している国々および地域における政治、経済および金融の情勢に影響される。当グループが主要な業務を行う関連法域または業務もしくは資金調達を行うその他の法域における経済状況の将来の可能性について、当グループは保証することはできない。

関連法域における政治、経済および金融情勢は様々な要因の影響を受けることがあり、これには国内外の経済事象、銀行システムの安定性および資金調達や資本市場に対する関連の影響、金融市場のその他の変化、グローバル・サプライチェーンの発展、政治上の展開、パンデミックならびに自然災害が含まれるが、これらのみに限定されるものではない。

政治情勢の不安定化は、不確実性、市場流動性の低下および国際金融市場におけるボラティリティの増大につながり、関連法域における経済活動に悪影響をもたらす、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。最近の例としては、ウクライナ紛争および中東紛争（これらの紛争がより広い地域の紛争に拡大する可能性を含む。）、経済安全保障関連法の施行、様々な市場における制裁措置および貿易制限ならびに米国と中国を含むその他の経済国間の緊張の高まりなどがある。

2025年において、米国は様々な関税措置を発表した。最終的な関税の規模は不明であり、現在進められているこれらの関税の変更と世界からの反応は、金融市場の大幅なボラティリティにつながり、経済の不確実性をもたらしている。さらに、関税が賦課されることになれば、GDP、ビジネス、消費者マインド、消費者の裁量的支出を含む全般的な経済状況に悪影響が及ぶ可能性が高く、その結果、当グループにも悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、イスラエル、ガザ、イラン、レバノン、ロシアまたはウクライナにおいて事業を展開しておらず、これらに対していかなる重要な直接的エクスポージャーも現在有していないが、市場のボラティリティまたは経済の不確実性が長引けば、当グループのポジションに悪影響が及ぶ場合がある。台湾の地位に関するものも含めた米国と中国間の緊張状態も、当グループが事業を展開する市場や当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。このような地政学的問題は、米国その他の法域により課せられる関税の引き上げや報復的貿易制限を含む貿易制限の実施、ならびに対内外の投資審査メカニズムの強化、反威圧措置(ACI)、制裁措置、輸出管理および安全保障関連の産業政策を含む多くの市場における経済安全保障関連法の施行につながっている。

関連法域を含む多くの経済においてインフレ圧力が続いている。財およびサービスに対する需要、地政学的緊張と過去および将来の潜在的な関税、ならびにサプライチェーンの問題、農業地域での気象状況、エネルギー価格の上昇、食品価格の上昇と労働市場の逼迫などの世界的な経済の課題がインフレの要因となっており、これが生活費の上昇と消費者の可処分所得の減少をもたらしている。持続的なインフレは、市場ボラティリティの悪化、経済成長の鈍化の促進や失業率の上昇をもたらし、これらのそれぞれが事業および投資家の信頼をさらに悪化させ、顧客の債務不履行リスクを増大させる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

中国はオーストラリアおよびニュージーランドの主要な貿易相手国の一つであり、当グループとその顧客が事業を行っている多くの市場において、商品需要と価格の重要な牽引役となっている。地政学的緊張の高まりや、米国その他の国による追加関税および制裁措置を含むその他の保護貿易政策または経済安全保障関連の貿易政策の実施など、中国の経済成長ならびにオーストラリアおよびニュージーランドと中国の経済関係に悪影響を及ぼす事象が発生した場合、オーストラリアまたはニュージーランドの経済活動に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、当グループのポジションにも悪影響が及ぶ可能性がある。また、最近において、中国経済の成長は鈍化しており、これが続く予測されているが、これは国内消費の低迷、不動産部門の軟化、米国、英国および欧州連合における保護主義的貿易政策の強化に晒されている輸出などを反映している。中国で広範かつ持続的な景気減速が起きた場合、中国金融システムの健全性に悪影響が及ぶ可能性があり、それが世界の金融システムと経済に悪影響を与える可能性がある。こうなれば、景気後退、カウンターパーティーの債務不履行および各国の資本規制の導入につながるおそれがあり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。リスク要因4。「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

世界の商業用不動産市場はここ数年低迷している。世界的な流動性の逼迫は、ファンダメンタルズの弱体化が商業用不動産市場における評価額および借換えリスクに与える影響をさらに強める可能性がある。商業用不動産市場におけるマイナスの動向は、企業破産による信用損失の増大、金融ストレスの高まり、レバレッジの高い借手の債務不履行につながる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。リスク要因4。「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

関連法域において経済状況が悪化した場合、住宅、商業用または地方不動産市場の資産価値が下落し、失業が増加し、企業および個人所得が減少する可能性がある。世界市場（株式、不動産、外国為替およびその他資産市場を含む。）の悪化は、当グループの顧客ならびに当グループが貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーに対して保有する担保に影響を与えるおそれがある。

上記は貸付およびその他の信用供与のエクスポージャーを回収する当グループの能力に影響を与える可能性がある。また、他の銀行または金融機関の破綻は、経済状況の悪化の結果であるかその他であるかを問わず、金融銀行システムの不安定化をもたらし、それにより市場に混乱が生じたり、当グループに適用される資本その他の規制要件の変更につながり、当グループのポジションが影響を受ける可能性がある。上記のいずれかが生じた場合、当グループのポジションは悪影響を被る可能性がある。リスク要因10。「信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

2. 当グループが業務を行う市場における競争は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが事業を行う市場での競争は激しく、ますます高まっていくことが予想される。競合相手には、他の銀行（伝統的およびオンラインの双方）、オーストラリアおよび/またはニュージーランドで事業を拡大している国外/オフショアの金融サービス事業者や、新規参入のノンバンクおよび小規模事業者が含まれる。競争に影響を与え、当グループのポジションにマイナスの影響を及ぼす要因の例として下記が挙げられる。

- ・ オーストラリアおよびニュージーランド外における事業体を含め、当グループと競合する事業体は、当グループより緩やかなレベルの規制および規制活動の対象となる可能性がある。このことは、規制レベルが緩やかであることがそれらの事業体のコストベースを低下させ、および/または当グループが他の方法で雇用を模索することになる従業員を惹き付ける能力を与えるため、より競争力のある商品およびサービスの提供をかかす事業体に可能にさせることがあり得る。

- ・ デジタル技術およびビジネスモデルが顧客の行動および競争環境を変化させている。競合会社は、人工知能（AI）を含む新技術の利用を増やし、金融サービス部門における既存のビジネスモデルの分断を図っており、当グループのビジネス・プロセスや顧客オファリングにおけるAIその他の新テクノロジーの採用が十分でない場合、当グループが競合他社と比べて戦略上不利になる可能性がある。
- ・ 金融サービス部門以外の会社が、従来銀行が提供する商品およびサービスを提供することにより当グループと直接競争を展開している。これには、新規参入者による銀行業免許の取得および既存の競合会社との提携、プライベート・クレジット・ファンド、保険会社、ミューチュアル・ファンド、ヘッジ・ファンド、証券仲介業者、フィンテック企業、デジタル・プラットフォームおよび大手グローバル・テクノロジー会社によるものが含まれる。これらの競合他社の中には、規模、法域、事業体の種類その他の要因の如何を問わず、当グループとは異なったり、場合によってはより緩やかな法的、規制上、監督上の要件に従うものもあり、これにより当グループが競争において相対的に不利な立場に置かれる可能性がある。
- ・ 消費者および企業が、競争上当グループがそれに関する金融サービスを提供しないことを選択する可能性がある、または提供できない可能性がある（ほとんど規制がなされていない仮想通貨、規制されたステーブルコインまたは中央銀行のデジタル通貨などの）新しい形態の国内外の通貨を利用した取引またはこれらの通貨への投資もしくは価値の保存を行う選択をすることもあり得る。新しい形態の通貨は、金融仲介および市場の運営方法の変更につながり、それに伴い当グループの競争上および商業上のポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。
- ・ オーストラリア政府およびニュージーランド政府は、銀行市場の競争をさらに高める政策の実施を検討する可能性がある。例として、
 - ・ オーストラリア政府は、中小の銀行が直面する課題について審議しており、市場の競争においてこれらの銀行が果たす役割について検討する。かかる審議の結果はまだ明らかにはなっていない。金融規制協議会が実施されれば、当グループの一部の競合相手の規制上のコストを削減し、当グループと競合する能力を高める効果をもたらす勧告を行う可能性がある。
 - ・ 2024年8月、消費者データ権（「CDR」）の中にアクション開始を定める法案がオーストラリア議会で可決された。この法案は、CDRに基づき開始できるアクションを大臣が宣言できる枠組みを確立するものである。宣言がなされた後に、CDRの下にある消費者は、当グループの競合他社などの認定者に対し自身に代わって宣言されたアクションを実行するよう指示することができる。銀行に関して宣言されたアクションはまだないが、このようなアクションが宣言された場合、競合他社は当グループのプラットフォームを利用した決済の開始など当グループの顧客に対してサービスを提供することが可能となり、当グループと顧客との関係が弱まることが起こり得る。
 - ・ 2025年3月、ニュージーランドの2025年顧客・商品データ法（「CPD法」）が発効し、ニュージーランドの消費者のデータに関する権利（CDR）が確立されている。CPD法により、顧客が自身に関して保有されているデータを信頼できる第三者と安全に共有でき、商品と比較して乗り換える消費者の能力の向上が可能となる。ニュージーランド政府は、銀行業界がCPD法に基づく指定を受ける最初の業界になることを発表しており、このため、ANZバンク・ニュージーランドのオープン・バンキング・システムには2025年12月1日までに新たな要件を満たす必要が生じる。
 - ・ 2024年8月、ニュージーランド商務委員会（「商務委員会」）は、商務・消費者問題大臣に対し、2022年リテール向け決済システム法に基づき銀行間決済ネットワークを指定するよう勧告を行った。銀行間決済ネットワークが指定された場合、商務委員会は、その規制上の権限を行使してリテール向け決済システムにおける競争と改革を促進することができるようになる。指定に関する大臣の決定はまだ発表されていない。

- ・ 2024年8月、商業委員会は、ニュージーランドのリテールバンキング部門における個人向け銀行業務の競争に関する市場調査に関して最終報告を公表した。最終報告には、新規参入と拡張を支援し、競争に対する規制の障壁を緩和し、消費者がより良い価格とサービスを受けられるようにすることを目的とした14の勧告が含まれた。ニュージーランド政府は、14の勧告全てに対処する予定であり、ニュージーランド政府、RBNZ、金融市場庁および産業界にまたがる横断的な作業を通じて対応すると予測される。商務委員会は、ほとんどの勧告が2025年8月までに実施されると見込んでいるが、いくつかの措置はかなりの時間を要すると思われる。
- ・ ニュージーランド議会の財政・歳出委員会および一次生産委員会は、銀行業の競争に関する調査を行っている。財政・歳出委員会は、ニュージーランド政府による今後の政策決定を伝える報告書を作成する予定である。かかる報告書は2025年6月に公表される予定である。
- ・ RBNZは、銀行部門の競争の支援と改善に向けてさまざまな取り組みを実施しており、その中には主要な資本設定の見直しの実施が含まれている。かかる見直しの結果は、将来的にANZバンク・ニュージーランドの自己資本要件に影響を及ぼす可能性がある。RBNZは、2025年末までに最終決定を行う意向である。

上記の勧告、政策または規制上の措置は銀行市場の競争強化を目的とした規制の実施につながる可能性があるが、これらの勧告、政策または規制上の措置が当グループに与える影響はまだ不明である。

市況における競争の増加による当グループに対する影響または当グループの事業プラットフォームを競争上不利にする技術の変動は、特に当グループの主要市場および商品においては、当グループの市場シェア、顧客および利鞘の大幅な減少につながる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。預金獲得のための競争の高まりにより当グループの資金調達コストが増加しうる。当グループが預金獲得に首尾よく競争できない場合、当グループはより安定していないおよび/またはよりコストが高い形の資金調達に頼るか、貸付を削減せざるを得ないかもしれない。これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。地政学的および経済的混乱は、資金調達コストおよび信用引当金の増加、金利の変動、流動性の不足、事業継続計画の実施、事業戦略の変更ならびに規制上のセーフハーバーにより、金融サービス部門の競争や収益性に大きな影響を与える可能性がある。低成長環境下においては、競争の激化とマージンの圧迫が起こる可能性がある。

3. 買収および売却は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは定期的に、当グループの戦略的ポジションおよび財務実績を強化する機会か否かを判断するため、買収および売却を含め、様々な企業の機会を検討している。これには最近完了したサンコープ・バンクの買収などがあり、下記のリスクを伴う。

買収（または売却）した事業の統合（または分離）は複雑で費用がかかる。これは、時には会計およびデータ処理システム、技術プラットフォームならびに経営管理の統合（または分離）とともに、従業員、顧客、規制当局、カウンターパーティー、サプライヤーおよびその他の事業の相手方との関係や契約を管理することを含む。買収または売却により重要な関係および人員の喪失があった場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

買収に関して行われたデューデリジェンスが確定的であったとの保証はなく、買収後に特定されたかかる買収に関するあらゆる重大な問題やリスクが回避または軽減されているという保証はないため、買収後に当グループに悪影響を及ぼす問題や事項が発生する可能性がある。また、買収（または売却）は、その基礎となった前提が正確であったか、または達成可能であったかわからないため、シナジー効果、コストまたはコスト節減、統合（または分離）までの時間および全体的なパフォーマンスに関して期待されるプラスの結果を生み出す保証はない。さらに、買収（または売却）は、当グループの信用格付、資金調達コストおよび追加の資金調達的手段に影響を与え、その結果、当グループの資金調達のポジションおよび流動性のポジションに悪影響を与える可能性がある。

統合（または分離）への取り組みの中で、基準、統制、手続および方針の不一致を生じさせる可能性があり、経営陣の注意をそらし、資源が流出する可能性がある。カウンターパーティーが当グループに対して完了済みまたは未完了の取引に関して請求を行うリスクが存在し、それが当グループのポジションに悪影響を与えるおそれがある。これらの要因のすべてまたは一部が、当グループが事業を成功裡に行う能力に悪影響を及ぼす可能性があり、また当グループの業務または業績に影響を与える可能性がある。新しく買収（または維持）した事業の従業員、顧客、カウンターパーティー、サプライヤーおよび事業の他の相手方がかかる買収後（または売却後）も留まるという保証はない。さらに、当グループまたはカウンターパーティーが完了条件を満たすことができないため、または規制当局、株主その他の承認などのその他の完了条件が成就しないためなど、当事者間で当初合意された形かまたは全く違う形であるかにかかわらず、合意された取引が完了しないリスクが存在する。統合または分離リスクのいずれかが発生した場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

公表済みの買収または売却が何らかの理由により完了しなかった場合、当グループの継続事業が悪影響を受け、当グループが多くのリスクに晒されるおそれがある。かかるリスクには以下が含まれる。

- ・ 金融市場が否定的に反応し、その結果、当グループの証券への悪影響およびその他の悪影響が起こる可能性
- ・ 当グループの顧客、ベンダー、従業員およびより広範な利害関係者が否定的に反応する可能性
- ・ 完了するか否かにかかわらず、当グループは、法務、会計、投資銀行、その他の専門家への報酬や事務手数料など買収または売却に関する費用を負担し、一定のコストを支払う必要が生じる可能性
- ・ 買収または売却に関連する事項に対し、当グループが他の利益をもたらす機会に充てることができたはずであった時間と資源を多大に費やす必要が生じる可能性

4. オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

住居用および商業用不動産への融資は、不動産開発および投資不動産向け融資とともに、当グループの重要な事業である。当グループの貸付ポートフォリオの主要なサブ・セグメントには以下が含まれる。

- ・ 住宅ローン（自己所有および投資）
- ・ 商業用不動産ローン（投資および開発）

これまでオーストラリアの住宅用不動産価格は概ね堅調に推移してきたが、金利の上昇の規模とペースから、オーストラリアにおける商業用不動産価格の下落が起きており、一部のセグメントでは、かかる不動産価格の下落が市場の需要と評価額の軟化にまだ十分に現れていない可能性がある。

2023年1月1日より、APRAは、与信ベースのマクロ・プルーデンス政策措置を健全性基準APS第220号「信用リスク管理」（「APS第220号」）に盛り込んだ。これらの措置をAPRAは必要に応じてシステミック・リスクの対処に利用することができる。APRAがこれらの措置を将来変更した場合、当グループの柔軟性が制限され、1つまたは複数の事業の収益性に影響する可能性がある。リスク要因16. 「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

最近においてオーストラリアでは政策金利の引き下げがあったにもかかわらず、2022年5月以降の金利の上昇と生活費の増加が家計のバランスシートを圧迫し、これが住宅および商業用不動産の需要に引き続き影響する可能性が高い。この圧迫により、オーストラリアにおいて住宅用不動産関連の滞納が増加しており、滞納件数は2025年3月までの1年間でさらに増加した。ニュージーランドでは、RBNZが政策金利を引き下げたことにより金利が低下したが、生活費の増加と失業率の上昇により、2025年3月までの1年間において住宅モーゲージの滞納が引き続き増加した。

高金利は、債務返済能力に影響を及ぼし、当グループの借手による債務不履行を増加させ、ローンの融資条件を圧迫し、オーストラリアにおいて商業用および住宅用不動産ならびに当グループの関連融資商品の需要を減退させる可能性がある。インフレ水準に対処するため、より高い水準で長期にわたり金利が維持される可能性がある。さらなる金利の引き上げまたは高金利の持続は、企業破産による信用損失の拡大、モーゲージ・ストレス（住宅ローン返済による家計への圧迫）の増大および債務不履行の増加ならびにオーストラリア経済の潜在的な低迷にもつながる可能性がある。その結果、これがテナントの賃借料の支払能力に影響し、さらには当グループの借手の不動産収益の質を低下させる可能性がある。

商業用不動産については、金利の上昇、資産価格のインフレおよび利回りの圧縮は、インタレスト・カバレッジ・レシオと資産価値を低下させる可能性がある。評価額の低下はすべての商業用不動産セクターについて一様ではないが、不動産市場の変化によって、一部の機関投資家顧客および民間投資家顧客の不動産投資ポートフォリオの価値は低下する可能性がある。これにより、かかる投資家のリスク・プロファイルが悪化し、当グループに対する関連ローン・ファシリティの返済意欲および/または能力が低下する可能性がある。

現在、オーストラリアにおける評価額は市場センチメントより遅れて反応しているため、特定の資産クラスの評価額は底打ちしていない可能性がある。これが借換えリスクを高め、債務削減に向けた借手の持分拋出を必要にさせたり、および/または設備の再編につながる可能性がある。セカンダリーグレードの資産は、特に経済見通しと金利環境がもっと良好な時期に投資家がファンダメンタルズの弱体化を見逃した場合、価格が下落しやすくなる可能性がある。

また、銀行部門において流動性の逼迫がみられた場合、借換えリスクが高まる可能性がある。オーストラリアでは、ノンバンクの債券市場は依然として利用可能な資金調達ソースとなっている。ノンバンクの金融機関は近年において開発前の土地や不動産開発セクターを支援してきたため、資金調達コストの上昇を考えた場合、またはノンバンクの金融機関がより脆弱な出資者からの支援を取り止める場合には、新規プロジェクト開始数は減少する可能性がある。また、ノンバンク/民間の信用部門が抱える課題が要因となり、企業やディベロッパーの財務安定性が脅かされる連鎖リスクが起こることもあり得る。かかる連鎖リスクが発生した場合、債務不履行が増加する可能性がある。

サプライチェーンの逼迫、資材コストの急騰などの建設リスクの問題は、労働力不足や人件費の上昇と相俟って、請負業者の収益性、キャッシュフロー、流動性および財務の安定性に影響を及ぼすおそれがある。これが短・中期的に商業用および大規模住宅開発プロジェクト（土地およびマンション開発を含む。）に関連する引渡しリスク、かかる開発の実行可能性および基礎的な地価に影響を与える可能性がある。

ニュージーランドでは、住宅用および商業用不動産は、2021年末と2022年初頭に高値となって以降、長期にわたり低迷している。住宅用不動産市場では、新規物件が近年において急増しており、住宅在庫が過去約10年間に於いて最高になっている。新規在庫の滞留の結果、住宅市場は当面の間低迷するが、2025年後半にかけて緩やかに回復することが見込まれている。商業用不動産は、最近の金利引き下げを背景にして初期の回復の兆しが見られている。現在のセンチメントでは、商業用不動産市場は、利回りサイクルのピークかまたは近い状態にあると思われ、さらなる金利引き下げが予想されていることから、中期的には利回りの低下が予想される。

COVID-19のパンデミックにより、一定の柔軟な勤務体系が浸透が続いているため、オフィス部門の需要と供給の動向に引き続き変化が生じており、競争力が低い市場においてはテナント目が肥えているから特に環境・社会・ガバナンス（ESG）クレデンシャル（認証）（特にエネルギー効率）が低いセカンダリーグレードの資産については、テナントからの需要が影響を受け、賃料の伸びが抑制され、オーナーがテナントに提供するインセンティブが増加し、投資家の需要、イールド予測および評価額が軟化する可能性がある。また、ヨーロッパ、米国および中国の不動産市場の低迷が、オーストラリアおよびニュージーランドの資産に対する海外株式市場および債券資本市場からの需要に波及する可能性がある。

上記の各要因は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

5 . ソブリン・リスクに関する事象が世界の金融市場の不安定化を招き、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

ソブリン・リスクは政府が債務につき不履行となる、満期を迎えたときに債務の借換えができない、それにより自国の経済の一部が不安定化するリスクである。ソブリン・リスクは、当グループの資産価値に悪影響を及ぼすことを通じて直接的に、または国際金融市場の不安定化を通じて間接的に、当グループに悪影響を与え、これにより当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。ソブリン・リスクは、関連法域を含む多くの経済国において存在している。1つの国家が債務不履行に陥った場合、他の市場および国へ波及する可能性があり、それによる影響は、世界金融危機およびその後のソブリン債務危機の期間中に経験した状況に類似もしくはそれより悪いものとなる可能性がある。

6. 市場リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

市場リスクは、金利、為替レート、信用スプレッドのマイナスの変化、または債券、商品もしくは株式価格の変動から生じる損失のリスクである。財務リスク管理の目的で、当グループはトレーディングおよび非トレーディングの市場リスクを区別する。トレーディング市場リスクは主に当グループの金利、為替レート、商品および有価証券のトレーディング・オペレーションから生ずる。非トレーディング市場リスクは専ら銀行業資産の金利リスクである。その他の非トレーディング市場リスクには、海外営業での資本投資から生ずる取引および構造的為替リスクおよび非トレーディング株式リスクが含まれる。かかる市場リスクに関する事由の発生により生じる損失は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

7. 為替レートの変動が、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、いくつかの異なる通貨で事業を行っている。そのため、当グループの事業は、為替レートの変動により影響を受ける可能性がある。当グループの年次報告書および中間報告書は豪ドルで作成・提示される。当グループが収益を得ている（特にニュージーランドドルおよび米ドル）、資本を保有している、または資本商品の発行通貨となっている他の通貨に対する豪ドルの価値の変動は、当グループの報告された収益および/または自己資本比率に悪影響を及ぼす可能性がある。現在、当グループは通貨の変動の影響を一部軽減するためにヘッジを設定している。当グループのヘッジが十分なものまたは効果的となる保証はなく、当グループが収入を得ているまたは資本を保有している他通貨に対して豪ドルの価値が変動した場合には当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

8. パンデミックおよびその他の公衆衛生危機は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

パンデミックまたはその他の公衆衛生危機は、COVID-19のパンデミックの時と同様に、当グループのポジションや国内および世界経済に影響を及ぼすおそれがある。また、当グループの顧客や事業に影響を与える疾病由来の変異株が発生すれば、政府による措置が講じられる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、パンデミックや公衆衛生危機から生じるサプライチェーンの混乱およびモビリティの制約により、当グループの利益率が低下する可能性があり、顧客のキャッシュフロー、資本、流動性および資金調達需要に影響する可能性がある。これらの事象発生後の政治と経済の情勢によって、当グループの商品およびサービスに対する需要の減退、貸付その他の債権のデフォルト、不良債権および減損の増加、ならびに当グループの事業コストの増加が起きる可能性がある。これらのいずれかが発生した場合、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

9. 純粋株会社を設立した当グループの本再編は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

2023年において、当グループは本再編を実施し、ANZGHLがANZBGLに代わり当グループの上場親会社となった。ANZGHLは純粋持株会社（NOHC）であり、オーストラリア銀行法上においてNOHCとしての認可を受けている。APRAによる公認預金受入機関（ADI）のNOHCに関する規制の枠組みやANZGHLに対する規制は、時間が経過するにつれ既存の規制の枠組みと異なってくるため、当グループの規制上のリスクが増大するリスクが存在している。また、当グループ以外のANZGHL傘下の企業の行為による影響を当グループが受けことがあり、その結果、訴訟、規制の強化または評判への影響が生じ、当グループのポジションに影響を与える可能性がある。

当グループの財政状態に関するリスク

10. 信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、カウンターパーティーがその契約債務を履行することができない、あるいは履行を拒否する結果として起こり得る信用関連の損失を被る場合を含め、信用供与から生じるまたはそれに関するリスクに晒されている。信用損失によって、金融サービス機関が重大な損失を被るか、場合によっては完全に破綻するようなケースが生じる可能性があり、これまでも生じている。

金利の上昇、高インフレ、グローバル・サプライチェーンの混乱および特にリスク要因1、「政治および経済の情勢の変化（とりわけオーストラリア、ニュージーランド、アジア太平洋地域、英国、ヨーロッパおよび米国（「関連法域」）におけるもの）は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」に記載されているような政治的緊張の高まりにまつわる状況が信用関連損失のリスクに引き続き影響を与えている。信用関連損失のリスクは、上述の要因により依然として高く、全般的、または特定の産業部門あるいは地理的地域であれ、不利な状況が起こればさらに増大する可能性があり、これによって、顧客またはカウンターパーティーは債務を履行できない可能性がある。このような状況には、当グループ、その顧客またはカウンターパーティーに影響を与える可能性がある銀行システム全般または特定の金融機関の安定性に対する信頼の低下、高水準の失業率、景気減速およびインフレ状態、長期にわたる高金利、当グループが担保として保有する資産の価値または当グループが保有するカウンターパーティーの商品や債務の市場価値の低下が含まれるが、これらに限定されない。

以下を含むエクスポージャーに晒されている当グループの顧客およびカウンターパーティーの一部は、特に脆弱化のおそれがある。

- ・ 継続的な高金利に著しい影響を受ける産業。
- ・ 消費者の裁量的支出に依存する産業。
- ・ 燃料供給不足ならびに航空、道路輸送・海運および農業などのコストの上昇に晒される産業。
- ・ 価格の変動に起因するデリバティブの証拠金の支払い要求の増加に晒されるエネルギーまたは商品市場の参加者。
- ・ 供給または需要の変動により商品価格の持続的な下落に晒されている採掘事業
- ・ 制裁、関税、地政学的な緊張または貿易紛争のリスクのある産業（テクノロジー、農業、製造業および海運業、資源および採取産業、通信および金融機関を含む。）
- ・ 世界的な成長の落ち込み、過剰供給およびグローバル・サプライチェーンの混乱に晒される産業。これには、リテール、ホールセール、自動車、製造およびパッケージング産業を含むがそれらに限定されない。
- ・ 商業用不動産部門（建設および請負業者を含む。）。かかる部門は、サービサビリティ（返済可能性）に影響を与え、評価額に引下げ圧力を与えている金利の急激な上昇に晒されていた。オーストラリアおよびニュージーランドにおける最近の金利引き下げにもかかわらず、評価額への影響はさまざまで、影響が浸透するまでには時間がかかる可能性がある。詳細については、リスク要因4、「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
- ・ 観光業、接客業、技術、農業、小売業、医療、建設業およびサービス業など、労働力不足に直面している、ならびに熟練・未熟練双方の移民労働者の獲得に依存している産業。
- ・ 物理的な気候リスク（森林火災、洪水、暴風雨および干ばつなど）および移行リスク（二酸化炭素削減要求とそれに伴う流動性または商品およびサービスの需要の変化など）による混乱に晒される顧客および産業。保険が利用できない、または負担不能になった場合は、損失はさらに増大する可能性がある。気候関連のリスクの詳細については、リスク要因22、「将来の気象関連事象、自然の喪失、人権、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびにその他外因性事象の影響は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
- ・ 為替相場の変動に晒されている産業および外国為替市場全般。
- ・ 規制変更および法令遵守コストの影響を受ける産業。
- ・ 生成AIや量子コンピューティングの採用および導入の増加を含む、技術的破壊に晒される可能性が大きい産業。
- ・ 銀行および金融サービス会社は、景気減速、継続的な高金利および資産価値への影響により、流動性の逼迫に晒される可能性があり、その結果、信用格付の引下げ、再編および資本増強の必要性ならびに金融機関に対する信用の喪失が生じる可能性がある。

当グループはまた、特定の状況において第三者に対する権利が強制履行できない場合があるリスクに晒されており、これが信用損失につながる可能性がある。当グループの信用供与のエクスポージャーに重大な信用損失が生じる場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

また、当グループが締結した一定のデリバティブ、クリアリングおよび決済契約により、ならびにその他の銀行、金融機関、会社、政府および政府機関の財務状態が世界金融市場の経済状況の影響を受ける場合、かかる機関が発行した債券のディーリングおよび保有により、信用リスクが発生する可能性がある。

また、顧客および/またはカウンターパーティーと与信取引を行うかあるいは他の取引を行うかを判断するにあたり、当グループは、財務諸表およびその他の財務情報を含む、顧客およびカウンターパーティーあるいはその代理により提供された情報に依拠する。また、当グループはそれらの情報の正確性および完全性に関しては顧客および独立顧問による表明に依拠する可能性がある。当グループの財務実績は、不完全、不正確あるいは著しく誤解を招くおそれのある情報に依拠する場合、マイナスの影響を受ける可能性がある。

当グループは貸倒引当金を保有しており、これらの引当金は、当グループの貸付ポートフォリオ内の減損の現在の情報および主観的で複雑な判断に基づき決定される。しかし、評価が行われる情報が不正確である場合、または当グループが情報を正確に分析できない場合、貸倒れの引当金は不十分である可能性があり、当グループのポジションに悪影響を与えかねない。

11. 当グループの資本基盤の管理における課題が要因となり、自己資本比率におけるボラティリティが高まる可能性があり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの資本基盤は、当グループの事業を管理し資金を調達するにあたり不可欠である。当グループの健全性規制機関は、APRA、ニュージーランド準備銀行(RBNZ)ならびに米国、英国およびアジア太平洋地域の規制機関を含むがそれらに限定されない。当グループは、主たる規制機関であるAPRAおよびRBNZ(ANZバンク・ニュージーランド・グループの場合)により、適切な規制上の自己資本を維持することを義務付けられている。

現在の規制上の要件のもとでは、リスク加重資産および予想貸付損失はカウンターパーティーのリスク度合いの悪化に従い増加する。これらの規制上の自己資本の要件は、ストレス時の利益減少による自己資本の減少の影響を強める傾向にある。その結果、自己資本比率におけるボラティリティがより高まる可能性があり、当グループが追加資本の調達を求められる可能性がある。必要とされる追加資本が利用可能であるか、または合理的な条件で調達可能であるかについては確実ではない。

当グループの自己資本比率は、() 収益低下(非連結となった子会社(例えば、保険事業子会社)ならびに関連会社への投資からの配当減少を含む。)、() 資産の伸び、() リスク加重資産(「RWA」)または為替換算調整勘定に影響を与える、当グループが業務を行う他通貨(特にニュージーランドドルおよび米ドル)に対する豪ドル価値の変動、() 事業戦略の変更(買収、売却および投資または資本集約的事業の増加を含む。)ならびに() 規制要件の変更などの数々の要因に影響を受ける可能性がある。

当グループに影響を与えている、または与える可能性がある最近の健全性規則の変更の詳細については、リスク要因16.「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。当グループが規制上の自己資本を維持することができなかった場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

12. 当グループの信用格付は変更される可能性があり、資本およびホールセール資金を調達する当グループの能力に悪影響を与え、新規貸付を抑制する可能性があり、これにより当グループのポジションに悪影響を受ける可能性がある。

当グループの信用格付は、資本およびホールセール資金調達の利用およびコストに顕著な影響を与える。また、当グループの信用格付は、顧客またはカウンターパーティーが当グループの商品およびサービスを評価する際に重要となることがある。信用格付および格付けのアウトルックは信用格付機関によっていつでも撤回、限定、修正または保留されることがある。格付機関が信用格付および格付けのアウトルックを決定するために用いる方法も、法的もしくは規制上の変更、市場の動向またはその他の理由に対応し、修正される可能性がある。

当グループの信用格付または格付のアウトルックは、オーストラリア連邦またはニュージーランドの信用格付もしくは格付アウトルックの変更、本項に記載された1つまたは複数のその他のリスク、格付手法の変更またはその他の事象により、マイナスの影響を受ける可能性がある。このため、全般的な経済状況または当グループの財政状態の変化を反映しない当グループの信用格付または格付アウトルックの格下げが行われる可能性がある。当グループ（および世界のその他銀行）が発行する個別の証券（一定のTier 1資本およびTier 2資本証券ならびにカバード・ボンドを含むがそれらに限られない。）の格付は、かかる商品に対する規制要件および格付機関が利用する格付方法論の変化によって影響を受ける可能性がある。

当グループの信用格付または格付のアウトルックの引き下げまたは引き下げの可能性により、資本およびホールセール債券市場の利用が制限され、および資金調達コストを増加させる可能性があり、新規に供与できる貸付高を抑制し、カウンターパーティーが当グループと取引しようとする意思に影響を与え、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。信用格付は、関連格付機関が当グループの募集する証券への投資を奨励するものではない。

13. 流動性および資金調達リスクに関する事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

流動性リスクおよび資金調達リスクは、当グループが（預金者への払戻しやホールセール債権者への返済を含め）期日どおりに支払債務を履行することができない、または当グループが資産の増加に対して資金調達能力が不十分であるというリスクである。流動性リスクおよび資金調達リスクは、資金収入と資金支出の間のタイミングのミスマッチのため、銀行業務に内在するものである。

市場情勢の悪化およびボラティリティならびに当グループに対する投資家の信頼の低下によって、満期を迎える債務を借り換え、タイムリーかつコスト効率の良い方法で資金調達を利用する当グループの能力が重大な影響を受ける可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。技術の進歩により、当グループに預けた資金を顧客が迅速に引き出せるようになったため、普通預金および貯蓄預金などの要求払い負債に関するリスクが加速される可能性がある。

当グループは、資金調達需要を満たすため、また当グループの事業を維持あるいは成長させるため、国内の市場およびオフショア市場内で顧客預金およびホールセール資金調達を含む様々な調達源から資金を調達する。主要市場の情勢は、国際資本市場における流動性に悪影響を受ける場合がある。例えば、流動性ストレスの時期において、当グループに対する市場の信頼が損なわれた場合、またはオーストラリア内外の市場からの資金調達が利用できないもしくは抑制された場合に、当グループの資金調達源および流動性を利用する能力は、抑制される可能性があり、当グループは流動性リスクおよび資金調達リスクに晒されることになる。

流動性の低下は、当グループの借入コストの増加を招き、新規貸付額の制限につながり、預金者の引出し需要や支払義務を満たす当グループの能力に悪影響を及ぼし、それにより当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。

14. 当グループの一部の資産および負債の評価の変動は、当グループの収益および資本ならびに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、デリバティブ商品を含む多様な金融商品、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産および負債、損益を通じて公正価値で測定される資産および負債ならびに一定の資産および負債（「第6 経理の状況 - 1 中間財務書類」に記載の2025年3月31日終了の半期に係る要約中間連結財務書類（「要約中間連結財務書類」）の注記12に記載されるもの）を公正価値で測定することを要する会計基準を採用しており、公正価値の変動は損益または資本に認識される。

一般的に、これらの金融商品の公正価値を測定するために、当グループは取引相場価格、現在価格の見積もりまたは市場参加者が資産と負債の評価に際して考慮すると思われる要因の影響を組み込んだその他の評価手法に依拠する。一部の非上場の株式への投資を含む一定のその他の資産は割引キャッシュフロー法または要約中間連結財務書類に概要が記されているその他の評価技法により評価される。これらの商品の公正価値は、当グループの収益および/または資本に悪影響を与える可能性がある市場価格または評価の変数の変動により影響を受ける。

当グループは貸付関連でない資産の減損（損益に認識される。）の結果としてその価値の下落に晒される場合がある。当グループは、少なくとも年1回のれん残高の回収可能性および耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産についてテストする必要がある、減損の兆候がある土地建物および設備機器（リースから生じる使用権資産を含む。）、関連会社に対する投資、資産計上したソフトウェアならびにその他の無形資産を含むその他の貸付関連でない資産をテストする必要がある。

のれん残高の回収可能性を査定するため、当グループは利益倍率計算法を使用する。当該計算の基礎となる仮定の変更は、収益の変動とともにこの査定に大きく影響するかもしれない、結果としてのれん残高の一部または全部の償却の可能性がある。

その他の貸付関連でない資産について、資産が今後使用されない場合または当該資産により生み出されるキャッシュフローが帳簿価格を裏付けられない場合、減損費用が計上される可能性がある。これは、上述の他の潜在的な変化と相俟って、当グループのポジションに影響を及ぼす可能性がある。

15. 会計方針の変更が当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループが適用する会計方針は当グループが財務状態および営業成績を記録および報告する方法にとって基礎となる。経営陣は、これらの会計方針の多くについて選択および適用につき判断を下し、当グループが適用ある会計基準または解釈を遵守し、当グループの財務状態および営業成績を記録および報告するのに最も適切な方法を反映させるようにする。これらの会計方針が不正確に適用され、その結果、当グループの財務状態につき不実表示がされる可能性がある。新規のまたは改正された会計基準または解釈の適用によっても当グループのポジションが悪影響を受ける可能性がある。当グループは、いずれかの報告期間において初めて発効する新たな会計基準の影響については、その期間に関する連結財務書類の注記において開示している。時には、経営陣は、2つ以上の選択肢から会計方針を選択する必要があり、いずれの選択肢も関連する会計基準または解釈に適合しその状況下で合理的であるかもしれないが、選択肢に基づいて報告されたものとは著しく異なる結果を報告する結果になる可能性がある。

法的小および規制上のリスク

16. 規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの事業および業務は厳しく規制されている。当グループは、関連法域において業界の自主規制を含めた法律、規則および政策（「関連規制」）に従っている。関連規制は、オーストラリア政府または他の規制当局が行った調査によりなされた勧告を含む、様々な要因の影響を受ける可能性がある。関連規制はほとんどまたは全く知られることなく行われるものを含め、絶えず変更されており、通常、要求される遵守の範囲、規模、複雑さ、コストおよびスピードは増していく。関連規制の変更とそれに伴うコンプライアンス（法令遵守）コストの増加は、当グループの収益性に影響を及ぼし、当グループが直面する競争レベルを変化させ、当グループの事業の一つまたは複数の要素を遂行する能力に影響を及ぼす可能性がある。さらに、関連規制を遵守していない企業に対して強制措置を講じるよう規制当局に対する圧力が強まっている。関連規制の複雑さが増し、違反に対して制裁やより厳しい金銭的処罰の傾向が強まれば、当グループの業績や評判に悪影響が及ぶ可能性がある。

関連規制により、当グループの事業環境が影響を受け、当グループに多大なコンプライアンス・コストが生じる可能性があり、また実際に生じている。当グループが関連規制を遵守できなかった場合や関連規制変更に対処できなかった場合、規制当局の調査、訴訟、法律上もしくは規制上の制裁、国民の批判、財務損失もしくはレピュテーションの喪失、当グループが事業を行う能力の制限、罰金またはその他の強制執行もしくは行政処分もしくは刑罰につながる可能性があり、これらのいずれもが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

2025年4月3日、ANZBGLは裁判所執行可能確約（CEU）を交わしたが、それにより当グループに対する規制上の監視が強化され、不遵守の場合には、財務およびレピュテーション面へ影響が及ぶ可能性を含めて当グループのリスクが増大することになる。CEUに基づくANZBGLの義務が履行できず、その結果として処罰が科された場合、当グループのポジションに影響が及ぶ可能性がある。

最近の関連規制に関するテーマには、金融機関の健全性の状態、自動化された意思決定およびAI利用の透明性の向上、顧客の保護、規制環境ならびに情報の保護および利用などがある（が、これらに限られない。）。下記に、当グループのポジションに影響を与える可能性のある最近または将来に生じる可能性のある規制変更の例を示す。

健全性規則

健全性規則の変更が、当グループに対して維持することが要求される規制上の自己資本の水準の引き上げにつながり、当グループの柔軟性を制限し、多額の費用の負担が必要となり、および／または1つもしくは複数の事業ラインの利益性に影響を及ぼす可能性があり、このいずれもが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループのポジションに影響を与えまたは与える可能性がある最近の健全性規制には、以下のものを含む。

- ・ 金融のレジリエンス： APRAは、2023年1月1日、ADIに対する新たな銀行の自己資本フレームワークを導入し、オーストラリアの基準と国際的に合意されたバーゼル3の要件の整合を図っている。2024年12月、APRAは、APS第110号「自己資本比率」、APS第116号「自己資本比率：市場リスク」について最終的な基準を公表し、両基準とも2025年1月1日に発効した。その他の主要な規制変更には、2025年1月1日より発効したAPS第330号「情報公開」、2025年7月1日に発効するAPS第210号「流動性」、2025年10月1日に発効するAPS第117号「自己資本比率：銀行勘定における金利リスク」が含まれた。APRAは引き続き、APS第210号「流動性」、CPS第220号「リスク管理（気候リスクの組み込み）」、CPS第510号「ガバナンス」、APS第111号「自己資本比率：自己資本の測定（AT1資本商品関連）」およびCPS第520号「適格性」の改訂について協議し、最終決定を行う。APRAはまた、金融システム全体にわたる相互のつながりを把握するため、初のシステムワイドなリスク・ストレステストを開発している。ストレステストは、2025暦年下半期に実施される見込みで、規制上の変更をもたらす可能性がある。APRAがまだ最終化していない項目が複数あることを前提とすれば、ADIの「問題なく強固」に関する自己資本フレームワークの見直しに関連して行ったAPRA健全性基準へのすべての変更による総合的な結果は、依然として不明である。
- ・ オペレーショナル・レジリエンス： 2023年7月、APRAは、健全性基準CPS第230号「オペレーショナル・リスク管理」を最終決定し、事業継続計画とサービス・プロバイダーのリスク管理についての要件の更新を含む、オペレーショナル・リスク管理に関する最低基準を定めた。上記への遵守が発効する日は2025年7月1日である。オペレーショナル・リスク管理のための健全性実践ガイドCPG第230号が2024年6月に公表され、最低要件に関する明確なガイダンスを提供している。当グループは、システム、業務および第三者との契約上の取り決めの変更を要する実施プロセスに引き続き取り組んでいる。
- ・ 破綻処理計画： 健全性基準CPS第900号「破綻処理計画」（「CPS900」）が2024年1月1日に発効した。CPS900は、重要な金融機関を含む一定の企業に対し、APRAと協力して破綻処理計画を策定することを要求しており、これにより、企業が債務不履行に陥る、もしくは陥る可能性が高い場合、または支払停止に陥る、もしくは陥る可能性が高い場合に、APRAが秩序をもって企業を処理できるようになる。
- ・ 損失吸収力： 2021年12月2日、APRAは、ANZBGLを含むオーストラリアのD-SIBの損失吸収力に関する要件を最終化し、かかるオーストラリアのD-SIBに対し、2026年1月までにその最低所要自己資本合計をRWAの4.5%引き上げるよう要求している。AT1ペーパーに対するAPRAのアプローチによる自己資本要件の変更（下記参照。）を除くと、総Tier 2比率は6.5%に増加する。APRAは、主にその他Tier 2資本によってこの要件が充足され、上位の資金調達において相当額の減少があると予想している。追加の所要自己資本合計額は、2026年1月時点での当グループの実際のRWAに基づいて決定される。

2024年12月に、APRAは、危機時における銀行資本の有効性を簡素化し向上させるため、AT1資本商品の使用を段階的に廃止することを確認した。APRAの発表にあるように、APRAのアプローチでは、当グループのような国際的に活動する大規模な銀行で、信用リスク資本要件に対する内部格付に基づくアプローチの使用についてAPRAの承認を受けた銀行（「先進的な」銀行）は、以下のことが可能となる。

- ・ AT1資本1.5%という現行の要件を、CET1資本0.25%およびTier 2資本1.25%に置き換えること。
- ・ CET1資本要件の下限を4.5%から6.0%に引き上げるが、資本保全バッファ（「CCB」）の先進的な部分1.25%を削除すること。

- ・ APRAのバッファを含む、資本要件の下限総額を18.25%（全損失吸収力（TLAC）要件を含む。）に据え置くこと。
- ・ Tier 2 資本要件（総損失吸収力（TLAC）要件を含む。）を6.5%から7.75%に引き上げること。

APRAは、健全性の枠組みを結果的に改正することについて、引き続き業界と協議する意向を示している。APRAは、2025 暦年末までに健全性基準の改正事項を最終決定し、改正後の枠組みを2027年1月1日から発効させる意向である。

現段階では、かかる改正が当グループにどのような影響を与えるか不明である。その影響には、当グループの資金調達コストへの影響および/または劣後債務の信用格付への影響が含まれるが、これらに限定されるものではない。

- ・ RBNZの更新後の自己資本要件： RBNZは、ニュージーランド国内で設立、登録された銀行に適用のある自己資本要件を改定した。その結果、ANZバンク・ニュージーランドは、2021年10月から2028年7月までの移行期間中においてその保有する資本の水準を大幅に引き上げている。2028年の移行期間の最終日までにおける当グループのレベル1 CET 1 資本への正味の影響は、自己資本要件の増加を遵守するためにANZバンク・ニュージーランドが保有を求められる追加資本の額による。ANZバンク・ニュージーランドの追加の自己資本要件がANZGHLに財務的な影響を及ぼすかどうかについても、2028年における当グループのレベル1 CET 1 比率がレベル2 CET 1 比率を下回るかどうかによる。RBNZの自己資本要件変更による当グループへの財務的影響は、現在のところ不明である。
- ・ RBNZによる預金受入機関に対する主要な資本設定の見直しの実施： かかる見直しの結果は、将来的にANZバンク・ニュージーランドの自己資本要件に影響を及ぼす可能性がある。RBNZは、2025年末までに最終決定を行う意向である。
- ・ ニュージーランドの条件付資本商品： ANZバンク・ニュージーランドには、今後RBNZにより適格規制資本として取り扱われない条件付資本商品が1つ残っている。条件付その他Tier 1 資本商品（「条件付AT 1 商品」）は2028年7月1日までの移行期間中に段階的にRBNZの適格規制資本としての取り扱いの対象からはずれていく。条件付AT 1 商品の最大適格規制資本額は、2021年9月30日における合計残額（「条件付AT 1 ベース」）から、2022年から2028年の各年の1月1日における条件付AT 1 ベースの12.5%を控除した額であり、2028年7月1日からは、条件付AT 1 商品は適格でなくなる。

その他のオーストラリアにおける規制

当グループに影響を及ぼしている、または将来及ぼす可能性がある、オーストラリアの規制に関する最近のその他の進展には、以下のものがある。

- ・ 気候関連開示： オーストラリアでは、基準の範囲内に含まれる大企業から中規模企業に対して報告義務要件を導入する法案が可決された。ANZGHLおよび当グループを含むその子会社は、2025年10月1日から開始する各年次報告期間において気候関連開示を作成することが求められることになる。法案では、とりわけ、気候関連のリスクと機会、シナリオ分析、気候関連移行計画ならびにスコープ1、2および3の排出を開示するよう企業に要求している。スコープ3の排出のみ2026年10月1日以降の年次報告期間に要求される。保証の要件については段階的に導入されていく。最大で3年間は限定的な修正責任の枠組みが適用される。ANZGHLとその子会社（当グループを含む。）は、気候関連開示に関する報告および法令遵守に伴うコストの増加と監視がさらに強化される可能性に直面するおそれがある。
- ・ プライバシー： 2024年11月、オーストラリア議会は、2024年プライバシー等改正法を可決した。この法律により、プライバシー法見直しについての最終報告書（強制執行および自動化された意思決定の透明性の向上に関するものを含む。）において提案された改正の第一段階が実行され、さらなる実質的な改革が、よりのを絞った協議において話し合われる。これらの改正は、当グループの個人情報の使用方法と、プライバシー義務を執行するのに利用される手段（新たな民事罰を含む。）に影響を与える可能性がある。

- ・ サイバーセキュリティ： 2024年11月、オーストラリア議会は、サイバーセキュリティ法と2018年重要インフラ・セキュリティ法を改正する法案を可決した。これらの改正には、企業のランサムウェア報告義務とサイバーセキュリティ大臣の結果管理権限の強化が含まれる。これとは別に、オーストラリア政府は、デジタル・アイデンティティ・サービスを提供する企業の認可スキームを確立するための法案を可決し、関連の規則と基準の協議を行っている。同法案の遂行により当グループにおけるコストが上昇し、規制上の執行手続きが生じる可能性があり、例えば、当グループがデジタル・アイデンティティ・サービスのプロバイダーとなること、または顧客向けのオンボード・プロセス（研修プロセス）の一環としてデジタル・アイデンティティを利用することを希望する場合、その結果として、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。
- ・ フィジカル・バンキング（物理的な銀行業）： 2025年2月、オーストラリア政府は、地域の銀行サービスが引き続き利用できるように「銀行によるコミットメントを確約させた」とし、地域における目的に適合した持続可能な銀行サービスの利用を長期にわたって確保するための取り組みを継続していくと発表した。また、オーストラリア政府は、必要不可欠な商品やサービスを提供する事業者（小規模事業者を除く。）が、直接本人から支払いを受ける場合には現金支払いを受け付けるよう義務付けることについて協議している。かかる義務の実施には、現金輸送の支援策が必要となる可能性が高く、当グループのコストの増加に結び付くおそれがある。これとは別に、オーストラリア競争消費者委員会（ACCC）は、オーストラリア銀行協会（ABA）、その加盟銀行およびその他関連業界参加者に対し、オーストラリア経済全体における現金の物理的流通を維持する取決めについて議論して策定し、特定の事業継続対策を実施することについて暫定的な許可を与えている。ABAが行った許可の申請は、オーストラリアの現金輸送サービスの大手供給業者であるアーマガードが、現金の使用が減っていることから当業界は現在の形態では持続可能でないという懸念を示したことを受けたものである。現金輸送サービスの中断は、顧客に現金を提供する当グループの能力に重大な影響を及ぼす可能性がある。現金輸送に関する措置（事業継続対策を含む可能性がある。）により、当グループの費用が増大する可能性がある。
- ・ 金融説明責任体制（FAR）： ANZGHL、ANZBGL、サンコープ・バンク、ANZレンダーズ・モーゲージ・インシュランス・ピーティーワイ・リミテッドおよびANZスタッフ・スーパーニュエーション（オーストラリア）・ピーティーワイ・リミテッドは、金融説明責任体制（「FAR」）による規制を受ける説明責任を負う主体となっている。FARの下では、説明責任を負う主体、それらの重要な関係会社、および特定の個人（上級役員および取締役を含む。）は、新規または強化された説明責任の義務を負ったり、影響を受けたりする。当グループが負う潜在的なリスクには、罰金の支払リスクならびに取締役および上級役員を引き付け、維持するための当グループの能力に対するリスクが含まれる。
- ・ 支払い： 2024年11月、オーストラリア政府は「小切手移行計画」を発表し、2029年のオーストラリアの小切手制度廃止に向けて、オーストラリア政府が産業界に期待することが定められている。2024年10月にオーストラリア政府は、オーストラリア準備銀行（RBA）による協議ならびに小規模企業および消費者の双方がコスト低下の恩恵を確実に受けられる十分な措置を講じられることを条件として、2026年1月1日からデビットカード取引に対してサーチャージを課すことを禁止する準備が整ったことを発表した。さらに、2024年10月にRBAは、加盟店カード決済コストとサーチャージの見直しを開始した。加盟店カード決済コストに対して引下げ圧力を課すことを目的とした将来の規制措置により、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

その他のニュージーランドにおける規制

ニュージーランドの政府および規制当局は、ニュージーランドの金融機関に対する大幅な法律上および規制上の変更について提案または実施している。

預金受入機関法が2028年半ばに完全施行される予定である。RBNZは、預金受入機関法の施行を支援するための政策、基準および規制を策定するための複数年にわたる作業計画に着手している。2025年7月から、預金者保証制度により、預金受入機関が破綻した場合には、一機関につき預金者一人当たり対象預金の10万ニュージーランドドルまでが保護される。

ニュージーランド政府は、顧客データ権の制度を導入しており、ANZバンク・ニュージーランド（および他の3つのニュージーランドの主要銀行）に対して2025年12月1日から適用する意向である。

最近のその他のニュージーランドにおける変更点には、金融機関に対する行為制度の導入、大手上場企業および金融機関を対象とした気候関連開示制度の義務化などがある。

上記の変更は、ANZニュージーランド・グループに悪影響を及ぼす可能性があり、潜在的にその企業構造、事業、戦略、資本、流動性、資金調達および収益性、コスト構造、顧客のためのコストおよび信用の利用ならびにさらに広い範囲にわたる経済に影響し、これがさらに当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

17. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、その時々において重大な訴訟、規制措置、法的あるいは仲裁手続きおよびその他の偶発債務の対象となる可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、2025年3月31日現在、要約中間連結財務書類の注記17に概要が記載される事項に関する偶発債務を有している。注記17は特に以下の事項を含む。

- ・ 監督当局および顧客に対するエクスポージャー
- ・ 南アフリカの金利に関する訴訟
- ・ Esandaのディーラー自動車ローンに関する訴訟
- ・ OnePathの年金に関する訴訟
- ・ ニュージーランドのローン情報に関する訴訟
- ・ 担保回収の訴訟
- ・ 保証、補償およびパフォーマンス管理費

当グループは、国内外の規制当局ならびにその他の法定機関および監督機関と定期的に意見交換を行っている。これらの規制に関するやり取りの性質は広範囲にわたり、規制当局による調査、監視および見直し、報告対象の事態、公式および非公式の照会ならびにオーストラリアおよび世界における規制当局による監視活動が含まれる可能性がある。当グループはまた、業界全体に対する見直しおよび当グループ固有の見直しの両方の一環として、その時々規制当局その他機関からの通知や情報の請求を受け、勧奨に基づき規制当局に対する開示を行っている。

当グループが規制当局と意見交換する事項は近年増加している。最近のやりとりには以下の事項に関するものを含む。

- ・ 市場における取引とデータ報告。ASICは、オーストラリア債務管理庁（「AOFM」）による10年物トレジャリー・ボンドの2023年の発行におけるANZBGLの業務執行およびAOFMに対してANZBGLが行った流通債券市場の取引高データの報告中の誤りについて調査を行っている。
- ・ マネーロンダリング防止および対テロ資金に関する義務、プロセスおよび手続き。例えば、近年においてAUSTRACは、ANZBGLおよびサンコープ・バンクに対して審査および調査を行った。AUSTRACにより特定された多くの潜在的な法令不遵守事項には、AUSTRACに対する定期的な報告を伴う継続的な改善プログラムの対象となっている。当グループは、マネーロンダリング防止 / 対テロ資金（AML / CTF）の遵守に関する問題の自己特定とAUSTRACに対する報告を継続的に行っており、改善活動に関しての最新情報を定期的にAUSTRACに提供している。
- ・ 苦情、困窮、遺産および是正措置に関する顧客サービス・プロセス、商品提供、開示、強制報告義務の遵守、特定の商品における金利および手数料の適用ならびに金融説明責任体制などの非財務リスク管理慣行。

当グループの規制当局とのやり取りに関連して生じる可能性があるエクスポージャーには、民事強制措置、刑事訴訟手続き、罰金、資本要件または流動性要件の賦課、顧客救済、独立審査の実施要件、制裁その他の規制権限の行使が含まれる可能性がある。

規制当局に対するエクスポージャーに加えて、顧客、第三者および株主に対するエクスポージャーも発生する可能性があり、これらには補償その他の救済のためのクラス・アクションまたは請求が含まれる。

これらの潜在的な規制、顧客およびその他のエクスポージャーの結果や関連する費用の総額は不明である。

しかしながら、偶発債務が予想以上に大きい、あるいは追加的訴訟、規制上措置、訴訟もしくは仲裁手続きまたはその他の偶発債務が生じるかもしれないというリスクがある。

18. マネーロンダリング防止、対テロ資金、制裁およびスキームに関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

マネーロンダリング防止、対テロ資金および制裁に関する法令は、近年において複雑さを増している。マネーロンダリング防止、対テロ資金その他関連事項に関する規制変更ならびに国内外で取られる制裁および強制措置の拡大は、引き続き当グループが注視している事項である。

マネーロンダリング防止/対テロ資金 (AML/CTF)

2024年12月、オーストラリア議会は、AML/CTF制度を、不動産専門家、宝石・貴金属・製品ディーラー、弁護士、不動産譲渡取扱人、会計士ならびに信託・会社関連サービス提供者などのトランシェ2対象組織に拡大する法案を可決した。また、この法案により、AML/CTFプログラム、リスク評価、カスタマー・デューデリジェンス(CDD)(顧客管理)、クロスボーダー送金(現在、International Funds Transfer Instructions(国際資金送金指示)として知られる。)報告および情報漏洩に関するものを含む制度の要件が改正されている。これらの改正のほとんどは、2026年3月31日および2026年7月1日を施行日としているが(「トランシェ2」に指定されたサービスのみを提供する事業体の場合)、2025年1月から発効したAUSTRACの調査権限の変更や、2025年3月31日に発効した情報漏洩に関する犯罪の改正など、一部はすでに発効している。これらの改正に伴い、当グループでは、2026年3月31日以降に発効するものも含めて更新後の要件に対応するために、AML/CTFのプログラムと方針を変更する必要がある。

オーストラリアのAML/CTF規制当局であるAUSTRACは、報告事業体が2006年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策法(AML/CTF法)と2007年マネーロンダリング防止およびテロ資金対策規則文書(第1号)に基づく義務を理解して遵守することを確保するために、その規制手段と権限を用いている。「報告事業体」とは、銀行口座開設など少なくとも1つの「指定サービス」を顧客に提供する法人を指す。これまで、AUSTRACは、他の主要銀行に対して3件の罰金を伴う民事罰を課しており、これらの銀行に判明した不備を是正するよう求めている。AUSTRACはまた、強制執行可能な約束や違反通知を行使して、報告事業体に確実に法令を遵守させている。

ニュージーランド政府も2009年マネーロンダリング防止および対テロ資金対策法(ニュージーランドAML/CFT法)の見直しに着手した。規制は3段階に分けて導入された。三段階からなる規制のうち、2023年7月に第一段階(主に定義の変更と明確化で構成される。)が開始された。規制の第2段階は2024年6月に施行され、様々な既存の義務(カスタマー・デューデリジェンス(CDD)、より厳格な顧客管理(EDD)および現行のデューデリジェンス要件を含む。)に変更が加えられ、新たな義務(規定取引報告に関する特定の記録義務を含む。)が導入された。規制の第3段階は2025年6月に発効し、顧客のリスク格付に対してさらなる義務が導入された。さらなる改革が3つのワークストリームを通じて当初のニュージーランドAML/CFT法を改正することにより行われる予定である。第一のワークストリームで行われる重要な変更には、カスタマー・デューデリジェンス、カスタマー・スクリーニングおよび住所検証要件が含まれる。第二のワークストリームでは、報告事業体に対する課税を導入し、AML/CFT監督モデルにおける監督機関を3つから1つに統合する。第三のワークストリームでは、拡散金融規制の制度への取り入れを含む追加の変更が行われる。改革の結果について現段階では明確な見解はないが、改革の過程において当グループに新たな規制要件が課され、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

また、RBNZは、ニュージーランドのAML/CFTに関する法律の違反に対して正式な強制執行措置を採る意欲を高めていると述べている。他の規制当局(アジア太平洋地域を含む。)もAML/CTFに関する法律の不遵守に対して措置をとる傾向が強まっており、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

制裁

対外的な制裁および輸出管理の状況が複雑さを増し続ける中、規制当局の要求も拡大しており、多くの規制当局が不遵守に対する強制執行に注力している。2022年2月にロシアとウクライナにおける紛争が始まって以来、世界的に展開されている制裁回避ネットワークの関係者を含む、個人および組織を対象とした規制当局による制裁の発動が続いている。現在までのところ、オーストラリア、米国、欧州およびその他の主要なパートナーの間では協調する側面がみられるものの、制裁は外交政策目的と結びつくため、異なる体制間や個別具体的な制限に対しては微妙な差異がみられる。企業は、二次的な制裁リスクを考慮に入れながら、ロシアまたはロシア所有もしくは支配下の組織との継続的な直接・間接の事業活動に関して引き続きリスク選好度評価を実施しており、このことは、関係および取引を進める上でのオペレーショナル・リスクやコンプライアンス・リスクを高めている。かかる紛争が続く限り、この状況は続くと思われる。

スキーム（信用詐欺）

スキームは、金融サービスその他のセクターにおいて引き続き蔓延しており、急速に進化している。オーストラリア政府は、スキーム防止フレームワーク（「SPF」）を確立するための法案を可決し、組織がどのようにスキームを管理、防止、検知、報告、途絶および対応するかについての期待事項を定めた。この枠組みの対象は、銀行、電気通信事業者およびデジタル・プラットフォームとなる予定である。ANZBGLは、SPFの遵守を確保するための方策を講じている。

様々なレベルや種類の金融犯罪についての綿密な監視が当グループ全体にわたって続けられている。当グループの規模および複雑性ならびに複数の改革が進行中であることを考慮すると、不遵守リスクは引き続き高い。仮想資産サービス・プロバイダー（例えばデジタル通貨の交換業者およびウォレット・プロバイダー）により提供されるもの等の新興技術ならびにフィンテックやその他のディスラプターを通じますます複雑化する送金の取決めにより、資金の流れを追跡し、関連取引の監視を進め、報告義務を満たす当グループの能力が制限される可能性がある。当グループの技術の複雑性ならびにAML/CTFおよび制裁遵守において機能するシステムの変更の頻度の増加により、当グループは、システムおよび制御への影響を特定できないリスクに晒されている。資金の流れを報告し、マネーロンダリング、テロ資金調達、スキームその他の重大な犯罪に対抗するための強固なプログラムを実施できないと、当グループおよびその従業員に財務上、法的およびレピュテーションの面で深刻な影響が及ぶ可能性がある。

上記の結果、罰金、刑事上および民事上の罰則、民事訴訟、レピュテーションの毀損および一定の法域で事業を行うことの制限などが発生する可能性がある。これらの結果によっては、個別または集団的に、当グループのポジションに悪影響が及ぶこともあり得る。当グループが海外業務を行っていることにより、当グループに対する規制当局からの監視が強化され、法令遵守コストが増加する可能性がある。

19. 金融政策の変更は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

中央金融当局（RBA、RBNZ、米国連邦準備制度理事会、欧州中央銀行、イングランド銀行および当グループが業務を行うアジアの法域の金融当局を含む。）はそれぞれ関連法域で通貨および信用の需要に影響を与えるため、政策金利の設定またはその他手段を取っている。法域の一部では、通貨政策が全般的な事業状況ならびに通貨および信用の需要に影響を与えるために使用される。これらの手段および政策は、当グループの貸付および投資の資金コスト、ならびに当グループがそれらの貸付および投資からあげるリターンにかなりの影響を与える可能性がある。これらの要因は当グループの純預貸利鞘に影響を与え、当グループが保有する債券およびヘッジ商品などの金融商品の価値に影響を与える可能性がある。中央金融当局の取る手段および政策はまた、当グループの借入者に影響を与える可能性があり、借入金返済を履行できないリスクを潜在的に増加させる。かかる政策金利および金融政策の変更を予測することは困難であり、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。リスク要因4。「オーストラリア、ニュージーランドまたは当グループが事業を行うその他市場の不動産市場の変動は当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因10。「信用リスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

20. グローバル顧客の税務の透明性に関する制度により課される現在進められている広範囲に及び「非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度（AEOI）」義務に関し、継続的で多額の法令遵守（コンプライアンス）コストが生じることは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

すべてのグローバルな金融機関（「FI」）（当グループ内のFIを含む。）による、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）、経済協力開発機構（OECD）の共通報告基準（CRS）およびこれらに類する租税回避対策制度に基づくグローバル顧客の税務の透明性に関する制度への遵守に関して、引き続き強制的かつ大幅な変更が行われており、また規制当局の関心も高まっている。これらは、強制執行や罰則の世界的な規制による動きや、追加的なコンプライアンス枠組み要件、コンプライアンス評価要件、調査、オンサイトの金融機関監査、証拠に関する要件、回避の封じ込め、不遵守の阻止、検出および罰則の賦課を目的とした詳細な規則および枠組みの規制による実施の強化が含まれている。継続中のOECD諸国の政府レベルでの相互審査ならびに内国歳入庁（IRS）および規制当局によるFIのコンプライアンス審査／監査要件によりFIに対する監視は強化されているため、世界中でFIには予定外の作業負荷が増している。不遵守の防止および処罰のために罰金制度が十分であることを確保するよう、各CRS採択国はOECDにより迫られている。

当グループは世界的に相関関係が存在する事業環境で事業を展開するFIであるため、各国の様々な制度の実施に伴う義務が高度に複雑かつ厳格な性質を有するものであることは当グループのオペレーショナル・リスクやコンプライアンス・リスクを高めている。国際的な規制遵守の枠組みが成熟し、規制当局が執行（金銭的制裁を含んだり、その他のより一般的な税務リスクの枠組みに影響する可能性がある。）に重点を移しているため、不遵守となった場合には多額の制裁金の要求や評判の失墜につながる可能性がある。したがって、グローバル顧客の税務の透明性に関する制度の遵守は、当グループにとって主要な関心分野であり、大きなコストを発生させている。

FATCAおよびその他の関連する米国財務省の規則に基づき、当グループは以下の影響を受ける可能性がある。

- ・ 継続中の詳細にわたる義務を適切に履行できない場合、一定金額（顧客に支払われる金額を含む。）に対して30%の源泉徴収税を課せられ、上位支払者に対して一定の情報を提供するよう求められる可能性があり、また、その他の不利な影響も受ける可能性がある。
- ・ 米国と当グループが業務を行う適用ある法域との間のFATCAに関する政府間協定が失効した場合、広範なコンプライアンスの問題、重大な源泉徴収に関わるエクスポージャー、競争面での不利な状況およびその他の業務上の影響を受ける可能性がある。

CRSの下で、当グループは、

- ・ 太平洋地域などの当グループが事業を行っている開発途上国における課題に直面している。これらの国々の現地規制当局は一般に「パートナー」国家から支援を受けており、実施や遵守のための基準や証拠に関する要件の導入は引き続き困難である。
- ・ 所定の顧客情報の収集または報告の不履行について、さらに広範な「裏付けのある信頼関係」による結論および多額の罰金と共に、現地の法律および規制の実施において国ごとに特有の広がり続ける大幅な差異に対処しなければならない。
- ・ 規制当局の取り組みの重点がFIの効果的な実施へ移ったため、ますます厳格化する規制当局による監視と措置を受けている。このような規制強化は各国で異なるペースで行われているが、影響を受ける顧客にとって重大な不利益な体験（一方的な口座の凍結および閉鎖ならびに顧客への直接的な罰則の可能性を含む。）につながる可能性があり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ、また、他のFIが同様のことを履行しない場合には重大な競争上の不利益および事業上の損失が生じる可能性がある。
- ・ 凍結および閉鎖の影響により不当に扱われたと感じる顧客により、法的責任や第三者賠償責任に晒される可能性が高まるなど、顧客成果の悪化に直面するが、これはとりわけ当グループが規制上の問題を顧客に明確に伝えていなかったり、（例えばデータやプロセスの誤りにより）不正に口座を凍結または閉鎖した場合に起こる可能性がある。
- ・ 仲介機関に関連する複雑な要件が絡む多くの実施上の課題に引き続き対処しており、このことがまた、規制上の影響を受けるリスクを高める可能性がある。

当グループの規模および複雑性は、FATCA、CRSおよびその他の税務報告制度への不遵守を犯すリスクが高いことを意味している。主要な人材および重要な特定分野の専門家の流出と共に、資格を有する後任者の発掘という課題は上記義務への不遵守リスクを増大させている。実施されたプロセスを上手く運用できない、または義務のすべてを特定および履行できない場合、当グループおよびその従業員に法律、財務およびレピュテーション面への影響が生じる可能性がある。かかる影響には、罰金、刑事上および民事上制裁、民事上の請求、レピュテーションの毀損、競争上の不利益、事業損失、事業遂行上の制約が含まれる。

自然災害、現在も続くパンデミックからの継続的な影響および地政学的事象のような外的要因により、システム、ツールおよび情報へのスタッフによるアクセスを困難なものとなり（予定外のスタッフの欠勤を含む。）、規制当局が期待するエラー率ゼロの達成が要求されている継続的な改善活動のみならず、義務付けられたFATCAおよびCRSの規制上の報告、顧客へのフォローアップに関する戦略、規制当局からの勧告の解決と対処を含む、当グループの規制上の義務を必須の期間内に履行することに影響を与えている。企業自身の税務上の申告や納税に関連する当グループの国際的な税務上の義務も同様に影響を受ける可能性がある。外的要因がもたらす継続的な課題にFIが対応することを規制当局が期待していることから、世界の規制当局から当初受けていた寛容な対応は、厳格化または撤回が続いており、このため、規制上の義務を履行するにあたっての不備や遅延が起きた場合の結果として、規制当局による監督、関連する罰則およびレピュテーションへの影響が発生するリスクがさらに増している。

これらの影響は、個別的または集散的に、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

21. いずれかの法域における当グループの営業免許の予期せぬ変更は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループは、様々な法域で営業する免許を取得している。政府、当局または規制省庁により、営業免許の条件に対し、当グループがこれまで許可されていた方法での取引を禁止または制限するような予期できない変更がなされた場合には、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

環境関連リスク、ソーシャル・リスクおよびガバナンス・リスク

22. 将来の気象関連事象、自然の喪失、人権、地質学的事象、植物、動物および人間の疾病ならびにその他外因性事象の影響は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループおよびその顧客は、気象関連事象（自然災害を含む。）、地質学的事象（火山・地震活動または津波等）、自然の喪失（種の絶滅や減少、生態系の悪化に起因するものを含む。）、植物、動物および人間の疾病またはCOVID-19などのパンデミックならびに人権リスクなどから生じるESGリスクに晒されている。

気候関連の物理的リスクは増加しつつあり、世界の平均気温の上昇や、恒常化している異常気象の影響を通じて観測されている。気象関連事象には、暴風雨、森林火災、サイクロンおよび洪水などが起こり得る。気候パターンの長期的な変化には、海面水位上昇ならびに気温および降雨量（干ばつを含む。）の変化などがあり得る。これらの事象による影響は、二次的影響も含めて拡大する可能性がある。例えば、干ばつが経済に与える影響は、一次生産者のみならず、農業部門への供給業者を含む当グループの他の顧客や、影響のあった地域に居住しその地域内で事業を営む者にも及ぶ可能性がある。この結果、直接的または顧客に対するこれらの事象が及ぼす影響を通じて、当グループは気象関連事象に晒される可能性がある（リスク要因23。「直接または間接に気候リスクの影響を受けることがある顧客向けの貸付に伴うリスクは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。）。

当グループがさらに理解を深めるよう努めている新たなリスクに自然リスクがある。自然リスクは、自然に重大な影響を与える、または自然に依存する顧客への融資から生じる可能性がある。また、これらのリスクは法律や規制の変更によっても起こる可能性があり、これが直接的にまたは当グループの顧客を通じて間接的に当グループに影響を与える可能性がある。これらのリスクの管理を怠った場合、財務および非財務リスクにつながり、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

人権リスクは、当グループの人員の安全と安心、労働上の権利、現代の奴隷制、プライバシーと消費者の保護、汚職と贈収賄、環境保護および土地の利用と権利に関して生じる。当グループは、リスクベースのデューデリジェンスにより、人権リスクと当グループのビジネス関係に関連する影響を特定している。これらのリスク管理ができない場合、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

気候変動、自然、人権、またはその他のESGリスクに関連する法令に加えて、株主、従業員および利害関係者の見解により、当グループが一定の活動に従事するかまたは一定の商品を提供するか否か、およびそれらを行う条件に影響が及ぶ可能性がある。その頻度および深刻さによっては、これらのリスクは、当グループの支店もしくはビジネスセンターなどのサービスまたは他の当グループのサービスの提供を中断または制限する可能性がある。また、当グループの財務状態または顧客に対して供与する信用ファシリティに関連する担保状況に悪影響を与える可能性があり、これがさらに当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

23. 直接または間接に気候リスクの影響を受けることがある顧客向けの貸付に伴うリスクは当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループにとって最も重大な気候リスクは、企業およびリテールの顧客に対する貸付によって引き起こされる。顧客は物理的リスクおよび移行リスクによる影響を直接受ける可能性がある。これには、異常気象が顧客の事業または財産に及ぼす影響（保険料のコスト、保険金の入手可能性や保険の補償範囲の十分性の影響を含む。）、顧客の事業が行われている規制環境および政策環境の変化、新テクノロジーによる混乱、ならびにより低炭素な商品やサービスへの需要の変化などがある。気候リスクは顧客のサプライチェーンに対する影響により、間接的に顧客に影響を与える可能性がある。

気候リスクは、顧客の債務返済能力に影響を与え、債務不履行の可能性を高め、「座礁資産」を生み出し、および/または担保として保有された担保物件の価値や流動性が損なわれることにより当グループの回収可能額に影響する可能性がある。2025年の熱帯低気圧サイクロン「アルフレッド」や2023年の洪水などのオーストラリアにおける最近の異常気象が顧客に影響を与えている。ニュージーランドでも近年において2023年2月のサイクロン「ガブリエル」や2023年1月のオークランドにおける深刻な洪水などの同様の事象が発生している。

当グループは、2024年に保険リスクを当グループの新たなリスクとして特定し、潜在的なリスクと顧客への影響をさらに把握するよう努めており、これにはオーストラリアにおける特定の優先的なポートフォリオとセクターの物理的リスク評価の実施能力を高め、かかるリスクの評価と管理のためのデータに業界がアクセスしやすくなるよう提唱することが含まれる。

気候変動に関するリスクに対し、規制上、政治的および社会的に注目が高まっている。

気候リスクを当グループのリスク管理の枠組みにさらに統合および定着させ、気候変動により生じたリスクと機会の対応に向けた当グループの業務および事業戦略を採用することは、当グループに重大な影響を与える可能性がある。

リスク管理、内部統制、非財務リスクおよびレピュテーション・リスク

24. 当グループのリスク管理の枠組みによりすべての既存のリスクを適切に管理する、または新たに発生したリスクを十分に素早く検知することができない場合は、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

リスク管理は当グループの活動にとって重要な要素である。これには、当グループのリスクの特定、測定、監視および緩和ならびに当グループのリスク・プロファイルおよび特定された管理の有効性に関する報告を含む。当グループのリスク管理の枠組みの有効性について完全な保証はなく、それらには、既存のリスクおよび当グループが適時に予想もしくは識別できない新たなリスクへの効果が含まれ、また、これらに対する管理が有効でない可能性がある。リスクを効果的に管理することができない場合、当グループのレピュテーションまたは規制上の義務の遵守に悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、適切なリスク文化を備えることが、リスクを効率的に管理し、顧客の利益を保護し、その目的と戦略を実現するより良い組織を構築する上での支えとなると考えている。当グループは、リスク文化の評価に対する明確なアプローチを有しており、それにより取締役会が当グループのリスク文化の成熟度を認識し、取締役会の目標とする状態を実現するために採るべき行為を特定するのを助けている。リスク文化は、目標とするリスク文化の持続を確保する目的で、定期的に測定および監視される。取締役会が設定したリスク文化の成熟度/目標は「健全」である。当グループのリスク文化は、2024において「改善が必要」と評価された。当グループのマーケティング事業および非財務リスク管理の規制上の懸念事項（リスク要因17.「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。）が、この再評価に影響した。

当グループは、継続的にリスク管理の枠組みの改善に取り組んでいる。当グループは、そのリスク管理方針の遂行および定期的な見直しを行い、リスクの管理および軽減のため追加資金を当グループ内で配分する。かかる取組みによって当グループがリスクに晒されることを防げない可能性もあり、当グループのリスク管理の枠組みが効果的であるという完全な保証はない。当グループのリスク管理プロセスまたはリスクガバナンスにおける不備により、当グループが不測の損失およびレピュテーションの低下を被る、および規制上の義務を遵守できない可能性があり、このことが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

25. 非財務リスク事象は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

非財務リスクは、社内手続き、人員およびシステムの不適切もしくは障害、または外的事象から生ずる損失リスクおよび/もしくは法の不遵守（法律、規制、業界基準および規約、ならびに内部方針を遵守して行為を行わないことを含む。）のリスクである。これはオペレーショナル・リスクおよびレピュテーションの喪失リスクを含むが、戦略リスクは含まない。

当グループのリスク分類に基づく非財務リスクの種類には以下が含まれる：

- ・ 金融犯罪（資金洗浄、テロ資金、制裁、規制違反または贈収賄および汚職で、当グループの方針の不遵守または規制当局の期待に応えられないことを含む。）。リスク要因18.「マネーロンダリング防止、テロ資金、制裁およびスキームに関連する法令違反の場合に多大な罰金および制裁を受ければ、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。」を参照のこと。
- ・ 内部不正行為（内部関係者（当グループの従業員または臨時職員で、従業員が外部関係者と共謀して行為する場合を含む。）が企図または遂行する詐欺/盗難）。
- ・ 社外の不正行為（当グループの従業員または臨時職員の意図的な関与なしに企図または遂行された詐欺または盗難）。
- ・ オペレーショナル・レジリエンス（当グループが事業の継続性、危機管理ならびにビジネス・プロセスのガバナンスおよび管理に関する規制当局の期待に応えられないリスク）
- ・ 物理的な安全性（当グループの物的資産の損害のリスク）。
- ・ 人材（雇用法制への違反、従業員関係の管理の瑕疵、安全な労働環境の確保不足のリスク）。
- ・ 取引の処理および実行（取引およびその他の手続の適正および適切な処理、管理および実行の不備）。
- ・ 技術（ハードウェア、ソフトウェアおよびネットワークなどのシステムの停止に関するリスク）。リスク要因29.「ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの実施の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。
- ・ 行為（当グループの事業活動を行うにあたり、当グループ、その従業員または代理人が消費者の利益、金融市場の一体性および地域社会の期待への適切な配慮を欠くために生ずる損失または損害のリスク）。リスク要因26.「コンダクト・リスク事象は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。
- ・ リーガル（法的手続および法的プロセスを誤って実施するリスク）。
- ・ 規制（当グループが事業を展開する法域の法律、規制および規制当局の期待に従って行為できなかったために、規制当局による問責または罰則を受けるリスク）。このリスクには、当グループの健全性規制機関が、規制当局の期待に応えられなかったことに対して資本の積み増しを含む要件を課すことが含まれる。リスク要因16.「規制の変更または法律、規制もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」を参照のこと。

- ・ 第三者（第三者に係る関係およびリスクを適切に管理できないリスクで、例えば、第三者の商品／サービスを利用することで組織に持ち込まれるオペレーショナル・リスクを特定および軽減するための合理的な措置を講じないことなどがある。）。
- ・ サイバーセキュリティなどの情報セキュリティ（データ／情報の喪失および盗難などの情報セキュリティ事案のリスクで、あらゆる種類のデータ（例えば、顧客、従業員および当グループの固有データ）を対象とし、また情報セキュリティ関連規則の不遵守を含む。）。
- ・ データ（適切にデータ（顧客データ、従業員データおよび当グループの固有データなどのあらゆる種類のデータを含む。）を収集、利用、管理、維持および廃棄することができないリスク）。
- ・ モデル（経営判断情報を提供するモデルの設計、開発、使用および／または報告に基づくモデル・エラーから生じる悪影響の可能性）。
- ・ 法定報告および税金（法定報告の要件および税金の申告／報告の要件を充足できないリスク）。

リスク事象による損失は、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。かかる損失には罰金、刑罰、賦課（資本賦課を含む。）、資金もしくは資産の損失もしくは盗難、訴訟費用、顧客補償、株主価値の喪失、レピュテーションの喪失、人命損失もしくは負傷ならびに資産および情報の損失を含む。

APRAおよびRBNZの要件に従い、当グループおよびANZニュージーランド・グループは、将来のオペレーショナル事象の発生に備えて「オペレーショナル・リスク資本」準備金を維持しなければならない。

当グループでは、顧客やビジネス・プロセスを支援するために予測分析による機械学習、プロセス・オートメーションおよび意思決定生成などの技術を含むAIの採用を拡大させているため、不正確な決定または当グループの方針もしくは価値と矛盾する意図しない結果などの関連するAIリスクにこれまでよりさらされる可能性がある。これらが当グループに財務上および非財務上の悪影響を及ぼす可能性がある。詳細については、リスク要因33、「AIの利用は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

26. コンダクト・リスク事象は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

コンダクト・リスクは、当グループが事業活動を行うにあたり、消費者の利益、金融市場の一体性および地域社会の期待を当グループ、従業員または代理人が適切に考慮しないことから生じる損失または損害のリスクである。

コンダクト・リスクは以下のものを含む。

- ・ 顧客に対する不相応または不適切な助言の提供。
- ・ 商品もしくはサービスに関する不正確な説明もしくは開示、または顧客に対してリスクおよび利益について十分な情報を提供しないこと。
- ・ 条件、開示、提案および助言に従った商品の特徴および利益の伝達ができないこと。
- ・ 実際、潜在的、およびすでに認識されている利益相反を特定、管理および（適切な場合には）回避できないこと。当グループには、その顧客利益、当グループに有利な機密情報および内部情報の悪用、ならびに当グループ従業員の個人的利益と当グループの利益、顧客およびサプライヤーとの間の不一致を管理するための手続きと統制が整備されている。
- ・ 不適切な苦情処理または改善プロセス。
- ・ 経済的困難にある顧客に対する義務を尊重せず、遵守しないこと。
- ・ 当グループの方針および基準に反した金融市場における無許可の取引活動

オーストラリアおよびニュージーランドも含め、規制当局や地域社会は引き続きコンダクト・リスクに注目している。多様で不透明な経済情勢により、生活費の増加や可処分所得の減少が経済的余裕に影響を及ぼしつつある中、顧客は依然として経済的圧力を受けている。

これが顧客への貸付能力、および/またはすでに苦境にある顧客に提供する必要のある返済猶予の程度に引き続き影響する可能性がある。現在の経済情勢下において高まっているコンダクト・リスクを効果的に管理するため、当グループは、財政的困難に陥る可能性があり、そのため支援の強化を要する顧客の規模を引き続き監視する必要がある。このような事態が起きた場合、厳しい財務状況にある顧客が最も大きな影響を受ける可能性が高く、この状況はさらに進展しており、引き続き規制当局の優先事項となっている。当グループは、顧客損害のリスクを軽減するために、返済猶予の要求への対処と、複雑な顧客のニーズに応える適切な個々に沿った解決法の提供を引き続き行う必要がある。規制当局は、経済の課題に対応しつつ、倫理基準の遵守と消費者保護を通じたコンダクト・リスクの適切な管理を確保するため、金融機関の監視を強化している。上記の規制では、より規範的なガイドラインと、より厳格な強制執行措置などに重点が置かれている。これにより法令遵守コストが増加し、また、不遵守の場合には法的責任が生じる可能性があり、当グループのポジションに影響が及ぶ可能性がある。

FMCIA法により導入された金融機関の行為(「CoFI」)に関する制度は、ニュージーランドの金融機関が顧客を公正に扱うことの確保を目的としている。2025年3月31日から、これらの機関はCoFI制度により、市場業務免許の取得、公正な行動プログラムの実施およびすべての消費者とのやりとりにおいて公正であることを重視する公正な行動規範の遵守が義務付けられている。ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドは、これらの要件を遵守するための変更に着手しており、このために法令遵守コストが増加し、業務の変更が実施され、監視が強化される可能性がある。さらに、2024年5月には、ニュージーランドのビジネス・イノベーション・雇用省がCoFI要件の見直しに関する協議を開始した。この協議の後、CoFI制度の改正が早ければ2026年に開始される予定である。ANZバンク・ニュージーランドに対するCoFI制度の影響は依然として不明であるが、これにより法令遵守コストが増加し、また、不遵守の場合には法的責任が生じる可能性があり、当グループのポジションに影響が及ぶ可能性がある。

コンダクト・リスク事象の発生にあたり、ANZBGLには、顧客救済プログラムに対して責任を負う中央化されたチームが置かれており、かかるプログラムにはANZBGLの見直しから明らかになった行為に関する問題への対処が含まれる。同様に、ANZバンク・ニュージーランドも個別の中央化された顧客救済チームを有している。コンダクト・リスク事象により、顧客や市場の一体性が悪影響を受ける可能性があるばかりでなく、当グループが規制当局の措置、銀行業免許に制限もしくは条件を課せられ、レピュテーションへの影響にさらされる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。救済プログラムが適切に実施されない、またはさらなる救済業務が必要となる可能性があり、これが訴訟、規制上の措置および当グループの費用の増加を招き、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。コンダクト・リスクに対する規制上の関心の高まりについての詳細は、リスク要因16.「規制の変更または法律、規則もしくは方針を遵守できないことは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」およびリスク要因17.「訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

27. 人的資本リスクは、現在および将来の事業ニーズを満たすために、当グループの人員を引き付け、育成し、意欲を持たせ、維持することができない状態に関連するものであり、財務的成果および顧客成果を上げられず、当グループが顧客およびその他の利害関係者の期待に応える能力が減少する可能性がある。

主要な執行役員、従業員および取締役は、当グループの事業運営およびその戦略的目標の追求において、重要な役割を果たしている。重要な役割を担う個人の予想外の離職が生じた場合、または特にデジタル、テクノロジー、リスクまたはコンプライアンスの分野において、当グループがこれらの役割に適切な技術および資格を有する者を採用、育成および維持できない場合は、当グループのポジションに悪影響が及ぶ可能性がある。

28. レピュテーション・リスクに関する事象は、業務上の不履行および規制の不遵守とともに、レピュテーション・リスクを引き起こす可能性があり、これが利害関係者の信頼を損ない、当グループのブランドを低下させ、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループのレピュテーションは貴重な財産であり、事業のイニシアチブおよび資金調達力または資本調達力に関して地域社会から受ける支援に大きく貢献している。レピュテーション・リスクは、外部の事象または業務上の不履行および規制の不遵守を含む当グループの実際のまたはそのようにみなされる行為および慣行の結果として生じる可能性がある。これらの事象が発生すれば、当グループに対する一般（当グループの顧客を含む。）、株主、投資家、規制当局および格付機関の認識に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループのレピュテーションに関するリスク事象の影響は、リスク事象そのものの直接的なコストを上回る可能性があり、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの慣行の一つが社会の期待に応えることができなかった場合、当グループはレピュテーションから生じる損害を被る可能性がある。社会の期待は、継続的に変化し進化している。期待は適用法に従うために必要な基準を超えて求められることもあるため、当グループは法的義務を果たしている場合でもレピュテーションによる損害を被る可能性がある。

社会の期待と当グループの慣行との相違は、商品およびサービスの開示の慣行、価格設定方針ならびにデータの利用を含め、多くの状況で発生しうる。当グループのレピュテーションは、特に金利上昇の局面において、広範な金融サービス業界に対する社会の認識により悪影響を受ける可能性がある。レピュテーションから生じる損害は、当グループによる効果的なリスク管理の不履行、規制当局による執行または監視措置、規制当局による調査の不利な結果によって、ならびに地域社会、環境および倫理的問題に適切に対応できないまたは対応できないとみられた場合に生じる可能性がある。当グループは随時、アクティビスト株主の行動の結果、世間の監視が強まり、レピュテーションによる損害に晒される可能性がある。オーストラリアにおいて投資家の行動主義（アクティビズム）を呼んでいる分野は主に環境および社会問題に関連しており、当グループ自身または当グループが資金提供している相手方の行動にも関心が寄せられている。

業務上の不履行および規制の不遵守または業務上の不履行および規制の不遵守とみなされることがレピュテーション・リスクを生じさせる可能性がある。かかる業務上の不履行および規制の不遵守には、以下が挙げられる（ただし、これらに限定されない。）。

- ・ 身元確認義務の充足に関する不履行
- ・ 商品の開発に関する新たに発生する不履行
- ・ 継続中の商品モニタリング活動に関する不履行
- ・ ターゲット市場外で商品販売を行う際の適合性要件に関する不履行
- ・ 開示義務の不遵守
- ・ 財産管理リスク（例えば、信用、市場、オペレーショナルまたはコンプライアンス）に関する失敗
- ・ 市場操作または反競争的行為
- ・ 不適切な危機管理 / 危機的事象への対応
- ・ 不適切な顧客苦情処理
- ・ 不適切な第三者との取決め
- ・ プライバシーの侵害、および
- ・ 不測のリスク

当グループのレピュテーションに対する損害は、当グループの収益性、規模および資金調達費用、規制当局による監視の強化、規制当局による強制措置、追加的な法的リスク、ならびに新規事業機会の獲得可能性の制限への悪影響など、広範囲に影響を及ぼす可能性がある。当グループのレピュテーションが損なわれる場合、当グループが顧客を引き付け維持する能力もまた悪影響を受ける可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

29. ITシステムの混乱、あるいは新規技術システムの実施の失敗は、当グループの事業を大いに妨害する可能性があり、これは当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

当グループの日々の運営およびそのサービスの提供（デジタル・バンキングを含む。）は、第三者が保守／提供するシステムを含む情報技術（「IT」）システムに大きく依存している。デジタル界では、24時間年中無休の銀行サービスへの顧客の期待に対し、高い可用性と耐性・回復力を備えたITシステムを必要とする。重要な業務を支えるITシステムに混乱が生じた場合には、当グループがコンプライアンス義務を履行できない、および顧客のバンキング業務の要求に応えられない可能性がある。ITシステムの混乱は予測不能であり、多数の原因から発生する可能性があり、そのすべてが完全に当グループの管理下にあるわけではない。これには、とりわけ、第三者による、および当グループにITシステムを保守／提供する第三者による運用上または実行上の障害または不備、偶発的なシステムまたは技術的な障害、電気または電気通信の停止、コンピューター・サーバーまたはインフラストラクチャーの障害などが含まれる。

当グループは、ITシステムを維持し、IT資産のライフ・サイクル、IT資産のプロジェクト・デリバリー、技術のレジリエンス、技術のセキュリティ、第三者の使用、データの保持および復元ならびにビジネスルールおよび自動化などを含む、かかるシステムに関するリスク・エクスポージャーを特定し、評価し、および対応する責任を継続的に負う。これらのリスク・エクスポージャーへの対応が不十分であったときは、システムの安定性と安全性が損なわれ、これが顧客に悪影響を与え、当グループにおける費用の増加や規制要件の不遵守を招く可能性があり、これらのいずれも当グループのポジションに悪影響を及ぼすことがあり得る。

当グループは、多数のITシステムの提供を当グループに依拠しているANZバンク・ニュージーランド・リミテッドや海外支店を含め、当グループのネットワーク全体の全ての事業のために、短期および長期の双方にわたる障害発生時にも重要なITシステムが稼働し続けることを確保することを目的としたインシデント対応、災害復旧および事業継続対策を実施している。絶え間なく変化していく外部からの脅威が存在する環境は、これらの機能が深刻かつ複雑な事象に対処することを余儀なくさせている。当グループのシステム障害は当グループのネットワークに影響を及ぼし、よって当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの費用対効果の高い技術環境によって、進化する顧客要求を支えることができるように、当グループは、新しいITシステムや機能、中でもクラウド、データ、AIおよび自動化のテクノロジーを実装し既存の技術に統合させなければならない。これらのシステムや機能の不十分な実装および統合またはベンダーやサプライチェーンを含め、不適切な運用および管理は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

このリスク要因については、情報セキュリティ侵害およびサイバー攻撃が、ITシステムの混乱を引き起こす可能性があるため、リスク要因30。「サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。」と併せて読むべきである。

30. サイバー攻撃を含む情報セキュリティに関連するリスクは、当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

デジタル界は、積極的な革新および新たな脅威の両方を伴って絶えず進化している。そのため、当グループは、サイバー事象やデータ損失のリスクが、当グループの事業にとって依然として重大な懸念事項であることを認識している。サイバー攻撃の脅威は巧妙さ、持続性、規模、頻度および影響において増大し続けている。脅威には、ビジネスメール詐欺、ランサムウェア、分散型サービス妨害、データ侵害、第三者への暴露、ソフトウェアの脆弱性、AIの武器化、地政学的動機によるサイバースパイおよび破壊的攻撃を含むものの、これらに限られない。

サイバー攻撃は金融システムを不安定にし、顧客の銀行サービスの深刻な混乱または顧客データのプライバシーの漏えいを招く可能性がある。サイバー攻撃の規模も複雑さも増大しているため、十分なリスク軽減のための対策および防御層が十分でなくなり、機密情報が不注意で漏えいしてしまうリスクが常にある。

当グループは、ランサムウェアや第三者によるデータ侵害の外部発生件数の増加、世界的な政治情勢の不安定化の持続、AIの広範な採用によるセキュリティへの影響に着目している。AIは、顧客へのサービスの大幅な進歩を支援する可能性を秘めているが、犯罪者による当グループとその顧客に対する詐欺、スキームおよびサイバーによる脅威の実行を助け、可能にし、既存の手法を強化する可能性もあり、サービス拒否、ディープフェイクの犯罪利用およびより巧妙なソーシャル・エンジニアリング攻撃のリスクを含め、サイバーセキュリティに対するリスクを増大させる。さらに、データセットやアルゴリズムにおける顧客データの不用意な開示や誤用があればレピュテーション・リスクに影響する可能性がある。詳細については、リスク要因33.「AIの利用は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

サイバー攻撃に対する国民の強い反応は、プライバシー侵害に対する将来の罰則の大幅強化の可能性を伴う政治的関心を高める結果となった。当グループがサイバー攻撃の標的となった場合、上述のリスクに加え、サイバー攻撃に対する国民の反応および/または規制当局によって科される罰則を考えると、レピュテーションが毀損するリスクがあり、当グループの業務に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。国内および国際的な規制当局が、2023年-2030年オーストラリア・サイバーセキュリティ戦略の公表およびその公表後の法改正に関する議論、審議および実施を含め、情報セキュリティに注力するようになり、規制の様相も変化している。

情報セキュリティへの注力はシステムおよびデータの機密性、完全性または可用性を保護するための鍵である。当グループは、世界的な銀行業務の一環として、当グループが事業を展開する複数の地域にわたって、顧客およびその内部プロセスについて相当数の個人情報および機密情報を取り扱い、保管している。かかる情報は内部および第三者のホスト環境の双方において処理および保存されている。そのため、当グループまたは当グループが契約している第三者によって運用されている主要なセキュリティの方針または管理における脆弱性が、データやその他の個人情報または機密情報の喪失を招き、また、財務的損失（顧客への通知および補償に関するコストを含む。）、規制当局の調査、制裁またはレピュテーションの毀損が生じ、当グループの事業に悪影響を及ぼすおそれがあり、この結果、当グループのポジションが影響を受ける可能性がある。

31. データ管理リスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

データ管理とは、オペレーショナルデータ（基幹業務データ）、顧客データ、従業員データおよび当グループの固有データなどのデータの管理に用いられる一連のプロセスと手続きをいう。具体的には、当グループのデータおよび情報資産をそのライフサイクルにわたって提供、管理、保護し、価値向上させるための計画、方針および慣行を、策定、実行および監視することを指す。データ管理リスクとは、これらの目的を達成できないリスクを指す。

データ管理の不備は、以下によって引き起こされる可能性がある。収集、生成または処理されたデータが、データ品質要件を満たさない、利用不可である、または目的に適合していないため、データ所有者の説明責任が適切に履行されていないため、データの完全性がデータのライフサイクル全体にわたって維持されていないため、データが明確に表示、類別および/または分類されていないことで、データの前後関係や意味が十分に理解されないため、重要なデータが不適切に管理されている、適切に識別されていない、データ品質やデータ系列要件を満たしていないため、データ品質問題が検出されず、適時に対応されないため、などがある。

データ管理の不備は、有効性のないリスク管理手法や不正確なリスク報告につながる可能性がある。また、規制上の義務を含むデータ管理義務に従えない場合、当グループが損失を被ったり、規制上の措置につながる可能性があり、これが当グループのポジションに悪影響を与える可能性がある。

32. モデルリスクは、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは、重大なビジネス上の意思決定（貸付の決定、所定自己資本の計算、引当金の水準、顧客へ支払う補償金およびストレスのかかるエクスポージャーを含むがこれらに限定されない。）のための多数のモデルに依拠している。モデルが不適切に設計、実施、使用もしくは維持され、または不正確な仮定もしくはインプットに基づいていることが明らかになった場合、当グループのポジションは悪影響を受ける可能性がある。

33. AIの利用は、当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。

AIは、ラーニング（学習）、リーゾニング（推論）および意思決定などの人間の知性を通常必要とするタスクを実行できるシステムの開発にあたる。AIは、当グループのビジネス・プロセスにおける革新と効率化の促進のためにますます利用されるようになっている。また、AIは、当グループの戦略を実現し、競争力を維持するためにも重要である。

しかしながら、AIが当グループに一層取り込まれるようになり、AI関連の規制環境が急速に進化し続けている中、当グループまたは第三者によるかを問わず、責任あるAIの利用にあたり管理とガバナンスが不十分である場合には、以下を含む（ただし、これらに限定されない。）重大なオペレーショナル・リスクにつながる可能性がある。

- ・ AIバイアス： 偏った結果をもたらす可能性のある、AIシステムの動作過程における体系的かつ反復的なエラー。
- ・ AIによる差別： AIシステムが保護された属性に基づき、個人やグループを不公平または差別的に扱うこと。
- ・ AIの幻覚： AIモデルが存在しないパターンやオブジェクトを知覚し、無意味または不正確なアウトプットを生成すること。
- ・ AIウォッシング： 商品やサービスのAIの活用について誇張したり、完全な嘘をついたりする欺瞞的な宣伝行為。
- ・ データ・ポイズニング： AIや機械学習のパフォーマンスを損なわせるために、意図的かつ悪意を持ってデータを汚染すること。
- ・ 未熟なAI技術： 重要なインフラ障害、不十分なパフォーマンス、処理の失敗。
- ・ モデル・ドリフト： 利用される環境の変化によるモデルの正確な予測能力の低下。
- ・ モデル抽出/盗用： 悪意ある行為者が、AIシステムに入力を行い、その出力を利用してモデルに類似したレプリカを生成すること。
- ・ AIの暴走： AIシステムは急速かつ自律的に自らを改善する能力を得て、その作成者が意図していない、または予測していない結果をもたらす可能性がある。
- ・ シャドーAI： 管理が及ばない組織内での無許可または任意の生成AIの利用。

AIは、当グループが理解を深めようとしている新たなリスクである。AIの導入と利用におけるこれらのリスクを適切に管理できない場合、顧客からの信用を損なったり、または法令もしくは規制の不遵守につながり、当グループの評判を損なう可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下は、2025年3月31日に終了した半期に関する当グループの連結財務報告書に記載された情報に基づいている。本半期報告書に記載されている場合を除き、開示されているすべての財務情報は、当グループに関連している。

A. 作成基準

(1) サンコープ・バンクの買収

2024年7月31日、当グループは、ノルフィナ・リミテッド（旧社名はサンコープ・メットウェイ・リミテッドであり、サンコープ・バンクの名称で事業を実施している。）（「サンコープ・バンク」）の直接の持株会社であるSBGHリミテッドの株式の100%を取得した。

2025年3月半期中、当グループは購入価格の配分（「PPA」）を進め、買収日に取得した資産および引き受けた負債の識別および測定を行った。暫定的に算定された残高はPPAの作業により調整され、かかる調整にはコア預金およびブランド無形資産の認識、貸付金組成以降の金利変動や信用状態の変動を反映するための貸付金および前渡金の総額の公正価値調整、偶発債務および関連補償に対する引当てならびに関連する繰延税金の残高が含まれ、これに対応してのれんが1億9,700万ドル減額された。詳細は要約連結財務書類の注記18を参照のこと。過年度の修正再表示は行っていない。

サンコープ・バンクの買収に関する調整

2025年3月半期中、当グループはPPAに関する以下の調整について2,200万ドルの税引後費用を認識した。

- 貸付金および貸出金、預金ならびに基礎となる金融資産および負債の残存期間にわたり認識する公正価値調整の組戻しによる純利息収益5,000万ドル（税引後3,500万ドル）。これはサンコープ・バンク部門で認識した。
- 取得した無形資産の償却費 8,200 万ドル（税引後 5,700 万ドル）。サンコープ・バンクの買収に伴い、コア預金とブランド無形資産からなる無形資産 6 億 8,500 万ドルを認識し、3年から6年の耐用年数にわたり償却していく。これはサンコープ・バンク部門では認識していない。詳細は下記「IFRSに準拠していない財務指標」を参照のこと。

2024年9月半期中、当グループは買収に関する以下の調整について1億9,600万ドルの税引後費用を認識した。

- サンコープ・バンクの正常な貸付金および前渡金についての一括評価信用減損費用 2 億4,400万ドル（税引後 1 億7,100 万ドル）。オーストラリア会計基準の要件に従い、当グループは2024年7月31日にサンコープ・バンクの貸出金および前渡金を連結処理した。もっとも、当グループは、正常な貸付金および前渡金について予想信用損失引当金（ECL）を認識することは認められていなかったため、本来なされるはずだった認識は買収に関連するのれんを按分的に減額することで処理した。その後、当グループは、当グループのECLに関する手法を用いて見積った一括評価ECL引当金を認識するよう求められ、これに対応する引当金繰入を当グループの損益計算書において認識した。これはサンコープ・バンク部門で認識した。
- 当グループのソフトウェア資産計上方針に則ったソフトウェア加速償却費用3,600 万ドル（税引後 2,500 万ドル）。これはサンコープ・バンク部門で認識した。

(2) IFRSに準拠していない財務指標

当グループは、営業セグメントの業績をIFRSに準拠していない指標である現金利益に基づき測定しており、現金利益は、当該セグメントが内部でどのように管理されているかを示すものである。当グループは、株主に帰属する税引後利益からいくつかの項目を除外して現金利益を計算している。調整は、将来の利益を通じて解消される期間差異を表す経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジの影響、ならびにサンコープ・バンクの買収で認識した無形資産の償却費に関連している。現金ベースで表示される情報は、営業セグメントの財務実績の法定指標を示すものとみなされてはならず、またそれに代わるものとしてもみなされるべきではない。現金利益と税引後利益との調整を含む追加情報については、「F. 部門別経営成績」を参照のこと。

B. 営業活動および財務レビュー

以下の説明は、オーストラリア会計基準（「AAS」）に基づき作成された2025年3月31日に終了した6か月間に係る要約連結財務書類（「要約連結財務書類」）に基づいており、要約連結財務書類は「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況 - 1 中間財務書類」に記載されている。

当グループの過去3半期の業績は以下のとおりであり、また「D. 主な収入および費用項目の分析」および「F. 部門別経営成績」にも記載されている。

[次へ](#)

C. 要約連結損益計算書情報

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(百万ドル)		
純利息収益	8,838	8,137	7,900
その他営業収入	2,315	2,236	2,248
営業収入	11,153	10,373	10,148
営業費用	(5,788)	(5,490)	(5,179)
貸倒引当金繰入および法人税控除前利益	5,365	4,883	4,969
貸倒引当金(繰入)/戻入	(143)	(336)	(70)
法人税引前利益	5,222	4,547	4,899
法人税	(1,538)	(1,381)	(1,435)
非支配持分	(21)	(21)	(14)
当行の株主に帰属する利益	3,663	3,145	3,450

当グループの実績

・ 2025年3月半期と2024年3月半期の比較

利益は、主に以下により、2024年3月半期と比較して2億1,300万ドル(6%)増加した。

- 純利息収益は、純預貸利鞘が横ばいであったものの、利付資産平均残高の1,265億ドルの増加により、9億3,800万ドル(12%)増加した。利付資産平均残高の増加は、サンコープ・バンク買収の影響、正味貸付金および前渡金の平均残高の増加、ならびに投資有価証券の平均残高の増加によるものであった。純預貸利鞘は、ニュージーランド部門における預金の金利設定競争、ホールセール資金調達コストの上昇、不利な資産および資金調達構成、オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門および法人部門(マーケット事業部門を除く。)における資産の価格設定競争、ならびに顧客救済により減少したが、複製ポートフォリオ収益の増加、マーケットおよび財務活動の影響、ならびにサンコープ・バンク買収の影響により相殺され、155ベース・ポイントと横ばいとなった。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析 - (1) 純利息収益」を参照のこと。
- その他営業収入は6,700万ドル(3%)増加した。サンコープ・バンク買収の影響を除くと、その他営業収入は、経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジに係る未実現の時価評価額の有利な純変動(3億8,200万ドル)、当グループの他の部門での不利な為替換算差額を相殺した外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現益の増加(4,500万ドル)、ならびに2024年3月半期におけるAMMBホールディングスBerhad(「AmBank」)に対する投資の処分損(2,100万ドル)に牽引され、3,300万ドル(1%)増加した。これは、外部取引環境の悪化を反映したマーケットのその他営業収入の減少(2億8,500万ドル)、法人部門(マーケット事業部門を除く。)およびニュージーランド部門における非貸付手数料の減少ならびにオーストラリア・リテール部門の顧客救済の増加による手数料およびコミッション収益(純額)の減少(8,700万ドル)、ならびに2024年3月半期にAmBankを売却したことによる関連会社投資の持分利益の減少(4,200万ドル)により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析 - (2) その他営業収入」を参照のこと。
- 営業費用は、6億900万ドル(12%)増加した。取得した無形資産の償却に関する8,200万ドルの費用を含む、サンコープ・バンク買収の影響を除くと、営業費用は、投資支出の増加によるその他費用の増加(9,700万ドル)、テクノロジーの簡素化の効果により一部相殺されたインフレの影響によるテクノロジー費の増加(3,900万ドル)、ならびに生産性向上イニシアチブの効果により一部相殺されたインフレの賃金への影響による人件費の増加(2,100万ドル)に牽引され、9,400万ドル(2%)増加した。これは、当グループ全体で運営上の変革を縮小したことに起因する組織再編費用の減少(5,800万ドル)により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析 - (3) 営業費用」を参照のこと。

- ・ 貸倒引当金繰入は、7,300万ドル増加した。サンコープ・バンク買収の影響を除くと、貸倒引当金繰入は、個別評価貸倒引当金繰入の増加（1億500万ドル）に牽引され、6,200万ドル（89%）増加したが、一括評価貸倒引当金繰入の減少（4,300万ドル）により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析 - (4) 信用リスク」を参照のこと。

・ 2025年3月半期と2024年9月半期の比較

利益は、主に以下により、2024年9月半期と比較して5億1,800万ドル（16%）増加した。

- ・ 純利息収益は、利付資産平均残高の1,105億ドルの増加により7億100万ドル（9%）増加したが、純預貸利鞘が158ベース・ポイントから155ベース・ポイントへと3ベース・ポイント減少したことにより一部相殺された。利付資産平均残高の増加は、2024年9月半期中のサンコープ・バンク買収の影響、現金およびその他流動資産の平均残高の増加、正味貸付金および前渡金の平均残高の増加、ならびに投資有価証券の平均残高の増加によるものであった。純預貸利鞘は、ホールセール資金調達コストの上昇、マーケットおよび財務活動の影響、ニュージーランド部門における預金の金利設定競争、不利な資産および資金調達構成、ならびに顧客救済により減少した。これは、複製ポートフォリオ収益の増加および2024年9月半期中のサンコープ・バンク買収の影響により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析 - (1) 純利息収益」を参照のこと。
- ・ その他営業収入は7,900万ドル（4%）増加した。2024年9月半期中に買収したサンコープ・バンクの影響を除くと、その他営業収入は、経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジに係る未実現の時価評価額の有利な純変動（2億4,100万ドル）、当グループの他の部門での不利な為替換算差額を相殺した外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現益の増加（2,300万ドル）、関連会社投資の持分利益の増加（1,600万ドル）、ならびに海外事業体の解散による為替換算調整勘定のその他の包括利益から損益への振替に起因する利益（1,300万ドル）に牽引され、5,200万ドル（2%）増加した。これは、オーストラリア・リテール部門でのクレジットカード・インセンティブの認識時期によるカード収入の減少および法人部門（マーケット事業部門を除く。）での非貸付手数料の減少に起因する手数料およびコミッション収益（純額）の減少（1億1,500万ドル）、マーケットのその他営業収入の減少（4,800万ドル）、訴訟の和解に伴う余剰引当金の戻入れ及び天津銀行からの配当を含む、2024年9月半期の非経常的項目による収入の減少（4,600万ドル）、ならびにオーストラリア・リテール部門での保険関連収入の減少（2,800万ドル）により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析 - (2) その他営業収入」を参照のこと。
- ・ 営業費用は、2億9,800万ドル（5%）増加した。取得した無形資産の償却に関する8,200万ドルの費用を含む、2024年9月半期中に取得したサンコープ・バンクの影響を除くと、営業費用は、投資支出の季節性に起因するその他費用の減少（5,600万ドル）および当グループ全体で運営上の変革を縮小したことに起因する組織再編費用の減少（1,100万ドル）に牽引され、2,900万ドル（1%）減少した。これは、生産性向上イニシアチブの効果により一部相殺されたインフレの賃金への影響に起因する人件費の増加（4,400万ドル）により一部相殺された。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析 - (3) 営業費用」を参照のこと。
- ・ 貸倒引当金繰入は、1億9,300万ドル（57%）減少した。2億4,400万ドルの買収関連の調整を含む、2024年9月半期中に買収したサンコープ・バンクの影響を除くと、貸倒引当金繰入は、個別評価貸倒引当金繰入の増加に牽引され、3,900万ドル増加した。主な変動に関する詳細については、下記「D. 主な収入および費用項目の分析 - (4) 信用リスク」を参照のこと。

D. 主な収入および費用項目の分析

(1) 純利息収益

下表は、当グループ、オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門、法人部門（マーケッツ事業部門を除く。）、ニュージーランド部門およびサンコープ・バンク部門の純利息収益、純預貸利鞘、利付資産平均残高、ならびに預金およびその他の借入金の平均残高の概要である。

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(百万ドル)		
当グループ			
純利息収益 ⁽¹⁾	8,838	8,137	7,900
利付資産平均残高 ⁽²⁾	1,142,805	1,032,302	1,016,258
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	957,550	859,459	860,229
純預貸利鞘(%)	1.55	1.58	1.55

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(百万ドル)		
主要部門別の純預貸利鞘			
オーストラリア・リテール			
純預貸利鞘(%)	1.84	1.89	1.94
利付資産平均残高 ⁽²⁾	282,858	277,098	269,406
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	180,088	174,248	168,912
オーストラリア商業⁽³⁾			
純預貸利鞘(%)	2.53	2.59	2.60
利付資産平均残高 ⁽²⁾	65,943	65,482	63,623
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	120,150	116,314	115,357
法人（マーケッツ事業部門を除く）			
純預貸利鞘(%) ⁽⁴⁾	2.24	2.36	2.39
利付資産平均残高 ⁽²⁾	174,548	162,905	162,856
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	164,903	162,563	159,851
ニュージーランド			
純預貸利鞘(%)	2.60	2.57	2.56
利付資産平均残高 ⁽²⁾	122,635	122,283	122,613
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾	105,628	105,751	106,417
サンコープ・バンク			
純預貸利鞘(%)	2.12	1.93	-
利付資産平均残高 ⁽²⁾⁽⁵⁾	77,792	26,023	-
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽²⁾⁽⁵⁾	62,837	20,976	-

注：(1) 2025年3月半期の大手銀行税- 2億2,000万ドル（2024年9月半期：- 1億9,700万ドル、2024年3月半期：- 1億9,200万ドル）を含む。

(2) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(3) オーストラリア商業部門は、保有する余剰預金によりプラスの純利息収益を生成している。したがって2025年3月半期における601億ドルの平均預金額（2024年9月半期：570億ドル、2024年3月半期：581億ドル）は、内部経営報告の見解と一致させるため、純預貸利鞘の計算のための利付資産平均残高に含まれている。

(4) マーケッツ事業部門を含む法人部門の純預託利鞘は、2025年3月半期において0.76%（2024年9月半期：0.74%、2024年3月半期：0.76%）であった。

(5) 2024年9月半期は、買収日から2か月間の残高に基づいている。

・ 2025年3月半期と2024年3月半期の比較

純利息収益は、以下により9億3,800万ドル(12%)増加した。

純預貸利鞘(0ベース・ポイント)

- ・ 資産の価格設定(-1ベース・ポイント)：オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門および法人部門(マーケティング事業部門を除く。)における金利設定の競争によるが、ニュージーランド部門における有利な住宅ローン貸出金利の-marginにより一部相殺された。
- ・ 預金の金利設定(-3ベース・ポイント)：ニュージーランド部門における金利設定競争による。
- ・ ホールセール資金調達(-2ベース・ポイント)：資金調達量の増加および資金調達スプレッドの拡大による。
- ・ 資産構成および資金調達構成(-2ベース・ポイント)：利益率の低い定期預金への移行に伴う不利な預金構成および他の部門と比較して法人部門(マーケティング事業部門を除く。)における貸付の増加による。
- ・ 資本および複製ポートフォリオ(+2ベース・ポイント)：金利上昇によるが、取引量の減少、ならびにサンコープ・バンク買収の完了および自己株式買戻しに起因する資本減少により一部相殺された。
- ・ マーケッツおよび財務活動その他(+6ベース・ポイント)：サンコープ・バンク買収の有利な影響、資金調達コストの減少およびポートフォリオ構成の効果によるが、顧客救済の増加により一部相殺された。

利付資産平均残高

利付資産平均残高は、以下により1,265億ドル(12%)増加した。

- ・ 正味貸付金および前渡金の平均残高は、サンコープ・バンク買収の影響、ならびにオーストラリア・リテール部門および法人部門における貸付増加に牽引されて986億ドル(15%)増加したが、為替換算の影響により一部相殺された。
- ・ 売買目的資産および投資有価証券の平均残高は、マーケッツにおける投資有価証券の増加およびサンコープ・バンク買収の影響により、352億ドル(23%)増加した。
- ・ 現金およびその他流動資産の平均残高は、TFFの満了に伴い保有していた中央銀行の期限付資金調達の減少に牽引されて72億ドル(4%)減少したが、短期売戻条件付契約の増加および決済残高の増加により、一部相殺された。

預金およびその他の借入金の平均残高

- ・ 預金およびその他の借入金の平均残高は、サンコープ・バンク買収の影響、通知預金および定期預金の伸び、ならびに買戻条件付契約およびコマース・ペーパーの増加により、973億ドル(11%)増加した。この増加は、譲渡性預金の減少および為替換算の影響により一部相殺された。

・ 2025年3月半期と2024年9月半期の比較

純利息収益は、以下により7億100万ドル(9%)増加した。

純預貸利鞘(-3ベース・ポイント)

- ・ 資産の価格設定(0ベース・ポイント)：オーストラリア・リテール部門、オーストラリア商業部門および法人部門(マーケティング事業部門を除く。)の金利設定の競争によるが、ニュージーランド部門における有利な住宅ローン貸出金利の-marginにより相殺された。
- ・ 預金の金利設定(-1ベース・ポイント)：ニュージーランド部門の金利設定の競争によるが、オーストラリア・リテール部門における利鞘の改善により一部相殺された。
- ・ ホールセール資金調達(-2ベース・ポイント)：資金調達量の増加および資金調達スプレッドの拡大による。
- ・ 資産構成および資金調達構成(-1ベース・ポイント)：他の部門と比較して法人部門(マーケティング事業部門を除く。)における貸付の増加による。

- ・ 資本および複製ポートフォリオ（+1 ベーシス・ポイント）：金利の上昇によるが、取引量の減少により一部相殺された。
- ・ マーケッツおよび財務活動その他（0 ベーシス・ポイント）：2024年9月半期中のサンコープ・バンク買収による有利な影響によるが、利回りの低い流動資産の増加および顧客救済の増加により相殺された。

利付資産平均残高

利付資産平均残高は、以下により1,105億ドル（11%）増加した。

- ・ 正味貸付金および前渡金の平均残高は、2024年9月半期中のサンコープ・バンク買収の影響、法人部門およびオーストラリア・リテール部門の貸付増加、ならびに為替換算の影響により、632億ドル（9%）増加した。
- ・ 現金およびその他流動資産の平均残高は、中央銀行の現金残高、短期売戻条件付契約および決済残高の増加により、335億ドル（21%）増加した。
- ・ 売買目的資産および投資有価証券の平均残高は、2024年9月半期中のサンコープ・バンク買収の影響およびマーケッツの投資有価証券の増加により、138億ドル（8%）増加した。

預金およびその他の借入金の平均残高

- ・ 預金およびその他の借入金の平均残高は、2024年9月半期中のサンコープ・バンク買収の影響、通知預金および定期預金の増加、買戻条件付契約およびコマースナル・ペーパーの増加、ならびに為替換算の影響により、981億ドル（11%）増加した。これは、譲渡性預金の減少により一部相殺された。

(2) その他営業収入

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	（百万ドル）		
手数料およびコミッション収益（純額） ⁽¹⁾	844	944	910
マーケッツのその他営業収入	991	1,039	1,276
経済ヘッジ ⁽²⁾	236	(91)	(277)
収益および費用ヘッジ ⁽³⁾	(52)	31	75
その他 ⁽¹⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾	296	313	264
その他営業収入合計	2,315	2,236	2,248

注：(1) マーケッツの事業部門を除く。

(2) 金利リスク、為替リスクおよび指定された会計ヘッジの非有効部分の管理に使用される経済ヘッジに係る未実現利益および損失を示す。

(3) 拡大している外国為替建て収益および費用をヘッジするために使用される収益および費用ヘッジに係る未実現利益および損失を示す。

(4) 為替差益および保険事業収入純額を含む。

(5) 2025年3月半期における5,400万ドル（2024年9月半期：3,800万ドル、2024年3月半期：9,600万ドル）の関連会社投資の持分利益 / (損失)を含む。

マーケット事業部門は、総収益ベースで管理されており、純利息収益の構成要素の変動は、当該事業の全体リターンを正しく反映していない。マーケットの純利息収益およびその他営業収入は下表に要約されており、これに対応する注釈は、マーケットの収入合計ベースで記載されている。

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
マーケットの収入	(百万ドル)		
純利息収益 ⁽¹⁾	82	(67)	(64)
その他営業収入 ⁽¹⁾	991	1,039	1,276
マーケットの収入合計	1,073	972	1,212

注：(1) 純利息収益は、関連収益がその他営業収入に認識された主にコモディティ資産に対するフランチャイズのトレーディング勘定の資金調達コストを含む。

・ 2025年3月半期と2024年3月半期の比較

その他営業収入は6,700万ドル（3%）増加した。サンコープ・バンクを除くと、その他営業収入は3,300万ドル（1%）増加した。その業績に影響を及ぼした主な要因は以下のとおりである。

手数料およびコミッション収益（純額）

手数料およびコミッション収益（純額）は、以下により6,600万ドル（7%）減少した。

- 顧客救済の増加に牽引されたオーストラリア・リテール部門における3,200万ドルの減少。
- コーポレート・ファイナンスでの非貸付手数料の減少に牽引された法人部門（マーケット事業部門を除く。）における3,000万ドルの減少。
- 非貸付手数料の減少に牽引されたニュージーランド部門における1,400万ドルの減少。
- サンコープ・バンク買収の影響による2,100万ドルの増加。

マーケットの収入

マーケットの収入は、その他営業収入の2億8,500万ドルの減少により、1億3,900万ドル（11%）減少した。これは、純利息収益の1億4,600万ドルの増加により一部相殺された。1億3,900万ドルの純減は、以下の事業活動に起因した。

- より厳しい取引環境でのすべての事業ラインにわたるフランチャイズ収入の1億1,900万ドルの減少。コモディティ収入は、貴金属の取引環境の変化により減少した。外国為替収入は、顧客活動が増加した一方で、市場の不確実性を背景としてトレーディング収益がそれ以上に減少したため減少した。金利収入は、国際市場における取引環境がより厳しくなったことから減少した。信用および資本市場収入は、信用スプレッドが拡大する可能性を市場参加者が考慮したことから減少したが、持続的な顧客への発行量により一部相殺された。
- 信用および資金調達スプレッドの変動による利益（ヘッジ控除後）の減少に起因するデリバティブ評価調整収入の3,700万ドルの減少。
- 投資有価証券の平均的水準および利回りの上昇に牽引されたバランスシート取引収入の1,700万ドルの増加。これは、短期金利の変動が落ち着いたことにより一部相殺された。

経済ヘッジ

経済ヘッジは、以下により5億1,300万ドル増加した。

- 2025年3月半期における経済ヘッジに係る利益は、主にAUDおよびNZDに対するUSDの上昇による資金調達関連スワップに関係したが、USD/AUDの通貨ベーススプレッドの縮小により一部相殺された。
- 2024年3月半期における経済ヘッジに係る損失は、主にUSD/EURの通貨ベーススプレッドの縮小による資金調達関連スワップに関係した。それ以外の損失は、ネット決済される固定経済ヘッジのポジションに対する利回り変動の影響による。

収益および費用ヘッジ

収益および費用ヘッジは、以下により1億2,700万ドル減少した。

- ・ 2025年3月半期における収益および費用ヘッジに係る損失は、USDに対するAUDの下落によるが、NZDに対するAUDの上昇に起因する利益により一部相殺された。
- ・ 2024年3月半期における収益および費用ヘッジに係る利益は、主にNZDに対するAUDの上昇による。

その他

その他の収入は、以下により3,200万ドル(12%)増加した。

- ・ 以下によるグループ・センター部門での1,600万ドルの増加。
 - ・ 当グループの他の部門での不利な為替換算差額を相殺した外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現益の4,500万ドルの増加。
 - ・ 2024年3月半期のAMMBホールディングスBerhad(「AmBank」)に対する投資の処分に係る損失による2,100万ドルの増加。
 - ・ AmBankの処分に伴う持分法利益の損失(6,500万ドル)に牽引された関連会社投資の持分利益/(損失)の4,200万ドルの減少。これは、P.T.バンク・パン・インドネシア(「Panin」)における増加(2,300万ドル)により一部相殺された。
 - ・ 主にトランザクション・バンキング、コーポレート・ファイナンスおよびセントラル・ファンクションでの為替関連利益の増加に牽引された、法人部門(マーケット事業部門を除く。)における1,400万ドルの増加。
 - ・ サンコープ・バンク買収の影響による900万ドルの増加。
- ・ **2025年3月半期と2024年9月半期の比較**

その他営業収入は7,900万ドル(4%)増加した。サンコープ・バンクを除くと、その他営業収入は5,200万ドル(2%)増加した。その業績に影響を及ぼした主な要因は以下のとおりである。

手数料およびコミッション収益(純額)

手数料およびコミッション収益(純額)は、以下により1億ドル(11%)減少した。

- ・ クレジットカード・インセンティブの認識時期によるカード収入の減少に牽引されたオーストラリア・リテール部門における6,900万ドルの減少。
- ・ コーポレート・ファイナンスでの非貸付手数料の減少に牽引された法人部門(マーケット事業部門を除く。)における3,200万ドルの減少。
- ・ 手数料の季節性および非貸付手数料の減少によるカード収入の減少に牽引されたオーストラリア商業部門における1,600万ドルの減少。
- ・ 2024年9月半期中のサンコープ・バンク買収の影響による1,500万ドルの増加。

マーケットの収入

マーケットの収入は、純利息収益の1億4,900万ドルの増加により、1億100万ドル(10%)増加したが、その他営業収入の4,800万ドルの減少により一部相殺された。1億100万ドルの純増は、主に以下の事業活動に起因した。

- ・ 金利収入、外国為替収入およびコモディティ収入に牽引されたフランチャイズ収入の6,900万ドルの増加。この増加は、信用および資本市場収入により一部相殺された。金利収入は、ヘッジおよび金融ソリューションへの顧客需要の高まりにより増加した。外国為替収入は、ポラティリティの上昇が顧客需要を高めたことから増加した。コモディティ収入は、関税の不確実性の中、現物商品管理能力を活用し増加した。この増加は、信用スプレッドが拡大する可能性を市場参加者が考慮したため減少した信用および資本市場収入により一部相殺されたが、その減少は持続的な顧客への発行量により一部相殺された。
- ・ 投資有価証券の平均的水準および利回りの上昇に牽引されたバランスシート取引収入の5,400万ドルの増加。

- ・ 信用および資金調達スプレッドの変動による利益（ヘッジ控除後）の減少に牽引されたデリバティブ評価調整収入の2,200万ドルの減少。

経済ヘッジ

経済ヘッジは、以下により3億2,700万ドル増加した。

- ・ 2025年3月半期における経済ヘッジに係る利益は、主にAUDおよびNZDに対するUSDの上昇による資金調達関連スワップに関係したが、USD/AUDの通貨ベーススプレッドの縮小により一部相殺された。
- ・ 2024年9月半期における経済ヘッジに係る損失は、主にAUDおよびNZDに対するUSDおよびEURの下落による資金調達関連スワップに関係した。それ以外の損失は、ネット決済される固定経済ヘッジポジションに対するNZDの利回り低下の影響による。

収益および費用ヘッジ

収益および費用ヘッジは、以下により8,300万ドル減少した。

- ・ 2025年3月半期における収益および費用ヘッジに係る損失は、USDに対するAUDの下落によるが、NZDに対するAUDの上昇に起因する利益により一部相殺された。
- ・ 2024年9月半期における収益および費用ヘッジに係る利益は、主にAUDに対するUSDの下落による。

その他

その他の収入は、以下により1,700万ドル（5%）減少した。

- ・ 保険関連収入の減少によるオーストラリア・リテール部門での2,800万ドルの減少。
- ・ 2024年9月半期中のサンコープ・バンク買収の影響による900万ドルの増加。
- ・ 以下によるグループ・センター部門での200万ドルの増加。
 - ・ 当グループの他の部門での不利な為替換算差額を相殺した外貨建て収益源に対する経済ヘッジに係る実現益の増加による2,300万ドルの増加。
 - ・ Paninに対する関連会社投資の持分利益の増加による1,700万ドルの増加。
 - ・ 海外事業体の解散に伴う為替換算調整勘定のその他の包括利益から損益への振替に係る利益の増加による1,300万ドルの増加。
 - ・ 訴訟の和解に伴う余剰引当金の戻入れ及び天津銀行からの配当を含む、2024年9月半期の非経常的項目による4,600万ドルの減少。

(3) 営業費用

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(百万ドル)		
人件費	3,292	3,098	3,042
土地建物費	361	350	338
テクノロジー費	1,043	1,008	886
組織再編費用	83	94	141
その他費用	1,009	940	772
営業費用合計	5,788	5,490	5,179
フルタイム換算従業員合計（単位：人）	42,898	42,142	40,041
平均フルタイム換算従業員（単位：人）	42,379	40,589	40,168

・ 2025年3月半期と2024年3月半期の比較

営業費用は6億900万ドル（12%）増加した。サンコープ・バンクを除くと、営業費用は9,400万ドル（2%）増加した。

- ・ 人件費は、サンコープ・バンク買収の影響（2億2,900万ドル）およびインフレによる賃金への影響に牽引され、2億5,000万ドル（8%）増加した。この増加は、生産性向上イニシアチブの効果により一部相殺された。
- ・ 土地建物費は、サンコープ・バンク買収の影響（2,800万ドル）に牽引され、2,300万ドル（7%）増加した。
- ・ テクノロジー費は、サンコープ・バンク買収の影響（1億1,800万ドル）、ソフトウェア・ライセンス費用の増加およびインフレによるベンダーコストへの影響に牽引され、1億5,700万ドル（18%）増加した。これは、テクノロジーの簡素化の効果により一部相殺された。
- ・ 組織再編費用は、当グループ全体における運営上の変革の縮小に牽引され、5,800万ドル（41%）減少した。
- ・ その他費用は、取得した無形資産の8,200万ドルの償却費を含む、サンコープ・バンク買収の影響（1億4,000万ドル）および投資支出の増加に牽引され、2億3,700万ドル（31%）増加した。

・ 2025年3月半期と2024年9月半期の比較

営業費用は2億9,800万ドル（5%）増加した。サンコープ・バンクを除くと、営業費用は2,900万ドル（1%）の減少となった。

- ・ 人件費は、2024年9月半期中のサンコープ・バンク買収の影響（1億5,000万ドル）およびインフレによる賃金への影響に牽引され、1億9,400万ドル（6%）増加した。この増加は、生産性向上イニシアチブにより一部相殺された。
- ・ 土地建物費は、2024年9月半期中のサンコープ・バンク買収の影響（1,900万ドル）に牽引され、1,100万ドル（3%）増加した。
- ・ テクノロジー費は、2024年9月半期中のサンコープ・バンク買収の影響（3,300万ドル）およびインフレによるベンダーコストへの影響により、3,500万ドル（3%）増加した。これは、投資支出の季節性および生産性向上イニシアチブにより一部相殺された。
- ・ 組織再編費用は、当グループ全体における運営上の変革の縮小に牽引され、1,100万ドル（12%）減少した。
- ・ その他費用は、取得した無形資産の8,200万ドルの償却費を含む、2024年9月半期中のサンコープ・バンク買収の影響（1億2,500万ドル）に牽引され、6,900万ドル（7%）増加したが、投資支出の季節性により一部相殺された。

(4) 信用リスク

当グループのクレジット・ポートフォリオの予想信用損失に関する当グループの評価は、内部および外部の様々な情報に加え、様々な状況下でのポートフォリオの運用状況についての当グループの経験に基づく経営陣の判断および見積りに依存している。詳細については、要約中間連結財務書類の注記1を参照のこと。

貸倒引当金繰入 / (戻入)

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(百万ドル)		
一括評価貸倒引当金繰入 / (戻入)	(14)	230	32
個別評価貸倒引当金繰入 / (戻入)	157	106	38
貸倒引当金繰入 / (戻入) 合計	143	336	70

貸倒引当金繰入/(戻入)の分析

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(百万ドル)		
新規および増加した引当金(戻入控除後)			
- 一括評価	(14)	230	32
- 個別評価	299	264	201
戻入	(69)	(99)	(85)
以前償却した額の回収	(73)	(59)	(78)
貸倒引当金繰入/(戻入)合計	143	336	70

部門別貸倒引当金繰入/(戻入)

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(百万ドル)		
一括評価			
オーストラリア・リテール	16	(23)	(6)
オーストラリア商業	(9)	(1)	9
法人	11	14	43
ニュージーランド	(25)	(4)	(10)
サンコープ・バンク ⁽¹⁾	(3)	244	-
パシフィック	(2)	(2)	(4)
グループ・センター	(2)	2	-
一括評価合計	(14)	230	32
個別評価			
オーストラリア・リテール	47	51	49
オーストラリア商業	59	46	26
法人	17	(18)	(49)
ニュージーランド	21	28	14
サンコープ・バンク	14	(1)	-
パシフィック	(1)	-	(2)
グループ・センター	-	-	-
個別評価合計	157	106	38
貸倒引当金繰入/(戻入)合計	143	336	70
オーストラリア・リテール	63	28	43
オーストラリア商業	50	45	35
法人	28	(4)	(6)
ニュージーランド	(4)	24	4
サンコープ・バンク ⁽¹⁾	11	243	-
パシフィック	(3)	(2)	(6)
グループ・センター	(2)	2	-

注：(1) 2024年9月半期の正常債権に関して認識された2億4,400万ドルの貸倒引当金繰入が含まれている。

	一括評価				個別評価			
	ステージ	ステージ	ステージ	合計	ステージ3 -	ステージ3 -	合計	合計
	1	2	3		新規および	回収および		
					増加	戻入		
2025年3月半期	(百万ドル)							
オーストラリア・リテール	(14)	(3)	33	16	98	(51)	47	63
オーストラリア商業	(34)	22	3	(9)	93	(34)	59	50
法人	(42)	45	8	11	51	(34)	17	28
ニュージーランド	(10)	(19)	4	(25)	38	(17)	21	(4)
サンコープ・バンク	(9)	3	3	(3)	18	(4)	14	11
パシフィック	(1)	(2)	1	(2)	1	(2)	(1)	(3)
グループ・センター	(2)	-	-	(2)	-	-	-	(2)
合計	(112)	46	52	(14)	299	(142)	157	143
2024年9月半期								
オーストラリア・リテール	(11)	(29)	17	(23)	103	(52)	51	28
オーストラリア商業	(1)	(34)	34	(1)	80	(34)	46	45
法人	15	1	(2)	14	35	(53)	(18)	(4)
ニュージーランド	(12)	14	(6)	(4)	42	(14)	28	24
サンコープ・バンク	93	150	1	244	1	(2)	(1)	243
パシフィック	(4)	5	(3)	(2)	3	(3)	-	(2)
グループ・センター	2	-	-	2	-	-	-	2
合計	82	107	41	230	264	(158)	106	336
2024年3月半期								
オーストラリア・リテール	13	(42)	23	(6)	91	(42)	49	43
オーストラリア商業	10	(9)	8	9	58	(32)	26	35
法人	-	9	34	43	21	(70)	(49)	(6)
ニュージーランド	11	(30)	9	(10)	30	(16)	14	4
サンコープ・バンク	-	-	-	-	-	-	-	-
パシフィック	2	(2)	(4)	(4)	1	(3)	(2)	(6)
グループ・センター	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	36	(74)	70	32	201	(163)	38	70

一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)

・ 2025年3月半期と2024年3月半期の比較

2025年3月半期における1,400万ドルの一括評価貸倒引当金繰入は、深刻なシナリオのモデル化された仮定の修正およびベースケース経済予測に関する仮定のわずかな改善によるものであった。これは、特に法人部門およびオーストラリア商業部門の信用リスク・プロファイルの悪化、ポートフォリオの成長、ならびに不確実性および景気変動性の上昇に伴う経営陣による一時的調整の純増により一部相殺された。

2024年3月半期における3,200万ドルの一括評価貸倒引当金繰入は、全部門での信用リスク・プロファイルの悪化およびポートフォリオの成長によるものであったが、予想されるリスクが現在ポートフォリオ信用プロファイルに反映されているため、経営陣による一時的な調整が減少したことにより一部相殺された。

- 2025年3月半期と2024年9月半期の比較

2025年3月半期における1,400万ドルの一括評価貸倒引当金戻入は、深刻なシナリオのモデル化された仮定の修正およびベースケース経済予測に関する仮定のわずかな改善によるものであった。これは、特に法人部門およびオーストラリア商業部門の信用リスク・プロファイルの悪化、ポートフォリオの成長、ならびに不確実性および景気変動性の上昇に伴う経営陣による一時的調整の純増により一部相殺された。

2024年9月半期における2億3,000万ドルの一括評価貸倒引当金繰入は、サンコープ・バンクの買収（2億4,400万ドル）によるものであった。サンコープ・バンクを除くと、経済見通しの改善により、1,400万ドルの一括評価貸倒引当金戻入となったが、全部門での信用リスク・プロファイルの悪化およびポートフォリオの成長により一部相殺された。

個別評価貸倒引当金繰入 / (戻入)

- 2025年3月半期と2024年3月半期の比較

個別評価貸倒引当金繰入は、1億1,900万ドル増加した。これは、回収および戻入の減少ならびに単一顧客の複数のエクスポージャーに係る新規減損に起因する法人部門での増加（6,600万ドル）、SMEバンキング・ポートフォリオおよび農業ポートフォリオの減損フローに起因するオーストラリア商業部門での増加（3,300万ドル）、ならびに商業用不動産ポートフォリオの新規減損に起因するサンコープ・バンク部門での増加（1,400万ドル）によるものであった。

- 2025年3月半期と2024年9月半期の比較

個別評価貸倒引当金繰入は、5,100万ドル（48%）増加した。これは、回収および戻入の減少ならびに単一顧客の複数のエクスポージャーに係る新規減損に起因する法人部門での増加（3,500万ドル）、SMEバンキング・ポートフォリオおよび農業ポートフォリオの減損フローに起因するオーストラリア商業部門での増加（1,300万ドル）、ならびに商業用不動産ポートフォリオの新規減損に起因するサンコープ・バンク部門での増加（1,500万ドル）によるものであった。

予想信用損失引当金⁽¹⁾

	期末現在		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(百万ドル)		
一括評価予想信用損失引当金	4,280	4,247	4,046
個別評価予想信用損失引当金	364	308	325
予想信用損失引当金合計	4,644	4,555	4,371
正味貸付金および前渡金（償却原価で測定）	3,761	3,675	3,489
帳簿外のコミットメント - 未実行および条件付	852	846	849
投資有価証券 - 負債証券（償却原価で測定）	31	34	33
予想信用損失引当金合計	4,644	4,555	4,371

部門別予想信用損失引当金⁽¹⁾

	期末現在		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
一括評価	(百万ドル)		
オーストラリア・リテール	942	925	948
オーストラリア商業	1,040	1,049	1,050
法人	1,491	1,438	1,458
ニュージーランド	507	539	542
サンコープ・バンク	254	248	-
パシフィック	45	45	48
グループ・センター	1	3	-
一括評価合計	4,280	4,247	4,046
個別評価			
オーストラリア・リテール	52	54	61
オーストラリア商業	139	133	121
法人	96	58	88
ニュージーランド	52	51	38
サンコープ・バンク	14	-	-
パシフィック	11	12	17
グループ・センター	-	-	-
個別評価合計	364	308	325
予想信用損失引当金			
オーストラリア・リテール	994	979	1,009
オーストラリア商業	1,179	1,182	1,171
法人	1,587	1,496	1,546
ニュージーランド	559	590	580
サンコープ・バンク	268	248	-
パシフィック	56	57	65
グループ・センター	1	3	-
予想信用損失引当金合計	4,644	4,555	4,371

注：(1) 償却原価で測定される正味貸付金および前渡金、投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、帳簿外のコミットメント - 未実行与信枠および条件付与信枠の予想信用損失引当金を含む。投資有価証券 - その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券の予想信用損失引当金は、その他の包括利益に認識され、対応する費用は損益に認識される。

2025年3月半期末現在

	一括評価				個別評価	
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ3	合計
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテール	108	597	237	942	52	994
オーストラリア商業	385	511	144	1,040	139	1,179
法人	1,179	263	49	1,491	96	1,587
ニュージーランド	124	307	76	507	52	559
サンコープ・バンク	84	153	17	254	14	268
パシフィック	17	22	6	45	11	56
グループ・センター	-	1	-	1	-	1
合計	1,897	1,854	529	4,280	364	4,644

2024年9月半期末現在

	一括評価				個別評価	
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ3	合計
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテール	121	600	204	925	54	979
オーストラリア商業	418	489	142	1,049	133	1,182
法人	1,180	217	41	1,438	58	1,496
ニュージーランド	137	329	73	539	51	590
サンコープ・バンク	92	150	6	248	-	248
パシフィック	18	23	4	45	12	57
グループ・センター	2	1	-	3	-	3
合計	1,968	1,809	470	4,247	308	4,555

2024年3月半期末現在

	一括評価				個別評価	
	ステージ1	ステージ2	ステージ3	合計	ステージ3	合計
	(百万ドル)					
オーストラリア・リテール	131	631	186	948	61	1,009
オーストラリア商業	420	522	108	1,050	121	1,171
法人	1,197	218	43	1,458	88	1,546
ニュージーランド	148	315	79	542	38	580
サンコープ・バンク	-	-	-	-	-	-
パシフィック	22	19	7	48	17	65
グループ・センター	-	-	-	-	-	-
合計	1,918	1,705	423	4,046	325	4,371

・ 2025年3月半期と2024年3月半期の比較

予想信用損失引当金は、一括評価予想信用損失引当金の2億3,400万ドルの増加および個別評価予想信用損失引当金の3,900万ドルの増加により、2億7,300万ドル(6%)増加した。一括評価予想信用損失引当金の増加は、サンコープ・バンクに関する追加の予想信用損失引当金(2億5,400万ドル)、全部門での信用リスク・プロファイルの悪化(1億5,300万ドル)、ポートフォリオの成長(4,500万ドル)、不確実性および景気変動性の上昇に伴う経営陣による一時的調整の純増(2,000万ドル)、ならびに為替換算の影響(500万ドル)に牽引された。これは、深刻なシナリオのモデル化された仮定の修正およびベースケース経済予測に関する仮定のわずかな改善に起因する経済見通しの改善(2億4,300万ドル)により一部相殺された。個別評価予想信用損失引当金の増加は、SMEバンキング・ポートフォリオの減損の増加に起因するオーストラリア商業部門での増加(1,800万ドル)、ビジネスおよび農業ポートフォリオの減損フローの増加に起因するニュージーランド部門での増加(1,400万ドル)、商業用不動産ポートフォリオの新規減損に起因するサンコープ・バンク部門での増加(1,400万ドル)、ならびに新規減損の増加および戻入の減少に起因する法人部門での増加(800万ドル)に牽引された。

・ 2025年3月半期と2024年9月半期の比較

予想信用損失引当金は、一括評価予想信用損失引当金の3,300万ドルの増加および個別評価予想信用損失引当金の5,600万ドルの増加により、8,900万ドル（2%）増加した。一括評価予想信用損失引当金の増加は、法人部門およびオーストラリア商業部門での信用リスク・プロファイルの悪化（5,000万ドル）、為替換算による影響（4,700万ドル）、ポートフォリオの成長（1,700万ドル）、ならびに不確実性および景気変動性の上昇に伴う経営陣による一時的調整の純増（1,400万ドル）に牽引された。これは、深刻なシナリオのモデル化された仮定の修正（7,200万ドル）およびベースケース経済予測に関する仮定のわずかな改善（2,300万ドル）により一部相殺された。個別評価予想信用損失引当金の増加は、新規減損の増加および戻入の減少に起因する法人部門での増加（3,800万ドル）、ならびに商業用不動産ポートフォリオの新規減損に起因するサンコープ・バンク部門での増加（1,400万ドル）に牽引された。

減損資産総額

	期末現在		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
減損資産総額	(百万ドル)		
減損貸付金 ⁽¹⁾	1,020	881	880
条件緩和債権 ⁽²⁾	1,152	786	589
不良資産を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブ ⁽¹⁾	80	26	49
減損資産総額	2,252	1,693	1,518
部門別減損資産総額			
オーストラリア・リテール	1,204	870	669
オーストラリア商業 法人	386	291	261
ニュージーランド	319	284	437
サンコープ・バンク	195	158	119
パシフィック	123	66	-
パシフィック	25	24	32
減損資産総額	2,252	1,693	1,518
エクスポージャーの規模別減損資産総額			
1,000万ドル未満	1,763	1,422	1,095
1,000万ドル以上1億ドル以下	489	271	262
1億ドル超	-	-	161
減損資産総額	2,252	1,693	1,518
個別評価引当金			
減損貸付金	(346)	(303)	(320)
不良資産を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブ	(18)	(5)	(5)
減損資産純額	1,888	1,385	1,193

注：(1) 減損貸付金ならびに不良資産を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブは、90日以上延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるホールセール・エクスポージャーおよびリテール・エクスポージャーからなる、ステージ3の予想信用損失について一括評価されたエクスポージャーを含んでいない。

(2) 条件緩和債権とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティをいい、ステージ3の予想信用損失について一括評価される。条件緩和は、利息、元本またはその他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新ファシリティに対して一般的に提供される満期の実質的延長からなる。条件緩和に際し、一定の条件が満たされる場合には、支払延滞となったエクスポージャーの時効が再設定される可能性がある。

・ 2025年3月半期と2024年3月半期の比較

減損資産総額は、7億3,400万ドル（48%）増加した。これは、条件緩和住宅ローンの与信枠に起因するオーストラリア・リテール部門での増加（5億3,500万ドル）、ポートフォリオの悪化に起因するオーストラリア商業部門での増加（1億2,500万ドル）およびニュージーランド部門での増加（7,600万ドル）、ならびにサンコープ・バンクの買収（1億2,300万ドル）によるものであった。これは、単一顧客の複数のエクスポージャーの格上げに起因する法人部門での減少（1億1,800万ドル）により一部相殺された。

・ 2025年3月半期と2024年9月半期の比較

減損資産総額は、5億5,900万ドル（33%）増加した。これは、条件緩和住宅ローンの与信枠に起因するオーストラリア・リテール部門での増加（3億3,400万ドル）、農業ポートフォリオの単一顧客の新規減損に起因するオーストラリア商業部門での増加（9,500万ドル）、商業用不動産ポートフォリオの新規減損に起因するサンコープ・バンク部門での増加（5,700万ドル）、すべてのポートフォリオにわたる信用悪化に起因するニュージーランド部門での増加（3,700万ドル）、および単一顧客の複数のエクスポージャーの格下げに起因する法人部門での増加（3,500万ドル）によるものであった。

当グループの減損資産に対する個別評価引当金のカバレッジ比率は、2025年3月31日現在で16.2%（2024年9月30日現在で18.2%、2024年3月31日現在で21.4%）であった。

新規減損資産

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
新規減損資産	(百万ドル)		
減損貸付金 ⁽¹⁾	621	498	359
条件緩和債権 ⁽²⁾	554	330	269
不良資産を裏付けとする契約債務、偶発債務およびデリバティブ ⁽¹⁾	79	31	2
新規減損資産合計	1,254	859	630
部門別新規減損資産			
オーストラリア・リテール	654	454	323
オーストラリア商業 法人	223	132	122
ニュージーランド	154	141	98
サンコープ・バンク	140	119	84
パシフィック	78	2	-
パシフィック	5	11	3
新規減損資産合計	1,254	859	630

注：(1) 減損貸付金ならびに不良資産を裏付けとする契約債務および偶発債務は、90日以上延滞している無担保リテール・エクスポージャーおよび不履行が発生しているが十分な担保を供されるエクスポージャーからなる、ステージ3の予想信用損失について一括評価されたエクスポージャーを含んでいない。

(2) 条件緩和債権とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティをいい、ステージ3の予想信用損失について一括評価される。条件緩和は、利息、元本またはその他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新ファシリティに対して一般的に提供される満期の実質的延長からなる。条件緩和に際し、一定の条件が満たされる場合には、支払延滞となったエクスポージャーの時効が再設定される可能性がある。

- 2025年3月半期と2024年3月半期の比較

新規減損資産は、6億2,400万ドル（99%）増加した。これは、条件緩和住宅ローンの与信枠からの新規減損フローの増加に起因するオーストラリア・リテール部門での増加（3億3,100万ドル）、農業ポートフォリオの単一顧客の新規減損に起因するオーストラリア商業部門での増加（1億100万ドル）、商業用不動産ポートフォリオの新規減損に起因するサンコープ・バンク部門での増加（7,800万ドル）、単一顧客の複数のエクスポージャーの格下げに起因する法人部門での増加（5,600万ドル）、ならびにすべてのポートフォリオにわたる信用悪化に起因するニュージーランド部門での増加（5,600万ドル）によるものであった。

- 2025年3月半期と2024年9月半期の比較

新規減損資産は、3億9,500万ドル（46%）増加した。これは、条件緩和住宅ローンの与信枠からの新規減損フローの増加に起因するオーストラリア・リテール部門での増加（2億ドル）、農業ポートフォリオの単一顧客の新規減損に起因するオーストラリア商業部門での増加（9,100万ドル）、商業用不動産ポートフォリオの新規減損に起因するサンコープ・バンク部門での増加（7,600万ドル）、すべてのポートフォリオにわたる信用悪化に起因するニュージーランド部門での増加（2,100万ドル）、ならびに単一顧客の複数のエクスポージャーの格下げに起因する法人部門での増加（1,300万ドル）によるものであった。

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金の期間分析

	期末現在		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(百万ドル)		
1～29日	8,176	7,746	6,927
30～59日	2,509	2,095	2,337
60～89日	1,281	1,368	1,234
90日以上	4,556	4,173	3,490
合計	16,522	15,382	13,988

- 2025年3月半期と2024年3月半期の比較

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金は、25億3,400万ドル（18%）増加した。これは、サンコープ・バンク買収の影響（18億5,800万ドル）、ならびに住宅ローンポートフォリオにおけるオーストラリア・リテール部門での増加（5億8,500万ドル）およびニュージーランド部門での増加（2億7,300万ドル）に牽引されたすべての期間区分における増加によるものであった。

- 2025年3月半期と2024年9月半期の比較

延滞しているが減損していない正味貸付金および前渡金は、11億4,000万ドル（7%）増加した。これは、住宅ローンポートフォリオにおけるオーストラリア・リテール部門での増加（4億7,200万ドル）およびニュージーランド部門での増加（8,800万ドル）に牽引された1～29日、30～59日および90日以上の期間区分における増加によるものであった。

(5) 法人税

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(百万ドル)		
法人税	1,538	1,381	1,435
実行税率	29.5%	30.4%	29.3%
オーストラリア法人税率	30.0%	30.0%	30.0%

- 2025年3月半期と2024年3月半期の比較

実効税率は、29.3%から29.5%へと増加した。20ベース・ポイントの増加は、持分法利益の減少（29ベース・ポイント）、より低い税率が適用されるオフショア利益の相対的寄与の減少（17ベース・ポイント）およびその他様々な少額項目（29ベース・ポイント）によるものであった。これは、海外配当金に対する源泉徴収税の減少（22ベース・ポイント）、転換型金融商品に対する損金不算入利息の減少（20ベース・ポイント）および過年度損益修正の減少（13ベース・ポイント）により一部相殺された。

- 2025年3月半期と2024年9月半期の比較

実効税率は、30.4%から29.5%に減少した。90ベース・ポイントの減少は、転換型金融商品に対する損金不算入利息の減少（21ベース・ポイント）、過年度損益修正の減少（18ベース・ポイント）、海外配当金に対する源泉徴収税の減少（12ベース・ポイント）、より低い税率が適用されるオフショア利益の相対的寄与の増加（5ベース・ポイント）、持分法利益の増加（4ベース・ポイント）およびその他様々な少額項目（30ベース・ポイント）によるものであった。

E. 要約連結貸借対照表情報

	期末現在		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(十億ドル)		
資産			
現金および現金同等物 / ANZの未収決済残高 / 支払担保	212.5	166.5	149.7
売買目的資産および投資有価証券	200.8	186.0	160.0
デリバティブ金融商品	49.6	54.4	47.5
正味貸付金および前渡金	820.9	804.0	715.8
その他 ⁽¹⁾	19.2	18.7	17.1
資産合計	1,303.0	1,229.6	1,090.1
負債			
ANZの未払決済残高 / 受取担保	26.2	22.8	22.4
預金およびその他の借入金	973.6	905.2	807.2
デリバティブ金融商品	44.3	55.3	42.7
発行済社債	169.6	156.4	127.1
その他 ⁽²⁾	18.6	21.1	20.5
負債合計	1,232.3	1,160.8	1,019.9
株主資本合計	70.7	68.8	70.2

注：(1) 資産合計に含まれるその他は、要約連結財務書類の要約連結貸借対照表に表示されている規制上の預け金、関連会社に対する投資、当期税金資産、繰延税金資産、のれんおよびその他の無形資産、土地建物および設備機器、その他資産からなる。

(2) 負債合計に含まれるその他は、要約連結財務書類の要約連結貸借対照表に表示されている当期税金負債、繰延税金負債、支払債務およびその他の負債、従業員受給権、その他引当金からなる。

- 2025年3月半期と2024年3月半期の比較

- 現金 / ANZの未収決済残高 / 支払担保は628億ドル（42%）増加した。この増加は、短期売戻条件付契約の増加、中央銀行預け金の増加、翌日物銀行間預金の増加、ANZの未収決済残高の増加、支払担保の増加および為替換算の影響によるものであった。
- 売買目的資産および投資有価証券は、国債、準国債およびトレジャリー・ビルの増加、サンコープ・バンク買収の影響、コモディティ資産の増加、ならびに為替換算の影響により、408億ドル（26%）増加した。
- 正味貸付金および前渡金は1,051億ドル（15%）増加した。これは、サンコープ・バンク買収の影響、住宅ローンの成長、企業向け融資の増加および為替換算の影響によるものであった。
- 預金およびその他の借入金金は1,664億ドル（21%）増加した。これは、サンコープ・バンク買収の影響、顧客預金の増加、銀行からの預け金および買戻条件付契約の増加、コマーシャル・ペーパーの増加、ならびに為替換算の影響によるものであった。
- 発行済社債は、425億ドル（33%）増加した。これは、優先債務および劣後債務の新規発行ならびにサンコープ・バンク買収の影響によるものであったが、ANZキャピタルノート5の償還により一部相殺された。

・ 2025年3月半期と2024年9月半期の比較

- ・ 現金 / ANZの未収決済残高 / 支払担保は460億ドル（28％）増加した。この増加は、中央銀行預け金の増加、短期売戻条件付契約の増加および為替換算の影響によるものであったが、翌日物銀行間預金の減少により一部相殺された。
- ・ 売買目的資産および投資有価証券は、国債、準国債およびトレジャリー・ビルの増加、ならびに為替換算の影響により、148億ドル（8％）増加した。
- ・ デリバティブ金融資産および負債は、それぞれ48億ドル（9％）および110億ドル（20％）減少した。これは、市場の変動、主にUSDの上昇および主要通貨全般にわたる金利低下によるものであった。
- ・ 正味貸付金および前渡金は169億ドル（2％）増加した。この増加は、住宅ローンの成長および為替換算の影響によるものであった。
- ・ 預金およびその他の借入金684億ドル（8％）増加した。この増加は、顧客預金の増加、コマーシャル・ペーパー、銀行からの預け金および買戻条件付契約の増加、ならびに為替換算の影響によるものであった。これは、譲渡性預金の減少により一部相殺された。
- ・ 発行済社債は、優先債務および劣後債務の新規発行、ならびに為替換算の影響により132億ドル（8％）増加したが、ANZキャピタルノート5の償還により一部相殺された。

[次へ](#)

F. 部門別経営成績

部門構成の詳細については、上記「第一部 企業情報 - 第2 企業の概況 - 2 事業の内容 - (4)当グループの主な活動」を参照のこと。

当グループは、営業セグメントの業績をIFRSに準拠していない指標である現金利益に基づき測定しており、現金利益は、当該セグメントが内部でどのように管理されているかを示すものである。当グループは、株主に帰属する税引後利益からいくつかの項目を除外して現金利益を計算している。調整は、将来の利益を通じて解消される期間差異を表す経済ヘッジならびに収益および費用ヘッジの影響、ならびにサンコープ・バンクの買収で認識した取得した無形資産の償却費に関連している。当該償却費は、かかる資産および関連する償却がもたら買収会計上生じたものであり、通常の事業過程では生じないものであったことから、現金利益から除外している。

現金利益を算出する際に行われた調整は法定利益に含めており、法定利益は要約連結財務書類の外部監査人のレビュー範囲においてレビューの対象となっている。現金利益は、外部監査人のレビューの対象とはなっていない。現金ベースで表示される情報は営業セグメントの財務実績の法定指標を示すものとみなされてはならず、またはそれに代わるものとみなされるべきではない。

当グループ内のセグメントにわたる部門間の取引は、独立第三者間基準で行われ、これらのセグメントの収益および費用の一部として開示される。

報告対象部門は、最高意思決定者である最高経営責任者に提供された内部報告と一致している。

	オーストラ リア・リ テール	オーストラ リア商業	法人	ニュージー ランド	サンコー プ・バンク	パシフィッ ク	グループ・ センター	グループ 合計
2025年3月半期								
	(百万ドル)							
純利息収益	2,592	1,589	2,033	1,589	823	55	157	8,838
受取手数料純額	215	138	333	193	21	7	(14)	893
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽⁴⁾	54	15	1,053	-	9	37	70	1,238
営業収入 ⁽⁴⁾	2,861	1,742	3,419	1,782	853	99	213	10,969
営業費用 ⁽³⁾⁽⁴⁾	(1,781)	(755)	(1,461)	(685)	(433)	(74)	(517)	(5,706)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前現金利益 ⁽⁴⁾	1,080	987	1,958	1,097	420	25	(304)	5,263
貸倒引当金(繰入)/戻入	(63)	(50)	(28)	4	(11)	3	2	(143)
税引前現金利益 ⁽⁴⁾	1,017	937	1,930	1,101	409	28	(302)	5,120
法人税費用 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾	(312)	(282)	(550)	(309)	(123)	(7)	73	(1,510)
非支配持分	-	-	-	-	-	(1)	(20)	(21)
現金利益/(損失)⁽⁴⁾	705	655	1,380	792	286	20	(249)	3,589
経済ヘッジ ⁽¹⁾⁽⁴⁾								167
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾⁽⁴⁾								(36)
取得した無形資産の償却費 ⁽³⁾⁽⁴⁾								(57)
株主に帰属する税引後利益								3,663
財政状態								
外部資産合計	343,706	66,327	618,958	127,467	88,785	3,365	54,363	1,302,971
外部負債合計	187,342	124,811	493,342	122,408	82,483	3,848	218,025	1,232,259

注：(1) 経済ヘッジに関する現金利益の調整は、法人部門、ニュージーランド部門、サンコープ・バンク部門およびグループ・センター部門に関係する。要約連結損益計算書では、2025年3月半期に2億3,600万ドルの利益がその他営業収入に認識され、また2025年3月半期に6,900万ドルの法人税費用が認識された。

(2) 収益および費用ヘッジについての現金利益の調整は、グループ・センター部門に関係する。要約連結損益計算書では、2025年3月半期に5,200万ドルの損失がその他営業収入に認識され、また2025年3月半期に1,600万ドルの法人税ベネフィットが認識された。

(3) 取得した無形資産の償却費の現金利益の調整は、サンコープ・バンク部門に関係する。要約連結損益計算書では、2025年3月半期に8,200万ドルが営業費用に認識され、また2025年3月半期に2,500万ドルの法人税ベネフィットが認識された。

(4) 当面の事業セグメントの業績において重要でないと思われる項目は、事業セグメントに含めていない。そのように算出した事業セグメント別の利益(現金利益という。)はセグメントの内部管理の実態を示すものであり、IFRSに準拠した基準ではない。

	オーストラ リア・リ テール	オーストラ リア商業	法人	ニュージー ランド	サンコー プ・バンク	パシフィッ ク	グループ・ センター	グループ 合計
2024年9月半期	(百万ドル)							
純利息収益	2,615	1,584	1,859	1,571	251	60	197	8,137
受取手数料純額	284	154	372	192	6	6	(13)	1,001
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	79	19	1,089	(1)	-	41	68	1,295
営業収入 ⁽³⁾	2,978	1,757	3,320	1,762	257	107	252	10,433
営業費用	(1,781)	(744)	(1,431)	(699)	(188)	(68)	(579)	(5,490)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前現金利益 ⁽³⁾	1,197	1,013	1,889	1,063	69	39	(327)	4,943
貸倒引当金(繰入)/戻入	(28)	(45)	4	(24)	(243)	2	(2)	(336)
税引前現金利益 ⁽³⁾	1,169	968	1,893	1,039	(174)	41	(329)	4,607
法人税費用 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	(356)	(291)	(557)	(294)	52	(11)	61	(1,396)
非支配持分	-	-	-	-	-	(1)	(20)	(21)
現金利益/(損失)⁽³⁾	813	677	1,336	745	(122)	29	(288)	3,190
経済ヘッジ ⁽¹⁾⁽³⁾								(67)
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾⁽³⁾								22
取得した無形資産の償却費								-
株主に帰属する税引後利益								3,145
財政状態								
外部資産合計	335,356	65,456	574,998	127,032	87,185	3,162	36,396	1,229,585
外部負債合計	180,801	122,029	460,053	120,203	81,610	3,686	192,443	1,160,825

	オーストラ リア・リ テール	オーストラ リア商業	法人	ニュージー ランド	サンコー プ・バンク	パシフィッ ク	グループ・ センター	グループ 合計
2024年3月半期	(百万ドル)							
純利息収益	2,608	1,580	1,882	1,572	-	63	195	7,900
受取手数料純額	247	146	368	207	-	8	(13)	963
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	54	23	1,319	1	-	36	54	1,487
営業収入 ⁽³⁾	2,909	1,749	3,569	1,780	-	107	236	10,350
営業費用	(1,735)	(763)	(1,444)	(677)	-	(70)	(490)	(5,179)
貸倒引当金繰入および 法人税控除前現金利益 ⁽³⁾	1,174	986	2,125	1,103	-	37	(254)	5,171
貸倒引当金(繰入)/戻入	(43)	(35)	6	(4)	-	6	-	(70)
税引前現金利益 ⁽³⁾	1,131	951	2,131	1,099	-	43	(254)	5,101
法人税費用 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	(337)	(286)	(609)	(308)	-	(11)	59	(1,492)
非支配持分	-	-	-	-	-	(1)	(13)	(14)
現金利益/(損失)⁽³⁾	794	665	1,522	791	-	31	(208)	3,595
経済ヘッジ ⁽¹⁾⁽³⁾								(197)
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾⁽³⁾								52
取得した無形資産の償却費								-
株主に帰属する税引後利益								3,450
財政状態								
外部資産合計	325,775	64,279	513,026	124,986	-	3,195	58,877	1,090,138
外部負債合計	176,484	122,386	407,444	122,310	-	3,791	187,521	1,019,936

- 注：(1) 経済ヘッジに関する現金利益の調整は、法人部門、ニュージーランド部門、サンコープ・バンク部門およびグループ・センター部門に係る。要約連結損益計算書では、2024年9月半期に9,100万ドルの損失がその他営業収入に認識され（2024年3月半期：2億7,700万ドルの損失）、また2024年9月半期に2,400万ドルの法人税ベネフィットが認識された（2024年3月半期：8,000万ドルのベネフィット）。
- (2) 収益および費用ヘッジに関する現金利益の調整は、グループ・センター部門に係る。要約連結損益計算書では、2024年9月半期に3,100万ドルの利益がその他営業収入に認識され（2024年3月半期：7,500万ドルの利益）、また2024年9月半期に900万ドルの法人税費用が認識された（2024年3月半期：2,300万ドルの費用）。
- (3) 当面の事業セグメントの業績において重要でないと思われる項目は、事業セグメントに含めていない。そのように算出した事業セグメント別の利益（現金利益という。）はセグメントの内部管理の実態を示すものであり、IFRSに準拠した基準ではない。

(1) オーストラリア・リテール部門

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
オーストラリア・リテール部門	(百万ドル)		
純利息収益	2,592	2,615	2,608
その他営業収入	269	363	301
営業収入	2,861	2,978	2,909
営業費用	(1,781)	(1,781)	(1,735)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,080	1,197	1,174
貸倒引当金(繰入)/戻入	(63)	(28)	(43)
税引前現金利益	1,017	1,169	1,131
法人税	(312)	(356)	(337)
現金利益	705	813	794
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	340,953	332,501	322,364
その他外部資産	2,753	2,855	3,411
外部資産	343,706	335,356	325,775
顧客預金	183,357	176,813	172,312
その他外部負債	3,985	3,988	4,172
外部負債	187,342	180,801	176,484
リスク加重資産(RWA)	121,111	116,931	130,184
貸付金および前渡金総額(GLA)の平均残高 ⁽¹⁾	337,660	328,413	318,649
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽¹⁾	180,088	174,248	168,912
比率			
平均RWA利益率(%)	1.19%	1.30%	1.22%
純預貸利鞘(%)	1.84%	1.89%	1.94%
営業収入に対する営業費用(%)	62.3%	59.8%	59.6%
資産平均残高に対する営業費用(%)	1.05%	1.08%	1.08%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)	47	51	49
GLAの平均残高に対する個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合(%) ⁽²⁾	0.03%	0.03%	0.03%
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)	16	(23)	(6)
GLAの平均残高に対する一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合(%) ⁽²⁾	0.01%	(0.01%)	0.00%
減損資産総額	1,204	870	669
GLAに対する減損資産総額の割合(%)	0.35%	0.26%	0.21%
フルタイム換算従業員数合計(単位:人)	10,950	10,832	11,383

注:(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/(戻入)は、貸付金および前渡金総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント・未実行債務および偶発債務に係る。

2025年3月半期と2024年3月半期の比較

現金利益は8,900万ドル(11%)減少した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、住宅ローンの成長を要因として増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、住宅ローンの金利競争によるマージンの縮小および資金調達コスト純額の増加を要因として10ベース・ポイント減少した。これは、預金マージンの改善および複製ポートフォリオの利益の向上により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、顧客救済の増加を要因として3,200万ドル(11%)減少した。
- ・ 営業費用は、インフレの影響および戦略活動に関する追加費用を要因として4,600万ドル(3%)増加したが、これは、生産性向上イニシアチブの便益および組織再編支出の減少により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、一括評価貸倒引当金の増加を主要因として2,000万ドル(47%)増加した。

2025年3月半期と2024年9月半期の比較

現金利益は1億800万ドル(13%)減少した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、住宅ローンの成長を要因として増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、住宅ローンの金利競争によるマージンの縮小および資金調達コスト純額の増加を要因として5ベース・ポイント減少した。これは、預金マージンの改善および複製ポートフォリオの利益の向上により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、カード奨励施策の認識のタイミングおよび保険関連収入の減少を要因として9,400万ドル(26%)減少した。
- ・ 営業費用は、インフレの影響および組織再編費用の増加が生産性向上イニシアチブの便益および投資支出の季節性により相殺された結果、増減はなかった。
- ・ 貸倒引当金繰入は、一括評価貸倒引当金の増加を要因として3,500万ドル増加した。

(2) オーストラリア商業部門

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
オーストラリア商業部門	(百万ドル)		
純利息収益	1,589	1,584	1,580
その他営業収入	153	173	169
営業収入	1,742	1,757	1,749
営業費用	(755)	(744)	(763)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	987	1,013	986
貸倒引当金(繰入)/戻入	(50)	(45)	(35)
税引前現金利益	937	968	951
法人税	(282)	(291)	(286)
現金利益	655	677	665
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	65,995	65,025	63,874
その他外部資産	332	431	405
外部資産	66,327	65,456	64,279
顧客預金	119,388	116,273	116,463
その他外部負債	5,423	5,756	5,923
外部負債	124,811	122,029	122,386
リスク加重資産(RWA)	46,637	45,460	46,601
貸付金および前渡金総額(GLA)の平均残高 ⁽¹⁾	66,219	65,752	63,880
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽¹⁾	120,150	116,314	115,357
比率			
平均RWA利益率(%)	2.86%	2.94%	2.83%
純預貸利鞘(%) ⁽²⁾	2.53%	2.59%	2.60%
営業収入に対する営業費用(%)	43.3%	42.3%	43.6%
資産平均残高に対する営業費用(%)	1.20%	1.21%	1.25%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)	59	46	26
GLAの平均残高に対する個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合(%) ⁽³⁾	0.18%	0.14%	0.08%
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)	(9)	(1)	9
GLAの平均残高に対する一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合(%) ⁽³⁾	(0.03%)	(0.00%)	0.03%
減損資産総額	386	291	261
GLAに対する減損資産総額の割合(%)	0.58%	0.44%	0.40%
フルタイム換算従業員数合計(単位:人)	3,361	3,294	3,442

注:(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) オーストラリア商業部門は、保有する余剰預金によるプラスの純利息収益を生成している。したがって、2025年3月半期における601億ドルの平均預金額(2024年9月半期:570億ドル、2024年3月半期:581億ドル)は、内部経営報告の見解と一致させるため、純預貸利鞘の計算において利付資産平均残高に含めている。

(3) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/(戻入)は、貸付金および前渡金総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント・未実行債務および偶発債務に関係する。

2025年3月半期と2024年3月半期の比較

現金利益は1,000万ドル（2%）減少した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、多角的スペシャリスト事業貸付を要因として増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、金利競争による資産マージンの縮小ならびに利鞘の小さい貯蓄や定期預金へのシフトに伴う預金マージンおよび預金構成の悪化を要因として7ベース・ポイント減少した。これは、複製ポートフォリオの利益の向上および資金調達コスト純額の減少により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、貸付以外の手数料の減少を要因として1,600万ドル（9%）減少した。
- ・ 営業費用は、生産性向上イニシアチブの便益および組織再編費用の減少を要因として800万ドル（1%）減少したが、これは、インフレの影響により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、SMEバンキングおよび農業ポートフォリオの減損フローに起因する個別評価貸倒引当金繰入の増加を要因として1,500万ドル（43%）増加したが、これは、一括評価貸倒引当金の減少により一部相殺された。

2025年3月半期と2024年9月半期の比較

現金利益は2,200万ドル（3%）減少した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、多角的スペシャリスト事業貸付を要因として増加した。
- ・ 純預貸利鞘は、金利競争による資産マージンの縮小、ならびに利鞘の小さい貯蓄や定期預金へのシフトに伴う預金マージンおよび預金構成の悪化を要因として6ベース・ポイント減少した。これは、複製ポートフォリオの利益の向上および資金調達コスト純額の減少により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、貸付以外の手数料の減少を要因として2,000万ドル（12%）減少した。
- ・ 営業費用は、インフレの影響を要因として1,100万ドル（1%）増加したが、これは、生産性向上イニシアチブの便益および投資支出の認識のタイミングにより一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、SMEバンキングおよび農業ポートフォリオの減損フローに起因する個別評価貸倒引当金繰入の増加を要因として500万ドル（11%）増加したが、これは、一括評価引当金戻入の増加により一部相殺された。

(3) 法人部門

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
法人部門	(百万ドル)		
純利息収益	2,033	1,859	1,882
その他営業収入	1,386	1,461	1,687
営業収入	3,419	3,320	3,569
営業費用	(1,461)	(1,431)	(1,444)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,958	1,889	2,125
貸倒引当金(繰入)/戻入	(28)	4	6
税引前現金利益	1,930	1,893	2,131
法人税	(550)	(557)	(609)
現金利益	1,380	1,336	1,522
構成：			
トランザクション・バンキング	482	530	553
コーポレート・ファイナンス	573	604	590
マーケット	342	275	442
セントラル・ファンクション	(17)	(73)	(63)
現金利益	1,380	1,336	1,522
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	216,581	210,464	206,268
その他外部資産	402,377	364,534	306,758
外部資産	618,958	574,998	513,026
顧客預金	292,530	264,414	249,169
その他外部負債	200,812	195,639	158,275
外部負債	493,342	460,053	407,444
リスク加重資産(RWA)	178,384	166,906	171,437
貸付金および前渡金総額(GLA)の平均残高 ⁽¹⁾	225,664	211,735	207,308
預金およびその他借入金 ⁽¹⁾ の平均残高	394,567	353,479	369,517
比率			
平均RWA利益率(%)	1.55%	1.59%	1.77%
純預貸利鞘(%)	0.76%	0.74%	0.76%
純預貸利鞘(マーケット事業部を除く。)(%)	2.24%	2.36%	2.39%
営業収入に対する営業費用(%)	42.7%	43.1%	40.5%
資産平均残高に対する営業費用(%)	0.45%	0.48%	0.49%
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)	17	(18)	(49)
GLAの平均残高に対する個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合(%) ⁽²⁾	0.02%	(0.02%)	(0.05%)
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)額	11	14	43
GLAの平均残高に対する一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合(%) ⁽²⁾	0.01%	0.01%	0.04%
減損資産総額	319	284	437
GLAに対する減損資産総額の割合(%)	0.15%	0.13%	0.21%
フルタイム換算従業員数合計(単位:人)	6,460	6,272	6,310

注：(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/(戻入)は、貸付金および前渡金総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント - 未実行債務および偶発債務に係る。

2025年3月半期と2024年3月半期の比較

現金利益は1億4,200万ドル(9%)減少した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、コーポレート・ファイナンスおよびトランザクション・バンキングを要因として増加したが、これは、マーケットにより一部相殺された。
- ・ 純預貸利鞘(マーケット事業部を除く。)は、キャッシュレートの引下げの影響、平均預金額に対する平均貸付額の成長幅の大きさに起因する構成悪化の影響、および資産マージンの低下を要因として15ベース・ポイント減少した。
- ・ その他営業収入は、対外取引環境の後退を反映して3億100万ドル(18%)減少した。
- ・ 営業費用は、インフレの影響を要因として1,700万ドル(1%)増加したが、これは、生産性向上イニシアチブの便益および組織再編費用の減少により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、一括戻入および回収の減少に伴う個別評価貸倒引当金の増加ならびにいくつかの単一名義顧客の貸倒れの発生を要因として3,400万ドル増加したが、これは、一括評価引当金繰入の減少により一部相殺された。

2025年3月半期と2024年9月半期の比較

現金利益は4,400万ドル(3%)増加した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、コーポレート・ファイナンスおよびトランザクション・バンキングを要因として増加したが、これは、マーケットにより一部相殺された。
- ・ 純預貸利鞘(マーケット事業部を除く。)は、キャッシュレートの引下げの影響、平均預金額に対する平均貸付額の成長幅の大きさに起因する構成悪化の影響、および資産マージンの低下を要因として12ベース・ポイント減少した。
- ・ その他営業収入は、マーケットを主要因として7,500万ドル(5%)減少した。
- ・ 営業費用は、インフレの影響を要因として3,000万ドル(2%)増加したが、これは、生産性向上イニシアチブの便益、組織再編費用の減少および投資支出の認識のタイミングにより一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金繰入は、戻入および回収の減少に伴う個別評価貸倒引当金繰入の増加ならびにいくつかの単一名義顧客の貸倒れの発生を要因として、3,200万ドル増加した。

(4) ニュージーランド部門

以下はニュージーランド部門についてのニュージーランドドル建の表である。

豪ドル建の経営成績は、下記のニュージーランド部門についての豪ドル建の表に示す。

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
ニュージーランド部門	(百万ニュージーランドドル)		
純利息収益	1,755	1,716	1,692
その他営業収入	214	209	224
営業収入	1,969	1,925	1,916
営業費用	(759)	(763)	(729)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,210	1,162	1,187
貸倒引当金(繰入)/戻入	5	(26)	(4)
税引前現金利益	1,215	1,136	1,183
法人税	(341)	(322)	(331)
現金利益	874	814	852
構成：			
パーソナル	603	585	545
ビジネスおよび農業	273	225	305
セントラル・ファンクション	(2)	4	2
現金利益	874	814	852
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	136,454	134,399	132,608
その他外部資産	3,756	3,840	3,664
外部資産	140,210	138,239	136,272
顧客預金	113,584	109,810	108,789
その他外部負債	21,062	20,997	24,566
外部負債	134,646	130,807	133,355
リスク加重資産(RWA)	65,874	67,551	72,778
貸付金および前渡金総額(GLA)の平均残高 ⁽¹⁾	136,023	134,160	132,438
預金およびその他借入金の平均残高 ⁽¹⁾	116,653	115,566	114,514
資産運用収入純額	99	101	99
運用資産	38,861	39,663	40,514
運用資産平均残高	39,431	39,945	38,745
比率			
平均RWA利益率(%)	2.64%	2.34%	2.31%
純預貸利鞘(%)	2.60%	2.57%	2.56%
営業収入に対する営業費用(%)	38.5%	39.6%	38.0%
資産平均残高に対する営業費用(%)	1.09%	1.11%	1.08%
個別貸倒引当金繰入/(戻入)	23	31	14
GLAの平均残高に対する個別貸倒引当金繰入/(戻入)の割合(%) ⁽²⁾	0.03%	0.05%	0.02%
一括貸倒引当金繰入/(戻入)額	(28)	(5)	(10)
GLAの平均残高に対する一括貸倒引当金繰入/(戻入)の割合(%) ⁽²⁾	(0.04%)	(0.01%)	(0.02%)
減損資産総額	215	171	130
GLAに対する減損資産総額の割合(%)	0.16%	0.13%	0.10%
フルタイム換算従業員数合計(単位:人)	6,680	6,756	6,754

注：(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) 割合の基礎となる貸倒引当金繰入/(戻入)は、貸付金および前渡金総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント - 未実行債務および偶発債務に関係する。

ニュージーランド部門の経営成績および解説は豪ドル建で報告される。豪ドル建の経営成績は以下の「ニュージーランド部門についての豪ドル建の表」で示される。

2025年3月半期と2024年3月半期の比較

現金利益は2,200万ニュージーランドドル（3%）増加した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、住宅ローンの成長を要因として増加したが、これは、事業貸付および無担保貸付の減少により一部相殺された。
- ・ 純預貸利鞘は、貸付マージンの改善を要因として4ペーシス・ポイント増加したが、これは、預金マージンの悪化により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、貸付以外の手数料を要因として1,000万ニュージーランドドル（4%）減少した。
- ・ 営業費用は、インフレ圧力を要因として3,000万ニュージーランドドル（4%）増加したが、これは、生産性向上イニシアチブの便益により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金は、一括評価貸倒引当金戻入の増加を要因として9,000万ニュージーランドドル減少したが、これは、個別評価引当金繰入の増加により一部相殺された。

2025年3月半期と2024年9月半期の比較

現金利益は6,000万ニュージーランドドル（7%）増加した。

業績に影響を与えた主な要因は以下のとおりである。

- ・ 貸付高は、住宅ローンの成長を要因として増加したが、これは、事業貸付および無担保貸付の減少により相殺された。
- ・ 純預貸利鞘は、貸付マージンの改善を要因として3ペーシス・ポイント増加したが、これは、預金マージンの悪化により一部相殺された。
- ・ その他営業収入は、カード奨励施策の認識のタイミングおよび手数料の季節性を要因として500万ニュージーランドドル（2%）増加した。
- ・ 営業費用は、組織再編費用の減少、生産性向上の便益および投資支出の認識のタイミングを要因として400万ニュージーランドドル（1%）減少したが、これは、インフレの影響により一部相殺された。
- ・ 貸倒引当金は、一括評価貸倒引当金戻入の増加および個別評価貸倒引当金繰入の減少を要因として3,100万ニュージーランドドル減少した。

以下はニュージーランド部門についての豪ドル建の表である。

ニュージーランドドル建の業績は、上記のニュージーランド部門についてのニュージーランドドル建の表に示す。

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
ニュージーランド部門	(百万ドル)		
純利息収益	1,589	1,571	1,572
その他営業収入	193	191	208
営業収入	1,782	1,762	1,780
営業費用	(685)	(699)	(677)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,097	1,063	1,103
貸倒引当金(繰入)/戻入	4	(24)	(4)
税引前現金利益	1,101	1,039	1,099
法人税	(309)	(294)	(308)
現金利益	792	745	791
構成:			
パーソナル	547	535	507
ビジネスおよび農業	247	206	283
セントラル・ファンクション	(2)	4	1
現金利益	792	745	791
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	124,052	123,504	121,625
その他外部資産	3,415	3,528	3,361
外部資産	127,467	127,032	124,986
顧客預金	103,260	100,907	99,779
その他外部負債	19,148	19,296	22,531
外部負債	122,408	120,203	122,310
リスク加重資産(RWA)	59,887	62,075	66,750
貸付金および前渡金総額(GLA)の平均残高 ⁽¹⁾	123,167	122,770	123,073
預金およびその他借入金の平均残高 ⁽¹⁾	105,628	105,751	106,417
資産運用収入純額	90	93	92
運用資産	35,328	36,448	37,159
運用資産平均残高	35,704	36,553	36,005
比率			
平均RWA利益率(%)	2.64%	2.34%	2.31%
純預貸利鞘(%)	2.60%	2.57%	2.56%
営業収入に対する営業費用(%)	38.5%	39.6%	38.0%
資産平均残高に対する営業費用(%)	1.09%	1.11%	1.08%
個別貸倒引当金繰入/(戻入)	21	28	14
GLAの平均残高に対する個別貸倒引当金繰入/(戻入)額の割合(%) ⁽²⁾	0.03%	0.05%	0.02%
一括貸倒引当金繰入/(戻入)	(25)	(4)	(10)
GLAの平均残高に対する一括貸倒引当金繰入/(戻入)の割合(%) ⁽²⁾	(0.04%)	(0.01%)	(0.02%)
減損資産総額	195	158	119
GLAに対する減損資産総額の割合(%)	0.16%	0.13%	0.10%
フルタイム換算従業員数合計(単位:人)	6,680	6,756	6,754

注:(1) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(2) 割合の基礎となる貸倒引当金繰入(戻入)は、貸付金および前渡金総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント・未実行債務および偶発債務に関する。

(5) サンコープ・バンク部門

	半期		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
サンコープ・バンク部門	(百万ドル)		
純利息収益 ⁽¹⁾	823	251	-
その他営業収入	30	6	-
営業収入	853	257	-
営業費用 ⁽²⁾	(433)	(188)	-
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	420	69	-
貸倒引当金(繰入)/戻入 ⁽³⁾	(11)	(243)	-
税引前現金利益/(損失)	409	(174)	-
法人税(費用)/ベネフィット	(123)	52	-
現金利益/(損失)	286	(122)	-
貸借対照表			
正味貸付金および前渡金	71,517	70,871	-
その他外部資産 ⁽⁴⁾	17,268	16,314	-
外部資産	88,785	87,185	-
顧客預金	55,586	54,715	-
その他外部負債	26,897	26,895	-
外部負債	82,483	81,610	-
リスク加重資産(RWA)	33,280	33,422	-
貸付金および前渡金総額(GLA)の平均残高 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾	71,327	23,832	-
預金およびその他の借入金の平均残高 ⁽⁵⁾⁽⁶⁾	62,837	20,976	-
比率			
平均RWA利益率(%)	1.72%	(2.21%)	該当なし
純預貸利鞘(%)	2.12%	1.93%	該当なし
営業収入に対する営業費用(%)	50.8%	73.2%	該当なし
資産平均残高に対する営業費用(%)	1.00%	1.30%	該当なし
個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)	14	(1)	-
GLAの平均残高に対する個別評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合(%) ⁽⁷⁾	0.04%	(0.01%)	該当なし
一括評価貸倒引当金繰入/(戻入) ⁽³⁾	(3)	244	-
GLAの平均残高に対する一括評価貸倒引当金繰入/(戻入)の割合(%) ⁽³⁾⁽⁷⁾	(0.01%)	2.05%	該当なし
減損資産総額	123	66	-
GLAに対する減損資産総額の割合(%)	0.17%	0.09%	該当なし
フルタイム換算従業員数合計(単位:人)	2,791	2,798	-

注:(1) 2024年9月半期は、貸付金および前渡金、預金ならびに発行済社債について基礎となる金融資産および金融負債の残存期間にわたって認識された買収関連の公正価値調整の組戻しによる5,000万ドルを含む。

(2) 2024年9月半期は、当グループのソフトウェア資産計上方針に則った加速償却費3,600万ドルを含む。

(3) 2024年9月半期は、サンコープ・バンクの正常な貸付金および前渡金について認識された信用減損費用2億4,400万ドルを含む。

(4) 2025年3月末ののれんの暫定価値12億500万ドル(2024年9月末:14億200万ドル)を含む。

(5) 平均残高は、主に日次平均を用いて計算される。

(6) 2024年9月半期は、買収日から2か月間の残高に基づく。

(7) 割合計算に用いた貸倒引当金繰入/(戻入)は、貸付金および前渡金総額ならびにオフ・バランスシートのコミットメント・未実行債務および偶発債務に関係する。

[前へ](#) [次へ](#)

G. 流動性および資本資源

(1) 流動性リスク

流動性リスクは、当グループが預金者への払戻またはホールセール債券の償還を含む、期限の到来した支払義務を果たせない、あるいは、資産の増加に対して資金を調達する能力が当グループに不足するリスクである。キャッシュフローのタイミングの不一致および関連する流動性リスクは、すべての銀行業務に内在するものであり、当グループは注意深く監視し、ANZBGLの取締役会が設定したリスク選好に従って管理している。

当グループの流動性リスク管理への取り組みは、2つの主要要素を含む。

・ 資金調達源のシナリオのモデル化

当グループの流動性リスク選好は、ANZBGLの取締役会が義務付けた一連の規制上の要件および内部の流動性指標を満たす能力と定義される。指標は、異なるデューレーションおよび深刻度の様々なシナリオに渡る。この枠組みの目的は以下のとおりである。

- ・ より短期で極端な市場の混乱およびストレスに対して保護を提供すること
- ・ 適切な額の長期資産の調達をより長期の資金調達にすることで、貸借対照表の構造的な強さを維持すること
- ・ 当グループの資金調達プロファイルに過度の時期の集中が存在しないことを確保すること

この枠組みの主要な要素は、深刻な短期の流動性ストレス・シナリオである流動性カバレッジ比率（「LCR」）およびより長期の構造的な流動性指標である正味安定資金調達比率（どちらもAPRAを含む銀行規制当局により要件化されている。）である。

・ 流動資産

当グループは、深刻なストレス下の環境における当グループの流動性ポジションを保護し、かつ規制上の要件を満たすため、高品質な、処分に制約のない流動資産のポートフォリオを保有している。高品質な流動資産は、バーゼル3 LCRと整合的な定義による3つのカテゴリーからなる。

- ・ 最も高品質な流動資産（「HQLA1」）：現金、同日に流動性を提供する中央銀行との買戻し契約に適格な、信用の質が最も高い政府、中央銀行または公的部門証券
- ・ 高品質な流動資産（「HQLA2」）：同日に流動性を提供する中央銀行との買戻し契約に適格な、信用の質の高い政府、中央銀行または公的部門証券、質の高い企業債務証券および質の高いカバード・ボンド
- ・ 代替流動資産（「ALA」）：ニュージーランド準備銀行（「RBNZ」）により列挙されたその他の適格証券

当グループは、流動資産ポートフォリオの規模および構成が規制上の要件およびANZBGLの取締役会が定めたリスク選好に沿っているよう、継続的に監視および管理している。

ディスカウント後の市場価額

	半期平均 ⁽¹⁾		
	2025年 3月	2024年 9月	2024年 3月
	(十億ドル)		
HQLA1	287.0	250.6	268.2
HQLA2	15.4	12.9	11.6
代替流動資産 ⁽²⁾	3.6	2.7	1.9
流動資産合計	306.0	266.2	281.7
ストレス・シナリオに基づいてモデル化されたキャッシュフロー			
キャッシュ・アウトフロー	294.7	255.1	262.8
キャッシュ・インフロー	63.1	53.4	51.9
正味キャッシュ・アウトフロー	231.6	201.7	210.9
流動性カバレッジ比率⁽³⁾⁽⁴⁾	132%	132%	134%

注：(1) APRA健全性基準（APS第210号「流動性」）で規定され、APS第330号の要件に沿った半期平均ベース。

(2) RBNZの「流動性方針 - 別表：流動資産 - 健全性監督局文書BS13A12」で定義されている流動資産からなる。

(3) すべての通貨のレベル2のLCR。

(4) LCRはこれらの期間を通して規制上の最低閾値を上回っていた。

2025年3月年半期中、主に正味キャッシュ・アウトフローに寄与するものは、当グループのコーポレートおよびリテールの預金ポートフォリオに関連するモデル化されたアウトフローであったが、返済期限が到来する貸付からのインフローにより相殺された。デリバティブに関連するキャッシュ・アウトフローは重要であるものの、これらはデリバティブのキャッシュ・インフローにより効果的に相殺された。

2025年3月半期中の流動資産合計は、正味アウトフローを平均で710億ドル超過した。流動資産ポートフォリオは、主にHQLAである有価証券および現金で構成されている。

(2) 資金調達

当グループは、投資家種別、満期、調達市場および通貨ごとに過度な集中を避け、分散化した資金調達基盤を目標とする。2025年3月半期において、当グループは、218億ドルの期限付ホールセール資金調達（短期非劣後債務（12か月から18か月満期など）を除く。）を発行した。下表は当グループの負債および株主資本の合計の構成を示す。

	期末現在		
	2025年 3月	2024年 9月	2024年 3月
	(十億ドル)		
ホールセール資金調達商品⁽¹⁾			
非劣後債務	126.7	116.7	90.8
劣後債 ⁽²⁾	42.9	39.7	36.3
期限付債務商品合計	169.6	156.4	127.1
中央銀行のターム資金供給 ⁽³⁾	2.0	2.5	11.5
コマーシャル・ペーパー	62.1	47.8	45.2
譲渡性預金	39.6	42.2	39.1
ホールセール資金調達商品合計	273.3	248.9	222.9
顧客預金	757.8	716.6	641.3
その他の負債	201.2	195.4	155.6
株主資本	70.7	68.8	70.2
負債および株主資本合計	1,303.0	1,229.7	1,090.0

注：(1) サンコープ・バンクの買収による2025年3月半期および2024年9月半期のホールセール資金調達を含む。

(4) RBNZの要件に基づくTier 2 資本を構成するがAPRAのTier 2 要件を満たさない、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドが発行した劣後債、および2024年9月半期にANZホールディングス（ニュージーランド）リミテッドが発行した80億米ドルの永久劣後債を含む。

(5) 2024年9月半期に全額償還されたRBA TFF（2024年9月末現在：ゼロ、2024年3月末現在：81億ドル）、RBNZ FLPの18億ドル（2024年9月末現在：23億ドル、2024年3月末現在：32億ドル）およびTLFの2億ドル（2024年9月末現在：2億ドル、2024年3月末現在：3億ドル）を含む。

正味安定資金調達比率

下表はレベル2のNSFR（正味安定資金調達比率）の構成を示す。

	期末現在		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(十億ドル)		
所要安定調達額⁽¹⁾			
リテールおよび中小企業、コーポレート貸付（RSF掛目65% ⁽²⁾ ）	266.3	261.1	218.3
リテールおよび中小企業、コーポレート貸付（RSF掛目85% ⁽²⁾ ）	231.1	221.4	206.1
その他貸付 ⁽³⁾	58.7	58.4	56.2
流動資産	20.7	17.9	15.1
その他資産 ⁽⁴⁾	53.7	48.4	46.8
所要安定調達額合計	630.5	607.2	542.5
利用可能な安定調達⁽¹⁾			
リテールおよび中小企業顧客の預金	364.8	357.0	308.9
法人、公共事業体および運営上の預金	143.4	133.9	128.5
中央銀行およびその他の金融機関の預金	6.7	6.9	6.4
有期資金調達 ⁽⁵⁾	100.4	94.2	81.5
短期資金調達およびその他の債務	14.5	10.5	12.4
自己資本	107.6	102.3	102.7
利用可能な安定調達額合計	737.4	704.8	640.4
正味安定調達比率⁽⁶⁾	117%	116%	118%

注：(1) APRA健全性基準のAPS第210号「流動性」の規定に従ったNSFRにより調整された残高。

(2) APRA健全性基準のAPS第112号「自己資本充実：信用リスクに対する標準的手法」の規定に従ったリスク加重。

(3) 金融機関および中央銀行への貸付ならびに不良債権を裏付けとする貸付を含む。

(4) オフバランスシート項目、正味デリバティブおよびその他の資産を含む。

(5) RBAおよびRBNZの資金供給ファシリティ（TFF、FLPおよびTLF）の引出しによる残高を含む。

(6) 規制上の最低正味安定資金調達比率は100%である。

2025年3月31日現在の利用可能な安定資金調達額（「ASF」）の主な供給源は、ASF合計の48%（2024年9月末現在：48%、2024年3月末現在：48%）がリテールおよび中小企業顧客預金、28%（2024年9月末現在：28%、2024年3月末現在：28%）がその他のホールセール資金調達、16%（2024年9月末現在：16%、2024年3月末現在：16%）が自己資本であった。

2025年3月31日現在の所要安定資金調達額（「RSF」）の大半は、RSF合計の49%（2024年9月末現在：49%、2024年3月末現在：50%）がモーゲージおよび29%（2024年9月末現在：29%、2024年3月末現在：32%）が非金融機関の顧客に対するその他貸付によるものであった。

これらの資金は、当グループの2024年9月30日現在の年次財務書類に記載のとおり、当グループの事業戦略およびリスク選好と整合し、かつ、適用ある規制上の要件に従った方法により、当グループが配分し一般事業目的のために使用する。

(3) 自己資本管理

適格資本	期末現在		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
Tier 1			
株主資本および非支配持分	70,712	68,760	70,202
株主資本への適正資本調整	(601)	(721)	(648)
普通株式等Tier 1 総資本	70,111	68,039	69,554
控除	(14,882)	(13,570)	(11,142)
普通株式等Tier 1 資本	55,229	54,469	58,412
その他Tier 1 資本	7,443	8,207	8,297
Tier 1 資本	62,672	62,676	66,709
Tier 2 資本	32,831	29,189	28,223
適格資本合計	95,503	91,865	94,932
自己資本比率（レベル2）			
普通株式等Tier 1	11.8%	12.2%	13.5%
Tier 1	13.4%	14.0%	15.4%
Tier 2	7.0%	6.5%	6.5%
自己資本比率合計	20.4%	20.6%	21.9%
リスク加重資産	468,999	446,582	432,779

- 2025年3月半期と2024年9月半期の比較

当グループのCET 1 比率は、2025年3月半期に-42ベース・ポイント低下して11.78%となった。CET 1 比率変動の主な要因は以下のとおりである。

- ・ 法定利益は、CET 1 比率を+80ベース・ポイント上昇させた。
- ・ 基礎となるリスク加重資産（RWA）の利用増加（マーケットのRWAおよび為替換算の影響を除く。）はCET 1 比率を-30ベース・ポイント低下させた。この低下は法人部門、オーストラリア・リテール部門およびニュージーランド部門の貸付の増加が要因であり、銀行勘定金利リスク（IRRBB）加重資産の減少がこれを一部相殺した。
- ・ マーケットのRWAの利用はCET 1 比率を-4ベース・ポイント低下させた。この低下は、信用RWAが牽引した当該増加が要因であり、取引市場リスクRWAの利用減少がこれを一部相殺した。
- ・ 2024年度最終配当金の支払いは、CET 1 比率を-55ベース・ポイント低下させた。
- ・ 資本控除およびRWAの相殺推進活動により、CET 1 比率は-14ベース・ポイント低下した。この低下の要因はサンコープ・バンクの買収関連の調整の影響、繰延税金資産の増加およびFVOCI準備金の損失であった。
- ・ 資本フロアの上昇はCET 1 比率を-19ベース・ポイント低下させた。これは、量的増加においてIRB RWA以上に標準化RWAが増え、IRRBB RWAが減少したためであった。

NOHCの余剰資本合計を含めたCET1資本比率は12.00%であり、これにはNOHC余剰資本に関する+4ベース・ポイント、および2024年9月半期に公表した20億ドルの自社株買戻しの未実施部分の8億3,200万ドルに関する+18ベース・ポイントが反映されている。

オペレーショナル・リスク資本オーバーレイへの2億5,000万ドルの上積み（2025年4月3日に発表）は、オペレーショナル・リスクRWAを31億ドル（資本フロアの影響を含めた場合のRWAの純増は23億ドル）増加させることになり、その適用は2025年4月30日に開始されている。

(4) レバレッジ比率

2025年3月31日現在、当グループのAPRAのレバレッジ比率は4.4%で、ANZ銀行グループを含む内部格付手法を選択しているADIに関するAPRAの最低基準3.5%を上回っている。下表は、当グループのレバレッジ比率計算の要約である。

	期末現在		
	2025年 3月	2024年 9月	2024年 3月
	(百万ドル)		
Tier 1 資本 (資本控除を除く)	62,672	62,676	66,709
オンバランスシートのエクスポージャー (デリバティブおよび証券金融取引のエクスポージャーを除く)	1,154,165	1,096,917	984,875
デリバティブのエクスポージャー	60,663	52,478	59,357
証券金融取引のエクスポージャー	74,612	65,015	58,995
その他のオフバランスシートのエクスポージャー	138,394	129,727	124,894
エクスポージャー測定額合計	1,427,834	1,344,137	1,228,121
APRAレバレッジ比率	4.4%	4.7%	5.4%

- **2025年3月半期と2024年9月半期の比較**

APRAのレバレッジ比率は、2025年3月半期に-27ベース・ポイント低下した。変動の主な要因は以下のとおりである。

- 支払われた配当控除後の正味内部資本生成（主にレベル2の法定利益および資本控除による。）は、レバレッジ比率を+8ベース・ポイント上昇させた。
- その他Tier 1 資本の正味影響（キャピタルノート5の償還分）は、レバレッジ比率を-7ベース・ポイント低下させた。
- 費用の増加（為替換算の影響を除く。）はレバレッジ比率を-2ベース・ポイント低下させた。その主な要因は、オーストラリア・リテール部門、法人部門およびマーケットズのエクスポージャーの増加であった。
- その他の正味影響は、レバレッジ比率を-7ベース・ポイント低下させた。

[前へ](#)

[次へ](#)

H. 定義

「AASB」 オーストラリア会計基準審議会。「AASB」という用語は、AASBが発行したオーストラリア会計基準を特定するときに通常使用される。

「ADI」 APRAが定める公認預金受入機関

「ANZBGL」は、オーストラリア・ニュージーランド銀行 (Australia and New Zealand Banking Group Limited) (オーストラリア会社番号 (ACN) 005 357 522) を意味する。

「ANZバンク・ニュージーランド」は、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドを意味する。

「ANZバンク・ニュージーランド・グループ」は、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドおよびその各子会社を意味する。

「ANZ銀行グループ」は、ANZ銀行持株会社およびその各子会社 (ANZBGLおよびANZバンク・ニュージーランドを含む。) を意味する。

「ANZ銀行持株会社」は、事業を行わない中間持株会社 (ANZGHLにより保有され、ANZ銀行グループを保有する。) であるANZ BH Pty Ltd (ACN 658 939 952) を意味する。

「ANZ取締役会」は、本再編前の文脈ではANZBGLの取締役会を、および本再編後の文脈ではANZGHLの取締役会を意味する。

「ANZGHL」は、ANZグループ・ホールディングス・リミテッド (ANZ Group Holdings Limited) (ACN 659 510 791) を意味する。

「ANZ非銀行グループ」は、ANZ非銀行持株会社およびその各子会社ならびにANZサービス会社を意味する。

「ANZ非銀行持株会社」は、事業を行わない中間持株会社 (ANZGHLにより保有され、一部の非銀行子会社を保有する。) であるANZ NBH Pty Ltd (ACN 658 941 096) を意味する。

「ANZサービス会社」は、ANZ Group Services Pty Ltd (ACN 658 940 900) を意味する。

「APRA」 オーストラリア健全性規制庁

「APRAレバレッジ比率」は、APRA健全性基準APS第110号が定義する「エクスポージャー測定額」に対するTier 1 資本 (パーセンテージ表示) である。現在リスクベースの自己資本要件に対する無リスクの補完または補強として設計され、銀行制度における過度なレバレッジの積上げを制限することを狙いとする。

「APS」 は、銀行業健全性基準を意味する。

「現金および現金同等物」は、硬貨、紙幣、コールマネー、中央銀行預入残高、流動性決済残高 (容易に一定の金額の現金に換金可能であり、価値変動のリスクが僅少なもの) および3か月未満の買戻し契約 (「リバース・レポ契約」) に基づき購入された証券からなる。

「一括評価の予想信用損失引当金」は、ECL (予想信用損失) のうち、将来予測に関する情報を包含し、信用損失引当金を認識するにあたり損失事象の発生を要しないものである。

「当行」は、ANZBGLを意味する。

「カバード・ボンド」は、倒産隔離された特別目的事業体に移転されたADIの資産プール（カバー・プール）により担保された、ADIより外部の投資家向けに発行される債券である。カバー・プールを形成する主な資産はモーゲージ・ローンである。モーゲージは発行者のバランスシートに計上される。カバード・ボンドの保有者は発行者およびカバー・プール資産という二重のリソースを有する。カバー・プールに含まれるモーゲージは、それ以外においては担保に供することも処分することもできないが、プールの信用の質を維持するために買戻しおよび差替えができる。当グループは、その資金調達活動の一部としてカバード・ボンドを発行している。

「CPS」は、業際健全性基準を意味する。

「信用リスク」は、当グループの顧客および取引相手が貸付または契約上の条件を守らないまたは完全に履行できないことによる財務的損失のリスクである。

「信用リスク加重資産（信用RWA）」は、APS第112/113号に規定されているとおり、決められた公式に基づいて信用リスクで加重された資産を表す。

「顧客預金」は、定期預金、その他有利子預金、無利子預金、および借入会社の債務を意味し、証券化預金は含まない。

「顧客救済」は、顧客に対する返金予定の引当金、救済プロジェクトの費用、ならびに顧客および規制に関する請求、罰金および訴訟の結果を含む。

「予想信用損失（ECL）」は、以下の3段階アプローチに基づいて、組成以降の信用の悪化に従って決定される。

- ・ ステージ1：金融資産の組成時点において、また組成以降信用リスクの著しい増大（「SICR」）がない場合、報告日から今後12か月以内に起こり得るデフォルト事象から発生するECLを反映してECL引当金が認識される。満期までの残存期間が12か月未満の金融商品については、ECLは、満期までの残りの期間にわたって起こりうるデフォルト事由に基づいて見積もられる。
- ・ ステージ2：組成以降SICRが生じている場合、金融商品の予想残存期間にわたって起こりうるすべてのデフォルト事象から発生するECLを反映してECL引当金が認識される。その後の期間に、信用リスクの状況が改善され、組成以降の信用リスクの増加が著しいものとはみなされなくなった場合、当該エクスポージャーはステージ1の区分に戻され、これに従ってECLが測定される。
- ・ ステージ3：減損の客観的証拠が存在する場合、全期間のECLに相当する引当金が認識される。

「公正価値」は、知識ある自発的な当事者間の対等な取引において資産または負債が交換されうる価額である。

「融資資金提供プログラム（FLP）」は、2020年11月にRBNZにより発表されニュージーランドの銀行に提供された、ニュージーランドの企業および家計の借入コストを低減するための3年間の資金提供を表す。

「貸付金および前渡金総額（GLA）」は、貸付金および前渡金、資産計上した仲介その他の実行費用から未収収益を控除したものである。

「当グループ」は、ANZBGLおよびその各子会社を意味する。

「当グループのポジション」は、当グループの事業、業務、業績、レピュテーション（評判）、見通し、流動性、資本の源泉、財務実績および財務状態を指す。

「減損資産」は、契約上の金額を全額適時に受領できるかについて懸念が存在するか、または、顧客の財政的困難により譲許的条項が提供されている金融資産である。

「減損貸付金」は、顧客の状態が不良債権化していると明確にされた実行済みの貸付からなる。

「個別評価貸倒引当金」は、個別的に管理されるすべての減損資産について個別の状況に応じて評価し、その際には担保（またはその他の信用補強）の実現可能価額、清算時や倒産時の予想受取可能額、法的不確定性、回収に係る見積費用、流通市場エクスポージャーの市価、ならびに想定される受取金および回収金の額や時期などの要素を考慮する。

「銀行業の金利リスク（IRRBB）」は、当グループの将来の純利息収益に係る市場金利の変動の悪影響の可能性に係る。このリスクは一般的に以下から生ずる。

1. 価格改定（リプライシング）およびイールドカーブ・リスク 全般的な金利水準および/またはイールドカーブ全体にわたる金利の関連性の変動の結果としての収益または市場価値に対するリスク
2. ベーシス・リスク 銀行業の資産項目に適用される利鞘のボラティリティから生ずる収益または市場価値に対するリスク
3. オプションリティ・リスク 銀行業の資産項目の独立または組込みオプションの存在から生ずる収益または市場価値に対するリスク

「レベル1」とは、APRAの監督との関連で、一定の承認された子会社を連結したANZBGLである。

「レベル2」は、APRAの監督との関連で、保険および資産運用会社、非金融営利法人ならびに一定の証券化ビークルを連結から除いたANZ銀行グループを意味する。

「レベル3」は、APRAの監督との関連で、もっとも範囲を広げた複合企業グループとしてのANZグループを意味する。

「大手銀行税」は、オーストラリア政府が2017年7月に導入した租税を指し、当グループを含む特定の大手銀行の負債に対して課税される。

「純預貸利鞘」とは、利付資産平均残高に対する純利息収益の割合である。

「正味貸付金および前渡金」とは、貸付金および前渡金総額から予想信用損失を差し引いたものである。

「正味安定資金調達比率（NSFR）」とは、APRAが定める所要安定調達額（RSF）に対する利用可能な安定調達額（ASF）の比率である。利用可能な安定調達額は、1年ベースの確実な想定資金源としてオーストラリアのADIの資本および負債を構成する。所要安定調達額は、ADIの資産の流動特性および残存期間ならびにオフ・バランスシート取引の関数により定まる。ADIは少なくともNSFRの100%を維持しなければならない。

「正味有形固定資産」とは、ANZBGLの株主に帰属する株式資本および準備金から未償却の無形固定資産（のれんおよびソフトウエアを含む。）を除いたものである。

「RBA」 オーストラリアの中央銀行であるオーストラリア準備銀行。

「RBNZ」 ニュージーランドの中央銀行であるニュージーランド準備銀行。

「規制上の預け金」とは、法律上の要件に従い現地の中央銀行に預ける強制的な準備預金である。

「本再編」は、事業を行わない持株会社の設立を含むANZグループの再編を意味し、ANZBGLおよび株主の間で会社法上のスキーム・オブ・アレンジメントにより2023年1月3日に実施された。

「条件緩和債権」とは、当初の契約条件が顧客の財政的困難に関連する理由により修正されたファシリティから成る。条件緩和には、利息、元本またはその他法律上期限が到来した支払いの削減、または同様のリスクの新ファシリティに対して一般的に提供される満期の実質的延長から成る。

「平均RWA利益率」とは、ANZBGLの株主に帰属する利益（優先株式配当金の支払額を調整済）をRWAの平均残高合計で除した料率である。

「リスク加重資産（RWA）」各資産に内在するデフォルトの可能性およびデフォルトの場合にありうる損失に従い、リスクにより加重される資産である。資産担保リスク以外の場合（すなわち、市場リスクおよびオペレーショナル・リスク）、RWAはこれらのリスクの資本要件に12.5を乗ずることにより決定される。

「ANZの未収決済残高/ANZの未払決済残高」は、決済される途上にある金融資産および/または金融負債である。これは取引期限付き資産および負債、先方勘定ならびに証券決済口座を含む。

「SMR」は、中小企業を意味する。

「サンコープ・バンク」は、2024年7月31日に買収した、SBGHリミテッド（オーストラリア会計番号（ACN）145 980 838）およびその各子会社を意味する。

「ターム資金供給ファシリティ（TFF）」は、RBAが2020年3月19日に発表した、オーストラリア企業向けの低コストな貸付を支援するための3年間の資金供給を表す。TFFからの引出しは2021年6月30日をもって終了した。

「ターム貸付ファシリティ（TLF）」は、ニュージーランド企業向けの貸付を促進するためにRBNZにより2020年5月から2021年7月まで提供された3年間から5年間の資金供給を表す。

[前へ](#)

4【経営上の重要な契約等】

2025年3月半期の開始日から本書提出日までの間において、当グループが締結した重要な契約はない。ただし、当グループが実質的に依存している、業務の通常のプロセスにおいてなされる契約を除く。

5【研究開発活動】

当グループは、顧客の財務的健全性の改善という戦略に沿って、商品およびサービスの研究開発を続けている。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当グループは事業目的で、オーストラリア、ニュージーランド、アジア、パシフィック、ヨーロッパおよびアメリカの各地に土地および建物を所有（自由保有）および賃借している。支店および商用管理センターを含むこれらの土地建物は、2025年3月31日現在の帳簿価格が14億5,800万ドル（2024年9月：15億2,300万ドル、2024年3月：14億9,000万ドル）であり、以下で構成されている。

不動産の数	2025年3月31日現在		2024年9月30日現在		2024年3月31日現在	
	所有 (自由保有)	賃借	所有 (自由保有)	賃借	所有 (自由保有)	賃借
リテール(支店網) 管理および オペレーション・センター 居住用	23	547	23	550	24	486
	2	91	2	93	2	84
	11	0	12	0	12	0
不動産の数合計	36	638	37	643	38	570

2025年3月半期中、当グループの営業活動に重要な影響を与える不動産の動向はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

2024年10月1日から2025年3月31日までの半期中、有価証券報告書（令和6年12月17日提出）の「第一部 企業情報 - 第4 設備の状況 - 3 設備の新設、除却等の計画」に記載の内容につき、重要な変更はなかった。

当グループは、定期的に世界中のリテールおよび商業部門の不動産拠点を見直し、今後の営業モデルに沿わない賃借不動産を除却している。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

(2025年3月31日現在)

	授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
普通株式	該当なし	3,003,366,782	該当なし
合計	該当なし	3,003,366,782	該当なし

【発行済株式】

(2025年3月31日現在)

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名無額面	普通株式	3,003,366,782	該当なし	普通株式(当行の 定款に定める条項 に基づき発行され る普通株式)
計		3,003,366,782		

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

普通株式

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (単位:百万ドル (百万円))	資本金残高 (単位:百万ドル (百万円))	備考 (増減の理由)
2024年 9月30日		3,003,366,782		27,065 (2,564,138)	
2025年 3月半期	0		-37 (-3,505)		従業員株式および オプション制度
2025年 3月31日		3,003,366,782		27,028 (2,560,633)	

(4)【大株主の状況】

普通株式

(2025年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ANZ銀行持株会社 (ANZ BH Pty Ltd)	オーストラリア、ヴィクトリア州3008、 ドックランズ、コリンズ・ストリート833、 9階、ANZセンター・メルボルン	3,003,366,782	100

2【役員の状況】

(1) 取締役

2024年度に係る有価証券報告書の提出日（令和6年12月17日）から本半期報告書の提出日までの期間中、有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員の状況 - 取締役」に記載の当行の取締役に付き、以下を除き、異動はなかった。

新任の取締役2名は以下のとおりである。

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任期	所有株式数 (株) ⁽¹⁾	任命日
最高経営責任者兼執行取締役	N. G. M. S. A. Matos (マトス) (57歳)	<p>職歴</p> <p>マトス氏はリテール、コマースおよびホールセール銀行業で30年を超える経験を有しており、直近はHSBCのウェルス・アンド・パーソナル・バンキング部門の最高経営責任者を務めた。かかる在任中は、35の市場において8万7,000人の従業員を率いて約4,000万人の顧客にサービスを提供した。</p> <p>HSBCでは、HSBCバンクplcおよびHSBCヨーロッパの最高経営責任者など他の上級職を歴任し、ヨーロッパにおける事業の変革を監督した。以前は、メキシコの最高経営責任者およびラテンアメリカ地域のリテール・バンキング部門ヘッドも務めた。同氏は2015年にサンタンデールからHSBCに入社した。サンタンデールでは、最後にリテール・アンド・コマース部門のコンシューマー担当グローバル・ヘッドを務めた。</p> <p>同氏はポルトガル中央銀行の銀行監督部門でアナリストとしてキャリアを開始し、香港、英国、米国、スペイン、フランス、ブラジル、メキシコおよびペルーを含む多様な市場で勤務してきた。同氏はポルトガル・カトリック大学で経営学の学位およびファイナンス専攻のMBAを取得した。</p> <p>関連する他の取締役職</p> <p>現在、ANZGHLの取締役（2025年から）である。</p>	該当なし	0	2025年 5月12日

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任期	所有株式数 (株) ⁽¹⁾	任命日
独立非執行取締役	A. R. Gerry (ジェリー) (60歳)	<p>職歴 ジェリー氏は、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの元取締役で、金融サービスおよびインフラ部門で豊富な経験を有する。同氏のキャリアにおいては金融サービスの重要な経験を積んでおり、初期はマッコーリー銀行およびHSBCの役職、直近はキウイ銀行およびNZXリミテッドの元取締役などを務めた。現在、ニュージーランド航空の取締役、インフラティル・リミテッドおよびシェアシーズ・グループ・リミテッドの会長であり、ニュージーランド金融専門家協会の特別会員およびニュージーランド取締役協会の特別会員である。</p> <p>関連する他の取締役職 現在、インフラティル・リミテッドの会長（2022年から、2014年から取締役）およびシェアシーズ・グループ・リミテッドの会長（2020年から）であり、ANZGHLの取締役（2025年から）およびニュージーランド航空の取締役（2021年から）である。</p> <p>関連する過去3年間の取締役職 以前は、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドの取締役（2019年から2025年）であった。</p>	ANZGHLの 2025年度年 次株主総会 で取締役に 立候補予定	0	2025年 5月9日

注：(1) 本書日付現在。この文脈において、「株式」とは（本書の提出会社として）ANZBGLが発行した普通株式を意味する。本再編後、ANZBGLの普通株式は公開市場において上場も取引もされていない。本再編に際し、ANZの各株主は、本再編の実施前に保有していたANZBGLの普通株式1株につきANZGHLの普通株式1株を受領した。

退任した取締役2名は以下のとおりである。

役職名	氏名	退任日
最高経営責任者兼執行取締役	S. C. Elliott (エリオット)	2025年5月11日
独立非執行取締役	S. J. Halton, AO PSM (ハルトン)	2025年3月31日

本半期報告書の提出日現在、当行の取締役会は、男性7名、女性3名（取締役のうち女性の比率30.0%）で構成されている。

(2) 経営幹部および執行役員

当行の経営幹部および執行役員についての包括的な説明は、令和6年12月17日提出の有価証券報告書に記載の「第一部 企業情報 - 第5 提出会社の状況 - 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 - (2) 役員の状況 - 執行役員」を参照のこと。

2024年度に係る有価証券報告書の提出日（令和6年12月17日）から本半期報告書の提出日までの期間中、当行の経営幹部および執行役員につき、以下を除き、異動はなかった。

新任の経営幹部および執行役員1名は以下のとおりである。

役職名	氏名 (年齢)	略歴	任命日	ANZグループ への入社	所有株式数 (株) ⁽¹⁾
最高経営責任者	N. G. M. S. A. Matos (マトス) (57歳)	上記「(1)取締役」に記載の略歴を参照のこと。	2025年 5月12日	2025年 5月12日	0

注：(1) 本書日付現在。この文脈において、「株式」とは（本書の提出会社として）ANZBGLが発行した普通株式を意味する。本再編後、ANZBGLの普通株式は公開市場において上場も取引もされていない。本再編に際し、ANZの各株主は、本再編の実施前に保有していたANZBGLの普通株式1株につきANZGHLの普通株式1株を受領した。

退任した経営幹部および執行役員1名は以下のとおりである。

役職名	氏名	退任日
最高経営責任者	S. C. Elliott (エリオット)	2025年5月11日

2025年5月28日、当グループは、スティーブン・ホワイト氏をグループ執行役員（オペレーション担当）に任命することを発表した。ホワイト氏は、オペレーションに関する豊富な経験を有し、2022年から最高執行責任者を務めているサンタンデールUKから加わる。以前は、英国およびオーストラリアの両国において、ヨークシャー住宅金融組合、AIBグループおよびナショナル・オーストラリア銀行の上級管理職を歴任した。同氏は2025年11月にANZに入社する予定である。

2025年6月19日、当グループは、ブルース・ラッシュ氏をグループ執行役員（オーストラリア・リテール&サンコープ・バンク担当）代理に任命することを発表した。ラッシュ氏は、2010年にサンタンデールUKからサンコープ・バンクに入社し、経験豊富なリテールバンカーとして戦略、預金および住宅ローンなどの上級職を歴任した。同氏は2024年8月からサンコープ・バンクの最高経営責任者を務めている。

当グループはまた、本半期報告書の提出日までに、グループ執行役員（ストラテジー・トランスフォーメーション担当）のアントニー・ストロング氏およびグループ執行役員（オーストラリア・リテール担当）のメイリー・カーネギー氏の両氏が2025年7月1日付で退任することを発表した。

本半期報告書の提出日現在、当行の経営幹部および執行役員は、男性6名、女性4名（経営幹部および執行役員のうち女性の比率40.0%）で構成されている。

第6【経理の状況】

(イ) 本書記載のオーストラリア・ニュージーランド銀行（以下「当行」という。）およびその被支配法人（当行と合わせて、「当グループ」という。）の2025年3月31日現在および同日までの6か月間に係る要約連結財務書類（以下「要約中間連結財務書類」という。）は、オーストラリア会計基準審議会（AASB）が公表したオーストラリア会計基準（AAS）、AASBが公表したAASB第134号「期中財務報告」（以下「AASB第134号」という。）ならびに2001年会社法（連邦法）（以下「会社法」という。）の認識および測定に関する要件に準拠して作成されたものである。国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）により採用されている基準および解釈である。AASの認識および測定に関する要件を当グループが適用することにより、要約中間連結財務書類およびそれに含まれる財務情報の、IFRSの認識および測定に関する要件への準拠が確保されている。AASB第134号に従った作成により、IASBが公表した国際会計基準（IAS）第34号「期中財務報告」への準拠が確保されている。英文の要約中間連結財務書類はオーストラリア証券投資委員会（ASIC）に提出され、オーストラリア証券取引所のウェブサイトにおいて公衆の縦覧に供されている。

当グループが採用した会計基準、会計手続きおよび表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている企業会計基準、会計手続きおよび表示方法との主な相違点に関しては「3．日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に記載されている。

要約中間連結財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第328条第1項の規定に基づき本書に記載されている。

(ロ) 要約中間連結財務書類は、独立会計監査人の監査を受けていない。

(ハ) 要約中間連結財務書類の原文は、豪ドルで表示されている。以下の要約中間連結財務書類に「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき、2025年6月2日現在の、株式会社三菱UFJ銀行公表の対顧客電信直物売相場（1豪ドル＝94.74円）の換算率により換算したものである。

(ニ) 日本円への換算額ならびに「2．その他」および「3．日本とオーストラリアとの会計原則の相違」に関する記載は、原文の要約中間連結財務書類に含まれていない。

1【中間財務書類】

2025年3月31日に終了した6か月間に係る要約中間連結財務書類

() 要約連結損益計算書

	注記	2025年3月半期		2024年9月半期		2024年3月半期		2025年 3月期 対2024年 9月期 増減率	2025年 3月期 対2024年 3月期 増減率
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)		
受取利息 ⁽¹⁾		32,755	3,103,209	30,846	2,922,350	29,832	2,826,284	6%	10%
支払利息		(23,917)	(2,265,897)	(22,709)	(2,151,451)	(21,932)	(2,077,838)	5%	9%
純利息収益	2	8,838	837,312	8,137	770,899	7,900	748,446	9%	12%
その他営業収入 ⁽²⁾	2	2,315	219,323	2,236	211,839	2,248	212,976	4%	3%
営業収入		11,153	1,056,635	10,373	982,738	10,148	961,422	8%	10%
営業費用	3	(5,788)	(548,355)	(5,490)	(520,123)	(5,179)	(490,658)	5%	12%
貸倒引当金繰入および法人税控 除前利益		5,365	508,280	4,883	462,615	4,969	470,763	10%	8%
貸倒引当金(繰入)/戻入	8	(143)	(13,548)	(336)	(31,833)	(70)	(6,632)	-57%	大
税引前利益		5,222	494,732	4,547	430,783	4,899	464,131	15%	7%
法人税費用	4	(1,538)	(145,710)	(1,381)	(130,836)	(1,435)	(135,952)	11%	7%
当期利益		3,684	349,022	3,166	299,947	3,464	328,179	16%	6%
内訳:									
当行株主に帰属する利益		3,663	347,033	3,145	297,957	3,450	326,853	16%	6%
非支配持分に帰属する利益	13	21	1,990	21	1,990	14	1,326	0%	50%

(1) 償却原価で測定される金融資産またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産について、実効金利法を使用して算出された受取利息が、2025年3月半期に30,294百万ドル(2024年9月半期:28,330百万ドル、2024年3月半期:27,387百万ドル)含まれている。

(2) その他営業収入には、2025年3月半期について保険事業収入純額が46百万ドル(2024年9月半期:74百万ドル、2024年3月半期:48百万ドル)、および関連会社投資の持分利益/(損失)が54百万ドル(2024年9月半期:38百万ドル、2024年3月半期:96百万ドル)含まれている。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 要約連結包括利益計算書

	2025年3月半期		2024年9月半期		2024年3月半期		2025年 3月期 対2024年 9月期 増減率	2025年 3月期 対2024年 3月期 増減率
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)		
当期利益	3,684	349,022	3,166	299,947	3,464	328,179	16%	6%
その他の包括利益								
将来、損益に組み替えられない項目								
投資有価証券 - FVOCIで測定される持分証券	84	7,958	128	12,127	20	1,895	-34%	大
その他の準備金の増減 ⁽¹⁾	39	3,695	42	3,979	(59)	(5,590)	-7%	大
将来、損益に組み替えられる可能性のある項目								
為替換算調整勘定	608	57,602	(552)	(52,296)	(378)	(35,812)	大	大
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	289	27,380	994	94,172	1,075	101,846	-71%	-73%
その他の準備金の増減	(116)	(10,990)	(646)	(61,202)	(128)	(12,127)	-82%	-9%
上記項目に帰属する法人税	(77)	(7,295)	(129)	(12,221)	(273)	(25,864)	-40%	-72%
関連会社のその他の包括利益の持分 ⁽²⁾	(5)	(474)	(6)	(568)	(17)	(1,611)	-17%	-71%
当期包括利益合計	4,506	426,898	2,997	283,936	3,704	350,917	50%	22%
包括利益合計の内訳								
当行株主に帰属するもの	4,493	425,667	2,975	281,852	3,701	350,633	51%	21%
非支配持分に帰属するもの ⁽¹⁾	13	1,232	22	2,084	3	284	-41%	大

(1) 非支配持分株主に帰属する為替換算差額が2025年3月半期に-8百万ドル(2024年9月半期:1百万ドル、2024年3月半期:-11百万ドル)含まれている。

(2) 将来、損益に組み替えられる可能性のある、関連会社のその他の包括利益の持分には、以下が含まれる。

	2025年3月半期		2024年9月半期		2024年3月半期	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
FVOCI準備金の利益/(損失)	1	95	(6)	(568)	(4)	(379)
確定給付制度の利益/(損失)	(6)	(568)	-	-	(13)	(1,232)
合計	(5)	(474)	(6)	(568)	(17)	(1,611)

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 要約連結貸借対照表

	注記	2025年3月半期		2024年9月半期		2024年3月半期		2025年 3月期 対2024年 9月期 増減率	2025年 3月期 対2024年 3月期 増減率
		(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)		
資産									
現金および現金同等物 ⁽¹⁾		195,788	18,548,955	150,965	14,302,424	137,696	13,045,319	30%	42%
ANZの未収決済残高		6,225	589,757	5,484	519,554	3,809	360,865	14%	63%
支払担保		10,464	991,359	10,090	955,927	8,241	780,752	4%	27%
売買目的資産		45,745	4,333,881	45,755	4,334,829	42,442	4,020,955	0%	8%
デリバティブ金融商品		49,552	4,694,556	54,370	5,151,014	47,481	4,498,350	-9%	4%
投資有価証券		155,072	14,691,521	140,262	13,288,422	117,618	11,143,129	11%	32%
正味貸付金および前渡金	7	820,852	77,767,518	804,032	76,173,992	715,821	67,816,882	2%	15%
規制上の預け金		644	61,013	665	63,002	696	65,939	-3%	-7%
関連会社に対する投資		1,479	140,120	1,415	134,057	1,405	133,110	5%	5%
当期税金資産		43	4,074	19	1,800	45	4,263	大	-4%
繰延税金資産		3,180	301,273	3,302	312,831	3,199	303,073	-4%	-1%
のれんおよびその他の無形資産		5,780	547,597	5,421	513,586	3,907	370,149	7%	48%
土地建物および設備機器		2,325	220,271	2,388	226,239	2,293	217,239	-3%	1%
その他資産		5,822	551,576	5,417	513,207	5,485	519,649	7%	6%
資産合計		1,302,971	123,443,473	1,229,585	116,490,883	1,090,138	103,279,674	6%	20%
負債									
ANZの未払決済残高		16,085	1,523,893	16,188	1,533,651	15,026	1,423,563	-1%	7%
受取担保		10,129	959,621	6,583	623,673	7,409	701,929	54%	37%
預金およびその他の借入金	9	973,630	92,241,706	905,166	85,755,427	807,189	76,473,086	8%	21%
デリバティブ金融商品		44,279	4,194,992	55,254	5,234,764	42,728	4,048,051	-20%	4%
当期税金負債		306	28,990	360	34,106	195	18,474	-15%	57%
繰延税金負債		190	18,001	64	6,063	59	5,590	大	大
支払債務およびその他の負債		15,726	1,489,881	18,594	1,761,596	17,982	1,703,615	-15%	-13%
従業員受給権		655	62,055	644	61,013	579	54,854	2%	13%
その他引当金		1,704	161,437	1,584	150,068	1,660	157,268	8%	3%
発行済社債	10	169,555	16,063,641	156,388	14,816,199	127,109	12,042,307	8%	33%
負債合計		1,232,259	116,744,218	1,160,825	109,976,561	1,019,936	96,628,737	6%	21%
純資産		70,712	6,699,255	68,760	6,514,322	70,202	6,650,937	3%	1%
株主資本									
普通株式資本	13	27,028	2,560,633	27,065	2,564,138	29,033	2,750,586	0%	-7%
準備金	13	(902)	(85,455)	(1,678)	(158,974)	(1,510)	(143,057)	-46%	-40%
利益剰余金	13	43,822	4,151,696	42,602	4,036,113	41,911	3,970,648	3%	5%
当行株主に帰属する株式資本 および準備金		69,948	6,626,874	67,989	6,441,278	69,434	6,578,177	3%	1%
非支配持分	13	764	72,381	771	73,045	768	72,760	-1%	-1%
株主資本合計		70,712	6,699,255	68,760	6,514,322	70,202	6,650,937	3%	1%

(1) 現金および現金同等物の定義を満たすANZの未収決済残高を含む。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 要約連結キャッシュフロー計算書

	2025年3月半期		2024年9月半期		2024年3月半期	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
税引後利益	3,684	349,022	3,166	299,947	3,464	328,179
営業活動による（に使用された）純キャッシュフローとの調整：						
予想信用損失引当金	143	13,548	336	31,833	70	6,632
減価償却費および償却費	545	51,633	488	46,233	456	43,201
正味デリバティブ/外貨換算調整	3,541	335,474	2,386	226,050	858	81,287
投資の売却による（利益）/損失	-	-	-	-	21	1,990
その他の非現金項目の増減	(7)	(663)	12	1,137	(22)	(2,084)
営業資産の純（増加）/減少：						
支払担保	372	35,243	(2,230)	(211,270)	262	24,822
売買目的資産	(15)	(1,421)	(3,184)	(301,652)	(20)	(1,895)
正味貸付金および前渡金	(11,808)	(1,118,690)	(22,881)	(2,167,746)	(10,665)	(1,010,402)
その他資産	(588)	(55,707)	323	30,601	(591)	(55,991)
営業負債の純増加/（減少）：						
預金およびその他の借入金	51,750	4,902,795	47,592	4,508,866	(4,532)	(429,362)
ANZの未払決済残高	(240)	(22,738)	1,273	120,604	(4,178)	(395,824)
受取担保	2,913	275,978	(471)	(44,623)	(2,897)	(274,462)
その他の負債	(2,783)	(263,661)	(186)	(17,622)	2,196	208,049
調整額合計	43,823	4,151,791	23,458	2,222,411	(19,042)	(1,804,039)
営業活動による（に使用された）純キャッシュフロー⁽¹⁾	47,507	4,500,813	26,624	2,522,358	(15,578)	(1,475,860)
投資活動によるキャッシュフロー						
サンコープ・バンクの買収、取得現金控除後	-	-	(4,914)	(465,552)	-	-
投資有価証券資産：						
購入	(41,649)	(3,945,826)	(40,877)	(3,872,687)	(43,900)	(4,159,086)
売却または満期による手取金	31,629	2,996,531	24,546	2,325,488	22,996	2,178,641
事業売却による手取金、売却事業保有現金控除後	-	-	18	1,705	668	63,286
その他資産への純投資	(242)	(22,927)	(153)	(14,495)	(451)	(42,728)
投資活動による（に使用された）純キャッシュフロー	(10,262)	(972,222)	(21,380)	(2,025,541)	(20,687)	(1,959,886)
財務活動によるキャッシュフロー						
預金およびその他の借入金の（返済）/実行	(510)	(48,317)	(987)	(93,508)	(27)	(2,558)
発行済社債： ⁽²⁾						
発行額	25,961	2,459,545	24,364	2,308,245	26,240	2,485,978
償還額	(19,798)	(1,875,663)	(8,728)	(826,891)	(16,639)	(1,576,379)
配当金支払額	(2,539)	(240,545)	(2,468)	(233,818)	(2,784)	(263,756)
自己株式の市場での購入	(118)	(11,179)	-	-	(126)	(11,937)
リース負債の返済	(172)	(16,295)	(178)	(16,864)	(164)	(15,537)
資本の払戻し	-	-	(2,000)	(189,480)	-	-
ANZバンク・ニュージーランド永久優先株式	-	-	-	-	252	23,874
財務活動による（に使用された）純キャッシュフロー	2,824	267,546	10,003	947,684	6,752	639,684
現金および現金同等物の純増加/（減少）	40,069	3,796,137	15,247	1,444,501	(29,513)	(2,796,062)
現金および現金同等物の期首残高	150,965	14,302,424	137,696	13,045,319	168,154	15,930,910
現金および現金同等物に関する為替レート変動の影響	4,754	450,394	(1,978)	(187,396)	(945)	(89,529)
現金および現金同等物の期末残高	195,788	18,548,955	150,965	14,302,424	137,696	13,045,319

(1) 営業活動による（に使用された）純キャッシュフローには2025年3月半期について、利息受取額32,582百万ドル（2024年9月半期：30,296百万ドル、2024年3月半期：29,361百万ドル）、利息支払額24,129百万ドル（2024年9月半期：22,250百万ドル、2024年3月半期：21,287百万ドル）および法人税納付額1,785百万ドル（2024年9月半期：1,146百万ドル、2024年3月半期：1,779百万ドル）が含まれている。

(2) 発行済社債に係る現金を伴わない変動には2025年3月半期について、主に公正価値ヘッジ調整および為替差異による未実現変動からの損失7,014百万ドル（2024年9月半期：2,205百万ドルの利益、2024年3月半期：1,494百万ドルの損失）が含まれている。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

() 要約連結持分変動計算書

	普通株式資本		準備金		利益剰余金	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2023年10月1日現在	29,082	2,755,229	(1,796)	(170,153)	41,277	3,910,583
当期利益/(損失)	-	-	-	-	3,450	326,853
当期その他の包括利益合計	-	-	299	28,327	(48)	(4,548)
当期包括利益合計	-	-	299	28,327	3,402	322,305
株主権に基づく株主との取引:						
配当金支払額	-	-	-	-	(2,771)	(262,525)
その他の資本増減:						
従業員持株およびオプション制度	(49)	(4,642)	-	-	-	-
ANZバンク・ニュージーランド永久優先株式 ⁽¹⁾	-	-	-	-	(4)	(379)
その他の項目	-	-	(13)	(1,232)	7	663
2024年3月31日現在	29,033	2,750,586	(1,510)	(143,057)	41,911	3,970,648
当期利益/(損失)	-	-	-	-	3,145	297,957
当期その他の包括利益合計	-	-	(198)	(18,759)	28	2,653
当期包括利益合計	-	-	(198)	(18,759)	3,173	300,610
株主権に基づく株主との取引:						
配当金支払額	-	-	-	-	(2,496)	(236,471)
その他の資本増減:						
従業員持株およびオプション制度	32	3,032	23	2,179	4	379
資本の払戻し	(2,000)	(189,480)	-	-	-	-
その他の項目	-	-	7	663	10	947
2024年9月30日現在	27,065	2,564,138	(1,678)	(158,974)	42,602	4,036,113
当期利益/(損失)	-	-	-	-	3,663	347,033
当期その他の包括利益合計	-	-	804	76,171	26	2,463
当期包括利益合計	-	-	804	76,171	3,689	349,496
株主権に基づく株主との取引:						
配当金支払額	-	-	-	-	(2,472)	(234,197)
その他の資本増減:						
従業員持株およびオプション制度	(37)	(3,505)	(28)	(2,653)	3	284
2025年3月31日現在	27,028	2,560,633	(902)	(85,455)	43,822	4,151,696

	当行株主に帰属する株式資本 および準備金		非支配持分		株主資本合計	
	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)	(百万ドル)	(百万円)
2023年10月1日現在	68,563	6,495,659	522	49,454	69,085	6,545,113
当期利益/(損失)	3,450	326,853	14	1,326	3,464	328,179
当期その他の包括利益合計	251	23,780	(11)	(1,042)	240	22,738
当期包括利益合計	3,701	350,633	3	284	3,704	350,917
株主権に基づく株主との取引:						
配当金支払額	(2,771)	(262,525)	(13)	(1,232)	(2,784)	(263,756)
その他の資本増減:						
従業員持株およびオプション制度	(49)	(4,642)	-	-	(49)	(4,642)
ANZバンク・ニュージーランド永久優先 株式 ⁽¹⁾	(4)	(379)	256	24,253	252	23,874
その他の項目	(6)	(568)	-	-	(6)	(568)
2024年3月31日現在	69,434	6,578,177	768	72,760	70,202	6,650,937
当期利益/(損失)	3,145	297,957	21	1,990	3,166	299,947
当期その他の包括利益合計	(170)	(16,106)	1	95	(169)	(16,011)
当期包括利益合計	2,975	281,852	22	2,084	2,997	283,936
株主権に基づく株主との取引:						
配当金支払額	(2,496)	(236,471)	(19)	(1,800)	(2,515)	(238,271)
その他の資本増減:						
従業員持株およびオプション制度	59	5,590	-	-	59	5,590
資本の払戻し	(2,000)	(189,480)	-	-	(2,000)	(189,480)
その他の項目	17	1,611	-	-	17	1,611
2024年9月30日現在	67,989	6,441,278	771	73,045	68,760	6,514,322
当期利益/(損失)	3,663	347,033	21	1,990	3,684	349,022
当期その他の包括利益合計	830	78,634	(8)	(758)	822	77,876
当期包括利益合計	4,493	425,667	13	1,232	4,506	426,898
株主権に基づく株主との取引:						
配当金支払額	(2,472)	(234,197)	(20)	(1,895)	(2,492)	(236,092)
その他の資本増減:						
従業員持株およびオプション制度	(62)	(5,874)	-	-	(62)	(5,874)
2025年3月31日現在	69,948	6,626,874	764	72,381	70,712	6,699,255

(1) 当グループの構成会社であるANZバンク・ニュージーランド・リミテッドが発行した永久優先株式は、当グループの非支配持分とみなされる。詳細は、注記13「株主資本」を参照のこと。

後述の注記は、本要約中間連結財務書類の重要な一部である。

[次へ](#)

() 要約中間連結財務書類の注記

1. 作成基準

本要約中間連結財務書類は、

- ・オーストラリア会計基準(「AAS」)の認識および測定要件に準じて作成している。
- ・2001年会社法およびASX上場規則に基づく継続開示義務に準拠した2024年9月30日終了事業年度のANZBGL年次財務報告、ならびに2025年3月31日終了の半期に関してANZBGLおよび被支配法人(「当グループ」)が行った公表と併せて読むべきものである。
- ・年次報告書に標準的に含まれていた種類のすべての注記を含んでいない。
- ・別途記載のある場合を除き、豪ドルにて表示されている。
- ・2025年5月7日に取締役会によって承認された。

i) コンプライアンス

本要約中間連結財務書類は2001年会社法およびIAS第34号「中間財務報告」の遵守を義務付けたAASB第134号「中間財務報告」に準拠して作成されている。

ii) 四捨五入

別途明記されていない限り、本要約中間連結財務書類に記載された金額は、オーストラリア証券投資委員会の企業向け通達2016/191号で許容されているとおり、百万ドル単位に四捨五入されている。

iii) 測定および表示の基準

本財務情報は、公正価値で表示されている以下の資産および負債を除き、取得原価主義に基づき作成されている。

- ・デリバティブ金融商品および公正価値ヘッジの場合の基礎となるヘッジ対象に対して行われる公正価値調整
- ・売買目的保有金融商品
- ・損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された(「FVTPL」)金融商品
- ・その他の包括利益を通じて公正価値で測定する(「FVOCI」)金融資産

AASB第119号「従業員給付」に準拠して確定給付債務は予測単位積増方式を用いて測定される。

iv) 会計方針

本要約中間連結財務書類は、2024年度ANZBGL年次報告書で適用されたものと同じ会計方針と計算方法に基づき作成されている。

v) 見積り、仮定、判断の使用

本要約中間連結財務書類の作成には、経営陣の判断、見積りおよび仮定を用いる必要があり、これらは会計方針の適用および財務の結果に影響を及ぼす。複雑または主観的な判断や評価を含む、重要な会計上の見積りおよび判断についての議論は、2024年度ANZBGL年次報告書に記載されており、必要に応じて本要約中間連結財務書類内で更新されている。これらの見積りおよび判断は継続的に見直されている。

世界経済は依然として、インフレおよび金利の不透明性、通商上および地政学的緊張の継続ならびに気候変動の影響に伴う課題に直面しており、これらが財務諸表の作成に伴う見積りの不確実性のレベルを高めている。

当グループは、2025年3月31日現在における将来の事象について、このような状況下で合理的とみなされる見込みおよび仮定を反映した経済状況の予測に基づく様々な会計上の見積りを本要約連結財務書類において行った。これらの見積りの作成には、相当な判断を伴っている。予測した事象は予期したとおりには発生しないことが多いため、実際の経済状況は予想とは異なる可能性が高く、こうした相違による影響は本財務書類に含まれる会計上の見積りに重要な影響を与える可能性がある。これらの予測および関連する不確実性によって主に影響を受ける重要な会計上の見積りは、予想信用損失および引当金である。

上記の不確実性に照らして、重要な会計上の見積りに関連して行われる仮定および判断は後に詳述されている。本財務書類の読者は、上記の不確実性に照らしてこれらの開示を検討すべきである。

予想信用損失引当金

当グループは、AASB第9号「金融商品」で要求されている予想信用損失（「ECL」）の減損モデルを用いて予想信用損失引当金を測定している。

下表は、当グループのECL引当金を示している（詳細な情報については、注記8を参照のこと。）。

	期末現在		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(単位：百万ドル)		
一括評価	4,280	4,247	4,046
個別評価	364	308	325
合計⁽¹⁾	4,644	4,555	4,371

(1) 償却原価で測定される正味貸付金および前渡金、投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、ならびに帳簿外のコミットメント-未実行および条件付与信枠に対するECL引当金を含む。

個別評価ECL引当金

2025年3月半期に、個別評価ECL引当金は56百万ドル増加した。

個別評価ECLを見積もる際に、当グループは予想される返済、担保物件の実現可能価額、顧客の事業の見通し、競合請求ならびに債権処理プロセスの期間および予想発生費用に関連して、判断および仮定を行う。

一括評価ECL引当金

2025年3月半期に、一括評価ECL引当金は33百万ドル増加したが、これは信用リスク・プロファイルの悪化による50百万ドル、為替換算やその他の影響による47百万ドル、ポートフォリオの成長による17百万ドル、ならびに不確実性および景気変動性の上昇に対する経営陣による一時的調整の14百万ドルの純増に起因する。これは、深刻なシナリオのモデル化された仮定の修正による72百万ドルと、ベースケース経済予測に関する仮定のわずかな改善による23百万ドルによって一部相殺された。

一括評価ECLを見積もる際に、当グループは以下に関連して判断および仮定を行う。

- ・見積技法またはモデル化手法の選定
- ・これらのモデルへのインプットの選定、およびこれらのインプット間の相互依存性

判断および関連する仮定は、各種の要因が世界経済にどのように影響を及ぼすかについての不確実性を踏まえて作成されており、現状において合理的であると考えられる将来の事象の予測など、関連があるとみなされる過去の実績やその他の要因を反映している。当グループのECLの見積りは本質的に不確実なものであり、結果として、これらの見積りは実際の結果と異なる可能性がある。

一括評価ECLを見積もる際の重要な判断および仮定は、以下に示されている。

ベースケース経済予測に関する仮定

上記の不確実性が継続する場合、経済予測のリスクが高まり、その結果、ECL残高が過少計上または過大計上されることになる。

2025年3月31日時点で使用された、将来のマクロ経済状況についてのANZエコノミクスの見解を反映したベースケース経済予測の経済要因は以下のとおりである。以下の短期予測以降の期間について、ECLモデルは全期間の損失を算出するために経済状況について単純化された仮定を適用している。これらの予測を形成する際には、高い水準の見積りの不確実性を伴う。

	暦年	暦年予測	
	2024年	2025年	2026年
オーストラリア			
GDP（年間成長率）	1.1	2.1	2.5
失業率（年間平均）	4.0	4.1	4.0
住宅用不動産価格（年間上昇率）	4.4	0.9	3.8
消費者物価指数（年間上昇率）	3.2	2.4	2.6
ニュージーランド			
GDP（年間成長率）	(0.5)	1.0	3.1
失業率（年間平均）	4.7	5.2	4.7
住宅用不動産価格（年間上昇率）	(1.1)	6.0	5.0
消費者物価指数（年間上昇率）	2.9	2.6	1.9
世界の他の国々			
GDP（年間成長率）	2.8	2.3	1.9
消費者物価指数（年間上昇率）	3.0	2.5	2.1

オーストラリアのベースケース経済予測は、金利低下を反映した成長の回復、実質家計可処分所得の回復、国際環境の正常化を織り込んでいる。ニュージーランドでは、景気回復と成長への回帰が予測されており、住宅価格は安定期を経て上昇すると予想されている。

確率加重

各シナリオの確率加重は、上記の不確実性を含め、ベースケース経済シナリオを取り巻くリスクおよび不確実性を考慮して経営陣によって決定される。

平均加重は2024年9月半期から変更なく、ベースケースの平均加重は46%（2024年9月：46%、2024年3月：46%）、アップサイドの平均加重は1%（2024年9月：1%、2024年3月：0%）、ダウンサイドの平均加重は40%（2024年9月：40%、2024年3月：41%）、深刻なダウンサイドの平均加重は13%（2024年9月：13%、2024年3月：13%）であった。

オーストラリア、ニュージーランドおよび世界の他の国々で割り当てられる確率加重は、本質的な不確実性に大きく左右されるため、実際の結果が予想と大きく異なる可能性がある。当グループは、各地域における加重が、損失の可能性の見積りを示し、当グループのクレジット・ポートフォリオにおける短期的および長期的な相互関係を考慮していると考えている。

当グループ全体に適用される平均加重は下表に要約されている。

	2025年3月	2024年9月	2024年3月
当グループ			
ベース	46%	46%	46%
アップサイド	1%	1%	0%
ダウンサイド	40%	40%	41%
深刻なダウンサイド	13%	13%	13%

ECL - 感応度分析

経済に固有の不確実性と、将来の期間における借手の予想デフォルトを判断する際に用いられる要因に適用される判断を踏まえると、当グループが報告するECLは、潜在的な見積りの範囲内で最善の見積りと考えられる。

下表は、2025年3月31日現在の一括評価ECLに対する当グループの引当金の決定に用いられる主要要因とそれに対する当該引当金の感応度を示している。

	残高	(利益)損失の 影響額
	(単位：百万ドル)	
ステージ1と信枠の1%がステージ2に含まれる場合	4,362	82
ステージ2と信枠の1%がステージ1に含まれる場合	4,274	(6)
100%アップサイドシナリオ	1,580	(2,700)
100%ベースケースシナリオ	1,989	(2,291)
100%ダウンサイドシナリオ	3,696	(584)
100%深刻なダウンサイドシナリオ	9,779	5,499

引当金

当グループは、組織再編費用、顧客救済措置、非貸付損失、不正および偽造ならびに訴訟に関連する請求を含む様々な債務に対して引当金を計上している。これらの引当金は、それらの債務を支払うために必要な支出の見積りを含む将来の事象の時期および結果に関する判断を伴う。引当金の基礎となる仮定の適切性は実績および法律専門家の助言を含むその他の関連する証拠に照らして定期的に見直され、適切な場合には引当金の調整が行われる。

2. 収入

	半期			増減率	
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年 3月期 対2024年 9月期	2025年 3月期 対2024年 3月期
	(単位：百万ドル)				
純利息収益					
受取利息	32,755	30,846	29,832	6%	10%
支払利息	(23,697)	(22,512)	(21,740)	5%	9%
大手銀行税	(220)	(197)	(192)	12%	15%
純利息収益	8,838	8,137	7,900	9%	12%
その他営業収入					
貸付手数料 ⁽¹⁾	215	213	207	1%	4%
非貸付手数料	1,121	1,135	1,137	-1%	-1%
コミッション	29	38	37	-24%	-22%
資産運用収入	124	116	125	7%	-1%
手数料およびコミッション収益	1,489	1,502	1,506	-1%	-1%
手数料およびコミッション費用	(596)	(501)	(543)	19%	10%
手数料およびコミッション収益 (純額)	893	1,001	963	-11%	-7%
為替差益およびその他金融商品に よる収益(純額) ⁽²⁾	1,276	1,054	1,112	21%	15%
保険事業収入純額	46	74	48	-38%	-4%
関連会社投資の持分利益/(損失)	54	38	96	42%	-44%
事業体の解散に伴う為替換算調整 勘定の戻入	15	2	20	大	-25%
AmBankへの投資の処分損	-	-	(21)	該当なし	大
その他	31	67	30	-54%	3%
その他収入	1,422	1,235	1,285	15%	11%
その他営業収入	2,315	2,236	2,248	4%	3%
営業収入	11,153	10,373	10,148	8%	10%

(1) 貸付手数料は、実効利回りの計算の一部として処理され、受取利息に含まれている手数料を除く。

(2) 金利リスクおよび為替リスクを管理するために締結される会計上のヘッジ手段として指定されていないデリバティブの公正価値の変動(実現および未収利息を除く。)、キャッシュフロー・ヘッジの非有効部分、損益を通じて公正価値で測定されるおよび/または測定するものとして指定された金融資産および金融負債の公正価値の変動を含む。

3. 営業費用

	半期			増減率	
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年 3月期 対2024年 9月期	2025年 3月期 対2024年 3月期
	(単位：百万ドル)				
i) 人件費					
給与および関連費用	2,930	2,747	2,728	7%	7%
年金費用	246	226	217	9%	13%
株式決済型株式報酬	60	66	73	-9%	-18%
その他	56	59	24	-5%	大
人件費	3,292	3,098	3,042	6%	8%
ii) 土地建物					
賃借料	48	37	37	30%	30%
減価償却費	228	219	217	4%	5%
その他	85	94	84	-10%	1%
土地建物	361	350	338	3%	7%
iii) 技術					
減価償却費および償却費	233	267	234	-13%	0%
サブスクリプション・ライセンス費用および外注サービス費	633	606	549	4%	15%
その他	177	135	103	31%	72%
技術	1,043	1,008	886	3%	18%
iv) 組織再編	83	94	141	-12%	-41%
v) その他					
広告・広報費	104	113	87	-8%	20%
専門家報酬	400	432	334	-7%	20%
運送料、文房具、郵便および通信	83	92	78	-10%	6%
カード処理手数料	45	54	53	-17%	-15%
その他の無形資産の償却費および減損 ⁽¹⁾	82	7	-	大	該当なし
その他	295	242	220	22%	34%
その他	1,009	940	772	7%	31%
営業費用	5,788	5,490	5,179	5%	12%

(1) 2025年3月半期にサンコープ・バンクの買収に関連して買収会計の一環として認識された取得無形資産の償却費82百万ドル(2024年9月半期：ゼロ、2024年3月半期：ゼロ)を含む。

4. 法人税

損益に計上された法人税費用と税引前利益に対する計算上の法人税費用との調整

	半期			増減率	
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年	2025年
				3月期	3月期
				対2024年	対2024年
				9月期	3月期
	(単位：百万ドル)				
税引前利益	5,222	4,547	4,899	15%	7%
計算上の法人税費用(税率30%)	1,567	1,364	1,470	15%	7%
永久差異に係る税効果					
関連会社投資の持分(利益)/損失	(16)	(12)	(29)	33%	-45%
転換型金融商品の利息	58	60	64	-3%	-9%
海外税率差異	(83)	(70)	(86)	19%	-3%
配当金の送金に課される外国税引当金	11	15	21	-27%	-48%
その他	(2)	13	(14)	大	-86%
小計	1,535	1,370	1,426	12%	8%
過年度の法人税計上(超過)/不足額	3	11	9	-73%	-67%
法人税	1,538	1,381	1,435	11%	7%
オーストラリア	774	728	753	6%	3%
海外	764	653	682	17%	12%
法人税	1,538	1,381	1,435	11%	7%
実効税率	29.5%	30.4%	29.3%		

5. 配当金

	半期			増減率	
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年	2025年
				3月期	3月期
				対2024年	対2024年
				9月期	3月期
普通株式配当(百万ドル)⁽¹⁾					
中間配当金	-	2,496	-		
最終配当金	2,472	-	2,771		
合計	2,472	2,496	2,771	-1%	-11%

(1) 子会社による当グループの非支配持分の保有者への配当金支払額20百万ドル(2024年9月半期：19百万ドル、2024年3月半期：13百万ドル)は除外している。

普通株式

ANZBGLは、ANZGHLの完全保有子会社で中間持株会社であるANZ BH Pty Ltdに対し、2025年3月半期に2024年度最終配当金2,472百万ドルを支払った。

取締役会はANZ BH Pty Ltdに対し、2025年7月1日に2025年度中間配当金2,170百万ドルを支払うことを提案した。最終的な配当額は、ANZGHLの配当金再投資制度およびボーナス・オプション制度の結果次第となる。

6. セグメント報告

i) セグメントの説明

当グループは、オーストラリア・リテール、オーストラリア商業、法人、ニュージーランド、サンコープ・バンク、パシフィック、グループ・センターの7つの部門からなる部門構造で事業を行っている。

以下に示す営業セグメントは、最高経営意思決定者である最高経営責任者に提供される内部部門報告と一致している。

オーストラリア・リテール

オーストラリア・リテール部門は、オーストラリアの個人顧客にあらゆる銀行サービスを提供している。これには、住宅ローン、預金、クレジットカード、個人ローンが含まれる。商品・サービスは、支店網、住宅ローン・スペシャリスト、コンタクト・センター、様々なセルフサービス・チャンネル（デジタルおよびインターネット・バンキング、ウェブサイト、ATM、およびテレホン・バンキング）、および外部のプロローカーを通じて提供される。

オーストラリア商業

オーストラリア商業部門は、SMEバンキング（小規模事業主および中規模商業顧客）ならびに多角的スペシャリスト事業（大規模商業顧客ならびに富裕層の個人顧客および同族グループ）という顧客セグメントにわたり、あらゆる銀行商品および金融サービスを提供する。この部門は、ランオフ事業（セントラル・ファンクション）も含む。

法人

法人部門は、機関顧客および法人顧客ならびにオーストラリア、ニュージーランドおよび国外（パプアニューギニア（「PNG」）を含む。）の政府に、以下の事業部門を通じてサービスを提供する。

- ・トランザクション・バンキングは、荷為替取引、サプライチェーン・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、キャッシュ・マネジメント・ソリューション、預金、支払、決済など運転資本および流動性ソリューションを顧客に提供する。
- ・コーポレート・ファイナンスは、ローン商品、ローン・シンジケーション、スペシャライズド・ローンのストラクチャリングおよび執行、プロジェクトおよび輸出向けファイナンス、デット・ストラクチャリングおよび買収関連ファイナンス、サステナブル・ファイナンス・ソリューションを顧客に提供する。
- ・マーケットは、当グループの金利エクスポージャーおよび流動性ポジションを管理する他、為替、金利、クレジット、コモディティおよびデット・キャピタル・マーケットに係るリスク管理サービスを顧客に提供する。
- ・セントラル・ファンクションは、法人部門およびその周辺事業に対して決済サービスとオペレーション・サポートを提供する支援機能で構成されている。

ニュージーランド

ニュージーランド部門は、以下の事業部門で構成される。

- ・パーソナルは、あらゆる銀行サービス、ウェルス・マネジメント・サービスを個人およびプライベート・バンキングの顧客に提供する。また、インターネットとアプリベースのデジタル・ソリューションおよび支店網、モーゲージ・スペシャリスト、プライベート・バンカー、コンタクト・センターを通じてサービスを提供する。
- ・ビジネスおよび農業は、デジタル、支店およびコンタクト・センターのチャンネルを通じたあらゆる銀行サービス、ならびに専任のマネジャーを通じての従来のリレーションシップ・バンキングおよび高度な金融ソリューションを提供する。これらは、未上場の小規模、中規模、大規模企業、農業事業セグメント、政府および政府関連事業体を対象としている。
- ・セントラル・ファンクションには、トレジャリーおよびバックオフィス支援機能が含まれる。

サンコープ・バンク

サンコープ・バンク部門は、オーストラリアのリテール、商業、中小企業および農業関連の顧客に対して、銀行業務および関連サービスを提供している。

パシフィック

パシフィック部門は、リテールおよび商業顧客（多国籍企業を含む）、ならびに太平洋地域（法人部門の一部であるパプアニューギニアを除く。）の政府に商品・サービスを提供する。

グループ・センター

グループ・センター部門は、技術、資産、リスク管理、財務管理、トレジャリー、戦略、マーケティング、人事、コーポレート業務およびシェアホルダー・ファンクションズなど、オペレーティング部門をサポートする。アジアにおける少数持分投資も含まれる。

ii) 営業セグメント

当グループは、現金利益ベースで営業セグメントの業績を測定している。現金利益は、株主に帰属する税引後利益からいくつかの項目を除外して算出されている。調整は、将来の利益を通じて解消される期間差異を表す経済ヘッジと収益および費用ヘッジの影響、ならびにサンコープ・バンクの買収の結果として認識された無形資産の償却費に関連している。

当グループ内のセグメントにわたる部門間の取引は、独立第三者間基準で行われ、該当する場合には、これらのセグメントの収益および費用の一部として開示される。

	オーストラリア・リテール	オーストラリア商業	法人	ニュージーランド	サンコープ・バンク	パシフィック	グループ・センター	当グループ合計
	(単位：百万ドル)							
2025年3月半期								
純利息収益	2,592	1,589	2,033	1,589	823	55	157	8,838
手数料およびコミッション収益（純額）	215	138	333	193	21	7	(14)	893
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	54	15	1,053	-	9	37	70	1,238
営業収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	2,861	1,742	3,419	1,782	853	99	213	10,969
営業費用 ⁽³⁾	(1,781)	(755)	(1,461)	(685)	(433)	(74)	(517)	(5,706)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,080	987	1,958	1,097	420	25	(304)	5,263
貸倒引当金（繰入）/戻入	(63)	(50)	(28)	4	(11)	3	2	(143)
税引前現金利益	1,017	937	1,930	1,101	409	28	(302)	5,120
法人税（費用）/利益 ⁽¹⁾⁽²⁾ (3)	(312)	(282)	(550)	(309)	(123)	(7)	73	(1,510)
非支配持分	-	-	-	-	-	(1)	(20)	(21)
現金利益/（損失）	705	655	1,380	792	286	20	(249)	3,589
経済ヘッジ ⁽¹⁾								167
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾								(36)
取得した無形資産の償却費 ⁽³⁾								(57)
株主に帰属する税引後利益								3,663
財政状態								
外部資産合計	343,706	66,327	618,958	127,467	88,785	3,365	54,363	1,302,971
外部負債合計	187,342	124,811	493,342	122,408	82,483	3,848	218,025	1,232,259

(1) 経済ヘッジについての現金利益の調整は、法人部門、ニュージーランド部門、サンコープ・バンク部門およびグループ・センター部門に関連している。要約連結損益計算書上、2025年3月半期には236百万ドルの利益（2024年9月半期：91百万ドルの損失、2024年3月半期：277百万ドルの損失）がその他営業収入に計上され、69百万ドルの法人税費用（2024年9月半期：24百万ドルの利益、2024年3月半期：80百万ドルの利益）が計上された。

(2) 収益および費用ヘッジについての現金利益の調整は、グループ・センター部門に関連している。要約連結損益計算書上、2025年3月半期には52百万ドルの損失（2024年9月半期：31百万ドルの利益、2024年3月半期：75百万ドルの利益）がその他営業収入に計上され、16百万ドルの法人税利益（2024年9月半期：9百万ドルの費用、2024年3月半期：23百万ドルの費用）が計上された。

(3) 取得した無形固定資産の償却費についての現金利益の調整は、サンコープ・バンク部門に関連している。要約連結損益計算書上、2025年3月半期には82百万ドル（2024年9月半期：ゼロ、2024年3月半期：ゼロ）が営業費用に計上され、25百万ドルの法人税利益（2024年9月半期：ゼロ、2024年3月半期：ゼロ）が計上された。

	オーストラリア・ リテール	オーストラリア 商業	法人	ニュー ジー ランド	サンコープ ・ バンク	パシ フィック	グループ ・ センター	当グループ 合計
2024年9月半期	(単位：百万ドル)							
純利息収益	2,615	1,584	1,859	1,571	251	60	197	8,137
手数料およびコミッション収益（純額）	284	154	372	192	6	6	(13)	1,001
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	79	19	1,089	(1)	-	41	68	1,295
営業収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	2,978	1,757	3,320	1,762	257	107	252	10,433
営業費用	(1,781)	(744)	(1,431)	(699)	(188)	(68)	(579)	(5,490)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,197	1,013	1,889	1,063	69	39	(327)	4,943
貸倒引当金（繰入）/戻入	(28)	(45)	4	(24)	(243)	2	(2)	(336)
税引前現金利益	1,169	968	1,893	1,039	(174)	41	(329)	4,607
法人税（費用）/利益 ⁽¹⁾⁽²⁾	(356)	(291)	(557)	(294)	52	(11)	61	(1,396)
非支配持分	-	-	-	-	-	(1)	(20)	(21)
現金利益/（損失）	813	677	1,336	745	(122)	29	(288)	3,190
経済ヘッジ ⁽¹⁾								(67)
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾								22
取得した無形資産の償却費								-
株主に帰属する税引後利益								3,145
財政状態								
外部資産合計	335,356	65,456	574,998	127,032	87,185	3,162	36,396	1,229,585
外部負債合計	180,801	122,029	460,053	120,203	81,610	3,686	192,443	1,160,825
2024年3月半期								
純利息収益	2,608	1,580	1,882	1,572	-	63	195	7,900
手数料およびコミッション収益（純額）	247	146	368	207	-	8	(13)	963
その他収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	54	23	1,319	1	-	36	54	1,487
営業収入 ⁽¹⁾⁽²⁾	2,909	1,749	3,569	1,780	-	107	236	10,350
営業費用	(1,735)	(763)	(1,444)	(677)	-	(70)	(490)	(5,179)
貸倒引当金繰入および法人税控除前現金利益	1,174	986	2,125	1,103	-	37	(254)	5,171
貸倒引当金（繰入）/戻入	(43)	(35)	6	(4)	-	6	-	(70)
税引前現金利益	1,131	951	2,131	1,099	-	43	(254)	5,101
法人税（費用）/利益 ⁽¹⁾⁽²⁾	(337)	(286)	(609)	(308)	-	(11)	59	(1,492)
非支配持分	-	-	-	-	-	(1)	(13)	(14)
現金利益/（損失）	794	665	1,522	791	-	31	(208)	3,595
経済ヘッジ ⁽¹⁾								(197)
収益および費用ヘッジ ⁽²⁾								52
取得した無形資産の償却費								-
株主に帰属する税引後利益								3,450
財政状態								
外部資産合計	325,775	64,279	513,026	124,986	-	3,195	58,877	1,090,138
外部負債合計	176,484	122,386	407,444	122,310	-	3,791	187,521	1,019,936

(1) 経済ヘッジについての現金利益の調整は、法人部門、ニュージーランド部門、サンコープ・バンク部門およびグループ・センター部門に関連している。要約連結損益計算書上、2025年3月半期には236百万ドルの利益（2024年9月半期：91百万

ドルの損失、2024年3月半期：277百万ドルの損失)がその他営業収入に計上され、69百万ドルの法人税費用(2024年9月半期：24百万ドルの利益、2024年3月半期：80百万ドルの利益)が計上された。

(2) 収益および費用ヘッジについての現金利益の調整は、グループ・センター部門に関連している。要約連結損益計算書上、2025年3月半期には52百万ドルの損失（2024年9月半期：31百万ドルの利益、2024年3月半期：75百万ドルの利益）がその他営業収入に計上され、16百万ドルの法人税利益（2024年9月半期：9百万ドルの費用、2024年3月半期：23百万ドルの費用）が計上された。

7. 正味貸付金および前渡金

	期末現在			増減率	
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年 3月期 対2024年 9月期	2025年 3月期 対2024年 3月期
	(単位：百万ドル)				
オーストラリア					
当座貸越	4,479	4,685	4,031	-4%	11%
クレジットカード残高	5,211	5,565	5,607	-6%	-7%
手形融資残高	4,072	4,401	4,557	-7%	-11%
ターム・ローン - 住宅	391,719	382,030	314,103	3%	25%
ターム・ローン - 住宅以外	193,921	191,266	173,764	1%	12%
その他	916	919	927	0%	-1%
オーストラリアの合計	600,318	588,866	502,989	2%	19%
ニュージーランド					
当座貸越	1,011	1,003	850	1%	19%
クレジットカード残高	1,126	1,142	1,163	-1%	-3%
ターム・ローン - 住宅	103,090	102,099	100,407	1%	3%
ターム・ローン - 住宅以外	34,852	35,613	36,487	-2%	-4%
ニュージーランドの合計	140,079	139,857	138,907	0%	1%
世界の他の国々					
当座貸越	585	421	530	39%	10%
クレジットカード残高	6	6	6	0%	0%
ターム・ローン - 住宅	454	425	431	7%	5%
ターム・ローン - 住宅以外	79,420	74,405	73,184	7%	9%
その他	-	5	115	大	大
世界の他の国々の合計	80,465	75,262	74,266	7%	8%
小計	820,862	803,985	716,162	2%	15%
前受収益 ⁽¹⁾	(584)	(515)	(494)	13%	18%
資産計上された仲介手数料およびその 他の組成費用 ⁽¹⁾	4,335	4,237	3,642	2%	19%
貸付金および前渡金総額	824,613	807,707	719,310	2%	15%
ECL引当金（注記8参照）	(3,761)	(3,675)	(3,489)	2%	8%
正味貸付金および前渡金	820,852	804,032	715,821	2%	15%

(1) 貸付金の予想残存期間にわたって償却されている。

8. 予想信用損失引当金

当グループのクレジット・ポートフォリオからの予想信用損失（「ECL」）の評価は、様々な状況下におけるポートフォリオの運用状況についての当グループの経験に加え、当グループの内外の様々な情報に基づいて経営陣が行った判断および見積りに左右される。

	期末現在								
	2025年3月			2024年9月			2024年3月		
	一括 評価	個別 評価	合計	一括 評価	個別 評価	合計	一括 評価	個別 評価	合計
	（単位：百万ドル）								
償却原価で測定される正味貸付金および前渡金	3,415	346	3,761	3,372	303	3,675	3,169	320	3,489
帳簿外のコミットメント - 未実行および条件付与信枠	834	18	852	841	5	846	844	5	849
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券	31	-	31	34	-	34	33	-	33
合計	4,280	364	4,644	4,247	308	4,555	4,046	325	4,371
その他の包括利益									
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券 ⁽¹⁾	21	-	21	20	-	20	17	-	17

(1) FVOCIで測定される資産については、帳簿価額は公正価値で維持されており、ECL引当金は帳簿価額を変更しない。その代わりに、ECL引当金はその他の包括利益において認識されており、対応する費用は損益で認識される。

下表は、ECL引当金の変動を表示している。

償却原価で測定される正味貸付金および前渡金

ECL引当金は正味貸付金および前渡金に含まれている。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
			（単位：百万ドル）		
2023年10月1日現在	1,227	1,624	329	366	3,546
ステージ間の移動	129	(144)	(49)	64	-
新規および増加した引当金 （戻入控除後）	(119)	64	120	137	202
戻入	-	-	-	(80)	(80)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	(146)	(146)
為替換算およびその他の増減 ⁽¹⁾	(5)	(6)	(1)	(21)	(33)
2024年3月31日現在	1,232	1,538	399	320	3,489
ステージ間の移動	140	(156)	(54)	70	-
新規および増加した引当金 （戻入控除後） ⁽²⁾	(84)	273	94	191	474
戻入	-	-	-	(97)	(97)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	(170)	(170)
為替換算およびその他の増減 ⁽¹⁾	(12)	(2)	4	(11)	(21)
2024年9月30日現在	1,276	1,653	443	303	3,675
ステージ間の移動	147	(160)	(61)	74	-
新規および増加した引当金 （戻入控除後）	(214)	198	109	210	303
戻入	-	-	-	(67)	(67)
貸倒償却（償却債権回収額を除く）	-	-	-	(172)	(172)
為替換算およびその他の増減 ⁽¹⁾	17	(1)	8	(2)	22
2025年3月31日現在	1,226	1,690	499	346	3,761

- (1) その他の増減は、当期中の個別評価ECL引当金の予想キャッシュフローに対する割引の影響および当期中に完了した事業売却の影響を含む。
- (2) サンコープ・バンク買収関連の一括評価ECL引当金を含む。会計基準に基づき、これらは当初ステージ1として認識され、該当する場合には買収日後にステージ2に移行され、すべて新規および増加した引当金（戻入控除後）に表示される。

帳簿外のコミットメント - 未実行および条件付与信枠

ECL引当金はその他引当金に含まれている。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
(単位：百万ドル)					
2023年10月1日現在	630	162	25	10	827
ステージ間の移動	18	(16)	(2)	-	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	7	22	1	-	30
戻入	-	-	-	(5)	(5)
為替換算	(2)	(1)	-	-	(3)
2024年3月31日現在	653	167	24	5	849
ステージ間の移動	16	(15)	(1)	-	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	3	5	2	3	13
戻入	-	-	-	(2)	(2)
為替換算およびその他の増減 ⁽¹⁾	(14)	(1)	2	(1)	(14)
2024年9月30日現在	658	156	27	5	846
ステージ間の移動	19	(18)	(2)	1	-
新規および増加した引当金 (戻入控除後)	(60)	26	6	14	(14)
戻入	-	-	-	(2)	(2)
為替換算	23	-	(1)	-	22
2025年3月31日現在	640	164	30	18	852

- (1) その他の増減は、当期中に完了した事業売却の影響を含む。

投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券

ECL引当金は投資有価証券に含まれている。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
(単位：百万ドル)					
2024年3月31日現在	33	-	-	-	33
2024年9月30日現在	34	-	-	-	34
2025年3月31日現在	31	-	-	-	31

投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券

FVOCIで測定される資産については、帳簿価額は公正価値で維持されており、ECL引当金は帳簿価額を変更しない。その代わりに、ECL引当金はその他の包括利益において認識されており、対応する費用は損益で認識される。

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
2024年3月31日現在	17	-	-	-	17
2024年9月30日現在	20	-	-	-	20
2025年3月31日現在	21	-	-	-	21

貸倒引当金繰入/(戻入)の内訳

	半期			増減率	
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年3月期 対2024年9月期	2025年3月期 対2024年3月期
	(単位：百万ドル)				
新規および増加した引当金(戻入控除後) ⁽¹⁾⁽²⁾					
- 一括評価 ⁽³⁾	(14)	230	32	大	大
- 個別評価	299	264	201	13%	49%
戻入 ⁽⁴⁾	(69)	(99)	(85)	-30%	-19%
償却債権回収額	(73)	(59)	(78)	24%	-6%
貸倒引当金繰入/(戻入)合計	143	336	70	-57%	大

- (1) 一括評価と個別評価の間の振替の影響を含む。
 (2) 新規および増加した引当金(戻入控除後)は以下を含む。

	2025年3月半期		2024年9月半期		2024年3月半期	
	一括評価	個別評価	一括評価	個別評価	一括評価	個別評価
	(単位：百万ドル)					
償却原価で測定される正味貸付金 および前渡金	19	284	213	261	1	201
帳簿外のコミットメント	(29)	15	10	3	30	-
投資有価証券 - 償却原価で測定される 負債証券	(5)	-	4	-	(1)	-
投資有価証券 - FVOCIで測定される 負債証券	1	-	3	-	2	-
合計	(14)	299	230	264	32	201

- (3) 2024年9月半期について、サンコープ・バンク買収関連の一括評価貸倒引当金繰入244百万ドルを含む。
 (4) 2025年3月半期については、償却原価で測定される正味貸付金および前渡金の戻入67百万ドル(2024年9月半期：97百万ドル、2024年3月半期：80百万ドル)ならびに帳簿外のコミットメントの戻入2百万ドル(2024年9月半期：2百万ドル、2024年3月半期：5百万ドル)で構成される。

9. 預金およびその他の借入金

	期末現在			増減率	
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年 3月期 対2024年 9月期	2025年 3月期 対2024年 3月期
	(単位：百万ドル)				
オーストラリア					
譲渡性預金	30,215	34,011	30,572	-11%	-1%
定期預金	102,183	102,413	86,857	0%	18%
要求払い預金および短期預金	322,209	309,553	283,400	4%	14%
無利息預金	39,770	39,964	19,955	0%	99%
銀行からの預り金および 買戻条件付契約により売却した 有価証券	55,917	44,953	38,425	24%	46%
コマーシャル・ペーパーおよび その他の借入金	60,203	46,472	42,267	30%	42%
オーストラリアの合計	610,497	577,366	501,476	6%	22%
ニュージーランド					
譲渡性預金	1,213	1,079	1,800	12%	-33%
定期預金	54,438	54,500	52,762	0%	3%
要求払い預金および短期預金	58,246	56,038	55,569	4%	5%
無利息預金	15,405	14,586	15,825	6%	-3%
銀行からの預り金および 買戻条件付契約により売却した 有価証券	3,182	3,207	3,912	-1%	-19%
コマーシャル・ペーパーおよび その他の借入金	1,931	1,304	3,152	48%	-39%
ニュージーランドの合計	134,415	130,714	133,020	3%	1%
世界の他の国々					
譲渡性預金	8,153	7,116	6,723	15%	21%
定期預金	141,641	116,603	100,919	21%	40%
要求払い預金および短期預金	18,136	17,423	20,569	4%	-12%
無利息預金	5,770	5,554	5,479	4%	5%
銀行からの預り金および 買戻条件付契約により売却した 有価証券	55,018	50,390	39,003	9%	41%
世界の他の国々の合計	228,718	197,086	172,693	16%	32%
預金およびその他の借入金 ⁽¹⁾	973,630	905,166	807,189	8%	21%

(1) 2025年3月31日現在の顧客預金残高757,798百万ドル(2024年9月：716,634百万ドル、2024年3月：641,335百万ドル)は、定期預金、要求払い預金および短期預金ならびに無利息預金を含む。

10. 発行済社債

	期末現在			増減率	
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年	2025年
				3月期 対2024年 9月期	3月期 対2024年 3月期
(単位:百万ドル)					
非劣後債務合計	126,679	116,723	90,763	9%	40%
その他Tier 1 資本 (永久劣後証券) ⁽¹⁾					
ANZキャピタルノート (ANZ CN) ⁽²⁾					
ANZ CN5 ⁽³⁾	-	931	930	大	大
ANZ CN6	1,491	1,490	1,490	0%	0%
ANZ CN7	1,300	1,300	1,299	0%	0%
ANZ CN8	1,486	1,485	1,484	0%	0%
ANZ CN9	1,682	1,680	1,678	0%	0%
ANZ資本証券 ⁽⁴⁾	1,544	1,391	1,434	11%	8%
Tier 2 資本 - 期限付劣後債 ⁽⁵⁾	32,444	28,584	26,754	14%	21%
その他の劣後債務証券	2,929	2,804	1,277	4%	大
劣後債務合計	42,876	39,665	36,346	8%	18%
発行済社債合計	169,555	156,388	127,109	8%	33%

(1) ANZキャピタルノートおよびANZ資本証券は、パーゼル3 適格商品である。

(2) ANZキャピタルノートのそれぞれは、特定の強制転換日に1%の割引を適用した価格で可変数のANZGHL普通株式に転換される(ただし、所定の条件を満たす必要がある。)。ANZBGLの普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%以下になった場合、またはANZBGLがAPRAより存続不能の通知を受領した場合、当該ノートは転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格で可変数のANZGHL普通株式に転換される。所定の条件を満たした場合、当該ノートはANZBGLの裁量により、繰上償還日または転換日にANZBGLによって償還されるか、(強制転換と同様の条件で)ANZGHL普通株式に転換される。

	発行体	発行日	発行額 (百万ドル)	繰上償還 または転換日	強制転換日
CN5	ANZBGL	2017年9月28日	931	2025年3月20日	2027年3月20日
CN6	ANZBGL	2021年7月8日	1,500	2028年3月20日	2030年9月20日
CN7	ANZBGL	2022年3月24日	1,310	2029年3月20日	2031年9月20日
CN8	ANZBGL	2023年3月24日	1,500	2030年3月20日	2032年9月20日
CN9	ANZBGL	2024年3月20日	1,700	2031年3月20日	2033年9月20日

(3) ANZBGLは2025年3月20日にANZ CN5を全額償還した。その結果、CN5の強制転換日は適用されなくなった。

(4) 2016年6月15日、ANZBGLはロンドン支店を通じて、10億米ドルの全額払込済み条件付転換永久劣後証券(「ANZ資本証券」)を発行した。ANZBGLの普通株式等Tier 1 資本比率が5.125%以下になった場合、またはANZBGLがAPRAより存続不能の通知を受領した場合、当該証券は転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格で可変数のANZGHL普通株式に転換される。所定の条件を満たした場合、第1回金利変更日(2026年6月15日)およびその5年毎の応当日に、ANZはその裁量により、当該証券のすべてを償還する権利を有している。

(5) すべての期限付劣後債は転換可能であり、パーゼル3 適格商品である。ANZBGLがAPRAより存続不能の通知を受領した場合、転換可能劣後証券は転換上限数を条件として、直ちに1%の割引を適用した価格で可変数のANZGHL普通株式に転換される。

[次へ](#)

11. 信用リスク

信用リスクの最大エクスポージャー

貸借対照表上で認識されている金融資産について、信用リスクの最大エクスポージャーは、帳簿価額である。一定の状況において、貸借対照表上の帳簿価額と下表において報告される額には差異がある場合がある。これらの差異は主に、市場リスクにさらされる持分商品または紙幣および硬貨など、信用リスク以外のリスクにさらされる金融資産について生じる。

未実行の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、与信枠の総額である。条件付の与信枠について、信用リスクの最大エクスポージャーは、かかる請求が行われた場合に当グループが支払わなければならない最大額である。

下表は、担保またはその他の信用補完を考慮前の当グループの帳簿上および帳簿外の信用リスクの最大エクスポージャーを示したものである。

	計上			除外 ⁽¹⁾			信用リスクの最大エクスポージャー		
	期末現在			期末現在			期末現在		
	2025年 3月	2024年 9月	2024年 3月	2025年 3月	2024年 9月	2024年 3月	2025年 3月	2024年 9月	2024年 3月
	(単位：百万ドル)								
貸借対照表勘定									
正味貸付金および前渡金	820,852	804,032	715,821	-	-	-	820,852	804,032	715,821
投資有価証券									
- 償却原価で測定される負債証券	6,917	7,091	7,900	-	-	-	6,917	7,091	7,900
- FVOCIで測定される負債証券	146,773	131,944	108,530	-	-	-	146,773	131,944	108,530
- FVOCIで測定される持分証券	1,208	1,065	1,188	1,208	1,065	1,188	-	-	-
- FVTPLで測定される負債証券	174	162	-	-	-	-	174	162	-
その他金融資産	313,230	271,876	244,928	14,612	13,079	8,640	298,618	258,797	236,288
貸借対照表勘定合計	1,289,154	1,216,170	1,078,367	15,820	14,144	9,828	1,273,334	1,202,026	1,068,539
帳簿外のコミットメント									
未実行および条件付与信枠 ⁽²⁾	319,672	298,152	289,371	-	-	-	319,672	298,152	289,371
合計	1,608,826	1,514,322	1,367,738	15,820	14,144	9,828	1,593,006	1,500,178	1,357,910

(1) その他の金融資産のうちの紙幣、硬貨および銀行預金、ならびに投資有価証券 - FVOCIで測定される持分証券は、信用リスク・エクスポージャーを伴わないため、除外されている。

(2) 未実行および条件付与信枠には、保証、信用状、履行保証関連偶発債務が、一括評価予想信用損失引当金を控除したうえで含まれている。

信用の質

当グループは、金融資産の信用の質を管理するために、内部顧客信用格付（「CCR」）を使用している。広範な比較を可能にするために、当グループのCCRは、以下のように外部の格付機関の測定基準に合わせて作成されている。

信用の質の説明	内部CCR	ANZ顧客要件	ムーディーズ格付け	スタンダード・アンド・プアーズ格付け
信用度が高い	CCR 0+ から 4-	長期にわたる営業活動および財務成績において優れた安定性を示し、収益力が予測可能な事象に対してそれほど脆弱ではない。	Aaa - Baa3	AAA - BBB-
受入れ可能	CCR 5+ から 6-	中には景気循環傾向および利益の変動性の影響を受けやすい顧客が存在する可能性があるものの、中期から長期にわたり適切な営業上および財政上の安定性を示している。	Ba1 - B1	BB+ - B+
信用度が低い	CCR 7+ から 8=	短期および場合によっては中期にわたり収益性および流動性の変動および不確実性が予想されることから、いくらかの営業上および財政上の不安定性を示している。	B2 - Caa	B - CCC
デフォルト	CCR 8- から 10	与信枠の回収可能性に関して疑いが生じた場合、当該金融商品（または「当該与信枠」）はデフォルトに分類される。	該当なし	該当なし

正味貸付金および前渡金

2025年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	507,657	16,096	-	-	523,753
受入れ可能	189,086	44,293	-	-	233,379
信用度が低い	15,709	18,219	-	-	33,928
デフォルト	-	-	6,802	993	7,795
償却原価で測定される貸付金 および前渡金、総額	712,452	78,608	6,802	993	798,855
ECL引当金	(1,226)	(1,690)	(499)	(346)	(3,761)
償却原価で測定される 正味貸付金および前渡金	711,226	76,918	6,303	647	795,094
引当率	0.17%	2.15%	7.34%	34.84%	0.47%
損益を通じて公正価値で測定 される貸付金および前渡金 購入時に信用減損があった 貸付金および前渡金 ⁽¹⁾					439
前受収益					(584)
資産計上された仲介手数料および その他の組成費用					4,335
正味帳簿価額					820,852

(1) 認識されたECL引当金控除後のサンコープ・バンク買収日におけるステージ3エクスポージャーを表す。

2024年9月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	485,243	17,072	-	-	502,315
受入れ可能	188,825	46,940	-	-	235,765
信用度が低い	15,538	18,222	-	-	33,760
デフォルト	-	-	5,976	832	6,808
償却原価で測定される貸付金 および前渡金、総額	689,606	82,234	5,976	832	778,648
ECL引当金	(1,276)	(1,653)	(443)	(303)	(3,675)
償却原価で測定される 正味貸付金および前渡金	688,330	80,581	5,533	529	774,973
引当率	0.19%	2.01%	7.41%	36.42%	0.47%
損益を通じて公正価値で測定 される貸付金および前渡金 購入時に信用減損があった 貸付金および前渡金 ⁽¹⁾					551
前受収益					(515)
資産計上された仲介手数料および その他の組成費用					4,237
正味帳簿価額					804,032

(1) 認識されたECL引当金控除後のサンコープ・バンク買収日におけるステージ3エクスポージャーを表す。

2024年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	405,604	16,931	-	-	422,535
受入れ可能	199,316	39,766	-	-	239,082
信用度が低い	12,541	12,086	-	-	24,627
デフォルト	-	-	5,011	880	5,891
償却原価で測定される貸付金 および前渡金、総額	617,461	68,783	5,011	880	692,135
ECL引当金	(1,232)	(1,538)	(399)	(320)	(3,489)
償却原価で測定される 正味貸付金および前渡金 引当率	616,229	67,245	4,612	560	688,646
	0.20%	2.24%	7.96%	36.36%	0.50%
損益を通じて公正価値で測定 される貸付金および前渡金 前受収益					24,027 (494)
資産計上された仲介手数料および その他の組成費用					3,642
正味帳簿価額					715,821

帳簿外のコミットメント - 未実行および条件付与信枠

2025年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	217,514	1,189	-	-	218,703
受入れ可能	28,039	3,048	-	-	31,087
信用度が低い	719	1,316	-	-	2,035
デフォルト	-	-	149	80	229
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、総額	246,272	5,553	149	80	252,054
その他引当金に含まれるECL引当金	(640)	(164)	(30)	(18)	(852)
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、純額 引当率	245,632	5,389	119	62	251,202
	0.26%	2.95%	20.13%	22.50%	0.34%
ECLの対象外の未実行および 条件付与信枠 ⁽¹⁾					68,470
未実行および条件付与信枠、純額					319,672

(1) 通知をすることなく、無条件で随時取消可能なコミットメント。

2024年9月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	200,720	1,497	-	-	202,217
受入れ可能	26,496	3,249	-	-	29,745
信用度が低い	880	931	-	-	1,811
デフォルト	-	-	101	26	127
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、総額	228,096	5,677	101	26	233,900
その他引当金に含まれるECL引当金	(658)	(156)	(27)	(5)	(846)
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、純額	227,438	5,521	74	21	233,054
引当率	0.29%	2.75%	26.73%	19.23%	0.36%
ECLの対象外の未実行および 条件付与信枠 ⁽¹⁾					65,098
未実行および条件付与信枠、 純額					298,152

(1) 通知をすることなく、無条件で随時取消可能なコミットメント。

2024年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	193,490	1,204	-	-	194,694
受入れ可能	23,826	3,648	-	-	27,474
信用度が低い	984	719	-	-	1,703
デフォルト	-	-	73	49	122
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、総額	218,300	5,571	73	49	223,993
その他引当金に含まれるECL引当金	(653)	(167)	(24)	(5)	(849)
ECLの対象の未実行および 条件付与信枠、純額	217,647	5,404	49	44	223,144
引当率	0.30%	3.00%	32.88%	10.20%	0.38%
ECLの対象外の未実行および 条件付与信枠 ⁽¹⁾					66,227
未実行および条件付与信枠、 純額					289,371

(1) 通知をすることなく、無条件で随時取消可能なコミットメント。

投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券

2025年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	5,159	-	-	-	5,159
受入れ可能	147	-	-	-	147
信用度が低い	1,642	-	-	-	1,642
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、総額	6,948	-	-	-	6,948
ECL引当金	(31)	-	-	-	(31)
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、純額	6,917	-	-	-	6,917
引当率	0.45%	-	-	-	0.45%

2024年9月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	5,535	-	-	-	5,535
受入れ可能	72	-	-	-	72
信用度が低い	1,518	-	-	-	1,518
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、総額	7,125	-	-	-	7,125
ECL引当金	(34)	-	-	-	(34)
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、純額	7,091	-	-	-	7,091
引当率	0.48%	-	-	-	0.48%

2024年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	6,018	-	-	-	6,018
受入れ可能	137	-	-	-	137
信用度が低い	1,778	-	-	-	1,778
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、総額	7,933	-	-	-	7,933
ECL引当金	(33)	-	-	-	(33)
投資有価証券 - 償却原価で測定される負債証券、純額	7,900	-	-	-	7,900
引当率	0.42%	-	-	-	0.42%

投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券

2025年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	146,773	-	-	-	146,773
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券	146,773	-	-	-	146,773
その他の包括利益に認識されているECL引当金	(21)	-	-	-	(21)
引当率	0.01%	-	-	-	0.01%

2024年9月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	131,944	-	-	-	131,944
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券	131,944	-	-	-	131,944
その他の包括利益に認識されているECL引当金	(20)	-	-	-	(20)
引当率	0.02%	-	-	-	0.02%

2024年3月期末現在

	ステージ1	ステージ2	ステージ3		合計
			一括評価	個別評価	
	(単位：百万ドル)				
信用度が高い	108,530	-	-	-	108,530
投資有価証券 - FVOCIで測定される負債証券	108,530	-	-	-	108,530
その他の包括利益に認識されているECL引当金	(17)	-	-	-	(17)
引当率	0.02%	-	-	-	0.02%

その他金融資産

期末現在

	2025年3月	2024年9月	2024年3月
		(単位：百万ドル)	
信用度が高い	280,729	250,471	230,915
受入れ可能 ⁽¹⁾	17,409	7,954	4,533
信用度が低い	654	534	840
その他金融資産⁽¹⁾	298,792	258,959	236,288

(1) 投資有価証券 - FVTPLで測定される負債証券174百万ドル (2024年9月：162百万ドル、2024年3月：ゼロ) を含む。

12. 金融資産および金融負債の公正価値

金融資産および金融負債の分類

当グループは、金融商品を公正価値または償却原価のいずれかで認識および測定しており、貸借対照表上、多数の金融商品が公正価値で計上されている。

公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、または負債を移転するために支払われるであろう価格の最善の見積りである。

下表は、金融資産および金融負債の測定基準による分類を、貸借対照表上で認識されている帳簿価額とともに記載している。

	償却原価	公正価値	合計
	(単位：百万ドル)		
2025年3月期末現在			
金融資産			
現金および現金同等物	140,504	55,284	195,788
ANZの未収決済残高	6,225	-	6,225
支払担保	10,464	-	10,464
売買目的資産	-	45,745	45,745
デリバティブ金融商品	-	49,552	49,552
投資有価証券	6,917	148,155	155,072
正味貸付金および前渡金	799,284	21,568	820,852
規制上の預け金	644	-	644
その他金融資産	4,812	-	4,812
合計	968,850	320,304	1,289,154
金融負債			
ANZの未払決済残高	16,085	-	16,085
受取担保	10,129	-	10,129
預金およびその他の借入金	918,177	55,453	973,630
デリバティブ金融商品	-	44,279	44,279
支払債務およびその他の負債	11,642	4,084	15,726
発行済社債	167,313	2,242	169,555
合計	1,123,346	106,058	1,229,404

	償却原価	公正価値	合計
	(単位：百万ドル)		
2024年9月期末現在			
金融資産			
現金および現金同等物	113,710	37,255	150,965
ANZの未収決済残高	5,484	-	5,484
支払担保	10,090	-	10,090
売買目的資産	-	45,755	45,755
デリバティブ金融商品	-	54,370	54,370
投資有価証券	7,091	133,171	140,262
正味貸付金および前渡金	779,246	24,786	804,032
規制上の預け金	665	-	665
その他金融資産	4,547	-	4,547
合計	920,833	295,337	1,216,170
金融負債			
ANZの未払決済残高	16,188	-	16,188
受取担保	6,583	-	6,583
預金およびその他の借入金	862,165	43,001	905,166
デリバティブ金融商品	-	55,254	55,254
支払債務およびその他の負債	12,571	6,023	18,594
発行済社債	154,572	1,816	156,388
合計	1,052,079	106,094	1,158,173

	償却原価	公正価値	合計
	(単位：百万ドル)		
2024年3月期末現在			
金融資産			
現金および現金同等物	114,632	23,064	137,696
ANZの未収決済残高	3,809	-	3,809
支払担保	8,241	-	8,241
売買目的資産	-	42,442	42,442
デリバティブ金融商品	-	47,481	47,481
投資有価証券	7,900	109,718	117,618
正味貸付金および前渡金	691,794	24,027	715,821
規制上の預け金	696	-	696
その他金融資産	4,563	-	4,563
合計	831,635	246,732	1,078,367
金融負債			
ANZの未払決済残高	15,026	-	15,026
受取担保	7,409	-	7,409
預金およびその他の借入金	777,102	30,087	807,189
デリバティブ金融商品	-	42,728	42,728
支払債務およびその他の負債	11,039	6,943	17,982
発行済社債	125,362	1,747	127,109
合計	935,938	81,505	1,017,443

公正価値で測定される金融資産および金融負債

金融資産および金融負債の公正価値は、一般的に個別商品のレベルで算定される。当グループが相殺されるリスク・ポジションを保有する場合、AASB第13号「公正価値測定」（「AASB第13号」）のポートフォリオの例外措置を利用して、かかる金融資産および金融負債グループの公正価値が測定される。当グループは、特定のリスク・エクスポージャーについての正味ロング・ポジション（資産）の売却で受け取るであろう価格、または特定のリスク・エクスポージャーについての正味ショート・ポジション（負債）を移転するための価格に基づいてポートフォリオを測定している。

a) 公正価値指定

当グループは、以下のように、一部の貸付金および前渡金、預金およびその他の借入金ならびに発行済社債を、損益を通じて公正価値評価するものとして指定している。

- ・当該商品が分離可能な組込デリバティブを含み、公正価値ベースで管理される場合、公正価値の変動総額を関連するヘッジ手段の変動と同一期間に損益に認識するため。
- ・資産または負債が償却原価で計上された場合に発生する可能性のある会計上のミスマッチを解消するため。このミスマッチは、デリバティブ金融商品（当該資産または負債の金利リスクを緩和するために使用するもの）を、損益を通じて公正価値で測定することによる。

当グループのアプローチは、当該資産または負債の公正価値の変動が、関連するデリバティブに係る変動と同一期間に損益に確実に認識されるようにしている。

また、当グループは一部の貸付金および前渡金、預金およびその他の借入金ならびに発行済社債についても、当該金融商品の管理方法と測定方法を合わせるため、公正価値で管理している場合には、損益を通じて公正価値で評価するものとして指定することがある。

b) 公正価値に関するアプローチおよび評価技法

当グループは、資産および負債の認識、測定および開示の目的で公正価値を見積もる際に、その資産または負債の活発な市場における市場相場価格が存在しない場合には評価技法を使用する。これには以下が含まれる。

資産または負債	公正価値アプローチ
以下に分類される金融商品： ・デリバティブ金融資産および金融負債（売買目的および売買目的以外を含む） ・買戻条件付契約（90日未満） ・正味貸付金および前渡金 ・預金およびその他の借入金 ・発行済社債	割引キャッシュフロー法が使用され、それにより、商品の契約上の将来キャッシュフローが、ホールセール市場金利、または満期が類似する、もしくはイールド・カーブが残存期間に適切である債務もしくはローンの市場借入金利を用いて割り引かれる。
その他の売買目的保有金融商品： ・空売り有価証券 ・負債証券および持分証券	信用リスク、満期および利回り特性が類似した金融商品についての観察可能な市場インプットを組み込む評価技法が使用される。活発な市場が存在しない持分証券については、比較対象企業の評価倍率（株価純資産倍率など）を用いて測定される。
以下に分類される金融商品： ・投資有価証券 - 負債証券または持分証券	評価技法には、類似した特性を持つ金融商品からの観察可能なインプットを可能な限り組み込んだ、比較対象企業の倍率（株価純資産倍率など）または割引キャッシュフロー（「DCF」）技法が使用される。

当期および過去の期間のいずれにおいても、評価アプローチに重要な変更はなかった。

c) 公正価値ヒエラルキー

当グループは、公正価値で計上される資産および負債を、AASB第13号に準拠して、公正価値を測定するために用いられるインプットの観察可能性に基づいて公正価値ヒエラルキーに区分している。

- ・レベル1 - 同一の資産または負債の活発な市場における相場価格（無調整）に基づく評価
- ・レベル2 - 類似の資産または負債について直接的または間接的に観察可能な、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットを用いた評価
- ・レベル3 - 資産または負債の公正価値を測定するために重要な観察不能なインプットが用いられる評価。

当期および過去の期間のいずれにおいても、区分アプローチに重要な変更はなかった。

下表は、公正価値で計上される金融資産および金融負債を公正価値ヒエラルキーに従って表示している。

	公正価値測定			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
2025年3月期末現在	(単位：百万ドル)			
資産				
現金および現金同等物（公正価値で測定）	-	55,284	-	55,284
売買目的資産 ⁽¹⁾	24,200	21,530	15	45,745
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	107	49,423	22	49,552
投資有価証券 ⁽¹⁾	114,369	32,590	1,196	148,155
正味貸付金および前渡金（公正価値で測定）	-	21,335	233	21,568
合計	138,676	180,162	1,466	320,304
負債				
預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定）	-	55,453	-	55,453
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	421	43,848	10	44,279
支払債務およびその他の負債	3,737	347	-	4,084
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	2,242	-	2,242
合計	4,158	101,890	10	106,058
2024年9月期末現在				
資産				
現金および現金同等物（公正価値で測定）	-	37,255	-	37,255
売買目的資産 ⁽¹⁾	31,507	14,233	15	45,755
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	131	54,214	25	54,370
投資有価証券 ⁽¹⁾	111,060	21,055	1,056	133,171
正味貸付金および前渡金（公正価値で測定）	-	24,429	357	24,786
合計	142,698	151,186	1,453	295,337
負債				
預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定）	-	43,001	-	43,001
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	393	54,846	15	55,254
支払債務およびその他の負債	5,804	219	-	6,023
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	1,816	-	1,816
合計	6,197	99,882	15	106,094

2024年3月期末現在

資産

現金および現金同等物（公正価値で測定）	-	23,064	-	23,064
売買目的資産 ⁽¹⁾	29,315	13,126	1	42,442
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	228	47,226	27	47,481
投資有価証券 ⁽¹⁾	87,121	21,651	946	109,718
正味貸付金および前渡金（公正価値で測定）	-	23,428	599	24,027
合計	116,664	128,495	1,573	246,732

負債

預金およびその他の借入金（公正価値評価に指定）	-	30,087	-	30,087
デリバティブ金融商品 ⁽¹⁾	192	42,521	15	42,728
支払債務およびその他の負債	6,659	284	-	6,943
発行済社債（公正価値評価に指定）	-	1,747	-	1,747
合計	6,851	74,639	15	81,505

(1) 2025年3月半期に、市場価格および/または評価インプットの観察可能性の変化により、8,290百万ドル（2024年9月半期：1,119百万ドル、2024年3月半期：2,435百万ドル）の資産がレベル1からレベル2に振り替えられ、805百万ドル（2024年9月半期：4,913百万ドル、2024年3月半期：4,082百万ドル）の資産がレベル2からレベル1に振り替えられた。当期中のその他の重要なレベル1、レベル2およびレベル3の間の振替はなかった。レベル間の振替は、振替が発生した報告期間の期首に測定されているため、2024年9月半期には、当該期間中のサンコープ・バンクの買収の一部として取得した資産および負債は含まれていない。

観察不能な市場データを組み込んだ公正価値測定

a) レベル3の公正価値測定

レベル3の金融商品は、1,456百万ドル（2024年9月：1,438百万ドル、2024年3月：1,558百万ドル）の正味資産である。重要な観察不能なインプットが組み込まれている資産および負債は、以下のとおりである。

- ・活発な市場がない、または取引価格が観察不能な持分証券および負債証券
- ・公正価値で測定され、観察可能な市場データが存在しない貸付金および前渡金
- ・主に市場活動がないために観察不能となっている市場金利を参照するデリバティブ

レベル3の振替

当期中、重要性のあるレベル3への振替やレベル3からの振替はなかった。

2025年3月31日現在の重要なレベル3の金融商品は、以下のとおりである。

i) 投資有価証券 - FVOCIに分類される株式保有

天津銀行（「BoT」）

当グループは天津銀行に出資している。当該出資は、比較株価純資産（「P/B」）倍率に基づいて評価されている（P/B倍率は、株式の市場価格と帳簿価額の比率である。）。適切な倍率およびその倍率を導きだす比較対象グループを決定するに当たって適用される判断の程度により、レベル3に分類された。2025年3月31日現在、BoTの株式保有残高は1,097百万ドル（2024年9月：958百万ドル、2024年3月：848百万ドル）であった。BoTの公正価値評価額の増加は、評価に用いた帳簿価額とP/B倍率の上昇、および為替換算の影響による。

その他の持分投資

当グループは、99百万ドル（2024年9月：98百万ドル、2024年3月：98百万ドル）のFVOCIに分類される非上場株式を保有しているが、これらの株式は活発な市場も入手可能な取引価格も存在しないため、レベル3に分類される。

ii) 正味貸付金および前渡金 - FVTPLに分類

シンジケート・ローン

当グループは233百万ドル（2024年9月：357百万ドル、2024年3月：599百万ドル）の売却目的のシンジケート・ローンを保有しており、これらはFVTPLで測定され、入手できる観察可能な市場データはない。2025年3月半期におけるレベル3のローン残高の減少は、主に返済による。

b) レベル3インプットの感応度

評価にとって重要なインプットが直接的に観察できない（レベル3インプット）ことにより、当グループが仮定を使用する場合、こうした仮定を変更することにより、商品の公正価値の見積額は変動する。有利な変動および不利な変動は、主として公正価値評価額を導き出すために使用される観察不能なパラメーターを変更することによって算定される。

投資有価証券 - 持分保有

持分投資の評価は、P/B倍率や割引キャッシュフロー技法を含む使用した評価技法と、選択した観察不能なインプットにおける変動に対する感応度が高い。例えば、評価への主たるインプットの10%の増加または減少が生じた場合（P/B倍率など）、結果として、ポートフォリオの公正価値は120百万ドル増加または減少し、その変動は純損益に影響を与えることなく当グループの株主資本に認識される。

正味貸付金および前渡金

シンジケート・ローンの評価では、公正価値評価額の算定における信用スプレッドに対する感応度が高い。主として投資適格ローンであるシンジケート・ローンについては、信用スプレッドの増減が当グループの純利益や純資産に与える影響は重要ではない。その他のシンジケート・ローンについては、必要とみなされる場合、これらのローンに伴う信用リスクを軽減するために信用リスク保険を利用する場合がある。このことが当グループの純利益および純資産に及ぼす影響は重要ではない。

その他

残りのレベル3の残高は重要ではなく、インプットの変動による当グループの純利益および純資産への影響は軽微である。

c) 公正価値の繰延損益

金融商品の公正価値に重要な影響を与える観察不能なインプットを用いて公正価値が決定される場合、当グループは、取引価格と評価技法に基づく算定額との差額（取引日における損益）を損益として直ちに認識することはない。当初認識後、繰延額は、取引残存期間にわたり定額法によって、またはすべてのインプットが観察可能になるまで、損益に認識される。繰り延べられている取引日における損益は重要ではない。

公正価値で測定されない金融資産および金融負債

以下に掲載された金融資産および金融負債は当グループの貸借対照表上、償却原価で測定されている。これは資産が現金化され、負債が決済されると予想される価値であるが、当グループは、貸借対照表日における金融資産および金融負債の公正価値の見積りを下表で示している。

下表に含まれていない償却原価で計上されている金融資産および金融負債の公正価値は、帳簿価額と近似している。これらの金融資産および金融負債は、短期的性格を有しているか、または報告期間の末日もしくはその前後において市場金利に再設定される変動金利商品である。

2025年3月期末現在	貸借対照表における帳簿価額			公正価値
	償却原価	公正価値	合計	
	(単位：百万ドル)			
金融資産				
投資有価証券	6,917	148,155	155,072	155,058
正味貸付金および前渡金	799,284	21,568	820,852	821,246
合計	806,201	169,723	975,924	976,304
金融負債				
預金およびその他の借入金	918,177	55,453	973,630	973,721
発行済社債	167,313	2,242	169,555	170,823
合計	1,085,490	57,695	1,143,185	1,144,544
2024年9月期末現在				
金融資産				
投資有価証券	7,091	133,171	140,262	140,249
正味貸付金および前渡金	779,246	24,786	804,032	804,136
合計	786,337	157,957	944,294	944,385
金融負債				
預金およびその他の借入金	862,165	43,001	905,166	905,369
発行済社債	154,572	1,816	156,388	157,727
合計	1,016,737	44,817	1,061,554	1,063,096
2024年3月期末現在				
金融資産				
投資有価証券	7,900	109,718	117,618	117,616
正味貸付金および前渡金	691,794	24,027	715,821	714,934
合計	699,694	133,745	833,439	832,550
金融負債				
預金およびその他の借入金	777,102	30,087	807,189	806,994
発行済社債	125,362	1,747	127,109	127,921
合計	902,464	31,834	934,298	934,915

13. 株主資本

株主資本

	期末現在			増減率	
				2025年 3月期	2025年 3月期
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	対2024年 9月期	対2024年 3月期
	(単位：百万ドル)				
株主資本					
普通株式資本	27,028	27,065	29,033	0%	-7%
準備金					
為替換算調整勘定 ⁽¹⁾	253	(360)	192	大	32%
株式オプション準備金	77	105	72	-27%	7%
FVOCI準備金	(991)	(979)	(632)	1%	57%
キャッシュフロー・ヘッジ準備金	(219)	(422)	(1,120)	-48%	-80%
非支配持分株主間取引準備金	(22)	(22)	(22)	0%	0%
準備金合計	(902)	(1,678)	(1,510)	-46%	-40%
利益剰余金	43,822	42,602	41,911	3%	5%
当行株主に帰属する株式資本および準備金	69,948	67,989	69,434	3%	1%
非支配持分	764	771	768	-1%	-1%
株主資本合計	70,712	68,760	70,202	3%	1%

(1) 複数の国外事業体の閉鎖の結果、関連する為替換算調整勘定はその他の包括利益から損益にリサイクリングされ、2025年3月半期にはその他営業収入に15百万ドルの利益（2024年9月半期：2百万ドルの利益、2024年3月半期：20百万ドルの利益）を認識した。

普通株式資本

2025年3月31日現在の当行の株式資本は、全額払込済株式3,003,366,782株（2024年9月：3,003,366,782株、2024年3月：3,003,366,782株）で構成される。

非支配持分

	非支配持分に帰属する利益			非支配持分に帰属する資本			非支配持分への 配当金の支払額		
	半期			期末現在			半期		
	2025年 3月	2024年 9月	2024年 3月	2025年 3月	2024年 9月	2024年 3月	2025年 3月	2024年 9月	2024年 3月
	(単位：百万ドル)								
ANZバンク・ニュージーランドPPS	19	19	13	750	758	757	20	19	13
その他の非支配持分	2	2	1	14	13	11	-	-	-
合計	21	21	14	764	771	768	20	19	13

14. グループ構成の変更

2025年3月31日に終了した半期において、重要な被支配法人の取得または売却はなかった。

15. 関連会社に対する投資

	半期			増減率	
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年	2025年
				3月期	3月期
				対2024年	対2024年
				9月期	3月期
	(単位：百万ドル)				
関連会社投資の持分利益/(損失)	54	38	96	42%	-44%

利益貢献額

	当グループの税引後利益への貢献			当グループが保有する所有持分		
	半期			期末現在		
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年3月	2024年9月	2024年3月
	(単位：百万ドル)					
関連会社						
PTバンク・パン・インド ネシア(「PT Panin」)	54	38	31	39%	39%	39%
AMMBホールディングス Berhad(「AmBank」) ⁽¹⁾	-	-	65	-	-	5%
関連会社投資の持分利 益/(損失)	54	38	96			

(1) 2024年3月6日、当グループはAmBankにおける持分の一部を売却し、この結果、投資が668百万ドル減少し、普通株式の持分が22%から5%に減少した。この所有持分の減少に伴い、当グループはAmBankについての持分法の適用を終了し、221百万ドルの投資をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する投資有価証券に組み替えた。2024年5月31日、当グループはAmBankにおける残りの5%の持分を売却した。

16. 関係当事者の開示

2024年9月30日以降の当グループの財政状態の変動および業績を理解するために重要な、関係当事者との取引はなかった。

17. コミットメント、偶発債務および偶発資産

信用関連のコミットメントおよび偶発債務

	半期			増減率	
	2025年3月	2024年9月	2024年3月	2025年	2025年
				3月期	3月期
				対2024年	対2024年
				9月期	3月期
	(単位：百万ドル)				
契約額					
未実行の与信枠	268,797	249,988	239,898	8%	12%
保証および信用状	23,764	22,509	23,390	6%	2%
履行保証関連偶発債務	27,963	26,501	26,932	6%	4%
合計	320,524	298,998	290,220	7%	10%

その他の偶発債務および偶発資産

当グループに対する未決の訴訟、請求および潜在的な請求がある。該当する場合には、法律専門家の助言に照らして適切と考えられる引当金の計上および開示が行われている。場合によっては、開示が実務的でないこと、または開示により当グループの利益を毀損するおそれがあるため、個別項目が財務に及ぼす影響の見積額を開示していない。

2025年3月31日現在の偶発債務および偶発資産の説明は以下のとおりである。

偶発債務

- 規制上および顧客関連のエクスポージャー

当グループは、国内外の規制当局ならびにその他の法定機関および監督機関と定期的にやり取りしている。これらの規制当局とのやり取りは広範囲に及び得るものであり、オーストラリアおよび世界各国における規制当局による調査、監視および検査、報告すべき状況、公式および非公式の調査ならびに規制当局による監督活動が含まれる。当グループはまた、業界全体および当グループに限定した検査の一環として、規制当局およびその他の機関から随時通知および情報提供の要請を受けることがあり、規制当局に対して当グループ自ら進んで開示を行っている。

当グループが規制当局とやり取りを行う案件数が最近増加している。最近のやり取りは以下を含む事項に関連している。

- 市場取引とデータ報告
- マネーロンダリング防止およびテロ資金対策に関する義務、プロセスおよび手続き
- 苦情、困難、遺産および救済措置に関連する顧客サービスプロセス、報告義務の遵守、特定の商品に対する利子および手数料の適用、ならびに金融説明責任体制を含む非財務リスク管理慣行

当グループの規制当局とのやり取りに伴って発生する可能性のあるエクスポージャーには、民事執行措置、刑事訴訟手続き、罰金および刑罰、資本要件もしくは流動性要件の義務付け、顧客救済措置、独立第三者による調査の義務付け、制裁またはその他の規制権限の行使が含まれる。

また、規制に対するエクスポージャーに加えて、顧客、第三者および株主に対するエクスポージャーが生じる可能性もある。これには、集団訴訟、賠償請求、その他の救済措置が含まれる可能性がある。

これらの潜在的な規制、顧客およびその他に対するエクスポージャーに関連する結果および費用の合計は依然として不確定である。

- 南アフリカの金利に関する訴訟

2017年2月、南アフリカ競争委員会は南アフリカランド建て取引において南アフリカ競争法のカルテル禁止規定に違反したとして、当行を含めた国内外の銀行を相手取った訴訟を開始した。民事罰の見込みあるいはその他の財務的影響は判明していない。

- ESANDAのディーラー自動車ローンに関する訴訟

2020年8月に、ディーラーが手配したEsanda自動車ローンにおけるフレックス・コミッションの利用に関する不公正行為、誤解を招くまたは欺瞞的な行為および衡平法上の錯誤を主張する集団訴訟が、当行に対して申し立てられた。2024年10月にこの請求についての和解が合意に達した。当行は和解に際して85百万ドルを支払うが、これは2025年3月31日現在の既存の引当金でまかなわれる。この和解は責任を認めるものではなく、引き続き裁判所の承認を条件とする。

- **OnePathの退職年金に関する訴訟**

2020年12月、OnePathカस्टディアンズが、退職年金に係る投資および手数料に関して、退職年金法に基づく義務および受託会社としての義務に違反したと主張する集団訴訟が、OnePathカस्टディアンズ、OnePathライフおよび当行に対して申し立てられた。またこの請求は、当行がOnePathカस्टディアンズの投資違反の一部に関与したと主張している。2024年10月にこの請求についての和解が合意に達した。当行は和解に対して14百万ドルを拠出するが、これは2025年3月31日現在の既存の引当金でまかなわれる。この和解は責任を認めるものではなく、引き続き裁判所の承認を条件とする。

- **ニュージーランドのローン情報に関する訴訟**

2021年9月、特定のローン顧客に送付された変更通知に関して、消費者信用法に基づく開示要件違反を主張する代表訴訟が、ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドに対して申し立てられた。ANZバンク・ニュージーランド・リミテッドは、この申し立てに対し争っている。

- **担保回収を巡る訴訟**

減損資産の問題解決を目的として担保回収措置が講じられたことにより、様々な損害賠償請求が発生しており、または発生する見込みである。これらの請求については防御が見込まれている。

- **保証、補償および運用報酬**

当グループは、様々な事業および資産の取得/売却やその他の取引に関連する一連の事項およびリスクを対象に、売却者/購入者およびその他の者の利益となる保証、補償およびその他のコミットメントを提供している。当グループは、それらの保証、補償およびコミットメントに基づく請求にさらされており、これらの一部は現在も進行中である。これらのエクスポージャーに関連する結果および費用の合計は依然として不確定である。

当グループは、当グループの一定の投資に関して、所定の運用成績の基準値が達成された場合に、外部のファンド・マネージャーに成功報酬を支払う取決めを締結している。運用成績の基準値の充足およびそれに伴う成功報酬は依然として不確定である。

- **精算および決済義務**

特定のグループ会社は、様々な精算および決済の取決めを規定する規則を遵守する義務があるが、これにより他の会員金融機関がその支払を怠った場合、信用リスク・エクスポージャーおよび損失が生じる可能性がある。これらの取決めに起因する当グループの潜在的エクスポージャーは、事前に数値化できない。

特定のグループ会社は、ASXクリア（「フューチャーズ」）、ロンドン・クリアリング・ハウス（「LCH」）・スワップクリア、韓国取引所（「KRX」）、香港取引所（「HKEX」）、クリアリング・コーポレーション・オブ・インド、台湾先物取引所および上海清算所など、中央清算機関の会員である。会員である関連グループ会社は、国際的な規制要件に沿って中央清算機関でデリバティブ商品を清算できる。これらすべての会員制に共通する点は、関連グループ会社がデフォルト基金に拠出する必要があることである。他の会員が債務履行を怠った場合、関連グループ会社はデフォルト基金への追加拠出義務を請け負うよう求められるおそれがあるものの、その額を事前に数値化することはできない。

- **親会社の保証**

特定の当グループの構成会社は、通常の事業過程において、特定の子会社に関する援助の念書（レター・オブ・コンフォート）および保証書を発行している。これらの念書および保証書に基づき、発行会社は、それらの子会社が引き続き被支配法人であること等、一定の条件に該当する場合、それらの子会社が各自の金融上の義務を引き続き果たせるようにすることを保証する。

- グリンドレイズ事業の売却

2000年7月31日、当行は、ANZグリンドレイズ・バンク・リミテッド（「グリンドレイズ」）およびその他の特定の事業のスタンダード・チャータード・バンク（「SCB」）に対する売却を完了した。当行はこれらの事業に関する保証および補償を提供した。

補償対象事項には、1973年外国為替規制法に違反したと主張される1991年に実行された特定の取引に関して、インドの当局がグリンドレイズおよびその特定の役員に対して提起した民事罰手続きおよび刑事訴追が含まれている。2007年に民事罰が課されたが、現在進行中の上訴の対象となっている。

偶発資産

- ナショナル・ハウジング・バンク

当行は、問題のある小切手により1990年代初頭に旧グリンドレイズの顧客口座に入金された受取金の回収を継続している。

当該問題のある小切手は、インドのナショナル・ハウジング・バンク（「NHB」）から振り出されていた。小切手の受取金に関するグリンドレイズとNHBの間の訴訟は2002年初頭に解決した。

現在、小切手の受取金を受け取ったグリンドレイズの顧客の財産からの回収が進められている。回収額は、当行とNHBの間で分配されることになっている。

18. サンコープ・バンクの買収

2024年7月31日、当グループはノルフィナ・リミテッド（旧称サンコープ・メットウェイ・リミテッド、商号サンコープ・バンク）の直接の持株会社であるSBGHリミテッドの株式の100%を取得した。

当グループは購入価格の配分（「PPA」）を進め、買収日において取得した資産および引き受けた負債の識別および測定を行った。暫定的に算定した残高に対しPPAの実施により行った重要な調整には、コア預金無形資産およびブランド無形資産の認識、ローン・オリジネーション以降の金利および信用状態の変動を反映させるための貸付金および前渡金総額に対する公正価値調整、偶発債務および関連補償に対する引当金ならびに関連する繰延税金が含まれ、これに対応してのれんが197百万ドル減額された。2025年3月31日現在の暫定的なれん残高は1,205百万ドルであり、統合された労働力ならびにプラットフォームの整理および統合ならびに資金調達上の利益による規模の経済から生じると見込まれるシナジー効果に起因する。のれんは、税務上控除可能ではない。

2024年7月31日現在の暫定残高に対する影響は以下のとおりである。過去の期間については修正再表示されていない。

コア預金無形資産の評価額は、多期間超過収益モデルを用いた割引キャッシュ・フロー法に基づく633百万ドルであり、既存のコア預金のコストと代替資金調達源のコストとのコア預金ベースの予想残存期間にわたる差額を比較して、得られた資金調達コスト節減額の現在価値を計算した。用いられた割引率は、資本コストにリスクプレミアムを上乗せして算出された。コア預金無形資産の価値は、その見積残存期間と代替的な資金調達手段の見積コストの変動に影響される。この資産は予想残存期間6年にわたって償却される。

これらの残高は、引き受けた偶発債務、関連する補償および繰延税金残高の公正価値の評価が完了するまで引き続き暫定的に会計処理され、2025年9月半期にさらなる調整が行われる可能性がある。

	2024年9月30日 現在の暫定残高	2025年上半期 調整額	2025年3月31日 現在の暫定残高
(単位：百万ドル)			
2024年7月31日現在の取得した資産および 引き受けた負債			
資産			
現金および現金同等物	1,333	-	1,333
支払担保	80	-	80
売買目的資産	2,307	-	2,307
デリバティブ金融商品	310	-	310
投資有価証券	9,920	-	9,920
貸付金および前渡金総額	69,745	(198)	69,547
繰延税金資産	48	(48)	-
無形資産	103	685	788
その他資産	431	83	514
資産合計	84,277	522	84,799
負債			
受取担保	48	-	48
預金およびその他の借入金	62,438	(2)	62,436
デリバティブ金融商品	279	-	279
繰延税金負債	-	216	216
支払債務およびその他の負債	731	(6)	725
引当金	89	127	216
発行済社債	15,847	(10)	15,837
負債合計	79,432	325	79,757
取得した純資産	4,845	197	5,042
支払現金対価 ⁽¹⁾	6,247	-	6,247
のれんの暫定価値	1,402	(197)	1,205

(1) 現金対価6,247百万ドルには、サンコープ・バンクのTier 2 債券（606百万ドル）およびキャピタル・ノート（564百万ドル）に対する支払いが含まれる。

19. 貸借対照表日以降の重要な事象

2025年4月3日、当グループは、当行が当グループ全体の非財務リスク管理の慣行およびリスク文化に関する事項についてAPRAとの間で、裁判所による執行可能な合意を締結したことを確認した。これには、オペレーショナル・リスクRWAを31億ドル増加させる250百万ドルの追加的なオペレーショナル・リスク資本オーバーレイが含まれ、2025年4月30日からレベル1とレベル2の両方に適用される。

上記の他に2025年3月31日から本報告書署名日までの間に発生した重要な事象はない。

[前へ](#)

2【その他】

(1) 後発事象

2025年3月31日から本書提出日までに、上記「第2 企業の概況 - 2 事業の内容 - (5)最近の進展」および「1 中間財務書類 - 注記19（貸借対照表日以降の重要な事象）」に記載された事項を除き、当グループに関して重要な事象はなかった。

(2) 訴訟等

当グループに有利なおよび不利な未解決の裁判所における訴訟、請求および請求の可能性がある。関連がある場合、専門的な法的助言を得ており、かかる助言に照らして、適切と考えられる引当金を計上し、および/または開示が行われている。場合により、当グループは個別の項目の財務上の影響の見積もりを開示していない。なぜなら、開示することが実際的ではないか、あるいは、かかる開示が当グループの利益を害する可能性があるからである。

詳細については、上記「1 中間財務書類 - 注記17（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」および令和6年12月17日提出の有価証券報告書の「第一部 企業情報 - 第6 経理の状況」中の「- 1 財務書類 - 注記32（コミットメント、偶発債務および偶発資産）」を参照のこと。さらに完全を期し補足するため、上記「第3 事業の状況 - 2 事業等のリスク - (2) 主なリスクおよび不確実性」の「17. 訴訟および偶発債務は当グループのポジションに悪影響を及ぼす可能性がある。」で開示されているリスク要因も参照のこと。

3【日本とオーストラリアとの会計原則の相違】

当グループの要約中間連結財務書類はオーストラリア会計基準（AAS）およびオーストラリア会計基準審議会（AASB）が発行したその他の権威ある公表文書（「AGAAP」と総称する。）に準拠して作成されている。国際財務報告基準（IFRS）はAGAAPの基礎を成している。

以下の記述は、当グループが適用するAGAAPと日本基準の重要な差異を概説したものである。当グループは、要約中間連結財務書類および関連注記の開示に関して、AGAAPと日本基準との間の比較表を作成しておらず、かかる差異を定量化していない。したがって、以下のAGAAPと日本基準の差異の概説が完全であるという保証はない。

投資の決定にあたって、投資家は当グループ、申込の条件および財務情報に関する自らの検証に依拠しなければならない。投資家はAGAAPと日本基準の差異、およびそれらの差異がどのように本書の財務情報に影響を与えるかを理解するために、自身の専門アドバイザーに相談すべきである。

AGAAP、AGAAPの基礎となるIFRSおよび日本基準を公表する組織は、比較に将来重要な影響を与えうる継続中のプロジェクトを複数抱えている。さらに、所定の会計基準の変更の結果生じるAGAAPおよび日本基準の今後の差異を特定することは行っていない。

投資家は、投資を行うかどうかの決定にあたって、AGAAPと日本基準とでは結果が大きく異なりうることを前提とすべきである。当グループの連結当期純利益、資産および株主持分の決定に影響を与える可能性がある、AGAAPおよび日本基準の間の重要な差異は、以下のとおりである。

(a) 連結

被支配法人の識別

AGAAPにおいて、グループの連結財務書類には、親会社および親会社が支配するすべての会社（すなわち子会社。組成された事業体を含む。）の財務書類が含まれている。「支配」は、当グループが事業体に関与することで変動するリターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ事業体に対するパワーを通じてそのリターンに影響を及ぼす能力を有する場合に存在するとみなされる。パワーは、当グループに当該事業体の関連活動を指示する現在の能力を与える既存の権利を検討することで評価される。場合により、支配の決定には判断を伴う。

日本基準においても、親会社は支配しているすべての会社等を連結することが求められている。日本基準において、会社（親会社）は他の会社の意思決定機関を支配している場合、支配が存在するとみなされる。ただし、一定の要件を満たす特別目的会社（SPE）については、子会社の定義に該当しないものと推定され、連結しないことができる。

連結事業体の会計方針の統一

AGAAPにおいて、要約中間連結財務書類は統一した会計方針を使用して作成される。

日本基準においては、親会社および子会社が連結財務諸表を作成するために採用する会計原則は、原則として統一されていなければならない。「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」によれば、在外子会社の所在地国の会計原則に準拠して作成された財務諸表は原則として親会社の会計方針（日本基準）に修正する必要があるが、在外子会社の財務諸表がIFRSまたは米国会計基準に準拠して作成されている場合は、のれんの償却および退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理等の一定の項目を修正した上で、これを連結決算上利用できることと規定されている。

(b) 売却目的で保有する非流動資産および非継続事業

AGAAPにおいては、売却目的保有に分類される要件を満たす資産は、帳簿価額又は売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定され、財政状態計算書（貸借対照表）において区分表示が求められる。非継続事業への区分が求められる構成単位の経営成績は、包括利益計算書において区分表示される

日本基準においては、売却目的で保有する非流動資産および非継続事業を扱う基準はないため、区分開示は求められない。

(c) 株式報酬

AGAAPにおいては、株式報酬の付与後に株価に関する条件が充たされずに報酬の確定後に失効が生じた場合、損益計算書への調整は行わない。

日本基準においては、権利の確定後に失効が生じた場合、以前に計上された株式報酬費用は戻し入れられ、損益計算書に戻入益を計上する。

(d) のれん

AGAAPにおいては、企業結合で取得したのれんは償却される代わりに毎年減損についてテストし、また事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合は、より頻繁に減損テストを実施する。減損損失をその後戻し入れることは認められていない。

日本基準においては、企業結合により発生するのれんの償却は20年以内の期間にわたって定期的に償却される。減損の兆候がある場合、のれんの未償却簿価は減損テストが行われる。

(e) 資産の減損

AGAAPのもとでは、以下の減損テストが求められる。

- ・各報告日において、有形固定資産または耐用年数を確定できる無形資産（または無形資産が配分された資金生成単位（「CGU」））に減損の兆候があるかどうかを判断する。
- ・耐用年数が確定できないまたは使用可能になっていない無形資産およびのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず年次で減損テストを実施する。

減損テストにあたり、資産またはCGUの帳簿価格はその回収可能価額と比較される。当該回収可能価額が資産またはCGUの簿価より小さい場合には、当該差額を減損として認識する。回収可能価額は、資産またはCGUの公正価値から売却費用を控除した金額と、将来のキャッシュ・フローを現在価値に割引いて算出した使用価値のいずれか高い方の額である。

無形資産（のれんを除く）または有形固定資産について以前認識された減損損失は、減損損失がその後減少したか、もはや存在しなくなった場合には損益計算書に戻し入れられる。ただし、増加する資産額は、過年度において当該資産について減損損失が認識されていなかった場合に決定されたであろう帳簿価格（減価償却費を控除後）を超えてはならない。のれんに対する減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

日本基準においても、減損会計は基本的にAGAAPと同様である。しかしながら、日本基準の場合、減損テストは減損の兆候がある場合にのみに行われ、簿価と割引前見積将来キャッシュ・フローとを比較し、簿価が高い場合に限り、資産の公正価値（売却費用控除後）および使用価値を考慮して減損損失を算定する。減損損失を、その後戻入れることは認められていない。

(f) 金融資産の分類および測定

AGAAPのもとでは、金融資産は、管理におけるビジネスモデルおよび契約上のキャッシュ・フローの特性（契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の返済のみを表しているかどうか）に基づいて、「償却原価による測定」、「損益を通じた公正価値による測定（FVTPL）」、「その他の包括利益を通じた公正価値による測定（FVOCI）」の3つに分類される。金融資産は、FVTPLで測定するものとして指定することによって、指定しない場合に発生するであろう会計上のミスマッチを消去または大幅に低減する場合に、FVTPLで測定するものとして取消不能の指定をすることができる。売買目的保有でない資本性金融商品は、当初認識時にFVOCIで測定するものとして取消不能の指定をすることができる。

金融負債は、「償却原価」または、売買目的で保有される場合は「損益を通じた公正価値による測定（FVTPL）」で測定される。加えて、金融負債は以下の場合にFVTPLで測定するものとして指定することができる。

- ・この指定により、指定しない場合に発生する会計上のミスマッチを解消または著しく減少させる場合。
- ・金融負債グループが、文書化されたリスク管理戦略に従って、公正価値で管理され、その実績が公正価値に基づいて評価される場合。
- ・金融負債が1以上の組込デリバティブを含む場合で以下の場合を除く。
 - a) 組込デリバティブが、組込デリバティブがない場合には契約によって要求されるキャッシュ・フローを著しく変更しない。
 - b) 組込デリバティブが、主契約となる金融負債と密接に関連している。

金融負債が公正価値で測定するものとして指定されている場合、企業自身の信用リスク変動に係る利益および損失は、その他の包括利益に含められるが、それにより、損益における会計上のミスマッチが生じるまたは拡大する場合を除く。

日本基準においては、金融資産は金銭債権、有価証券およびデリバティブといった種類別に計上される。有価証券はさらに保有目的別に「売買目的有価証券」「満期保有目的の債券」「子会社および関連会社株式」、「その他有価証券」に分類される。「金銭債権」、「子会社および関連会社株式」は取得額で計上される。「満期保有目的の債券」は取得原価（債券を債券金額で取得した場合）または償却原価（債券を債券金額と異なる価額で取得した場合）のいずれかで計上される。「売買目的有価証券」および「デリバティブ取引から生じる正味の資産」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。「その他有価証券」は、時価で計上され、評価差額は純資産の部に計上される。

金融負債は、「金銭債務」および「デリバティブ取引から生じる正味の負債」に区分される。金銭債務は債務額をもって計上される。「デリバティブ取引から生じる正味の負債」は時価で計上され、評価差額は当期の損益として処理される。

日本基準においては、金融商品の公正価値オプションは認められていない。

(g) 金融資産の減損

AGAAPのもとでは、償却原価またはFVOCIに分類される負債性金融商品、リース債権、契約資産、またはIFRS第9号の減損規定が適用されるFVTPL以外のローン・コミットメントおよび金融保証契約について予想信用損失に対する損失評価引当金が認識される。減損は、当初認識以降の信用悪化の程度に基づき3つのステージを用いたアプローチ（予想信用損失モデル）により損失評価引当金が認識される。

日本基準において、債権は債務者の状況に応じた3つの区分に分類され、区分ごとに算定された貸倒見積高に基づいて貸倒引当金が計上される。「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」ならびに「その他有価証券」の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

(h) 金融資産の譲渡による認識の中止

AGAAPのもとでは、金融資産の譲渡による認識の中止は、譲渡企業の譲渡資産に対する支配およびリスク／経済価値のエクスポージャーをどの程度留保しているかに基づいて行われる。所有に伴うすべてのリスクおよび経済価値が実質的には留保も移転もされない取引において、当該資産に対する支配権が失われた場合に当該資産の認識は中止される。一方、金融資産に対する支配の一部が留保される譲渡取引において、企業は継続的関与の範囲内（企業が譲渡資産の価値変動にさらされる範囲）について引き続き認識を継続する。

日本基準においては、財務構成要素アプローチに基づき、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転した場合に、金融資産の譲渡による認識の中止を行う。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(i) ヘッジ会計

AGAAPのもとでは、公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジ、海外事業に対する純投資ヘッジが認められている。公正価値ヘッジの場合、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動とヘッジ手段の公正価値の変動は、ともに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジおよび海外事業に対する純投資ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値の変動のうち有効部分は資本の部に計上され、非有効部分は直ちに損益計算書に計上される。キャッシュフロー・ヘッジに関連して、

- ・ヘッジ手段が消滅、売却、解除された、またはもはやヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、資本の部に繰延べられた累積額はキャッシュフロー・ヘッジ準備金に留保され、その後ヘッジ対象が損益計算書に計上される際に損益計算書に振替えられる。

- ・予定取引がもう発生しないと予想される場合、資本の部に繰延べられた金額は直ちに損益計算書に計上される。

海外事業に対する純投資ヘッジに関連し、資本の部に認識された累積損益は、海外事業の処分または一部処分の際に損益計算書に認識される。

日本基準においては、ヘッジに有効性がある場合は原則として「繰延ヘッジ」が適用される。「繰延ヘッジ」とは、ヘッジ手段の公正価値の変動を、対応するヘッジ対象の損益が認識されるまで資本の部に計上する方法である。この例外として、売却可能有価証券（いわゆる「その他有価証券」）の価格変動リスクをヘッジする際には、「時価ヘッジ」を適用することができる。「時価ヘッジ」では、上記AGAAPの公正価値ヘッジと同様に、ヘッジ対象およびヘッジ手段の両方の公正価値の変動を同時に損益計算書に認識する。

(j) 確定給付制度

AGAAPのもとでは、各確定給付制度の確定給付債務の現在価値（予測単位積増方式を用いて計算される）が各制度の資産の公正価値より大きい場合には確定給付負債が認識される。また、この計算によって資産が生じる場合、回収可能な額を上限とする確定給付資産が認識される。各報告期間において、正味確定給付負債（資産）の増減は、以下のように取扱われる。

- ・当期の勤務費用、正味確定給付負債の利息純額、過去勤務費用およびその他の費用（例えば、縮小および清算の影響など）に関する増減（純額）は、損益計算書の営業費用に計上される。
- ・正味確定給付負債（資産）のうち数理計算上の差異および制度資産からの収益（利息純額に含まれる受取利息を除く）を構成する部分の再測定は、その他包括利益を通じて利益剰余金に直接計上される。
- ・雇用者の拠出額は正味確定給付負債（資産）に直接認識される。

日本基準においては、退職給付債務額は「給付算定基準」または「期間定額基準」のいずれかを用いて計算される。

利息費用は退職給付債務に割引率を乗じて算定される。各報告期間において、勤務費用、利息費用、制度資産の期待収益、過去勤務費用および数理計算上の差異の当期の費用処理額（その他包括利益からリサイクリング）は、退職給付費用の一部として損益計算書に含まれる。

未認識の過去勤務費用および数理計算上の差異については、その他包括利益を通じて貸借対照表の資本の部に認識される。過去勤務費用および数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間の範囲内の一定の年数で、営業費用として損益計算書に計上することとされており、また発生時に費用処理する方法も認められている。

(k) 個別財務諸表における持分法

AGAAPのもとで、当行は親会社の個別財務諸表において関連会社に対する投資に持分法を適用している。日本基準においては、関連会社に対する投資は個別財務諸表において取得原価で計上される。

(l) リース（借手の会計処理）

AGAAPのもとでは、借手は単一の会計モデルに基づき、すべてのリース（少額資産および短期のリースを除く）を貸借対照表に認識しなければならない。その結果、借手は対象リース資産をリース期間にわたって使用する権利を使用権（ROU）資産として認識し、リース料の支払義務をリース負債として認識する。また、損益計算書において、借手はROU資産に関する減価償却費とリース負債に対する支払利息を認識する。

日本の基準において、リース取引は、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に分類される。基本的に、ノンキャンセラブルかつ資産の所有に伴うリスクと経済的便益のほとんどすべてが実質的に借手に移転している場合には、ファイナンス・リース取引、それ以外をオペレーティング・リース取引とする。原則として、ファイナンス・リース取引については売買と同様の会計処理を行い、オペレーティング・リース取引については賃貸借と同様の会計処理を行う。

(m) 共同支配下の企業結合

AGAAPのもとでは、共同支配下の企業または事業の結合は、AASB第3号企業結合の範囲から除外されており、明示された規定はない。

日本基準において、共同支配下の企業または事業間の結合について企業会計基準等で規定されている。共同支配下の取引は、原則として、移転直前に付されていた適正な帳簿価額を引き継ぐ。

(n) 保険契約

AGAAPのもとでは、保険に関する会計基準は、保険契約の定義に該当する契約に対して適用される。保険契約に対して保険契約負債が計上される。保険契約負債は、保険契約グループについて現在価値で測定され、履行キャッシュ・フローおよび契約上のサービス・マージン(「CSM」)で構成される。履行キャッシュ・フローは、非財務リスクに関するリスク調整とともに、将来キャッシュ・フローの保険契約からのキャッシュ・フローを反映した割引率による現在価値の最善の見積りで構成される。CSMは、未稼得利益を表す。保険契約負債は每期更新される。

不利な契約による損失は、直ちに損益計算書に認識される。契約初日に損益は認識されず、CSMは、契約グループの予想カバー期間にわたるサービス提供に応じて、定期的に損益に認識される。新契約費は、履行キャッシュ・フローの一要素として繰延べられる。

日本基準においては、保険に関する会計処理は、保険業法上の免許を受けた保険会社に適用される。保険会社の保険契約負債として、保険契約準備金が計上される。その内容および計算は保険業法およびその関連規則により詳細に定められている。特定の契約に関して、前提条件は、規制当局によって規定されている。保険契約負債は契約時の計算前提に基づいて積み立てられる。各年度末に再計算されるが、その際計算前提の見直しはされず、代わりに保険契約負債の充分性の検討が行われ、必要な場合には追加の負債が認識される。

日本基準においては、保険料は収受した時点で損益計算書に認識される。新契約費は、発生時に費用処理され、繰延べられない。

第7【外国為替相場の推移】

発行会社の財務書類の表示に用いられた豪ドルと日本円との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているので、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
令和6年12月17日に関東財務局長に提出
- (2) 半期報告書
該当事項なし
- (3) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき臨時報告書を令和7年5月13日に関東財務局長に提出
- (4) 訂正報告書
該当事項なし
- (5) 発行登録書（募集）
令和7年2月28日に関東財務局長に提出
- (6) 発行登録書（売出し）
令和7年2月28日に関東財務局長に提出
- (7) 訂正発行登録書（募集）
令和7年5月13日に関東財務局長に提出
- (8) 訂正発行登録書（売出し）
令和7年5月13日に関東財務局長に提出
- (9) 発行登録追補書類（募集）
該当事項なし
- (10) 発行登録追補書類（売出し）
該当事項なし

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

該当事項なし。

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当事項なし。

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。